

季刊 社会保障研究

Vol.51

Autumn 2015

No.2

研究の窓

30年目の「女性と社会保障」……………大石 亜希子 **138**

第19回厚生政策セミナー

テーマ 多様化する女性のライフコースと社会保障

～人口減少社会を支え続ける社会保障の挑戦～

基調講演1 ポスト近代期の日本における女性と家族の変容 ……鈴木 透 **141**

基調講演2 逆機能を解消して機能強化を ……………大沢 真理 **149**

パネリスト講演1 労働市場における男女格差の現状と政策課題 …川口 章 **160**

パネリスト講演2 セカンド・シフトを超えて家庭内労働をめぐる諸側面 …大石 亜希子 **167**

パネリスト講演3 女性のライフコースの多様性と貧困 ……………阿部 彩 **174**

パネリスト講演4 日本の女性と移動～国内人口移動と国際人口移動…林 玲子 **181**

パネル討論……………鈴木透、大沢真理、川口章、大石亜希子、
阿部彩、林玲子、森田朗（モデレーター） **185**

投稿（研究ノート）

平均寿命および健康寿命の都道府県格差の解析

—非線形回帰分析による決定要因の探索— ……田 辺 和 俊, 鈴木 孝 弘 **198**

ボランティアを含めた介護サービス市場の設計について

フォーマルサービスとボランティアの最適配分……………鎌 田 繁 則 **211**

子ども数と教育費負担との関係……………増 田 幹 人 **223**

判例研究

社会保障法判例……………常 森 裕 介 **233**

書評

駒村康平著『日本の年金』……………一 圓 光 彌 **241**

周燕飛著『母子世帯のワーク・ライフと経済的自立』……………田 宮 遊 子 **245**



季刊
社会保障研究

Vol.51 Autumn 2015 No.2

国立社会保障・人口問題研究所

『季刊社会保障研究』と『海外社会保障研究』の統合のお知らせ

『季刊社会保障研究』は、1965年の創刊以来社会保障に関する学術研究の発展に貢献して参りました。1998年に創刊された『海外社会保障研究』もまた、その前身である『海外社会保障情報』を引き継ぎ、海外における社会保障制度に関する情報発信ならびに研究発表の場として機能を果たして参りました。

他方、この半世紀の間に我が国は人口高齢化のフロントランナーとなる一方、欧米以外の諸国でも制度の構築・発展がみられるなど、国内外の社会保障をとりまく環境は変化を遂げてきました。さらにインターネットの発達により、国内外のデータへのアクセスは格段に向上し、研究のありようにも大きな進展がみられます。国内・海外という対象国に基づく研究上の区別は稀薄になり、読者の多くも特定のテーマに関する双方の情報を同時に求めるようになってきています。

こうした変化を踏まえ、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）では、これら2つの雑誌が築いてきた基盤の上に日本の社会保障研究をよりいっそう推進していくことを目指し、2015年度をもちまして、両誌を発展的に統合することといたしました。2016年度以降は、統合による相乗効果を活かした、社会保障に関する学術性、学際性、国際性、情報発信機能を備えた政策志向の雑誌として新たに生まれ変わります。

投稿論文については、2015年12月1日から新しい規程・要領が適用されます。詳細については次ページをご覧ください。また新しい雑誌の名称や編集体制、その他についても決定され次第、本誌および社人研のホームページにてお知らせいたします。

読者の皆様、これまでご寄稿いただきました皆様、編集にご協力いただきました皆様方におかれましては、長年のご高配に心より感謝申し上げますとともに、新雑誌につきましても、引き続きご指導、ご愛読くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

ご挨拶

このたび『季刊社会保障研究』と『海外社会保障研究』は、現代社会に求められる学術性、学際性、国際性、情報発信機能を備えた政策志向の新たな雑誌へと生まれ変わるべく、2016年4月に統合することとなりました。両誌のこれまでの蓄積を踏まえ、学界と政策立案の双方にいっそう大きな貢献をする雑誌となるよう努めて参る所存です。今後ともご愛読くださいますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

投稿論文の募集について

- 『季刊社会保障研究』『海外社会保障研究』への論文等の投稿は、2015年11月30日（当日消印分）まで現在の各誌の投稿規程・執筆要領にしたがった原稿を受け付けます。
- 新雑誌への移行に伴い、投稿論文の採用が決定される時期によっては、新雑誌に掲載となる場合もあります。予めご了承くださいますようお願いいたします。
- 既に投稿され、現在審査中のものについても、場合によっては新雑誌に掲載される可能性があります。急な変更となりますこととお詫び申し上げます。
- 2015年12月1日到着分以降（郵送の場合は12月1日以降消印分）については新しい投稿規程・執筆要領に沿った原稿を受け付けます。新しい投稿規程・執筆要領については、2015年11月中に社人研ホームページ（http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/bj_toukou.htm）にて発表いたします。
- 新雑誌では投稿論文の文字数上限が現行の1万6千字から2万字に変更されるなど、規程の大きな変更もございます。今後投稿をご予定の方はご注意ください幸いです。
- 引き続き多くの皆様からの投稿をお待ちしております。

今後のスケジュール

時期	新雑誌	季刊社会保障研究	海外社会保障研究
2015年9月末 11月中	投稿規程・執筆要領を ホームページに掲載	第51巻第2号	第192号
12月1日（郵送 の場合当日消印 分から）	投稿論文に新しい投稿規 程・執筆要領の適用開始	旧規程・要領による 投稿の受付の停止	旧規程・要領による 投稿の受付の停止
2016年2月頃		第51巻第3・4号	第193号
2016年4月 6月末	編集委員会の発足 創刊第1号の刊行		

上記の他、雑誌の名称や編集体制、その他についても決定され次第、本誌および社人研のホームページにてお知らせいたします。

研究の窓

30年目の「女性と社会保障」

本号は、2014年10月31日に開催された「第19回厚生政策セミナー：多様化する女性のライフコースと社会保障」（国立社会保障・人口問題研究所）の特集号である。副題にもあるように今回の厚生政策セミナーでは、女性と社会保障の関わりをメインテーマに取り上げている。

女性と社会保障の関わりについては、以下の3つのポイントが重要と思われる。第1に、女性は男性よりも長生きである。それだけに、疾病や要介護、低所得などのリスクにさらされる期間が長い。第2に、女性の生涯所得は男性よりも低い。そのために女性は経済的なリスクに対して脆弱であり、離別や死別などのライフイベントに遭遇した際に、低所得や貧困に陥るリスクも高い。第3に、女性が担うことの多い家庭内のケア労働は、介護や保育などの社会保障による現物（サービス）給付と代替的な面がある。したがって、現物サービスへのアクセスの容易さやサービス給付の多寡が、女性の時間配分、ひいては働き方に影響を与える。これらの視点から、今回の厚生政策セミナーでは人口学、経済学、社会政策など多領域の研究者が、それぞれの専門分野の知見に基づき女性と社会保障について論じている。

筆者が調べたところでは、季刊社会保障研究で「女性」を正面に打ち出した特集がなされるのは、「国連婦人の10年」の最終年に企画された第21巻3号（1985年）の「特集：女性と社会保障」以来である。この1985年という年は、女性の働き方という点からみても重要な節目にあたる。具体的には、この年に男女雇用機会均等法が成立し、全国民共通の基礎年金の導入と、それに伴う国民年金の第三号被保険者制度の開始が決まった（施行は翌年）。労働者派遣法が制定されたのもこの年である。また、1987年には配偶者特別控除が創設されている。

この30年間に何が変わり、何が変わらなかったか。本号の特集で詳述されているように、晩婚化・未婚化・晩産化・少産化が進み、ひとり暮らしの高齢女性が大幅に増加した（鈴木報告）。地方に目を転じると、都市部への若い女性の流出が続き、この傾向が「地方消滅」につながるのではないかと目下、各自治体は危機感を募らせている（林報告）。これらの面では女性のライフコースに顕著な変化が生じたと言えよう。その半面、子どもをもつ女性にとっての仕事と家庭の両立困難は、未解決の問題として残っている（鈴木報告・大石報告）。労働市場では女性労働の非正規化が進んだが（大沢報告）、これは男女間賃金格差を持続させる主要な要因になるとともに（川口報告）、女性

の貧困リスクを高める要因にもなっている（阿部報告）。現在の社会保障制度は女性のリスクの軽減やウェルビーイングの改善に寄与するどころか、貧困リスクを高める方向に「逆機能」している、というのが大沢報告の指摘である。

現在、政府は「女性の活躍推進」を成長戦略の重点施策に掲げ、女性の労働市場への参加を積極的に推進しようとしており、そのために配偶者控除・配偶者特別控除や第三号被保険者制度の見直しも検討中であると伝えられている。もしそれらが実現すれば、1980年代半ばから30年間にわたって女性の働き方に影響を与えてきた制度枠組みが大きく変化することになる。しかし、女性が活躍するためには、セーフティーネットの整備、そして平等施策の推進もまた必要である。こういう認識は、セミナーの論者全員に共有されていたと思う。

アメリカの経済学者による有名な研究であるが、主要オーケストラの入団テストに「blind audition」（奏者の姿を隠した演奏のみによる選考）を導入したところ、女性が一次審査に合格する確率が50%上昇し、団員に占める女性の比率が10年で倍増したというものがある（Goldin and Rouse 2000）。この例は、いかに人々の認知が「思い込み」に左右されやすいか、そして女性が活躍するうえで平等性を確保する枠組みがいかに重要であるかを示すものといえよう。同じく海外におけるさまざまな研究では、親や教師のジェンダー観が学力や大学における専攻の男女差を生み、ひいては労働市場における男女間格差をもたらすことが明らかにされている。

現在の社会保障制度は、暗黙裡に女性は結婚して夫に扶養されるものだと前提しており、これが単身あるいは離別した女性が貧困に陥りやすい背景となっている。雇用政策においても、配偶者のある女性や家事をしている女性はフリーターやニートを対象とする就労支援策の対象から除外されてしまっている。政策のそこかしこに内在するジェンダーバイアスを修正し、セーフティーネットの効果を高めていくためにも、平等施策の推進が求められる。

大石 亜希子

（おおいし・あきこ 千葉大学教授）

参考文献

Goldin, C. and Rouse, C. (2000) "Orchestrating Impartiality: The Impact of 'Blind' Auditions on Female Musicians," *American Economic Review*, Vol. 90, pp.715-741.

テーマ 多様化する女性のライフコースと社会保障
～ 人口減少社会を支え続ける社会保障の挑戦 ～

開会挨拶 …………… (国立社会保障・人口問題研究所所長) 森田 朗

基調講演 …………… (国立社会保障・人口問題研究所企画部長) 鈴木 透
(東京大学社会科学研究所教授) 大沢真理

パネリスト講演

パネリスト …………… (同志社大学政策学部教授) 川口 章
(千葉大学法政経学部教授) 大石亜希子

(国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長)
当時。現・首都大学東京教授) 阿部 彩

(国立社会保障・人口問題研究所国際関係研究部長) 林 玲子

パネル討論 …………… 鈴木 透, 大沢真理, 川口 章, 大石亜希子, 阿部 彩, 林 玲子
森田 朗 (モデレーター)

閉会挨拶 …………… (国立社会保障・人口問題研究所副所長) 金子隆一

〔基調講演1〕

ポスト近代期の日本における女性と家族の変容

鈴木 透



I. 序言

人口構造研究部の鈴木です。国立社会保障・人口問題研究所の人口部門を代表しまして、女性のライフコースの人口学的データ

や、研究所の将来推計と調査データを紹介することで、本日のイントロダクションとしたいと思います。

日本を含む先進諸国は、第二次大戦後にそれまでの近代化・産業化過程とは質的に異なる一連の変化を経験しました。このような近代からポスト近代へ、産業社会から後期産業社会への転換は、さまざまな標語で表現されます。女性と家族の変化に限っても、女性の経済力向上から政治力向上へ（Inglehart and Norris 2003）、「子どもは王様」から「カップルは王様」へ（van de Kaa 1987）、主婦化から脱主婦化へ（落合 2014）、近代主婦から現代主婦へ（瀬地山 1996）などの転換が言われています。論者ごとに視点は異なりますが、やはり女性の経済生産行動と再生産行動の交互作用は、中核的な論点にならざるを得ません。

本稿では女性の進学から老後までのライフコースに沿って、就業と結婚・出産を中心とする人口学的データを提示し、ポスト近代への転換を概説します。女性の人的資本投資と労働力参加はいずれも増加しましたが、出産後の労働力率は大卒女性の方がむしろ低いといったねじれ現象もみられます。死亡率の低下に加え、晩婚化・未婚化、晩

産化・少産化といった変化を経て、家族・世帯形成に関わるライフコースは多様化しました。女性の就業と出産の相関については、簡単な数理モデルを用いて両立可能性が果たす役割について考察します。マクロデータに見る女性の労働力率と出生率の正相関の背後には、両立可能性があると思えるべきです。最後に国立社会保障・人口問題研究所の全国調査を用いて、家族に関する女性の意識の変化を概観します。

II. 進学と就業

『学校基本調査』による四年制大学への進学率は、2014年に男性55.9%、女性47.0%で、8.9%ポイントの差があります。25%ポイント以上の差があった1970年代よりは縮小しましたが、依然として女性の人的資本投資の方が小さくなっています。このようなパターンは世界的には少数派です。WEF（2013）をみると、131ヶ国中90ヶ国で女性の高等教育就学率が男性を上回っています。ところが日本の高等教育就学率は男性63%、女性56%で、女／男比＝0.89は131ヶ国中98位です。OECD会員国では、ドイツ（0.89）が日本と同等で、日本より低いのはトルコ（0.82）と韓国（0.72）だけです。

瀬地山（2006）は2002年就業構造基本調査を用いて、40代では大卒女性の有業率が高卒女性を下回ることを示し、主婦の地位が相対的に高いためとしました。このパターンは2010年国勢調査でも変わっていません。図1に見るように、大卒女性の労働力率は30代前半までは最も高い値ですが、

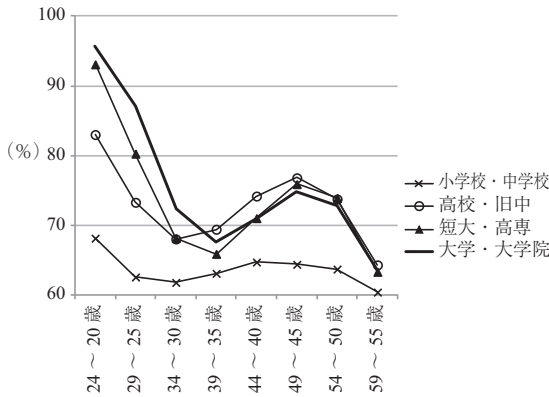


図1 20～59歳女性の労働力率 (2010年国勢調査)

35～39歳以降では高卒女性を下回り、45～54歳では短大卒女性をも下回ります。これは依然として伝統的性分業への支持が強いこと(松田 2013)を示唆する結果でもあります。橘(2013)は、女性の就労意欲が低いのは、ママ友から離脱して会社に所属する決断が負担になるためと解釈していません。

Ⅲ. 結婚と離婚

晩婚化・未婚化は前期産業化期やそれ以前にもある程度進行していましたが、1950～60年代の高度経済成長を背景とした「家族の黄金期」には比較的停滞していました。晩婚・稀婚のヨーロッパ型結婚パターンから離脱し早婚化・皆婚化が進んだヨーロッパほど明らかな転換はありませんでしたが、結婚適齢期規範の強化を反映してか、25～29歳女性の未婚割合は1960年の21.6%から1970年には18.1%まで低下しました。初婚年齢や粗離婚率が顕著な上昇を見せるようになるのは、1970年代後半からです。

図2は1960年、図3は2010年について、女性の生命表の静止人口(${}_5L_x$)に国勢調査の配偶関係分布を乗じたものです。初婚率・再婚率・離婚率等に依拠した結婚の多相生命表(高橋 1989, 池ノ上・高橋 1994)と異なり、各時点の人口学的率もたらず定常状態を表すものではありませんが、50年間の変化の概要を知るには充分でしょう。表1に

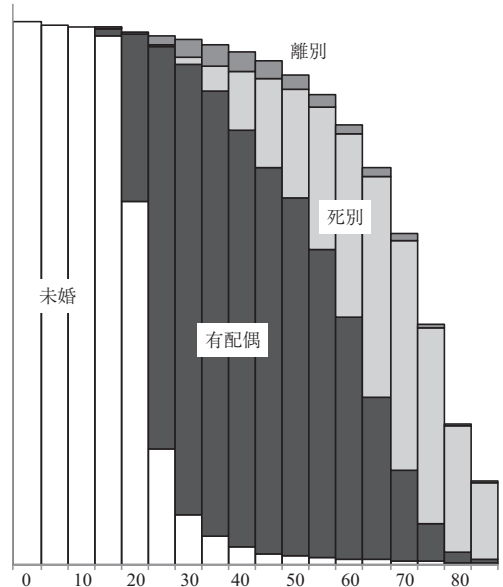


図2 女性の配偶関係別静止人口 (1960年)

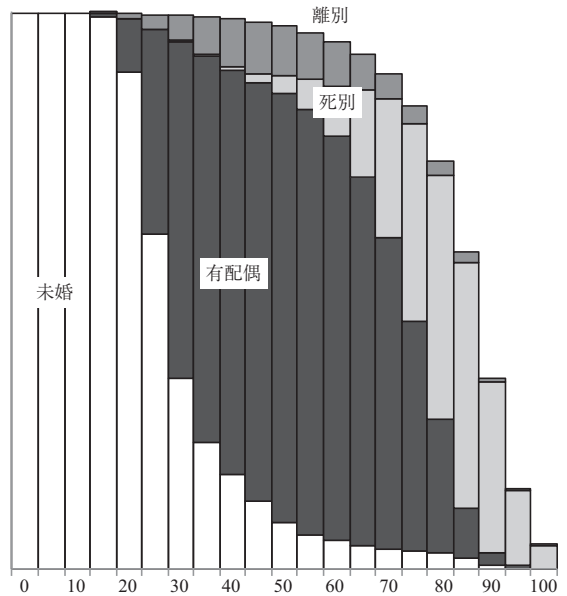


図3 女性の配偶関係別静止人口 (2010年)

みるように、平均寿命は70.2年から86.4年まで延長しました。晩婚化に伴い、未婚期間は24.6年(35.1%)から33.5年(38.8%)まで、年数・比率とも上昇しました。ちなみにこの未婚生存年数には未婚のまま死亡した女性の生存年数も含まれ、い

いわゆる平均初婚年齢とは異なります。国立社会保障・人口問題研究所（2015）に含まれるSMAM（Singulate Mean Age at Marriage）は最終的に結婚した女性の平均初婚年齢で、1960年に24.96歳、2010年は29.69歳となっています。有配偶期間は31.2年から37.4年まで延長しましたが、寿命の延長ほどではなく、生涯に占める有配偶期間の割合はわずかに低下しました。死亡率低下に伴い、死別期間は13.1年から11.6年へと縮小し、生涯に占める割合も大きく低下しました。離婚率の上昇に伴い、離婚期間とその割合は上昇しました。

表1 女性の配偶関係別生存延べ年数

	1960年		2010年	
	年	(%)	年	(%)
計	70.2	(100.0)	86.4	(100.0)
未婚	24.6	(35.1)	33.5	(38.8)
有配偶	31.2	(44.4)	37.4	(43.3)
死別	13.1	(18.7)	11.6	(13.4)
離別	1.3	(1.8)	3.9	(4.5)

生命表の静止人口 (${}_5L_x$) に国勢調査の配偶関係分布を乗じたもの。いわゆる結婚の多相生命表ではない。

未婚化の指標としては50歳時の未婚割合がよく用いられます。国立社会保障・人口問題研究所（2015）によると、女性の50歳時未婚割合は1960年の1.88%から2010年には10.61%まで上昇しました。後者は1960年前後の出生コーホートの値に該当しますが、国立社会保障・人口問題研究所（2012）は1990年以後に出生した女性の50歳時未婚割合が20%を超えると予想しています。

晩婚化・未婚化・晩産化・少産化・離婚増加の傾向は明らかで、同棲経験者の増加もある程度確認されていますが、日本で唯一欠けている第二人口転換の要素は婚外出生の増加です（Lesthaeghe 2010）。婚外出生の割合は1960年の1.22%から2010年の2.15%に増えただけで、一度も3%を超えたことはありません。1990年生まれが50歳に達する2040年までこの状況が変わらないとすると、結婚しても子どもを生まない女性を加えて約35%の女性が子どもをひとりも持たないこととなります。男性の未婚割合は女性よりさらに急激に上昇しているため、老後に子からの支援がない男性は女性よりさらに多くなるでしょう。

高齢者の死別割合は、女性の方が男性よりずっと高くなっています。これは夫が妻より年長である場合が多い上に、女性の方が死亡率が低いことによります。このため、高齢者の独居割合も女性の方が高くなります。2010年国勢調査によると、65歳以上の独居割合は男性が11.6%に対し女性は20.8%となっています。国立社会保障・人口問題研究所（2013）によると、2035年には男性が16.3%に対し女性は23.4%まで上昇すると予想されます。

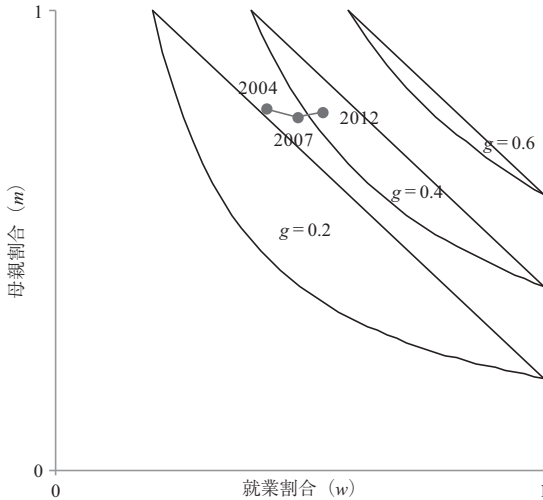
IV. 就業と出産

Becker（1991）によりますと20世紀後半の先進国における家族変動の主要因は女性の経済力の向上で、労働市場への進出によって出産の機会費用が上がり、伝統的性分業の利得が低下したとされます。理論的には女性の就業は機会費用を通じて出生率を抑圧すると考えられ、日本でもマイクロデータを用いた多くの研究が、妻の正規就業や就業時間と出生力との逆相関を検出しています（浅見他 2000, 大山 2004, 佐々井 1998, 駿河・西本 2002, 津谷 1999, 藤代 2002, 八代 2000, 山上 1999, 山口 2005）。ところが国際比較のようなマクロデータでは、1980年代後半から女性の労働力率と出生率の間に正相関が現れるようになりました（Billari and Kohler 2002, 阿藤 2000）。つまり個体レベルでは女性の就業は出生を抑圧するはずなのに、女性の労働力参加が多い社会の方が出生率が高いという事態が起きたのです。

このパラドックスの背後には、観察されない異質性として就業と家庭の両立可能性があると見られます。このことに関するごく単純化したモデルを提示しましょう。表2で w は妻（同棲カップルの女性パートナーでもかまいません）の就業割合、 m は母親の割合とします。就業する母親が全体に占める割合を g とすれば、各セルは表2のように w, m, g で表せます。このとき、4セルとも非負でかつ就業と出産が逆相関するための条件は、次のようになります。

表2 女性の就業と出産に関する2×2表

	出産なし	出産あり	
就業なし	$1-w-m-g$	$m-g$	$1-w$
就業あり	$w-g$	g	w
	$1-m$	m	1



就業構造基本調査 (2004, 2007, 2012年)

図4 妻の就業と出産が逆相関する領域と 30～34歳妻の就業・母親割合

$$1 - w - m + g > 0,$$

$$g < w m.$$

図4には g が0.2, 0.4, 0.6のときの就業と出産が逆相関する領域を示しました。そのような領域は g が高いほど右上にシフトし、かつ狭くなります。国際比較における正相関は、一部の国で両立可能性が改善されたためと解釈できます。つまり1980年代前半までは、どの国の両立可能性も一様に低かったため、女性の就業率と出生率は逆相関を示しました。ところが1980年代後半以後は、北西欧や英語圏先進国で両立可能性が改善され、母親の就業割合 (g) は大きく上昇し、従来領域を抜け出したことによって正相関が現れたと考えられます。

図4で母親の就業が増えるほど逆相関の領域が狭くなることは、両立可能性が改善されるほど就業の出生抑制効果が小さくなることを示唆しま

す。実際、両立可能性が改善されることは出産の機会費用が小さくなることを意味するので、これは当然の結果です。両立可能性が十分に改善されれば、マイクロデータでも妻就業の出生抑制効果は消え、さらに改善が進めば夫と同じく妻の所得も出生を促進する効果が現れるでしょう。実際にスウェーデンや英国では、そのような関係が報告されています (Hoem et al. 2001, Hoorens et al. 2005, Rosenbluth 2007)。

就業する母親のための保育サービスの充実、出産・育児休暇制度の拡充、柔軟な勤務形態の普及、家族親和的な職場環境の育成といった両立支援策には、就業女性の出産を促し出生率を引き上げる効果が期待されます。図4には2004年、2007年、2012年就業構造基本調査から得た30～34歳妻の就業割合と母親割合の動きをプロットしました。これによると妻の就業割合は上昇しましたが、母親の割合はほぼ横這いの状態です。つまりこの期間の両立可能性の改善は充分でなく、期待された効果を発揮できなかったと言えます。

V. 家族に関する規範意識

国立社会保障・人口問題研究所では5本の全国標本調査を5年周期で実施していますが、このうち出生動向基本調査と全国家庭動向調査では、家族意識の変化を追跡できる質問が含まれています。表3には、第10回 (1992年) から第14回 (2010年) までの出生動向基本調査における家族意識の変化を示しました。「伝統的意識」はポスト近代化によって減ることが期待される意識ですが、該当する家族規範が普及したのは江戸時代以前かも知れませんが、1950～60年代かも知れません。ここでは、近代の伝統化 (落合 2014) の問題には立ち入らないことにします。

表3の9項目中、(1)～(5)の5項目については、伝統的意識の減少傾向が反転する「伝統回帰」または「保守化」と呼ぶべき変化が認められます。うち (2) 結婚犠牲 (結婚したら、家庭のためには自分の個性や生き方を半分犠牲にするのは当然だ) は1997年を底に反転しましたが、残る4項目で

表3 出生動向基本調査（夫婦調査）にみる家族意識の変化（伝統的態度の％）

項目	命題	伝統的意識	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回
			1992年	1997年	2002年	2005年	2010年
(1) 男性稼得者	結婚後は、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ	賛成	40.8	34.0	28.4	31.0	33.3
(2) 結婚犠牲	結婚したら、家庭のためには自分の個性や生き方を半分犠牲にするのは当然だ	賛成	48.7	36.0	40.7	43.5	48.3
(3) 独身不寛容	生涯を独身で過ごすというのは、望ましい生き方ではない	賛成	63.4	53.1	48.6	56.8	59.9
(4) 同棲不寛容	男女と一緒に暮らすなら結婚すべきである	賛成	86.1	77.8	72.3	74.3	75.3
(5) 離婚不寛容	いったん結婚したら、性格の不一致くらいで別れるべきではない	賛成	67.8	53.2	53.8	55.3	57.4
(6) 子必要	結婚したら、子どもは持つべきだ	賛成	90.2	81.3	76.7	77.3	74.6
(7) 自己実現	結婚しても、人生には結婚相手や家族とは別の自分だけの目標を持つべきである	反対	24.5	17.8	15.2	12.5	12.4
(8) 婚前交渉不寛容	結婚前の男女でも愛情があるなら性交渉を持ってかまわない	反対	42.9	27.4	18.9	16.6	14.0
(9) 三歳児神話	少なくとも子どもが小さいうちは、母親は仕事を持たず家にいるのが望ましい	賛成	89.8	--	78.9	77.0	72.4

国立社会保障・人口問題研究所『出生動向基本調査（夫婦調査）』各回報告書

表4 全国家庭動向調査にみる家族意識の変化（伝統的態度の％）

項目	命題	伝統的意識	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
			1993年	1998年	2003年	2008年	2013年
(1) 男性稼得者	結婚後は、夫は外で働き、妻は主婦業に専念すべきだ	賛成	54.5	54.3	42.9	47.7	44.9
(2) 三歳児神話	子どもが3才くらいまでは、母親は仕事を持たず育児に専念したほうがよい	賛成	89.2	90.8	83.5	86.7	77.3
(3) 性気質	男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるべきだ	賛成	80.4	77.2	69.2	75.2	67.2
(4) 社会的認知	夫婦は子どもを持ってはじめて社会的に認められる	賛成	41.9	41.1	33.2	35.8	32.1
(5) 父親決定	家庭で重要なことがあったときは、父親が最終的に決定すべきだ	賛成	--	81.9	75.5	77.8	71.6
(6) 夫の参加	夫も家事や育児を平等に分担すべきだ	反対	26.1	23.7	17.2	17.6	19.5
(7) 夫婦別姓	夫、妻とも同姓である必要はなく、別姓であってもよい	反対	64.6	61.0	54.0	57.2	58.5
(8) 仕事優先	夫は、会社の仕事と家庭の用事が重なった時は、会社の仕事を優先すべきだ	反対	67.1	68.5	67.7	67.8	67.0
(9) 子ども優先	夫や妻は、自分達のことを多少犠牲にしても、子どものことを優先すべきだ	賛成	73.3	77.2	78.1	81.3	86.9
(10) 老親同居	年をとった親は子ども夫婦と一緒に暮らすべきだ	賛成	62.0	50.3	51.2	50.8	44.6
(11) 老親介護	年老いた親の介護は家族が担うべきだ	賛成	--	74.8	66.2	63.3	56.7
(12) 老親扶養	高齢者への経済的援助は、公的機関より家族が行うべきだ	賛成	31.5	30.7	30.0	27.1	28.1

国立社会保障・人口問題研究所『全国家庭動向調査』各回報告書

は2002年が転機になっています。(6) 子の必要性に関しては、2002～05年の増加はごくわずかで、しかも2005～10年には再び減少しています。

表4には第1回（1993年）から第5回（2013年）までの全国家庭動向調査による家族意識の変化を示しました。このうち(1)～(7)の7項目で2003～08年に保守化が見られました。ところが(6) 夫の家事・育児参加不要と(7) 夫婦別姓反対を除く5項目は、2008～13年に再び減少を開始するという、解釈が難しい結果となっています。

ともあれ2002～10年頃までは多くの項目で家族意識の保守化が見られたわけですが、これはどう解釈すべきでしょうか。2002年頃からリーマンショックが起きる2008年までは、日本経済は緩やかな回復傾向を見せ、様々な社会指標で改善が見られました。たとえば離婚件数は2002年、自殺件数は2003年をピークに減少に転じ、内閣府の国民生活に関する世論調査で「今後の生活が良くなってゆく」と回答した割合は2002年を底に上昇に転じました。合計出生率は2005年を底に回復に転じ

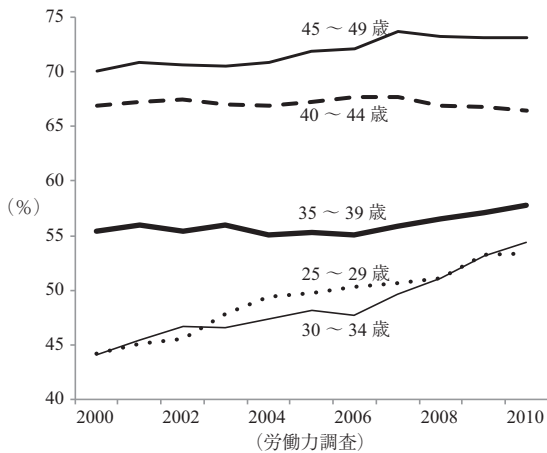


図5 有配偶女性の労働力率

ましたが、月別出生数は2005年1～4月が底でした(金子 2010)。妊娠期間を考えると、夫婦の行動に変化が生じたのは2004年半ばということになります。これは2002年以後の経済社会状況の好転を受けて、先送りしていた出産に踏み切る夫婦が増え、2004年に閾値を突破して2005年以後の出生率回復をもたらしたと解釈できます。

このように出産回避から出産の決断への転換に伴い、両立可能性が充分でない中で退職を決意した妻も多かったと考えられます。図5は労働力調査による有配偶女性の労働力率の推移ですが、25～29歳の妻は2004～08年、30代の妻は2002～06年に労働力参加が停滞しており、この時期に家族形成に向かったと思われる。性分業意識の保守化は、そのように職業達成を諦め家族形成を優先させた決断を合理化するためという解釈が得られます。

しかしその場合、出生動向基本調査の(6)子の必要性(結婚したら子どもを持つべきだ)の変化がごくわずかで、(7)自己実現(結婚しても、人生には結婚相手や家族とは別の自分だけの目標を持つべきである)への賛成は増えなかったことが説明できません。さらに三歳児神話に至っては、出生動向基本調査の文章(少なくとも子どもが小さいうちは、母親は仕事を持たず家にいるのが望ましい)では賛成が増えず、全国家庭動向調査の文章(子どもが3才くらいまでは、母親は仕事を持

たず育児に専念したほうがよい)では賛成が増えています。このように解釈が難しい結果が多くあります。

全国家庭動向調査で見られた伝統的意識の再低下が次の出生動向基本調査(2015年実施)でも見られれば、家族意識の保守化が一時的な現象だったことが確認できるでしょう。その場合、リーマンショックや東日本大震災によって状況が悪化したことにより、再び出産回避傾向が強まったと解釈されます。実際に合計出生率の回復は、2008年以後は鈍化しているように見えます。図5によると、25～29歳の妻の労働力参加は経済危機を契機に加速しましたが、30代ではそれ以前から増えており、40代ではむしろ低下しています。この解釈もまた難しいところです。

表4の全国家庭動向調査で保守化がなかった項目を見ると、(8)仕事優先(夫は、会社の仕事と家庭の用事が重なった時は、会社の仕事を優先すべきだ)ではほとんど変化がありません。(9)子ども優先(夫や妻は、自分達のことを多少犠牲にしても、子どものことを優先すべきだ)は、不断に上昇を続けています。これは出生力低下の主要因のひとつである質と量の交互作用(Becker 1991)が、ますます強まっていることを示唆します。つまり親は子どもの量より質により強い関心を持つようになり、一人の子どもに注ぐ愛情と資源は増加の一途をたどるため、追加出産のハードルは上がる一方であると解釈できます。しかし親の愛情や利他主義を抑えるような政策はありません。ここに少子化問題の難しさがあります。

表4の(10)(11)(12)の老親との同居・介護・扶養に関しては、伝統的意識の減少が続いており、保守化は見られませんでした。保守化が生じたのは出産と性分業に関する分野に限られ、老親との関係には及ばなかったことがわかります。

VI. 結語

日本女性は欧米に比べジェンダー分業志向が強く、仕事中心の生活に対する選好が弱いとされます(松田 2013)。さらに21世紀に入って、保守化

とみられる意識変化も観察されました。そうした変化が一時的なものだったのかはまだわかりませんが、三歳児神話や男性稼得者モデルへの支持率をみると相当に保守的・家族志向的にみえます。男性に加えて女性のそのような意識のあり方が、家庭内と家庭外でのジェンダー関係の乖離を生み出し、それが低出生力をもたらししている可能性があります (McDonald 2000)。

このような解釈は、出生率が相対的に高い北西欧・英語圏先進国と、極端な出生率低下を経験した日本・東アジア・南欧・東欧との差を説明します。出生促進策の成功例とされるフランスやスウェーデンと比較した場合、日本を含む非西歐文化圏は文化的ハンディキャップを負っているといえます。したがって出生促進策が効果を上げるためには、北西欧・英語圏先進国よりさらに多くの資源を投入する必要があることになります。フランスやスウェーデンと同程度の政策努力では、おそらく両国ほどの出生率水準は達成できないでしょう。

私からは以上です。

参考文献

- Becker, Gary (1991) *A Treatise on the Family, Enlarged Edition*, Cambridge: Harvard University Press.
- Billari, Francesco C. and Hans-Peter Kohler (2002) "Patterns of Lowest-Low Fertility in Europe," Max Planck Institute for Demographic Research Working Paper WP-2002-040.
- Hoem, Jan M., Alexia Prskawetz, and Gerda Neyer (2001) "Autonomy or Conservative Adjustment? The Effect of Public Policies and Educational Attainment on Third Births in Austria, 1975-96," *Population Studies* Vol. 55, No. 3, pp. 249-261.
- Hoorens, Stijin, Andrew Parkinson, and Jonathan Grant (2005) "Sweden's Varying Success in Offsetting Low Fertility," International Conference on Low Fertility and Effectiveness of Policy Measures in OECD, Seoul, Korea.
- Inglehart, Ronald and Pippa Norris (2003) *Rising Tide - Gender Equality and Cultural Change around the World*, Cambridge University Press.
- Lesthaeghe, Ron (2010) "The Unfolding Story of the Second Demographic Transition," *Population and Development Review*, Vol. 36, No. 2, pp. 211-251.
- McDonald, Peter (2000) "Gender Equity in Theories of Fertility Transition," *Population and Development Review*, Vol. 26, No. 3, pp. 427-440.
- Rosenbluth, Frances McCall (2007) "The Political Economy of Low Fertility," in Frances McCall Rosenbluth (ed.) *Political Economy of Japan's Low Fertility*, Stanford University Press, pp. 3-36.
- van de Kaa, Dirk (1987) "Europe's second demographic transition," *Population Bulletin*, Vol. 42, No. 1, pp. 1-59.
- World Economic Forum (2013) *The Global Gender Gap Report 2013*.
- 浅見泰司・石坂公一・大江守之・小山泰代・瀬川祥子・松本真澄 (2000) 「少子化現象と住宅事情」『人口問題研究』第56巻第1号, pp. 8-37.
- 阿藤誠 (2000) 『現代人口学：少子高齢社会の基礎知識』日本評論社。
- 池ノ上正子・高橋重郷 (1994) 「結婚の多相生命表：1975年, 1980年, 1985年および1990年」『人口問題研究』第50巻第2号, pp. 73-96.
- 大山昌子 (2004) 「子どもの養育・教育費用と出生率低下」『人口学研究』第35号, pp. 45-57.
- 落合恵美子 (2014) 「近代世界の転換と家族変動の論理－アジアとヨーロッパ－」『社会学評論』第64巻第4号, pp. 533-552.
- 金子隆一 (2010) 「わが国近年の出生率反転の要因について－出生率推計モデルを用いた期間効果分析－」『人口問題研究』第66巻第2号, pp. 1-25.
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2012) 『日本の将来推計人口：平成24年1月推計』人口問題研究資料第326号。
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2013) 『日本の世帯数の将来推計 (全国推計)：2013 (平成25) 年1月推計』人口問題研究資料第329号。
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2015) 『人口統計資料集2015』人口問題研究資料第333号。
- 佐々井司 (1998) 「近年の夫婦出生力変動とその規定要因」『人口問題研究』第54巻第4号, pp. 3-18.
- 瀬地山角 (1996) 『東アジアの家父長制－ジェンダーの比較社会学』勁草書房。
- 瀬地山角 (2006) 「東アジアの家父長制, その後」富田武・李静和編 『家族の変容とジェンダー－少子高齢化とグローバル化のなかで』日本評論社, pp. 152-174.
- 駿河輝和・西本真弓 (2002) 「育児支援策が出生行動に与える影響」『季刊社会保障研究』第37巻第4号, pp. 371-379.
- 高橋重郷 (1989) 「結婚の多相生命表：1980年, 1985年」『人口問題研究』第45巻第3号, pp. 41-55.
- 橘玲 (2014) 『(日本人)』幻冬舎文庫。

- 津谷典子 (1999) 「出生率低下と子育て支援政策」『季刊社会保障研究』第34巻第4号, pp. 348-360。
- 藤野敦子 (2002) 「家計における出生行動と妻の就業行動－夫の家事育児参加と妻の価値観の影響－」『人口学研究』第31号, pp. 19-35。
- 松田茂樹 (2013) 『少子化論－なぜまだ結婚, 出産しやすい国にならないのか』勁草書房。
- 八代尚宏 (2000) 「少子化問題への経済学的アプローチ」『季刊家計経済研究』第47号, pp. 20-27。
- 山上俊彦 (1999) 「出産・育児と女子就業との両立可能性について」『季刊社会保障研究』第35巻第1号, pp. 52-64。
- 山口一男 (2005) 「少子化の決定要因について：夫の役割, 職場の役割, 政府の役割, 社会の役割」『季刊家計経済研究』第66号, pp. 57-67。
- (すずき・とおる 国立社会保障・人口問題研究所
人口構造研究部長)

〔基調講演 2〕

逆機能を解消して機能強化を¹⁾

大 沢 真 理

1. 社会保障改革の
「共有できる流れ」？

私は「逆機能を解消して機能強化を」と題して報告します。この報告表題の意味は順次申し上げます。

日本の社会保障制度を「機能強化」する必要性があるという点は、2008年に福田康夫内閣のもとに設置された社会保障国民会議以来、2013年までの「共有できる流れ」です。「共有できる流れ」とまとめたのは、2013年8月に安倍晋三首相に報告書を提出した社会保障制度改革国民会議でした。同報告書の中では、日本の社会保障システムを「1970年代モデル」、これは、男性が稼いで妻子を養うこと、および女性は家事や育児・介護等をもっぱら担う、ということを前提したモデルですが、今やそこから、「21世紀（2025年）日本モデル」へと転換する必要がある、このような認識が共有されていると、まとめました。では、モデル切り替えの必要性はどう捉えられたのか。いろいろな動向に言及しています。すなわち高齢化、共稼ぎ化、都市化、経済グローバル化などにより、世代間でも、家族でも、地域でも、企業でも、個人の生活を保障する機能が低下しているという認識になっています（社会保障制度改革国民会議2013：7、9）。

私はそのような認識を否定しませんが、一連の共有できる流れの中では、「逆機能」への意識が薄いと感じています²⁾。私は逆機能を、対処するべ

き事態をかえって悪化させること、という意味で使っています。つまり、機能不全（ディスファンクション）とは区別される事態です。

2. 機能強化が必要な理由

日本の「男性稼ぎ主」型ないし「1970年代モデル」の生活保障システムが、すでに少なくとも機能不全、もっと言えば逆機能に陥っている原因は何でしょうか。雇用の非正規化や低成長、その背景にはさらに経済グローバル化がありますが、それが元凶なのでしょう。少子高齢化、非婚化、晩産化などの背景に雇用の非正規化があるという点には、すでに共通認識があります。日本の自殺率は、統計がとれる諸国でトップクラスの高さですが、その背景に雇用の劣化や所得格差の拡大があるという点にも認識が共有されてきています。また日本の貧困率は、OECD諸国で4～5番目に高い水準ですが、この高い貧困率の背景は不景気であるとはいえません。というのは、景気拡張期も貧困率が上昇してきたからです。また、人口高齢化だけでもありません。それも原因の一つですが、貧困率を1980年代から通観してみると、高齢者の貧困率は低下し、子どもから中年で貧困率が上昇するという変化が顕著です。そして雇用の非正規化だけでもなさそうです。注目すべきは、日本では政府による所得再分配の貧困削減効果が、労働年齢人口にとって非常に低い、のみならずマイナスですらあることです。

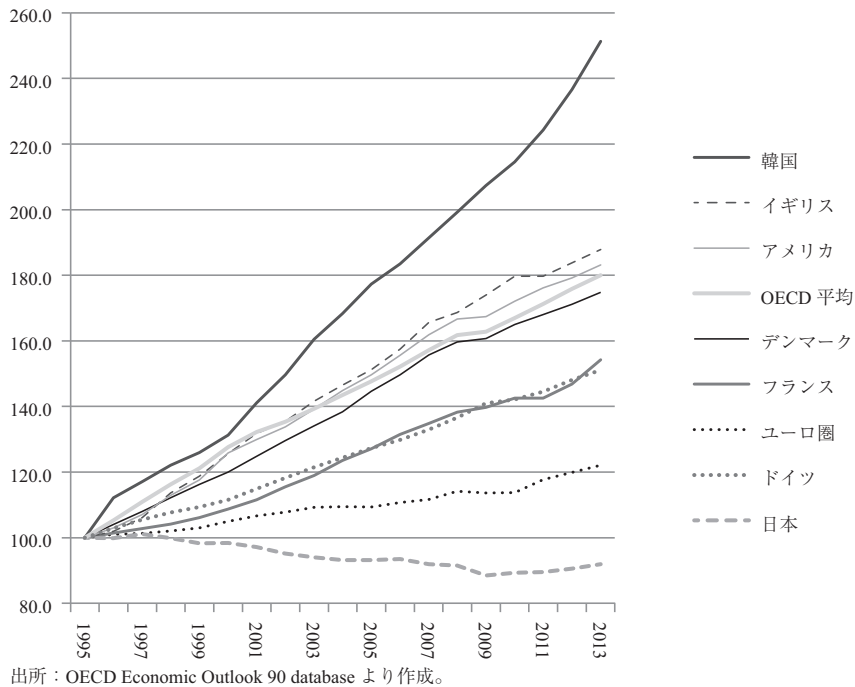


図1 民間部門の1人当たり雇用者報酬の伸び，1995年=100

2.1 雇用は確かに劣化した

さて、雇用劣化について、簡単なデータとしていくつかの国の1人あたり雇用者報酬を見ましよう（図1）。雇用者報酬には事業主の社会保障負担も含まれますが、もちろん雇用者報酬の大部分は賃金・給与です。全ての国がグローバル化にさらされていますが、1990年代後半から実際に賃金が低下したのは主要国の中で日本だけであることが分かります。

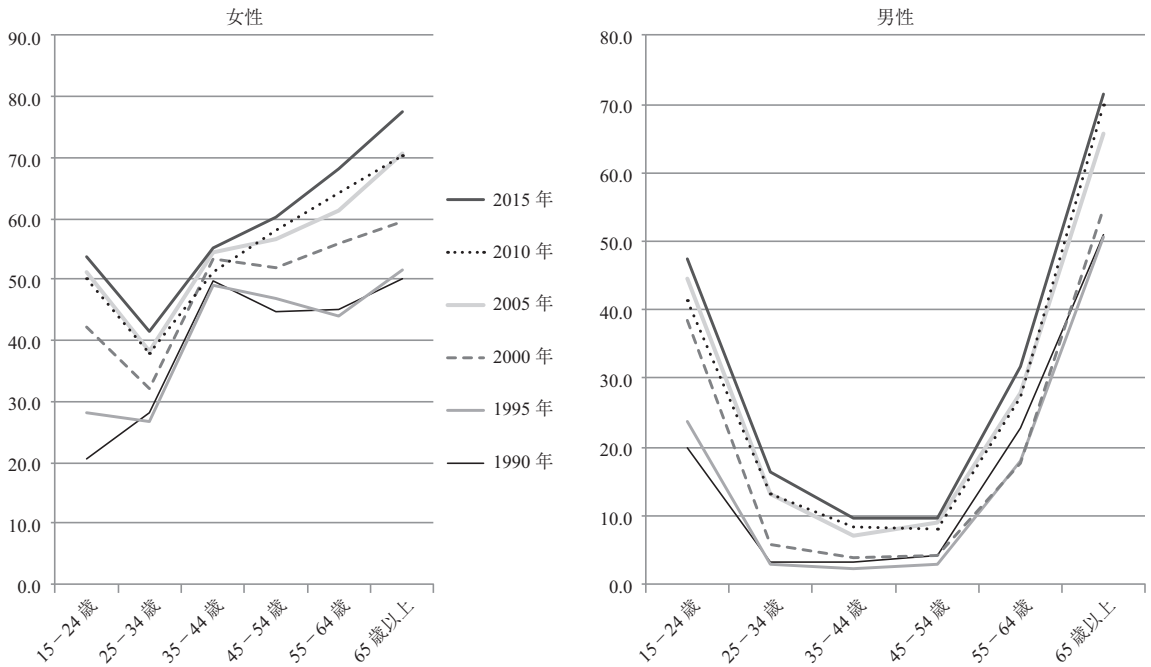
日本における平均賃金の低下の主因は、パート化あるいは非正規化にあると言われています。図2のように、雇用の非正規化の状況を性別・年齢階級別に見ると、男女とも非正規化が大きく進んだのは2000年から2005年にかけてで、小泉政権期にあたります。女性の非正規化は、15-24歳層での進行がすさまじく、55-64歳層でもそうです。

2.2 雇用保護は強くない

雇用の非正規化の状況に注意を促すと、日本では正社員の解雇からの保護が強すぎるという議論

が必ずといっていいほど登場します。そこでOECDの雇用保護指標を見たいと思います。図3の雇用保護指標は、縦軸に正規契約の解雇からの保護法制の強さをとり、横軸は非正規の労働市場の規制の強さからなっています。ところでOECDは、2008年のプレスリリースで日本の若者について論じました。若者の雇用機会を増すためには、正社員の解雇からの保護を緩める必要があるのではないかと提案したのです。日本の年次経済財政報告でも2009年報告で、雇用保護指標の高さと非正規雇用の比率、あるいは平均失業期間の長さの相関をとり、相関していると分析しました。ただし、日本では雇用保護が控え目な割には非正規比率が高いという分析も示されています。

注意すべきは、OECDは雇用保護指標を2008年、2013年などに改定したことです。改定すると、雇用保護ウェブサイトでは過去のデータにさかのぼって数値が更新されます。日本は2008年改定で正規の解雇からの保護のスコアがずいぶん下がりました。図3は、2013年改定の結果を示しま



注：1990年、95年、2000年の数値は労働力調査特別調査の各年2月の数値であり、2005年の数値は労働力調査詳細集計の1-3月平均の数値である。2000年8月からの統計では、15-24歳について「在学中を除く」という数値も掲載されているが、ここでは15-24歳の総数から算出している。

出所：労働力調査詳細集計より作成。

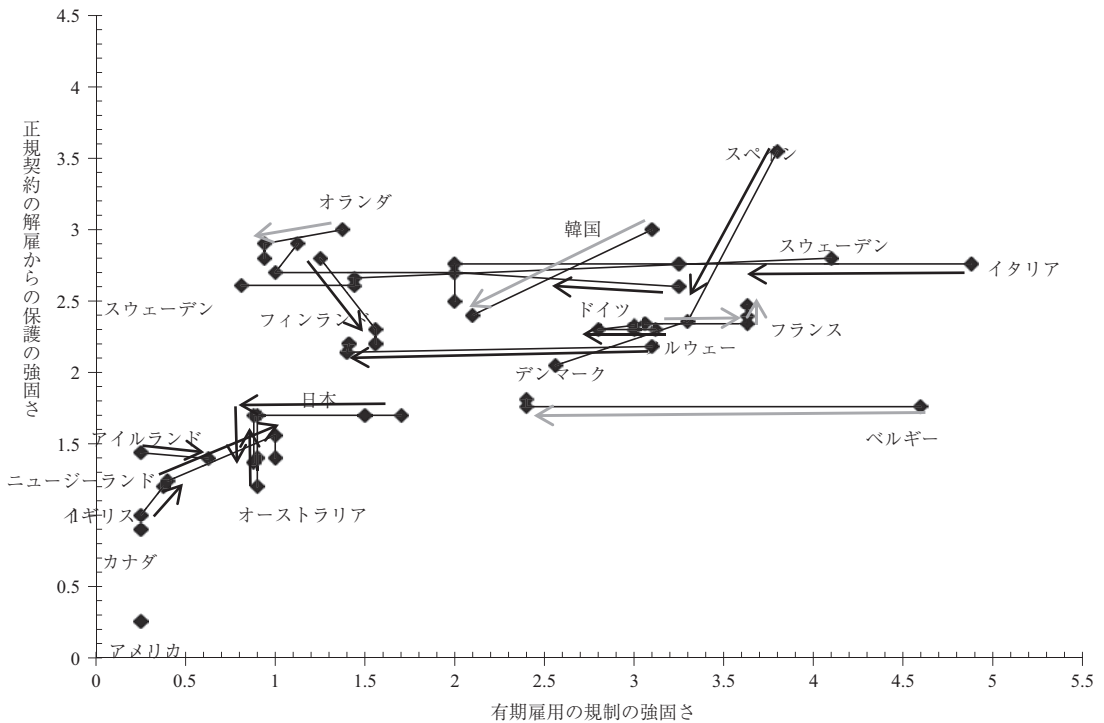
図2 非正規の職員・従業員の比率の推移、性別・年齢階級別

す。1990年、2000年、2004年。2013年の数値をドットで印し、ドットを結んで矢印を添えています。矢印の起点は1990年のスコアで、そこから日本で有期雇用の規制緩和があった年を節目に、2000年、2004年、最近の2013年と、スコアをとっています。この図からまず言えることは、日本の雇用保護法制は決して強くないということです。正社員についてはもともと強くなかったのが落ちていて、今ではアイルランド、ニュージーランドなどと極めて近い位置です。もちろん、不動の原点ともいべきアメリカがあり、カナダも動いていませんが、それらの国では処遇差別や不当解雇をすると、企業が裁判で負ける確率が高いです。つまり事後的救済の強さで労働者の保護をしている国であり、日本での雇用保護がアメリカやカナダより強いとは、必ずしも言えません。いずれにしても、日本の雇用保護法制は強くないということです。

2.3 雇用の非正規化と社会保険制度

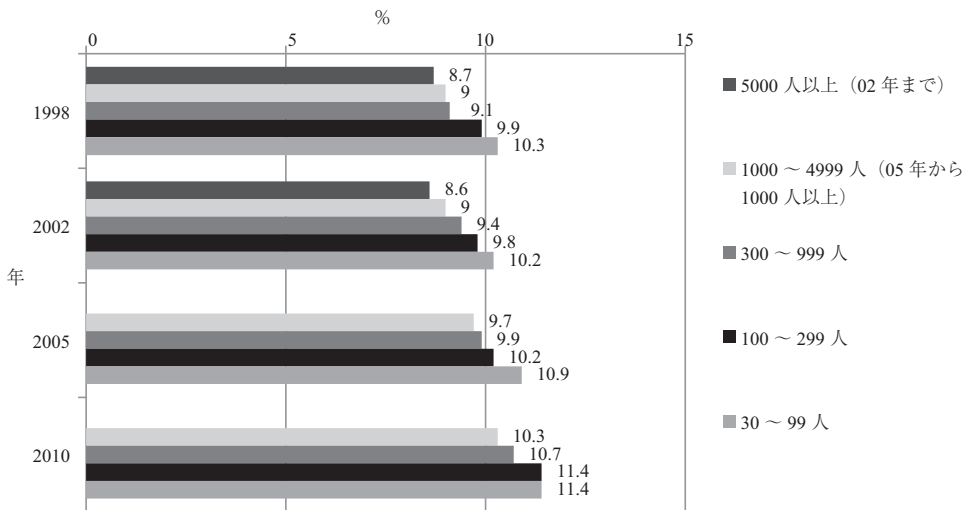
雇用の非正規化には、日本では社会保険制度の影響も強いと考えられます。このことは、2008年の社会保障国民会議の中間報告でも言及されています。すなわち非正規への社会保険適用拡大などがおこなわれなかったために、労働市場の二極化や非正規の増加が増幅されたと、はっきり書いてあります（社会保障国民会議2008：5）。日本では社会保険料負担が着実に上昇してきました。2010年時点で日本の社会保険負担の対GDP比は、スウェーデンと全く並んだわけです。雇用主にとって、従業員の労働時間を短くすることなどによる社会保険負担の回避や、制度を悪用することへの誘因は増大してきています。雇用を短時間化することはイリーガルではありませんが、年金記録の改ざんや傷病・出産休職手当の不正などにイリーガルな対応も生じています。

注意すべきは、社会保険料の事業主負担は、企



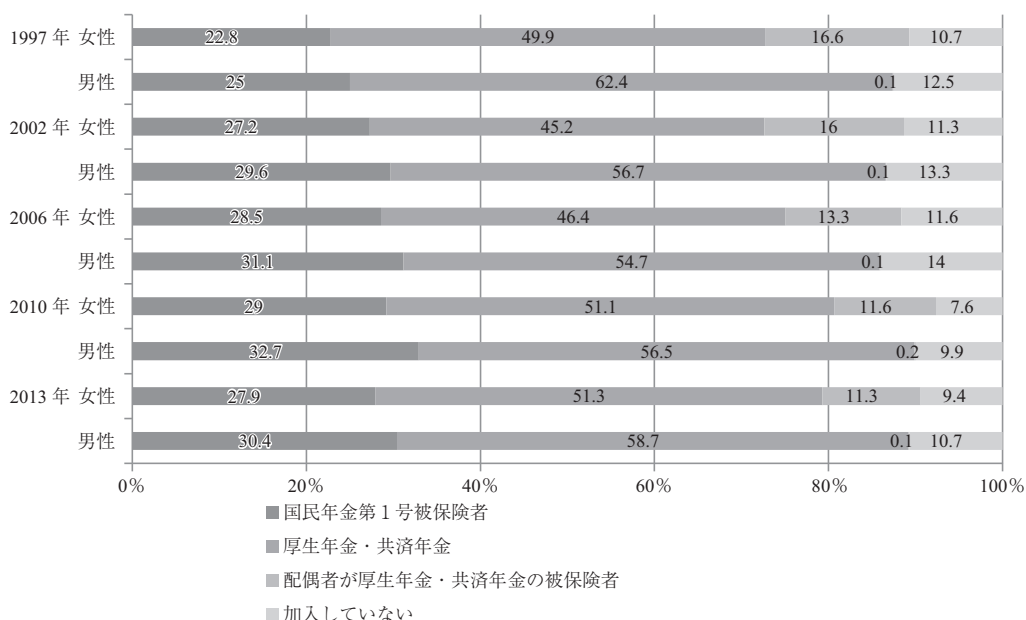
出所：OECD 雇用保護ウェブサイト www.oecd.org/employment/protection より作成。

図3 OECD 雇用保護指標（2013年改訂にもとづく）
（縦軸：正規，横軸：非正規，1990，2000，04，13年）



注：2002年まで企業規模には5000人以上という区分があったが、2005年調査からは1000人以上が最大となった。
出所：就労条件総合調査，各年版より作成。

図4 労働費用に占める法定福利費の比率，企業規模別，常用労働者1人1か月平均



注：本人の認識であり、「加入していない」には、職権適用されている者を含む。

出所：国民生活基礎調査各年より作成。

図5 20-29歳の年金加入状況の推移，性別

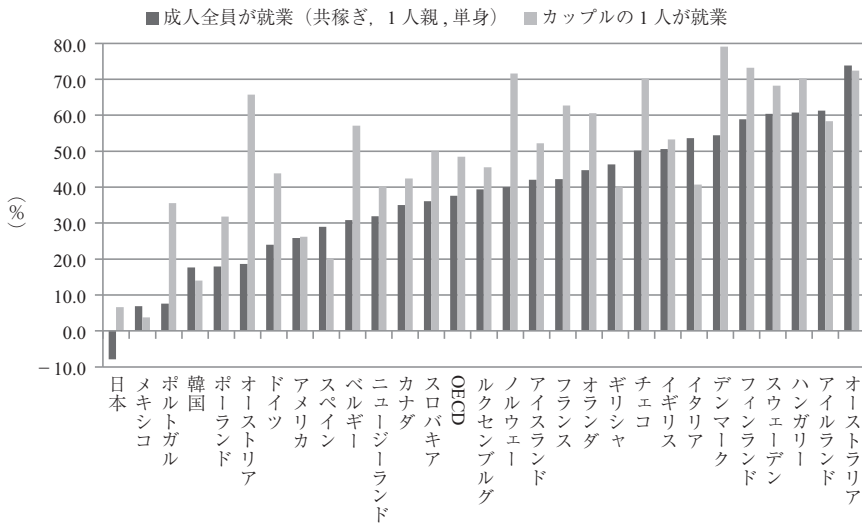
業規模が小さいほど重いということです。就労条件総合調査の結果を簡単に図示しましょう（図4）。企業規模について、2002年調査まで5,000人以上という区分がありましたが、2005年調査からは1,000人以上にまとめています。それでも、規模が大きいほど、社会保険料の負担が低いことが分かります。

また、雇用が非正規化すると、社会保険制度の適用状況も変化します。国民生活基礎調査により、20代の若年層の年金加入状況を1997年から2010年まで、性別に図示しましょう（図5）。右端に示しているのは加入していないとの回答です。20歳到達者でみずから資格取得の届出を行わない者にたいして、第1号を職権適用することが1995年に開始され、97年には基礎年金番号が導入されて職権適用は完全実施されました。それ以降は制度的な「未加入者」は激減したので、ここでの「加入していない」という回答は、第1号を職権適用されていてもおそらく保険料を払っていないために「加入」の自覚がない者を、相当数含むと考えられます。ともあれ2010年くらいまでは1号被

保険者はじりじり増加し、2号が減ってきています。2010年から2013年でややゆり戻しが起こっています。いずれにしても男性の2号が減ると、女性も3号ではいられないので、3号も減ってきていることが分かります。こうした加入状況の推移には、雇用の非正規化と同様、先に述べたような雇用主のイリーガルな対応も反映していると思われるます。

3. 貧困削減効果が貧弱という以上にマイナス

次に、日本では政府の所得再分配による貧困削減効果が貧弱です。阿部彩さんがかねてから子どもについて主張してきたように（阿部2006）、マイナスの場合すらあるのが問題です。貧困削減効果をどう測るか、ご承知のかたも多いでしょう。可処分所得レベルで相対的貧困基準を算定し、貧困率を計測します。その相対的貧困線を市場所得レベルの所得分布にあてはめて、仮想的に市場所得レベルの貧困率を取ります。その上で、2つの貧困率の差を市場所得レベルの貧困率で割って比率



注：貧困削減率：市場所得レベルの貧困率と可処分所得レベルの貧困率の差を、市場所得レベルの値で除して比率とする。

出所：OECD 2009: Figure 3.9 のデータより作成。

図6 労働年齢人口にとっての貧困削減率、世帯の就業状態による、2005年

を出す、政府による所得再分配が貧困率をどの程度減らすかが示される、というものです。日本はOECD諸国でそれが低いほうです。

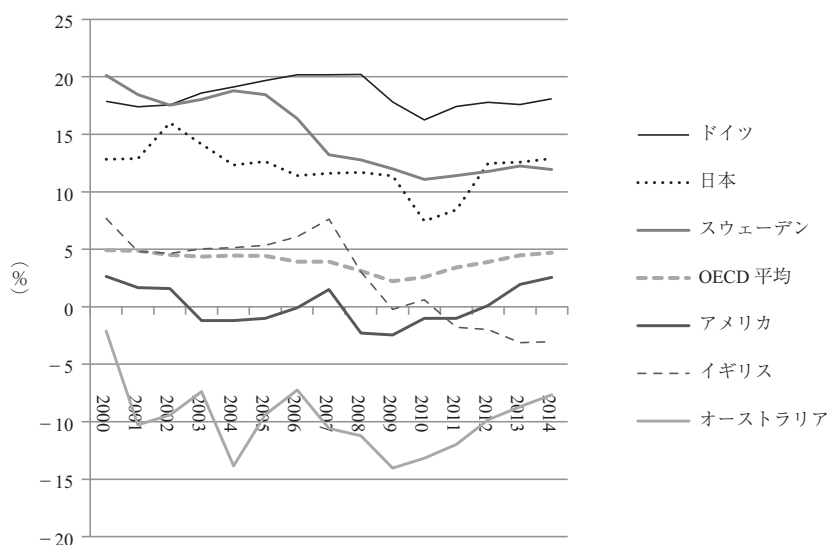
しかも2000年代なかばでは、労働年齢人口のうち成人が全員就業する世帯にとっては、貧困削減率がマイナスになっています。図6は、労働年齢人口の世帯の中から成人全員が就業している世帯、つまり共稼ぎやひとり親、単身などの場合と、カップルの1人が就業している世帯、その大多数は専業主婦世帯であることが想定されますが、その2つの世帯類型を取り出して貧困削減率を見ているわけですが、日本だけがマイナス8.9%です。子ども（がいる世帯）にとっても日本の貧困削減率はマイナスになっています。

以上はOECDデータですが、例えば慶應義塾大学等で行っているパネル調査によると、2009年では就業者全員にとって貧困削減率がマイナスでした（駒村ほか2011）。貧困削減率がマイナスになるとは、何が起きているのか想像しにくい事態です。はっきりしているのは、給付面以上に拠出面、税・社会負担を検討する必要があるということです。

4. 税・社会保障負担の水準と累進度 —ひとり親世帯にそくして

さて、ひとり親世帯の状況は、国際的に福祉国家のありようの試金石ともされます。税込み収入に対する所得課税（地方税を含む）と社会保険料の負担率、あるいは労働費用に対する「タックスウェッジ」（所得課税＋労使の社会保険料－社会保障現金給付）の比率、平均負担率累進度などを見ましょう。耳慣れないかもしれない言葉がたくさん登場して、恐縮です。説明しましょう。

データは、基本、フルタイムで働いている人の状況です。働くひとり親では、日本では非正規ないしパートの人も少なくないですから、フルタイム就業者はやや恵まれた少数のケースになります。しかも国際比較上では粗賃金収入、つまり税込み収入が平均賃金の67%と設定されています。平均賃金の67%は、2014年では327万0936円と（OECD 2015: 350）、日本のひとり親としてはかなり高収入です。というものの、この世帯の等価可処分所得は164万7570円となるのにたいして、「平成



注：純負担（所得税＋社会保険料－社会保障現金給付）が粗賃金収入に占める比率。

出所：OECD, StatExtracts より作成。

図7 働くひとり親と子ども2人の世帯の純負担率の推移、粗賃金収入は平均賃金の67%と設定

表 ひとり親（子ども2人）の税・社会保障の純負担，2013年，粗賃金収入が平均賃金の％は粗賃金収入にたいする比率

	税の控除 (○は給付つき)	所得税 a	雇者の社会保険料b (事業主の社会保険料)	子ども手当c	純負担 a+b-c
ドイツ	○：所得控除<税額控除	-2.4%	20.2% 事業主がほぼ同じ額	なし	17.7%
日本	年少扶養控除を2011年に廃止	6.1%	13.9% 事業主がほぼ同じ額	7.3%	12.7%
スウェーデン	○：税額控除<所得控除	15.2% 国税はマイナス地方税が重い	7% 事業主が4倍近い額	10.3%	11.9%
イタリア	○：所得控除<税額控除	9.5%	9.5% 事業主が3倍以上の額	13.5%	5.5%
アメリカ	○：税額控除<所得控除	-6.2%	7.7% 事業主が1.4倍の額	なし	1.4%
イギリス	○：税額控除<所得控除	-3.1%	8.1% 事業主がほぼ同じ額	7.4%	-2.5%
オーストラリア	○：少額の税額控除	17%	0% 事業主のみ賃金税	26%	-9%

出所：OECD 2014: Part III より、各国の2013年の制度の概要と負担率の内訳をまとめた。

25年国民生活基礎調査の概況」によれば、2012年の等価可処分所得（名目）の中央値は244万円でした。そして労働年齢のひとり親世帯の人口のうち、8割近くの等価可処分所得は165万円に届かないと見られます（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/dl/03.pdf>）。つまり平均賃金の67%を稼ぐひとり親とは、恵まれた2

割のボーダーラインのケースとご理解ください。

純負担率は、所得課税と社会保険料負担から社会保障現金給付を引いた純負担額が粗収入に占める比率で取っています。いくつかの国のグラフを描くと（図7）、日本はドイツに次いで純負担率が高いことが、顕著な事実です。しかも日本のグラフには大きな上下動があります。2010年には子ど

も手当の導入により、ひとり親の純負担が大きく軽減されました。しかし、新児童手当への変更、および年少扶養控除の廃止によって、2012年段階で負担が激増して、スウェーデンを超えています。このあと、2013年から実質賃金が低下し、消費税率が引き上げられました。日本のひとり親世帯は、ほとんど虐待と言っているような扱いを、この2年で受けたこととなります。

ちなみに前頁の表は、このグラフの2013年の負担や受取の内容を示しています。税について○印は、給付付きの税額控除制度がある国です。ひとり親の純負担がマイナスになる国はオーストラリアやイギリスです。オーストラリアの場合は、児童手当が粗収入に占める割合が非常に高いです。イギリスのマイナスは所得課税に給付付き税額控除が存在することが大きな効果となっています。

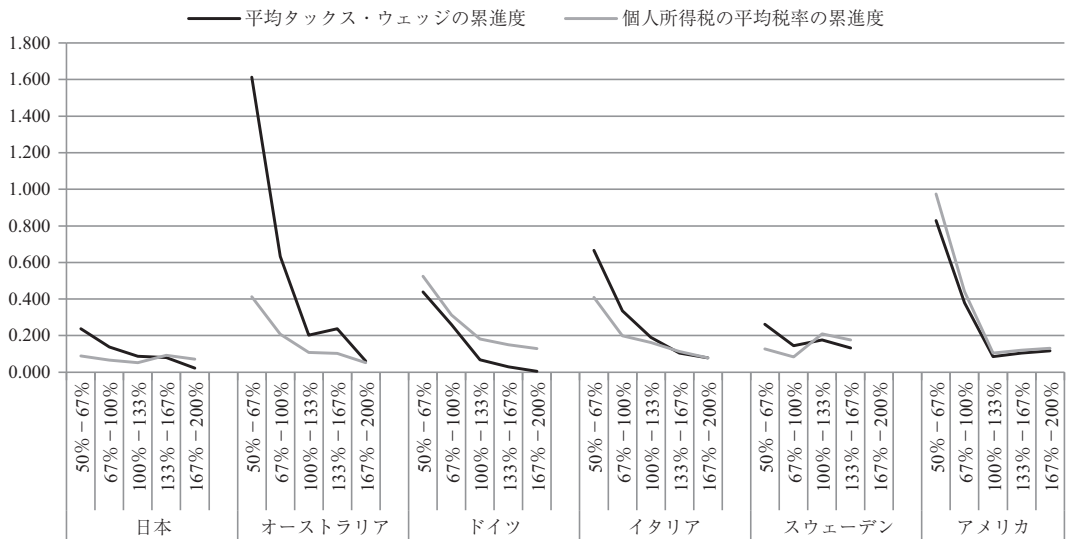
各所得段階での所得課税とタックスウェッジの平均負担率累進度は図8のようになります。横軸の粗賃金収入は平均賃金に対する比率です。縦軸では累進度を表しています。平均負担率累進度は負担率表上のある点における累進度を測定する基

準の1つであり、所得 Y_0 の場合の税負担（またはタックスウェッジ）を T_0 、所得 Y_1 の場合の税負担（またはタックス・ウェッジ）を T_1 （ただし、 $Y_1 > Y_0$ ）とすると、次式で定義されます。

$$(T_1 / Y_1 - T_0 / Y_0) / (Y_1 - Y_0)$$

この式の値が正ならば累進的、0に等しければ比例的、負ならば逆進的となります（OECD 2013: 33）。

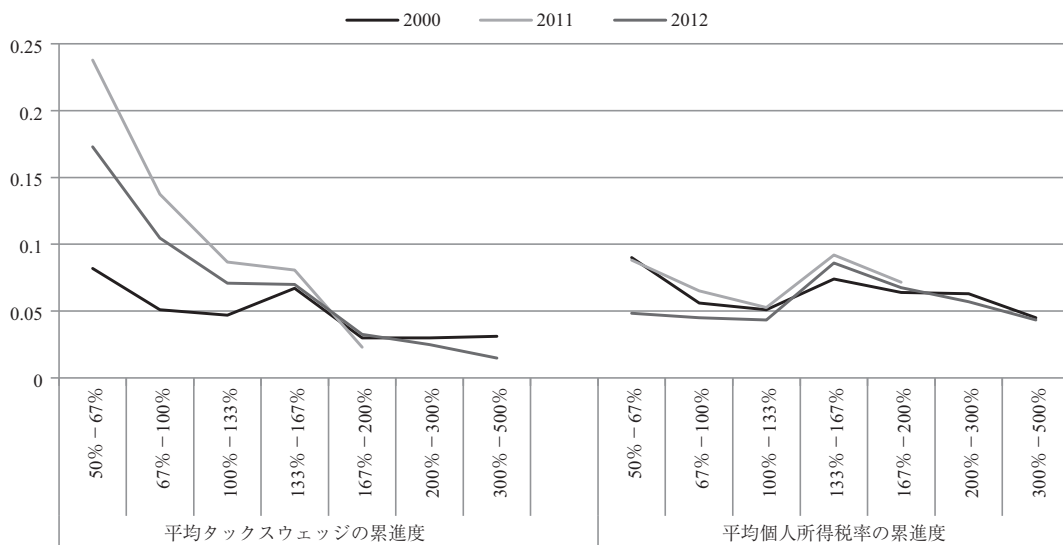
たとえば50～67は平均賃金の50%レベルでの負担率と、67%レベルでの負担率の差を所得差で割ったものです。要は税の負担率のグラフの傾きを見ていることとなります。日本の制度にはほとんど累進度がないことが明らかです。また、オーストラリアでは税制の累進度はそれほど高くありませんが、タックスウェッジでメリハリをつけていることがわかります。アメリカでは、税の累進度もかなり高いです。ドイツは平均賃金の167%から200%のあいだでタックスウェッジがマイナスです。社会保険料負担に逆進性があり、比較的に高賃金の層の負担率のほうが低くなるという現象が現れています。意外なのは、スウェーデンの



注：粗賃金収入は平均賃金にたいする比率。タックスウェッジの平均負担率は、(所得課税+労使の社会保険料-社会保障現金給付)の労働費用にたいする比率。

出所：OECD 2013: Figure S.A.2 のデータより作成。

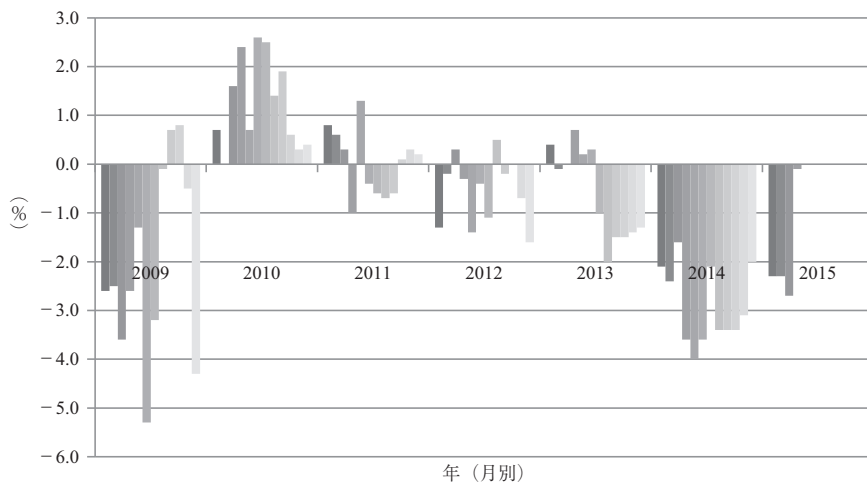
図8 各所得段階のあいだの所得税とタックスウェッジの平均負担率の累進度、ひとり親と子ども2人の世帯、2011年



注：賃貸金収入は平均賃金にたいする比率。

出所：OECD 2013: Figure S.A.2 のデータ；OECD 2014: Figure S.E. 2 of Annex S.E and Figure S.F. 2 of Annex S.F. のデータより作成。

図9 各所得段階のあいだの所得課税とタックスウェッジの累進度の変遷、ひとり親と子ども2人の世帯、2000年、2011年、2012年



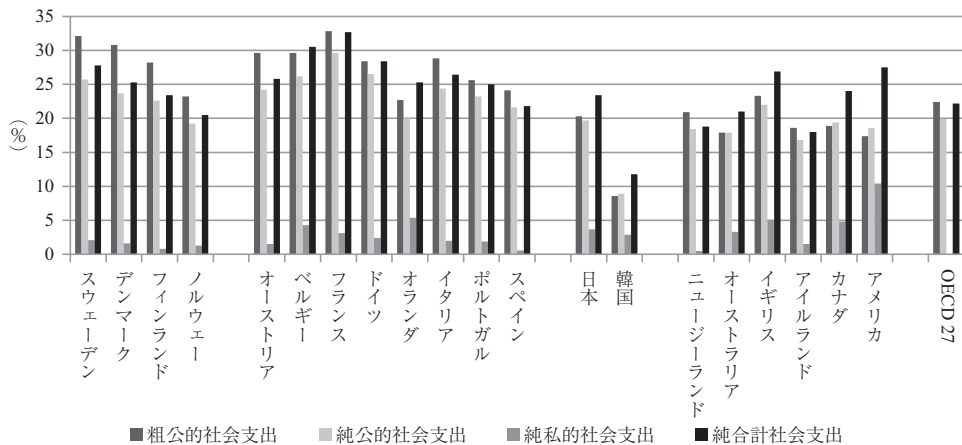
出所：毎月勤労統計より作成。

図10 実質賃金指数，2010年平均＝100とする対前年同月への増減率

制度にもほとんど累進制がないことかもしれません。

次に図9は、日本について2000年、2011年、2012年でどのように所得課税負担とタックスウェッジが変化したかを見ています。2000年に対して2011年は、子ども手当導入の影響もあり低所得の範囲

の累進度が増しましたが、2012年でまた下がってしまっています。税制は年少扶養控除廃止の影響でほとんど累進性のないシステムとなったといえます。実質賃金が下がるのはこの後です。図10が示すように、実質賃金の対前年同月比は、2013年7月からマイナスとなり、以来2015年の4月まで22



注：要素費用表示 GDP = GDP - (生産・輸入品に課される税 - 補助金)。

出所：Adema, Fron & Ladaïque 2011: Table 1.4 より作成。

図11 福祉の純負担, 2007年, 要素費用表示 GDP にたいする比率

か月間マイナスが続いています。こうした賃金低下の影響は、低所得層にとってより厳しいのではないかと懸念されます。

5. 結論的に

結論として、日本の税・社会保障制度では逆機能が見られます。逆機能はスペシフィックには、政府の所得再分配により貧困率がかえって高まるグループがあることをさします。そういった逆機能を含む機能不全は、公的社会支出の規模（対GDP比）が小さいからではなく、その構造に累進性がほとんどないという意味で、「非効率」だからなのではないかという点を強調したいです。日本の公的社会支出の規模は、直近でOECDの平均にほぼ等しくなってきました。今や支出が小さいとは言えない国になっています。ただ、公的支出だけ見ていたのでは分からないことがあります。私的負担を含む国民の福祉の負担には、医療費の窓口負担や個人年金の費用なども含まれているからです。

私的負担を含めて国民の福祉負担を見るネット（純）会計を、OECDは示しており、グラフにすると図11のようになります。各国について4本の棒グラフがあり、その左側のグラフが粗公的支出、

左から2番目の棒グラフが純公的支出、次が私的負担で、最も右側の棒グラフが公私の純負担の合計です。

北欧諸国では社会保障給付に対しても税金をかけています。逆に税制上の優遇措置は多用しないので、純公的支出は、粗公的支出から相当に低くなります。これに対してアメリカなどでは、粗公的支出より純公的支出が高くなっています。これは租税支出、つまり税制上の優遇措置を使って、主として中以上の階層に福祉を配給しているということが影響しています。北欧では私的負担も低いわけです。その対極がアメリカです。

日本の福祉の純負担はフィンランド並みですが、貧困率は2倍近い水準です。私が非効率という意味もご理解いただけると期待します。

注

- 1) 本稿の論点では論拠をすべては示していない。論拠やデータについては、大沢2013を参照していただければ幸いである。
- 2) ただし、2008年の社会保障国民会議の中間報告に逆機能への意識が伏在していたことにつき、大沢2014を参照。

引用文献

Adema, W., P. Fron and M. Ladaïque (2011), "Is The European Welfare State Really more Expensive? In-

- dicators on Social Spending, 1980-2012; and a Manual to the OECD Social Expenditure Database (SOCX)", *OECD Social, Employment and Migration Working Papers*, No. 124.
- OECD (2009) *Employment Outlook, Tackling the Jobs Crisis*, OECD.
- OECD (2013) *Taxing Wages 2011-2012*, OECD.
- OECD (2014) *Taxing Wages 2012-2013*, OECD.
- OECD (2015) *Taxing Wages 2013-2014*, OECD.
- 阿部彩 (2006) 「貧困の現状とその要因—1980年代～2000年代の貧困率上昇の要因分析—」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配—格差拡大と政策の役割—』東京大学出版会, 111-137頁。
- 大沢真理 (2013) 『生活保障のガバナンス—ジェンダーとお金の流れで読み解く—』有斐閣。
- 大沢真理 (2014) 「日本の生活保障システムは逆機能している—税・社会保障制度の累進性に焦点を当てて—」, 『貧困研究』第13号, 17-28頁。
- 駒村康平・山田篤裕・四方理人・田中聡一郎 (2011) 「社会移転が相対的貧困率に与える影響」, 樋口美雄ほか編『貧困のダイナミズム—日本の税社会保障・雇用政策と家計行動』慶応義塾大学出版会, 81-101頁。
- 社会保障国民会議 (2008) 「中間報告」2008年6月19日。
- 社会保障制度改革国民会議 (2013) 「社会保障制度改革国民会議 報告書—確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋—」2013年8月6日。

(おおさわ・まり 東京大学教授)

労働市場における男女格差の現状と政策課題

川 口 章



同志社大学の川口です。どうぞよろしくお願ひします。

日本の男女平等ランキング

世界経済フォーラムの「世界ジェンダー・ギャップレポート」によると、経済分野における日本の男女平等度は、世界142か国のうち102位です（World Economic Forum 2014）。管理職の女性／男性比率は0.12で112位、女性の労働力率は男性の75%で83位、専門職・技術職の女性／男性比率は0.87で78位、女性の勤労所得は男性の60%で74位、女性の賃金は男性の68%で53位と、主要先進国のなかでは最低水準に位置しています。しかも、比較可能な2006年のランキングから全く改善が見られません。なぜ、日本では労働市場で女性が活躍することがこれほど難しいのでしょうか。本報告では、労働市場における男女格差の原因と、格差縮小のために必要な政策について議論します。

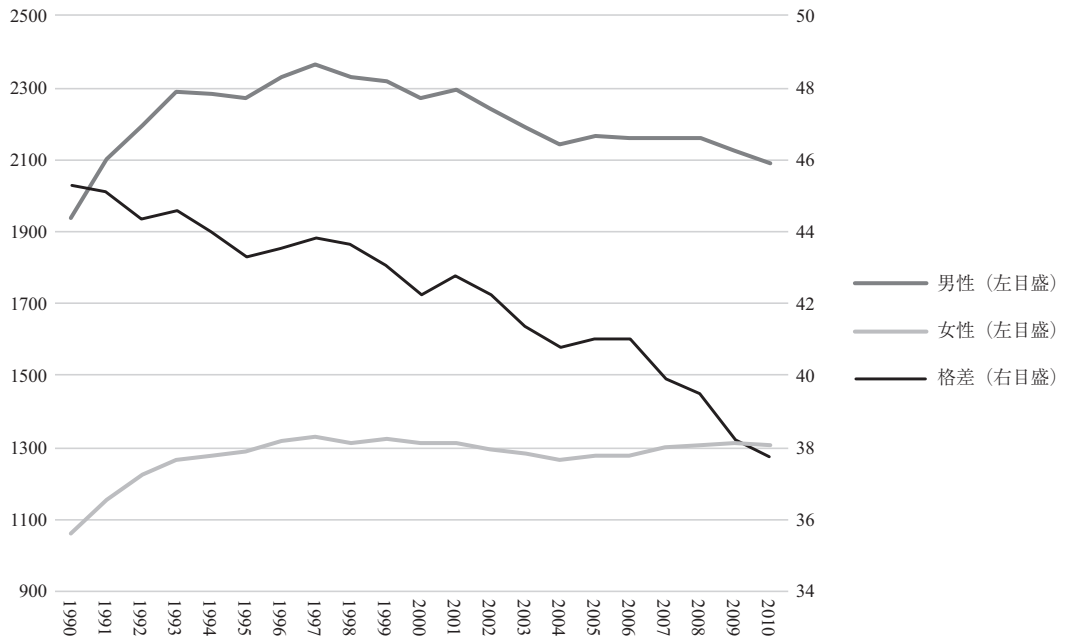
男女の賃金格差

図1は、男性と女性の時間当たり賃金、およびその格差を表したものです。男性の時間当たり賃金は、1990年に1939円だったものが、その後上昇し1997年に2366円でピークを迎えた後、徐々に低下しています。一方、女性の時間当たり賃金も1990年代はほぼ男性同様に上昇傾向でしたが、1997年

以降、ほぼ横ばいとなりました。男性が低下傾向であるのに対し、女性がほぼ横ばいなので、男女賃金格差は、若干縮小しています。その男女の賃金格差を表したのが、太い折れ線です。これはグラフの右目盛りで計っています。1990年には、女性の時間当たり賃金は男性よりも45%低かったのですが、格差がだんだん縮小し、2010年には約38%になりました。しかし、改善は20年間でわずか7ポイントにすぎず、非常に緩やかな格差の縮小です。

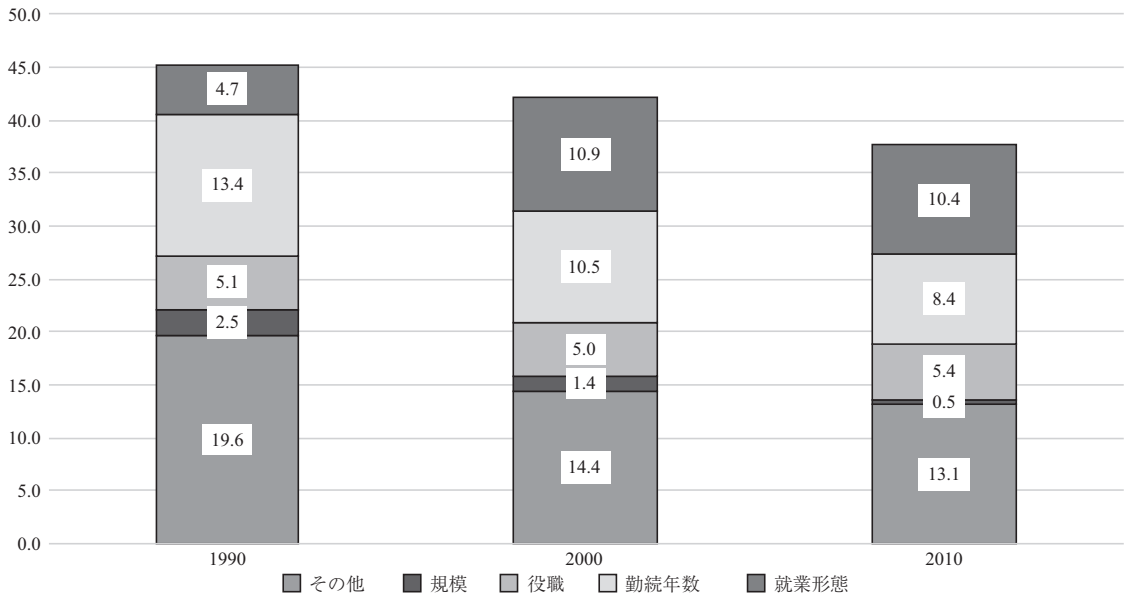
格差の中身を詳しく見たのが図2です。この図は、図1の太い折れ線に対応したもので、格差全体がどのような要因に分けられるかを示したものです。全部の年を示すと複雑になるので、1990年、2000年、2010年の3年のみをピックアップしています。

一番上の部分は、「就業形態」要因によって生じた男女間賃金格差です。これは、女性のパートタイム労働者が男性より多いこと、およびパートタイムの賃金がフルタイムより低いことから発生している賃金格差です。言い換えると、もし常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合が男女で全く差がないか、あるいはパートタイムとフルタイムで全く賃金の差がなければ、この部分は無くなります。例えば、2010年には「就業形態要因」による男女間賃金格差が10.4ですが、もしこの年に男女のパートタイム割合が全く同じであれば、あるいはパートタイムとフルタイムの賃金が等しければ、10.4ポイントほど男女間の賃金格差が縮小したであろうということを示しています。この部分は1990年から2000年にかけて大きくなっていま



注：サンプルはパートタイム労働者を含む常用労働者である。
 データ：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」各年。

図1 男女別時間当たり賃金および男女格差



注：サンプルはパートタイム労働者を含む常用労働者である。
 データ：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より筆者が推計。

図2 男女間賃金格差の要因

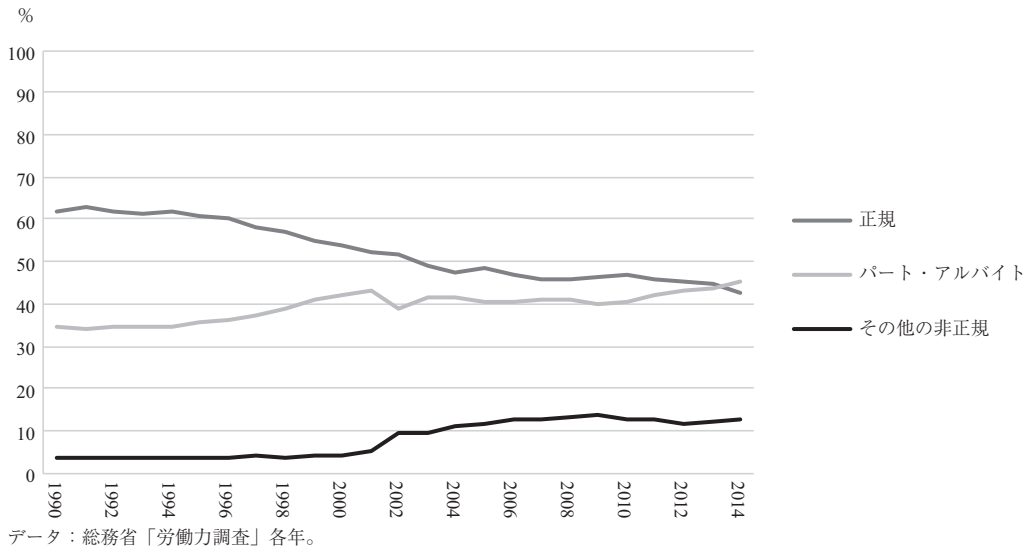


図3 雇用形態別労働者の割合（女性）

す。

上から2番目の部分は、「勤続年数」要因です。これは、女性の平均勤続年数が男性より短いこと、および勤続とともに賃金が上昇する年功的賃金制度が存在することによって生じる格差の部分です。男女の平均勤続年数が等しいか、または賃金が年功的でなく、何年勤務しても賃金が上昇しないような賃金制度であれば、2010年の男女の賃金格差は現実よりも8.4ポイント小さいことを意味しています。「勤続年数」要因による男女間格差は1990年から2010年までの間に13.4%から8.4%へと5ポイント低下しています。

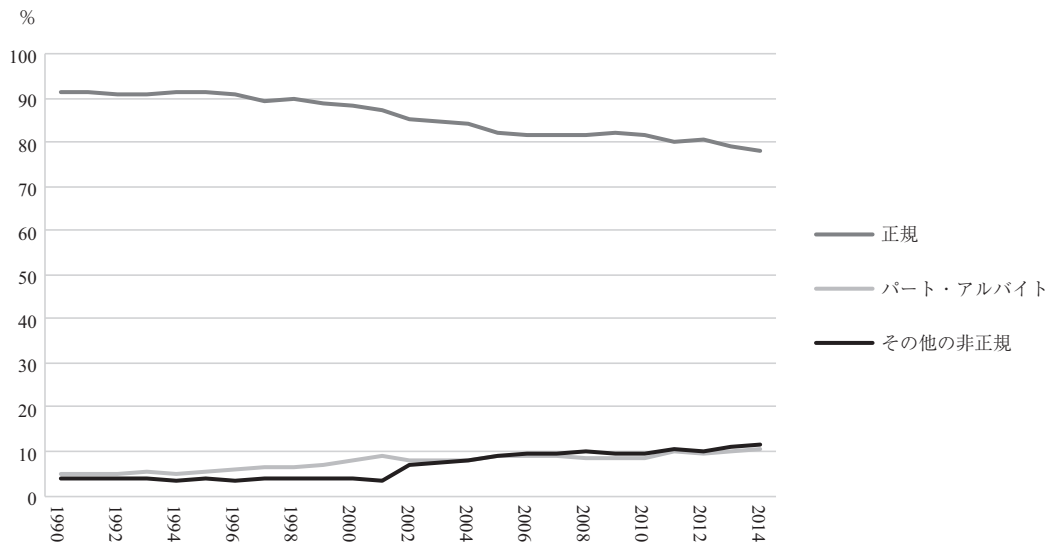
上から3番目の部分は「役職要因」です。役職に就いている女性の割合が小さいこと、および役職者の賃金が一般労働者より高いことによって生じる男女間賃金格差です。「役職要因」によって生ずる賃金格差は、1990年の5.1%から2010年の5.4%へと変化していますが、ほぼ一定と考えてよいでしょう。

これら3つの要因で、2010年の場合は、男女賃金格差の3分の2程度が説明できます。つまりこれらが男女間格差の三大要因です。以下、これらの三大要因をもう少し詳しく見ていきます。

就業形態要因

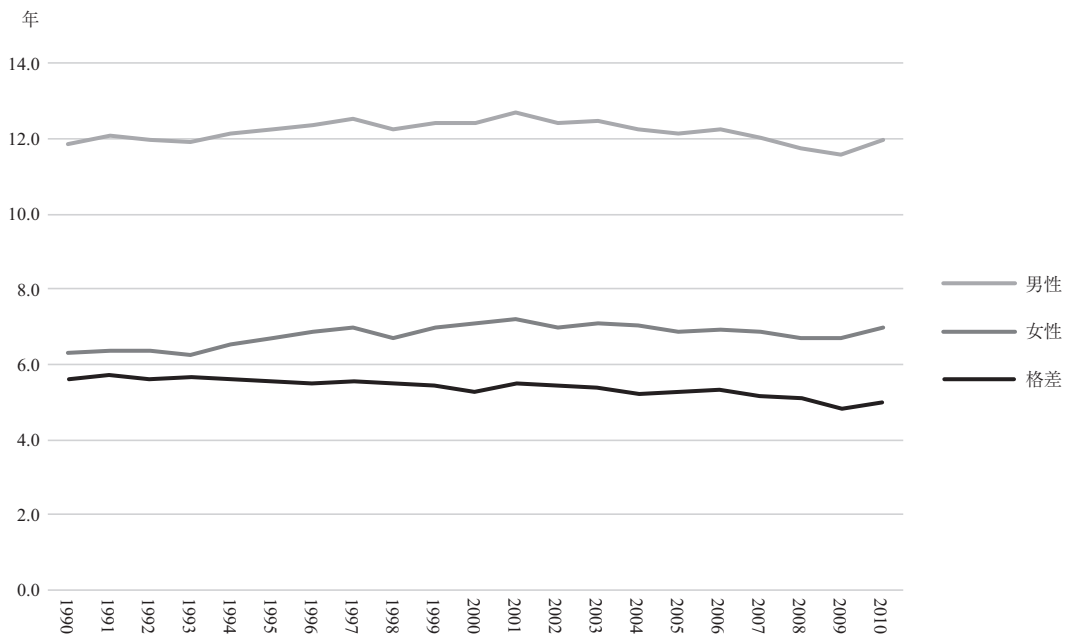
図3は、女性の雇用形態別の労働者の割合です。1990年から2013年までに、それぞれの雇用形態の労働者の割合がどう変化したかを示しています。それによると、1990年から2001年頃まで毎年1ポイント弱の割合でパート・アルバイト比率が上昇し、その後も、やや横ばいではありますが上昇傾向は続いています。他方、正規労働者の割合は一貫して低下しています。現在は、パート・アルバイトと正規労働者の割合がほぼ等しいです。「その他の非正規」とは派遣労働者、契約社員、嘱託などですが、これらの就業形態も2000年以降増加していることがわかります。

図4は男性の就業形態別労働者割合の推移です。男性の正規従業員割合も低下傾向にありますが、現在でも約8割であり、女性に比べれば高いです。パート・アルバイトの割合も高まっていますが、女性ほどは顕著ではありません。男女を比べると、女性のほうがパート・アルバイトの増加傾向が強いです。これが男女間賃金格差解消を妨げている最大の要因です。



データ：総務省「労働力調査」各年。

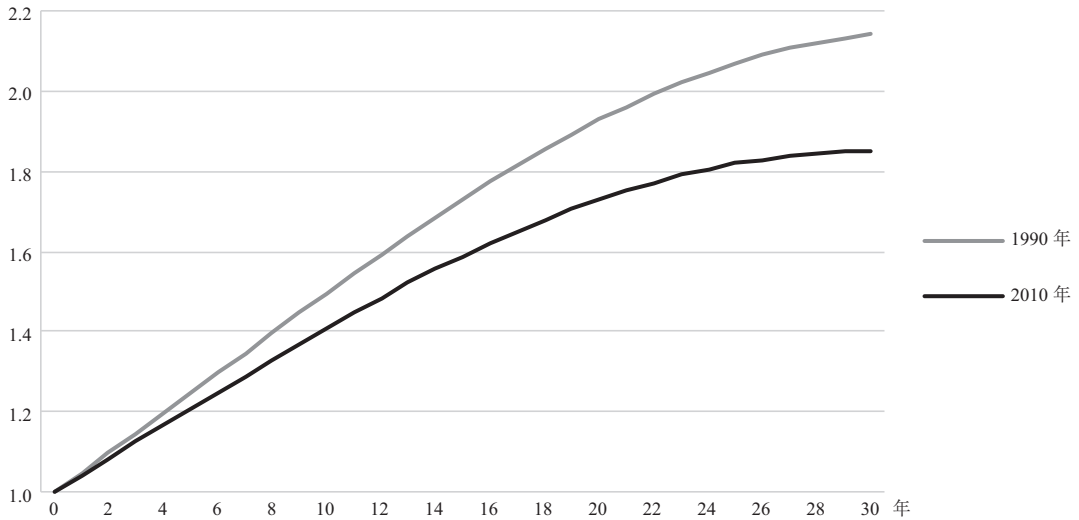
図4 雇用形態別労働者の割合 (男性)



注：サンプルはパートタイム労働者を含む常用労働者である。

データ：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」。

図5 男女別勤続年数および男女格差



注：サンプルはパートタイム労働者を含む常用労働者である。
データ：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より筆者が推計。

図6 男性の勤続年数と賃金の関係 (勤続0年=1.0)

勤続年数要因

図5は、賃金格差の第二の要因である勤続年数を表したグラフです。一番上の線が男性の平均勤続年数、上から2番目が女性の平均勤続年数です。男性は、1990年も2010年も勤続年数は約12年で、多少の上下はありますが、ほぼ横ばいです。女性も平均勤続年数にはあまり大きな変化がありません。これは、女性フルタイム労働者の勤続年数の伸びを、女性パートタイム労働者の増加が相殺しているためです。結果的に、男女の勤続年数の格差は縮小していますが、大きな変化ではありません。

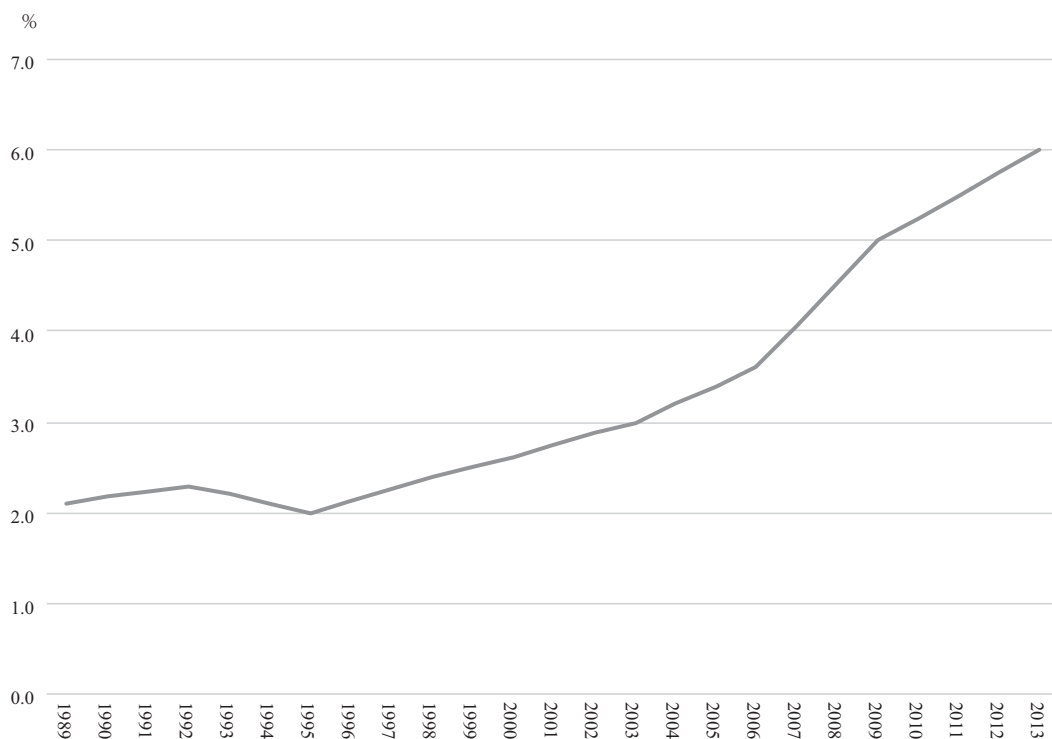
1990年から2010年にかけて男女の勤続年数格差はわずかに縮小しているにすぎませんが、図2で見られた「勤続年数要因」は1990年の13.4%から2010年の8.4%へと大きく低下しています。これはどのように説明できるのでしょうか。実は、年功賃金制度が弱くなったことが「勤続年数要因」を小さくしているもう一つの要因なのです。賃金が年功的でなくなると、平均勤続年数が長い男性と短い女性の賃金格差が小さくなります。図6はそ

れを示しています。この図は、男性労働者の初任給を1.0とした場合、勤続年数とともに賃金が何倍に上がるかを描いています。たとえば、1990年には勤続20年の男性の賃金は新人の賃金の1.9倍でしたが、2010年には1.7倍に低下しました。また、1990年には、勤続30年の男性は新人の2.1倍の賃金を得ていましたが、2010年には1.8倍へと低下しました。

管理職要因

男女間賃金格差の三つ目の要因は「管理職要因」です。図7は課長に占める女性の割合の変化を示しています。1989年には課長の2.1%が女性でしたが、2013年には6.0%まで増えています。およそ3倍になったので大きく増えたように見えますが、女性の平均賃金の変化を考える際に重要なのは、何倍になったかではなく何ポイント増えたかです。管理職に占める女性の割合は20年間で2.1%から6.0%へとわずか3.9ポイントしか増えておらず、男女間賃金格差の縮小にはほとんど影響していません。

以上をまとめると、女性の時間当たり賃金は男



データ：厚生労働省「雇用均等基本調査」各年。

図7 課長に占める女性の割合

性の7割未満で、主要先進国では最低水準です。賃金格差の要因として、最も大きいのが就業形態の男女格差、2つ目が勤続年数の男女格差、3つ目が役職者割合の男女格差です。特に1990年代にみられた女性パートタイム労働者の増加が賃金格差縮小の大きな妨げになっています。勤続年数格差、管理職割合格差は緩やかに改善していますが、依然として非常に差は大きいままです。

政策課題

最後に、3つの要因について、それぞれ政策課題を挙げます。どの要因の改善にもワーク・ライフ・バランス施策と均等化施策の組み合わせで対処する必要があります。

就業形態の男女間格差が大きいのは、妊娠・出産を機にフルタイムの仕事で退職した女性がパートタイムという就業形態で再就職することが多い

ためです。出産後も多くの女性がフルタイムで継続就業できるように、保育所の整備や育児休業、育児短時間勤務制度、フルタイム労働者の労働時間の短縮などのワーク・ライフ・バランス策が必要です。一方、フルタイム労働者とパートタイム労働者には大きな賃金格差があります。パートタイム労働者とフルタイム労働者の処遇の均等化をめざす法律に、パートタイム労働法があります。しかし、この法律はごく一部のパートタイム労働者についてのみフルタイム労働者との賃金差別を禁止しているにすぎません。すなわち、人事異動の有無や範囲が正社員と同じであり、無期労働契約を結んでいるパートタイム労働者についてのみ、職務内容が等しいフルタイム労働者との差別的取扱いを禁止しているのです。もっと、条件を緩和し、パートタイム労働者の処遇を改善すべきです。¹⁾

勤続年数の男女間格差を縮小するためのワー

ク・ライフ・バランス施策としては、上に述べた妊娠・出産に伴う退職を減らすための施策が必要です。また、均等化施策としては、これまで女性が少なかった基幹的な職務に女性を配置することにより、女性の職務範囲を拡大することが必要です。やりがいある仕事に従事する女性が増えることで、彼女たちの離職確率が低下することが期待されます。

管理職割合の男女格差縮小には、性別に囚われないワーク・ライフ・バランス施策が必要です。近年、育児と仕事の両立施策を導入する企業が多くなっていますが、利用者の大半は女性です。女性の多くは、育児と仕事の両立支援施策を利用することで昇進のトラックから外れてしまいます。育児休業制度が普及し勤続年数は長くなりましたが、女性の管理職は増えていない会社が多いです。育児と仕事の両立支援施策の運用方法を変え、男性も利用しやすい制度とし、子どもが産まれれば制度を利用するのが当たり前になれば、利用者が昇進トラックから外れることもなくなるで

しょう。均等化施策としては、各企業が女性管理職の積極的育成をすることが大切です。日本は終身雇用制度の企業が多いので、入社直後の教育訓練や配置から男女平等を徹底し、長期的視野に立って女性管理職を育成していくことが重要です。

以上です。ありがとうございました。

注

- 1) 2015年4月より改正パートタイム労働法が施行され、有期労働契約を締結しているパートタイム労働者にも、正社員と差別的取扱いが禁止されることになった。これは、パートタイム労働者の処遇改善にとって一歩前進であるが、人事異動の有無や範囲についても条件を緩和すべきである。

参考文献

World Economic Forum (2014) *The Global Gender Gap Report 2014*, http://www3.weforum.org/docs/GGGR14/GGGR_CompleteReport_2014.pdf

(かわぐち・あきら 同志社大学教授)

〔パネリスト講演2〕

セカンド・シフトを超えて
家庭内労働をめぐる諸側面

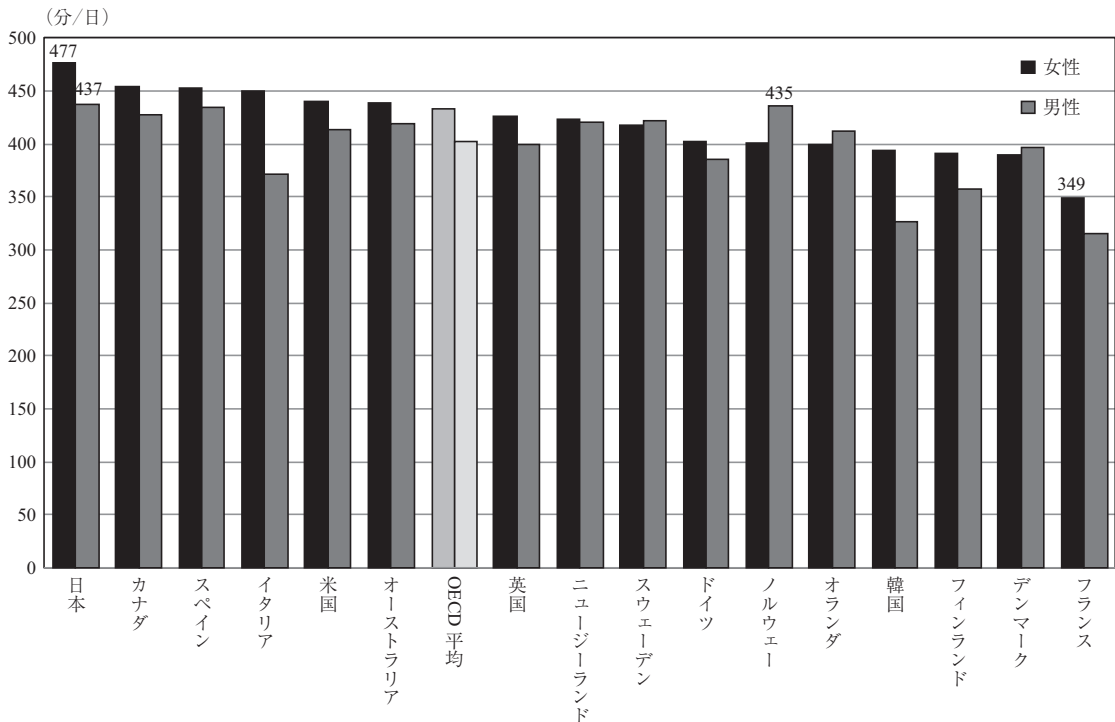
大石 亜希子

日本のセカンド・シフト
の状況

本報告では市場労働における男女間格差と表裏一体の関係にある家庭内労働の問題を取り上げます。まず、標題としたセカンド・シフトの意味とその実態について説明しましょう。セカンド・シフトとは社会学者のアーリー・ホックシールドらが1989年に出版した本のタイトルです (Hochschild and Machung 1989)。この本は、アメリカの共働き世帯における自由時間の夫婦間格差に着目して執筆されました。セカンド・シフトを直訳すると、「第2の仕事」あるいは「二つ目の勤務」という意味になります。共働きの女性にとって家事や育児などの家庭内労働は、日中の仕事に続く「第2の仕事」である、というわけです。たとえば共働きの夫婦が疲れて帰宅したとしましょう。夫は冷蔵庫からそそくさとビールを取り出してテレビで野球観戦を始めるのに、妻は休む間もなく子どもの世話や食事の支度にとりかかる——1980年代のアメリカでは、こうした光景が多くの家庭で見られました。日本ではいまだに一般的な光景かもしれません。夫の一日は仕事と自由時間で構成されていますが、妻の一日は仕事と家事とわずかな自由時間で構成されています。ホックシールドらは、1980年代のアメリカで平等に家事分担をしている共働き夫婦は18%に過ぎず、市場労働時間に家庭内労働時間を加えた合計でみると妻は夫よりも年

間1か月程度多く働いていると指摘しました。最近の研究 (Milkie et al. 2009) によると、アメリカでの夫婦間の合計した労働時間の格差は年間1.5週間まで縮小しているとのことですが、では、日本の実態はどうでしょうか。

図1はOECD主要国を対象に有償労働時間と無償労働時間を合計して男女別に示したものです。無償労働時間には家事、育児、介護のほか買い物に要する時間も含まれます。ここから日本の特徴を捉えてみましょう。第1に、日本は男女ともに有償・無償を合計した労働時間が長くなっています。言い換えれば、それだけ日本人の自由時間は少ないということになります。特に日本の女性は、OECD主要国の中でも最も長時間働いており、フランス女性と比較すると一日当たりで2時間以上の差が生じています。第2に、日本は有償・無償を合計した労働時間の男女差が、韓国やイタリアと並んで大きくなっています。ただし韓国やイタリアは日本ほど有償・無償を合計した労働時間が長いわけではありません。興味深いことに、ノルウェー、オランダ、デンマークなどいくつかの国々では男性の労働時間が女性を上回っています。とくにノルウェー男性の労働時間は長く、日本男性とは2分しか差がありません。しかし、図には示していませんが日本男性の労働時間の圧倒的な部分を有償労働時間が占めており、無償労働時間はわずかであるのに対し、ノルウェー男性は一日3時間程度の無償労働をしているのです。なお、図1は各国の15～64歳の人々を平均した数値を用いているので、国による人口年齢構成の違いや引退年齢の違いが反映されてしまうことに注意



(注) 各国の生活時間調査に基づく有償労働時間 (paid work) と無償労働時間 (unpaid work) の合計。対象は15-64歳の男女。2010年ごろの数値。OECD平均には図示していない国も含む。

(資料) OECD Data <http://www.oecd.org/gender/data/balancingpaidworkunpaidworkandleisure.htm> より筆者作成。

図1 有償・無償労働時間の国際比較

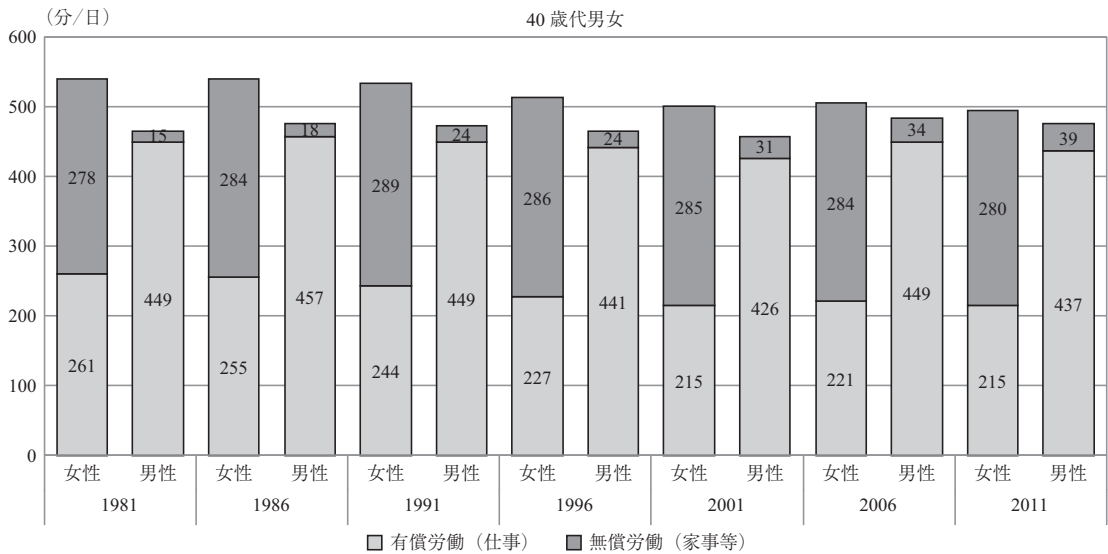
が必要です。

次に、年齢構成変化の影響を除くために日本の40歳代の男女に限定して、1980年代以降の有償・無償労働時間の推移を見てみましょう(図2)。有償・無償を合計した労働時間の男女差は徐々に縮小していますが、それは主として1990年代における女性の有償労働時間の短縮によってもたらされています。この時期には週40時間制への移行が進み、1997年から全面的に週40時間制が実施されました。パートタイム労働者に被用者保険を適用する際には労働時間が「常用労働者のおおむね4分の3以上」であることが条件とされますが、その上限が引き下げられたことを意味します。また、1992年から2002年にかけて段階的に公立小中高校で週5日制が導入されました。

一方、男性の有償労働時間は2000年代初頭にやや短縮したものの、その後は再び増加していま

す。男性の無償労働時間は、1981年に15分であったものが2011年には39分へと2倍以上増加していますが、女性(2011年で280分)と比較すればいぜんとして非常に短いといえるでしょう。女性の無償労働時間は、家電製品の普及にもかかわらず、30年間にわたりほとんど変化がありません。男性は仕事のみ、女性は仕事プラス家事というセカンド・シフトの状況が続いていることが分かります。

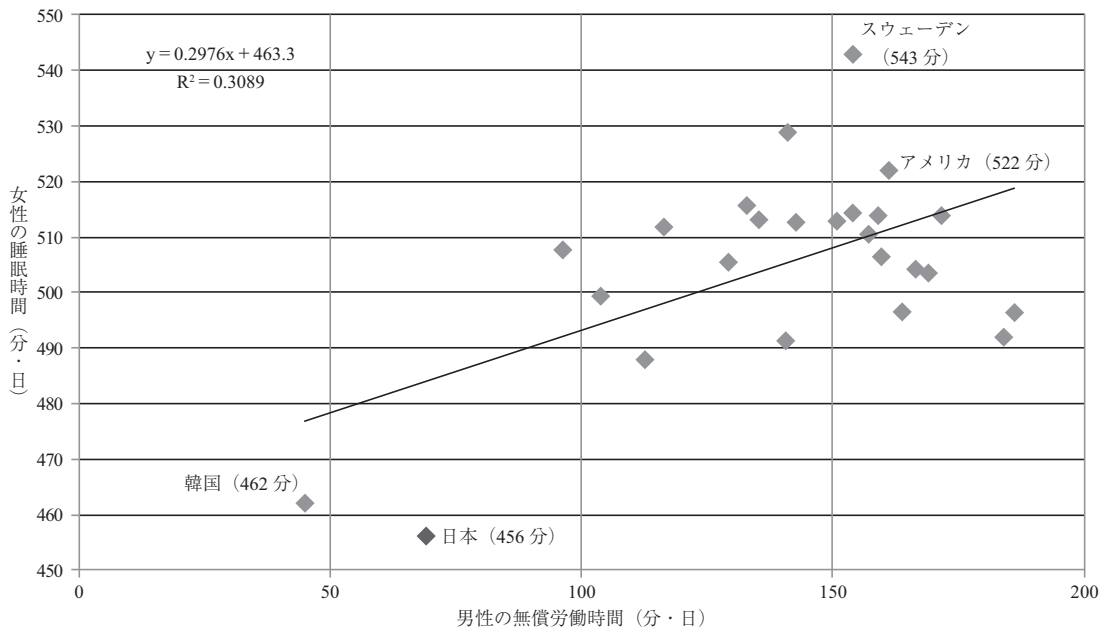
それがどのような帰結をもたらすかを図3が示しています。日本の女性の睡眠時間は8時間を切っており、OECD諸国の中で最短です。図には示していませんが、日本女性の中でも40代の有職女性は最も睡眠時間が短い人々です。セカンド・シフトによって女性の自由時間が圧縮され、睡眠時間も削られている様子がうかがわれます。これに対して、男性の無償労働時間が長い国々では、



(注) 家事等 = 家事 + 介護・看護 + 育児 + 買い物 + 社会的活動 (ボランティア等)。

(資料) 総務省「社会生活基本調査」より筆者作成。

図2 40歳代男女の有償労働時間と無償労働時間の推移 (週平均)



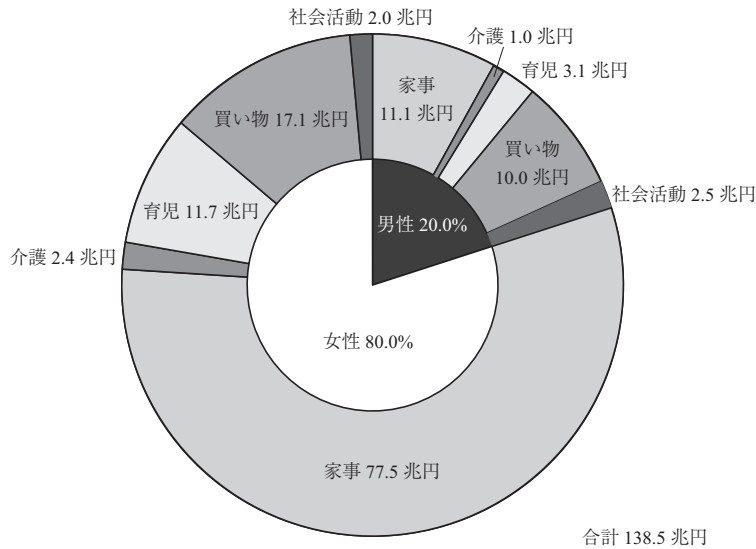
(注) 対象は15-64歳の男女。2010年ごろの数値。()内は女性の睡眠時間。

(資料) OECD Data <http://www.oecd.org/gender/data/balancingpaidworkunpaidworkandleisure.htm>より筆者作成。

図3 男性の無償労働時間と女性の睡眠時間の関係

女性の睡眠時間も長い傾向にあります。国によらつきはありますが、日本と韓国を除くほとん

どのOECD諸国では男性の無償労働時間は100分を超えており、女性の睡眠時間は8時間以上と



(注) 機会費用法による推計。

(出所) 内閣府社会経済総合研究所国民経済計算部 (2013) 「家事活動等の評価について」。

図4 無償労働の貨幣評価額 (2011年)

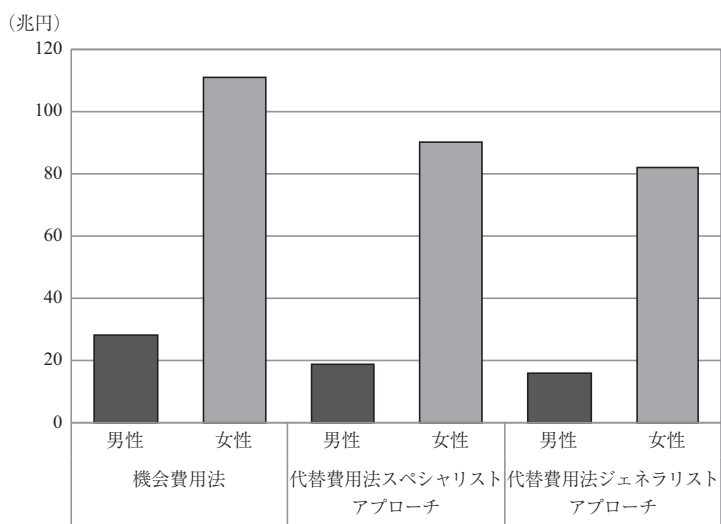
なっています。話がやや横道にそれますが、仕事と家事に追われ、満足に眠ることもできない社会で、果たして女性が子どもを持ちたいと思うものでしょうか。日本や韓国の出生率が低いのは偶然でしょうか。

無償労働の価値とは

世界の多くの国々では、いぜんとして女性が無償労働の大半を担っています。しかし無償労働の経済的価値を評価しようとする動きが生じたのはここ20~30年のことに過ぎません。その契機となったのは、ニュージーランドの学者・政治家であるマリリン・ウォーリングの本 (Waring 1988) でした。日本では『新フェミニスト経済学』(篠塚英子訳・東洋経済新報社) という書名で出版されていて、私も一部の翻訳にかかりました。原題 (If Women Counted) を直訳すると「もし女性が勘定に入れられたならば」となりますが、まさに原題の通り、この本では伝統的な経済理論や国民経済計算など公的統計において、女性や子どもがいかに見えない存在にさせられているか、その実情を厳しく批判しています。たとえばアフリ

カなどの発展途上国では、女性や子どもが一日に何時間もかけて水を汲みにいったり、家畜の世話をしたりしています。そうした労働は非常に重要で負担が大きいのですが、金銭収入を得ていないがために統計上、彼女らは非経済活動人口に分類されてしまうのです。日本の「労働力調査」(総務省) でも、「仕事とは収入を伴う仕事 (自家営業の手伝いや内職を含む)」であると定義されており、無償労働のみをしている人は労働力人口に含まれません。

ウォーリングの本は国際的に大きな反響を呼び、1990年には従来の国内総生産 (GDP) に代わる経済発展の指標として、国連が初めて人間開発指標 (Human Development Index) を作成・発表しました。さらに、1993年に国連が採択した新しい国民経済計算体系 (93SNA) では家計の自家消費もGDPに含められることとなりました。しかし、家事、育児、介護などの無償労働はいぜんとしてGDPの対象外です。そうしたなかで、無償労働や環境などの社会的関心の高い分野について、それらの貨幣評価額を推計してGDPと比較するといったサテライト勘定の作成が進められています。



(出所)内閣府社会経済総合研究所国民経済計算部(2013)「家事活動等の評価について」。

図5 性別にみた無償労働の貨幣評価額 (2011年)

無償労働に関するサテライト勘定の作成は、日本でも何度か行われています。最近では、内閣府が2013年に公表した試算があります(図4)。これによると無償労働の貨幣価値は138.5兆円で、名目GDPの約3割に相当する規模と推計されています(内閣府2013)。そのうち80%が女性の寄与で、20%が男性の寄与です。ただし、男性が無償労働時間全体の20%を働いているわけではありません。先ほどの報告で川口先生が示されたように、男性の時間あたり賃金が女性より高いために、貨幣評価すると男性の寄与が実際の無償労働時間のシェア以上に大きくなるのです。

無償労働を貨幣価値で評価する方法は、①機会費用法、②代替費用法スペシャリストアプローチ、③代替費用法ジェネラリストアプローチの3つに大別できます。機会費用法では、男女それぞれの平均的労働者の賃金を用いますが、平均的労働者の男女間賃金格差がそのまま貨幣評価に反映されるという問題があります。それなら各分野の専門家の賃金を用いる代替費用法スペシャリストアプローチを採用すれば女性の無償労働の価値が高く評価されるかという、そうでもないのです。たとえば育児時間に保育士の賃金を、そして家事時間には家事サービス労働者の賃金を用いた

としても、そういう職種は典型的な「女性職種(female dominated jobs)」なので賃金が高い傾向にあります。そのため、スペシャリストアプローチで評価するとかえって機会費用法を採用した場合よりも貨幣価値が低くなるという現象が生じます。代替費用法ジェネラリストアプローチで用いる家事援助サービス労働者についても、その大半は女性のパートタイム労働者なので、スペシャリストアプローチを用いた場合と同じ問題が生じます(図5)。

結局のところ、労働市場の男女間賃金格差が無償労働の貨幣価値を大きく左右しているわけです。これは非常に重要なポイントで、たとえば女性が事故死したときに命の値段をどう評価するのか、障害を負ったときの逸失所得をどう評価するのかなどにも関わる問題です。

経済学ではどうとらえられているか

伝統的な経済学では、夫と妻の生活時間配分を考える際に比較優位の理論と言う貿易理論を応用します。たとえば労働集約的な財の生産に比較優位を持つ国と、資本集約的な財の生産に比較優位を持つ国が、それぞれ比較優位を持つ財の生産に

特化しながら交易をすれば、経済のパイは拡大し、両国ともより豊かな生活を送ることができます。これと同様に、市場労働よりも家事労働に比較優位を持つ女性と、家事労働よりも市場労働に比較優位を持つ男性が結婚してそれぞれ比較優位を持つ労働に特化すれば、夫婦合計の効用水準は独身の場合よりも高まると考えられます。夫は仕事、妻は家事という役割分業には経済合理的な面があるわけです。

ただし注意すべき点もあります。第1に、ここで問題としているのは比較優位であって絶対優位ではありません。問題は、夫と妻のどちらがより低い機会費用で家事ができるかということです。妻が夫より家事が得意だからといって、必ず家事担当者になるわけではないのです。とはいえ、日本のように男女間賃金格差の大きい社会では、伝統的な性別役割分業が経済合理的になりやすいことは確かです。第2に、この理論では男女間の家事能力の差がなぜ生じるかを問うていませんが、性役割観 (gender role) の強い社会では親が女の子にだけ家事をさせるために女性が家事に比較優位を持つようになってしまっているかもしれません。第3に、この理論では夫婦が一つの効用関数を持つという、ユニタリー・モデルが仮定されています。つまり、夫と妻の選好に差がないということ的前提にしているわけですが、ユニタリー・モデルが妥当かどうかは別途検討しなければなりません。実際、1980年代後半以降、夫婦が異なる選好を持つことを前提にした理論モデルも発展してきており、注目を集めています (Chiapori 1988, 1992; Blundell et al. 2007)。

むすびにかえて

最後にいくつか問題提起をしたいと思います。まず第1に、現在のような男女間のアンバランスな生活時間配分を人々の合理的な判断の結果として受け止めてよいのか、ということです。経済学者による最近の分析では、諸要因をコントロールしても、こういうアンバランスな時間配分になるのは説明がつかない、社会規範の影響があるので

はないかという論文も出ています (Burda et al. 2013)。男性が長時間労働をするのは最適な選択の結果である、やりたいからやっているのだけしいのではないか、という考え方もあるわけですが、果たしてそうなのか、ということも考えなければいけません。第2に、男女間の生活時間のアンバランスは、労働市場におけるジェンダー差と表裏一体です。女性の働き方に影響を及ぼしている税制や社会保障制度の問題については見直す必要がありますし、労働市場における性差別に対して、どのような法的枠組みで取り組むのかも考えるべきだと思います。第3に、労働時間が極端に長いという日本の現状をどうみるべきでしょうか。男女を問わず有償・無償労働に多くの時間を費やし、睡眠時間さえ削っているのが日本の実態です。さらに今日では、深夜や早朝といった典型的でない時間に働く人も増えています。これは長期的にみて、人々の健康に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、子どもからみて、親と過ごす時間が確保されているのかどうかという点も気になるところです。最後に、グローバル化が進み、社会保障財政が厳しくなる中、どのようにして労働力を確保しつつ生活との調和を図るかは日本が直面する大きな課題です。ひとつの方向性としては、さらなる市場化・外部化を図るという方法もあり得ます。移民のケア労働者を入れて、これまで家庭内で無償労働として提供されてきた育児や介護を有償労働にするといった、台湾や香港にみられるパターンです。しかし一方で、市場化によってそうしたサービスを購入できる世帯とできない世帯の格差も顕在化することでしょう。

以上の点について、論点提起して、パネルディスカッションにつなげたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

参考文献

- 内閣府社会経済総合研究所国民経済計算部 (2013) 「家事活動等の評価について」
マリリン・ウォーリング、篠塚英子訳。(1994). 新フェミニスト経済学。東洋経済新報社。
Becker, G. S. (1965) "A theory of the allocation of time". *Economic Journal*, 75(299), 493-517.

- Blundell, R., Chiappori, P. A., Magnac, T., & Meghir, C. (2007), "Collective labour supply: Heterogeneity and non-participation". *The Review of Economic Studies*, 74 (2), 417-445.
- Burda, M., Hamermesh, D. S., & Weil, P. (2013). "Total work and gender: facts and possible explanations," *Journal of Population Economics*, 26 (1), 239-261.
- Chiappori, P. A. (1988), "Rational household labor supply". *Econometrica: Journal of the Econometric Society*, 63-90.
- Chiappori, P. A. (1992), "Collective labor supply and welfare". *Journal of Political Economy*, 100 (3), 437-467.
- Hochschild, A., & Machung, A. (1989). *The second shift: Working families and the revolution at home*. Penguin.
- Milkie, M. A., Raley, S. and Bianchi, S.M. (2009) "Taking on the second shift: Time allocations and time pressures of US parents with preschoolers." *Social Forces* 88.2: 487-517.
- Waring, M., & Steinem, G. (1988). *If women counted: A new feminist economics*. San Francisco: Harper & Row.

(おおいし・あきこ 千葉大学教授)

〔パネリスト講演3〕

女性のライフコースの多様性と貧困

阿 部 彩



貧困率の男女格差

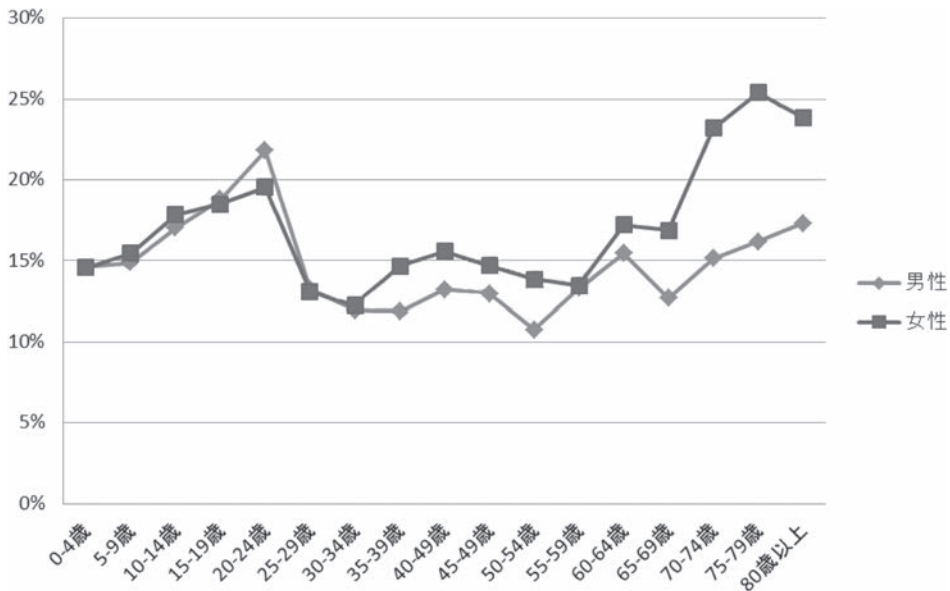
こんにちは。私からは、貧困という立場から男女格差の基本的なデータを示し、パネルディスカッションの論点につなげたいと思います。

よろしくお願ひします。

本報告では、男女格差を貧困という観点から概観し、女性のライフコースの中でも貧困のリスクがどこにあるのか、また、その男女格差はどこか

ら来るのかについて検討します。

まず、貧困率の男女格差を確認します。図1は厚生労働省が公式に貧困率を発表しているものと同じデータ（厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」）を用いて、男女別・年齢別に貧困率を計算したものです。これを見ると、35歳以上の年齢層では、すべての年齢層にて女性の貧困率が男性の貧困率を上回っていることがわかります。男性の貧困率が高いのは、唯一、20-24歳の年齢層のみです。これは男性の方がこの時期において、一人暮らしをする割合が高いからと考えられます。35歳以上においては、貧困率の男女格差が年齢と共に



出所：阿部（2014）、以下同。

図1 性別、年齢層別 相対的貧困率（2012）

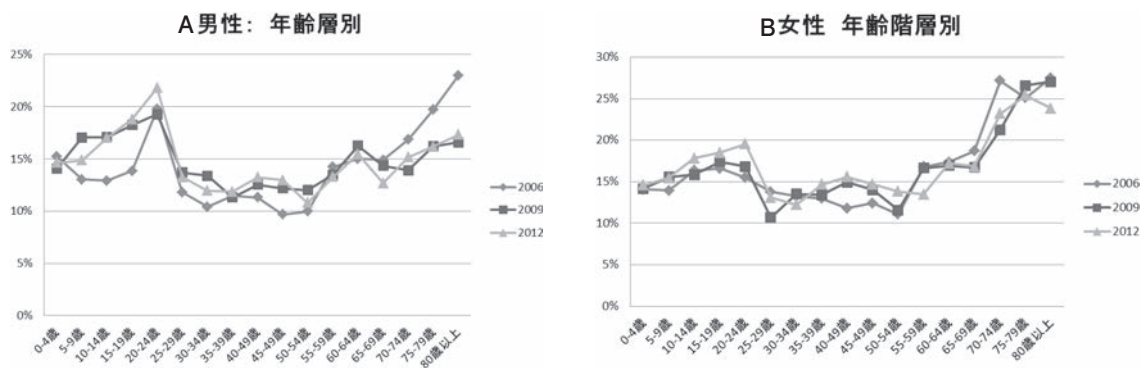


図2 年齢別貧困率の推移：2006、2009、2012

拡大する傾向にあり、特に60歳を超えると、男女格差が急速に拡大しています。70歳を超えると女性の貧困率は2割を超え、最大25.4%（75-79歳）、すなわち4人に1人、という高い率となります。

次に、時系列に貧困率を見ると、男女で異なった動向が見えて来ます。図2は、2006年、2009年、2012年の3時点における6年間の貧困率の年齢別、性別の変化を見たものです。男性の図（図2A）からは、顕著な動向が2つ観察できます。一つは、65歳以上の男性の貧困率が徐々に、減少していることです。特に2006年から2009年への動きが著しいものとなっていますが、80年代まで溯って見ても、高齢男性の貧困率が下がっていることは確認できます（図表外）。一方で、子ども期から20代前半までの貧困率が上昇しており、特に、20～24歳では貧困率が21.8%となっています。かつて、日本の貧困は高齢者問題と捉えられてきましたが、男性に限って言えば、現在、ライフコースの中で一番貧困リスクが高いのは、高齢期ではなく、若年期であるといえます。

図2Bは、同じグラフを女性のデータで書いたものです。男性に比べて、まず、異なるのが、高齢女性の貧困率はこの6年間に於いて殆ど変化がなかったことです。長期的に見ると（図表外）女性の高齢者の貧困率も減少傾向にありますが、この6年間に限って見ると、男性のような高齢期の貧困の減少は見られません。これは、日本の公的年金制度において最低保障年金がないので、男性に比べ、就労期間が短く、賃金も低い女性において

は、年金額が貧困基準を超えないことが多いからです。公的年金制度にて「国民皆保険」が達成されて50年にもなりますが、女性の高齢期の貧困の解消にはほど遠い状況にあります。一方、若い女性においても、貧困率の上昇が確認できます。2012年の線は、ほぼ2006年、2009年の線に覆い被さっており、25歳未満の女性の貧困率は徐々に悪化しています。

若年層の貧困

しかし、20-24歳の貧困率の高さは、1人暮らしの学生の影響も大きいと考えられます。1人暮らしの学生は、所得（親からの仕送り、バイト賃金など）は低いかも知れませんが、生活の実態が実家にあるため「貧困」とは言えない可能性もあります。そのため、1人暮らしの学生をサンプルから除外して計算したものが図3です。これを見ると、確かに20-24歳の年齢層では、男性は4.2%、女性は2.8%の減少となっています。これによって、20-24歳が突出することはなくなり、15-19歳から25-29歳にかけて、なだらかな傾斜となっています。しかしながら、それでも15～19歳、20～24歳の貧困率が、高いことには変わりはありません。

この推計をした一つの理由は、大学や専門学校等への進学率が伸びたことによる20歳代前半における就労の先延ばしが、若年層の貧困化に寄与しているのではないかと考えたからです。これが、より高い教育を受け、将来高い賃金の職に就くこ

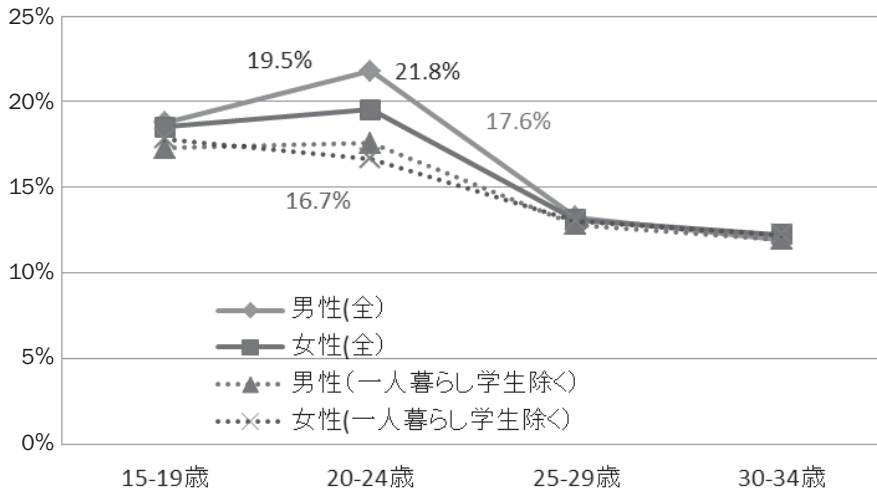


図3 一人暮らし学生を除いた相対的貧困率（15-34歳）：性別

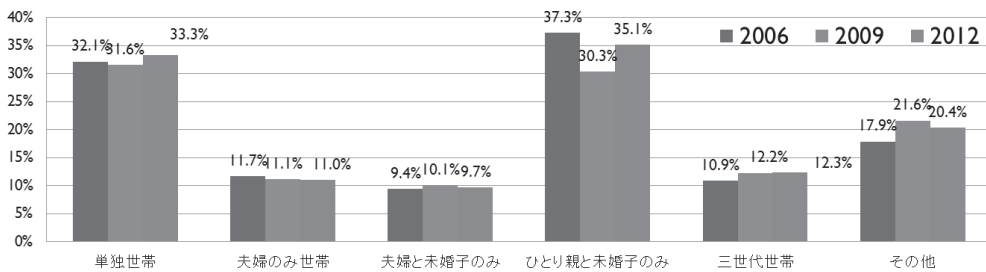


図4 勤労世代（20-64歳）女性の貧困率：世帯タイプ別

とができるというポジティブな進学であれば問題はありますが、高卒では良い職を得られないので、家計に無理があっても大学等に入るという選択をしている場合は、その学生を抱える世帯ごと貧困に陥る可能性があります。かつては働いた若者層が、就労から学生にシフトすると、勤労人数が1人減る上に学費もかかり世帯にとっては大きな負担となります。

世帯タイプ別の貧困率

次に、世帯タイプ別に、20～64歳の女性の貧困率を見ていきましょう（図4）。最も貧困率が高い世帯タイプは「ひとり親と未婚子のみ」世帯です。ここでの「ひとり親と未婚子のみ世帯」の定義に

は、母親と成人した子（息子、娘）からなる世帯なども含まれるため、通常の「母子世帯」「父子世帯」とは若干定義が異なりますが、それでも、貧困率は35.1%となっています（2012年値）。次に、際だって高いのが、単独（一人暮らし）世帯です。2012年の最新の数値では33.3%となっています。2011年末から、若い女性の貧困率が高いことがマスメディアから注目された時期があります。発端は朝日新聞の「単身女性、3人に1人が貧困」という記事です（朝日新聞2011.12.9.）。その後、NHK「クローズアップ現代」を始め、テレビ、新聞、雑誌などにおいて若い女性の貧困に関する特集がいくつも掲載され、「貧困女子」という言葉が生み出されました。女性の貧困について関心が高まったこと自体は喜ばしいことですが、その報道に問題

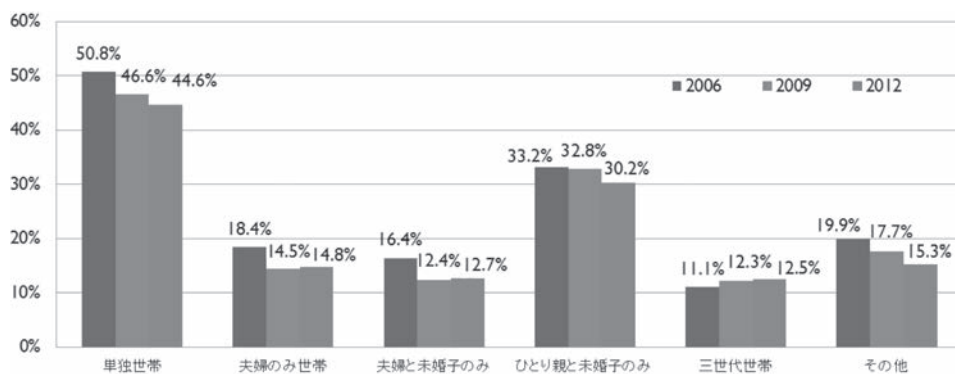


図5 高齢（65+）女性の貧困率：世帯タイプ別

がなかったわけではありません。発端となった朝日新聞の記事は、図4のグラフの「単独世帯」の数値を元に書かれたものですが、女性の単独（1人暮らし）世帯について、いくつかの誤解を与えかねない報道がなされています。まず、記事や番組が、一人暮らしの女性貧困率が高いのが最近の動向であるというように伝えていることです。しかし、図4からもわかりますように、単独女性の貧困率はほぼ3割であり、横ばいの状態です。すなわち、決して、新しい問題ではなく、むしろ古くからある問題と認識するほうが正しいといえます。

第二に、図4は、20歳から64歳の勤労世代全体の貧困率ですが、報道では、これがあたかも10代後半や20代という若い女性の問題として取り上げられています。「貧困女子」というラベリングも、この誤解を助長しています。報道にて、事例として描写される女性たちは、すべて20代かそれ以前の若い人でした。しかし、単独女性の貧困は中年期から高齢期にかけてのほうが、より深刻です。若い時には親が存命でしょうし、身体も健康なため、たとえ低賃金であっても、なんらかの派遣労働などのオプションも多いといえます。しかし、中年期から高齢期の単身女性は、親が死亡していたり、親の介護が被さったりすることもあり、労働市場においても徐々に不利な立場に追い込まれます。この年齢層の一人暮らしの女性は貧困リスクが非常に高いといえます。にもかかわらず、女性の貧困の問題が、「若い女性」の貧困問題にすり替えられていたのは、心外です。実際に、朝日新

聞にも提出した資料には、図5の高齢女性の世帯タイプ別の貧困率も入っています。単独の高齢女性の貧困率は5割近い数値となっています。また、若い世代では一人暮らしの女性は、決して一番多い世帯タイプではありませんが、高齢女性では、一人暮らしが圧倒的多数です。これを考えると、1人暮らしの女性の貧困問題は、中高年・高齢の女性がより深刻であると言えるでしょう。

配偶関係別の貧困率

図6は、配偶関係別に貧困率を見たものです。既婚者に比べ、未婚、死別、離別の女性で高い貧困率となっています。特に、離別の女性は貧困率が高く、勤労世代では36.0%、高齢者では42.3%です。離別者は男性でも貧困率が高いのですが、男女差で見ると、勤労世代では15.6%の差、高齢者では11.3%の差となっています。また、高齢者については、未婚者の貧困率が、男女ともに高くなっています。生涯未婚率が上昇する中、未婚の高齢者が増加することは確実であり、そこでの貧困率の高さは懸念される事項です。

就労状況別の貧困率

次に、就労状況別に貧困率を見てみましょう（図7）。ここでは、勤労世代の男女に焦点を絞ります。まず「主に仕事をしている」という就労層に着目すると、女性の貧困率は13.0%、対して男

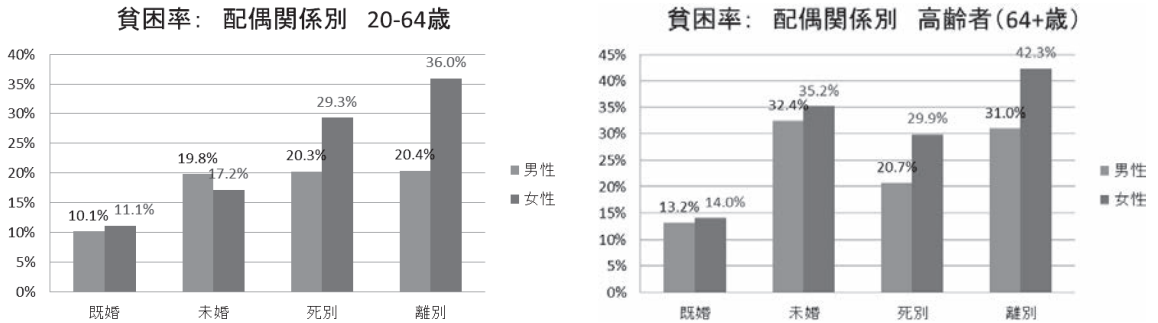


図6 配偶関係別の貧困率

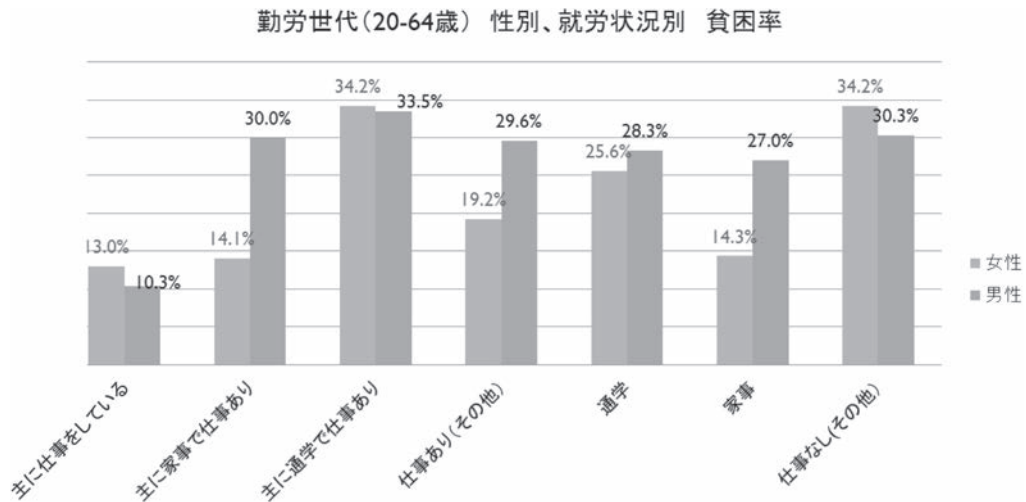


図7 性別・就労状況別の貧困率

性は10.3%です。女性の方がワーキングプア率は、男性よりも高いことがわかります。この傾向は以前から続いています。一方、専業主婦や「主に家事で仕事あり」とした層は、専業主婦かパートで就労している層（「主に家事で仕事あり」）については、今回初めて、「主に仕事をしている」層の貧困率を上回りました。これまで、主婦は、夫の安定した収入に支えられ、貧困とは無縁と考えられていましたが、徐々に主婦にも貧困化の波が訪れています。

貧困率の男女格差の国際比較

労働市場における男女の賃金格差や、離別者の

不利などは、日本に限って見られる現象ではありません。貧困率に男女格差があるのは、致し方がないことと感ぜられるかも知れません。しかしながら、貧困率の男女格差は、どこの国にでもある「不可避」の問題ではありません。図8は、先進諸国における20～64歳における男性の貧困率と女性の貧困率の差を表したものです。これを見ると、先進諸国でも、男女格差がマイナスの国、すなわち、女性の貧困率が男性の貧困率よりも低い国はいくつか存在します（デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、ハンガリー、スロベニア）。これらの国では、「女性の方が男性よりも貧困である」という常識は当てはまりません。オーストラリア、カナダ、アイルランド、イギリ

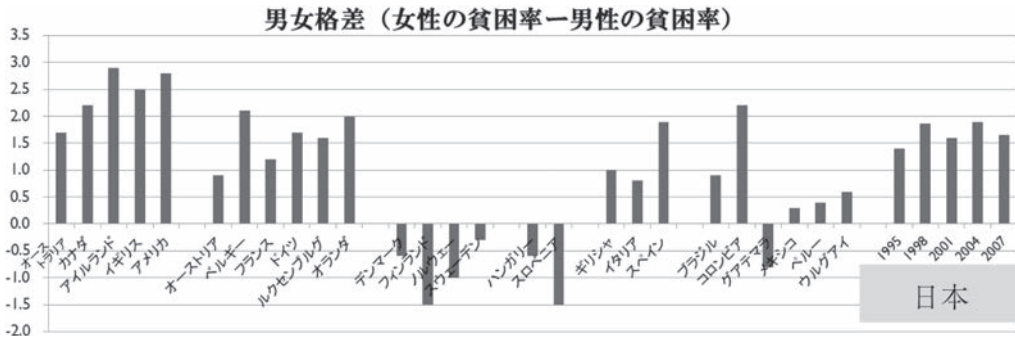


図8 20-64歳における貧困率の男女格差

ス、アメリカのアングロ・サクソン国は、男女格差が大きい国であると言えるでしょう。日本は、男女格差が1~2%で推移しておりまして、アングロ・サクソン国ほどではないものの、男女格差が大きい国と言えます。

活保護制度のポテンシャルの対象者になるのかを考えると、特に高齢の男女の割合が増え、中でも高齢女性はその4分の1近い数値です。しかしながら、高齢女性の貧困者にどのような政策を取っていくのかは、ほとんど論じられていません。

「貧困の女性化」

次に、貧困者の中で女性はどれくらいの比率を占めるかということを検討したいと思います。男女の貧困率の格差がなければ、この問いの回答は人口の性別比と同じになるはずですが、既に見たように女性の方が男性よりも貧困率が高いため、貧困者の中の女性比率は、人口の性別のバイアスと貧困率のバイアスの両方の影響を受けて、高くなります。表1は、貧困者を子ども（0-19歳）、勤労世代（20-64歳）、高齢者（65歳以上）という3つの年齢層に分け、それをさらに性別に分けたものです。例えば、高齢女性が貧困者に占める割合は、1994年には17.3%でしたが、2012年には22.5%となっています。高齢者の場合は、人口の高齢化の影響もあり、貧困者に占める割合が増加しています。勤労世代の女性は、28.5%から25.9%と若干減少しています。これは、勤労世代の人口比自体が減っているからです。全年齢層で見ると、貧困者に占める女性の割合は、55.8%から57.0%に微増しています。

貧困者がどのような年齢層・性別に占められているかを知ることは、政策の実施上、重要な観点です。例えば、生活保護制度を考えた時、誰が生

まとめ

本報告では、日本においては貧困率の男女格差が存在し、特に、高齢期の女性の貧困率が高いこと、また、特定の女性、ひとり親と子世帯、単独世帯、離別者などにおいて、特に貧困率が高いことが報告されました。また、貧困率の男女格差は「致し方がないもの」ではなく、先進諸国の多くの国において格差が解消されていることも指摘しました。

日本の、貧困率の男女格差はどこから来るのでしょうか。一般に論じられるのは、労働市場における男女の賃金格差が貧困率の格差の主要因であるという説です。確かに、ワーキングプア率を見ると、男女格差が勤労世代では3%ほどありそれが男女差を生み出しているという点は否めません。しかしながら、一番大きな男女格差が見られるのは、婚姻状況別の貧困率です。勤労世代においても、高齢者においても、未婚の女性に比べても、離別者、死別者の女性の貧困率は高く、なぜ、結婚のメカニズムが、これほどまでに貧困率の男女格差に寄与するのでしょうか。これを詳しく検討する必要があります。

最後に、貧困者の中で女性が占める率が上昇し

表1 貧困者に占める女性／男性の割合

所得年	貧困者に占める割合 (%)			
	1994	2000	2006	2012
子ども (0-19歳)				
男児	11.4%	10.3%	8.1%	8.8%
女児	10.0%	9.4%	8.2%	8.6%
計	21.5%	19.8%	16.2%	17.4%
勤労世代 (20-64歳)				
男性	22.9%	22.4%	21.2%	21.6%
女性	28.5%	27.3%	24.9%	25.9%
計	51.4%	49.7%	46.0%	47.5%
高齢者 (65+)				
男性	9.8%	11.1%	13.7%	12.1%
女性	17.3%	19.4%	23.9%	22.5%
計	27.1%	30.5%	37.6%	34.6%
全年齢の貧困者の性別割合				
男性	44.1%	43.8%	42.9%	42.6%
女性	55.8%	56.2%	57.0%	57.0%
	100.0%	100.0%	99.9%	99.6%
各年齢層の貧困者の中での女性の比率				
子ども	46.8%	47.8%	50.4%	49.4%
勤労世代	55.4%	55.0%	54.0%	54.6%
高齢者	63.9%	63.7%	63.6%	64.9%

出所：阿部彩（2011）「貧困と社会的排除－ジェンダーの視点からみた実態－」大沢真理編『ジェンダー社会科学の可能性』岩波書店、p.113-142。2012年値は「平成25年国民生活基礎調査」から筆者推計。

ているのかを検証しました。すると、貧困者の「女性化」については、さほど見られないものの、貧困者が「高齢化」し、また、それに伴って高齢女性の割合が増えていることが確認されました。

生涯未婚率の増加や、離婚率の増加、人口の高齢化とそれに伴う人口の女性化を考えると、貧困率の男女格差は今後も拡大し、また、貧困者に占める女性の割合も増加するでしょう。だからこそ、女性の貧困の詳細をより詳しく研究をする必要があります。

ここまでといたします。ご清聴ありがとうございます。

【参考文献】

- 阿部彩（2014）「相対的貧困率の動向：2006、2009、2012年」貧困統計ホームページ（www.hinkonstat.net）
- 阿部彩（2011）「貧困と社会的排除－ジェンダーの視点からみた実態－」大沢真理編『ジェンダー社会科学の可能性』岩波書店、p.113-142。

（あべ・あや 国立社会保障・人口問題研究所
社会保障応用分析研究部長 当時
現・首都大学東京教授）

〔パネリスト講演4〕

日本の女性と移動～国内人口移動と
国際人口移動

林 玲 子



みなさん、こんにちは。社人研・国際関係部の林玲子と申します。本日は、15分間、日本の女性と移動についてお話しします。

昨今、地方に女性がいなくなって、地方が消滅するのではないか、という論調

が世間を騒がしています。それは本当なのか、またもしそうなのであれば、何故そのようなことが起こっているのでしょうか。生まれる子どもの数は生物学的に男106に対して女100程度で、一定である、と言われていています。最近の日本の場合も興味深い変動は若干ありますがほぼ106で一定しています。そうやって一定の比率で生まれてきた男女別の人口が変わってくるということは、やはり人が動く、その動き方に違いがあるということに

なります。図1は、人口性比、つまり女性100人に対して男性が何人いるかを長期に示したものです。

全年齢の人口と20～39歳の若者人口について示していますが、移動が多いのは20～39歳の若者です。ここでは若者について説明します。黒い線2つが若者です。実線が都市、点線が全国になります。都市とは政令指定都市と東京23区と設定しています。その人口性比を見ると、1950年では、若い男性が戦争で失われ、減ってしまった状況が示されており、全国で性比90くらいになるまで男性は少なくなっています。その後、1970年になると全国では性比は100くらい、ちょうど男女同じくらいになり、都市部では今度は男性が非常に増え、性比が110を超えた状態になります。これは60、70年代に集団就職で多くの若者が都会に出てきたことが影響しているでしょう。その後は、だんだん都市の男性割合、性比が下がっていきます。全国と都市の性比が一致したのが2000年、そしてその後都市の男性の割合はさらに下がり、全体の割合を下回るようになりました。2000年以降、都市に女性が集まっている、というのは確かに正しいと言えます。

次に図2は人口の移動がどのようになっているか、「入ってきた人－出て行った人」という転入超過数で見えています。

1960年前後に男女とも都市部に入ってきて、その後、都市部から人が出ていく、地方分散した時代もありました。80年代のバブル期間から、また都市部に戻る傾向や都市部からでる傾向など上下しています。しかし2000年以降は、男女とも都市

2000年までは人口性比はバランスをとる方向に
2000年以降は都市の女性化

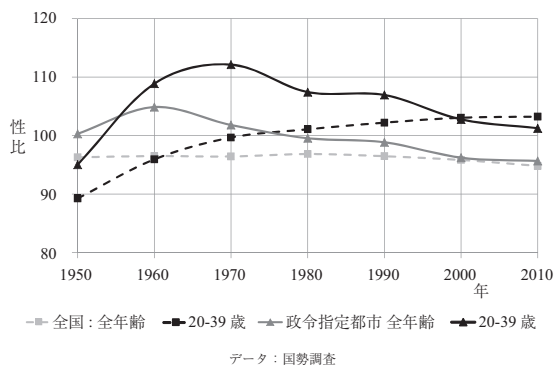


図1 都市部と全国の人口性比の推移

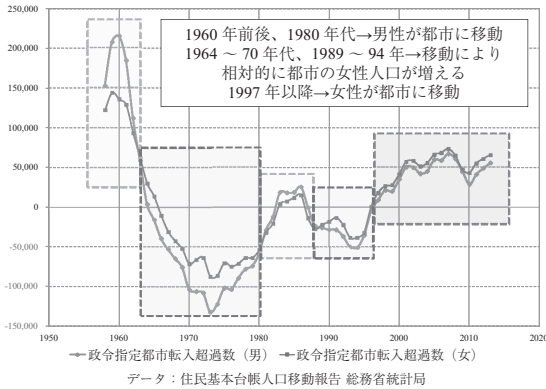


図2 国内人口移動の男女比～都市部の転入超過数

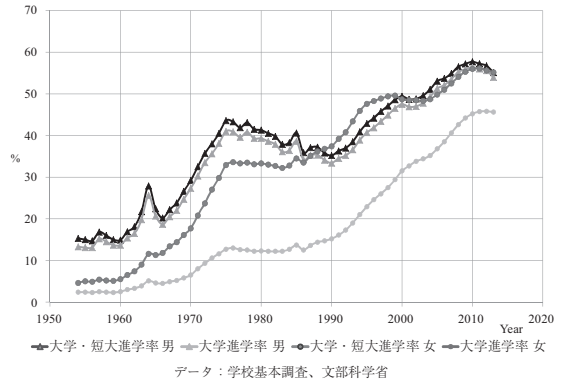


図4 大学・短大進学率の推移

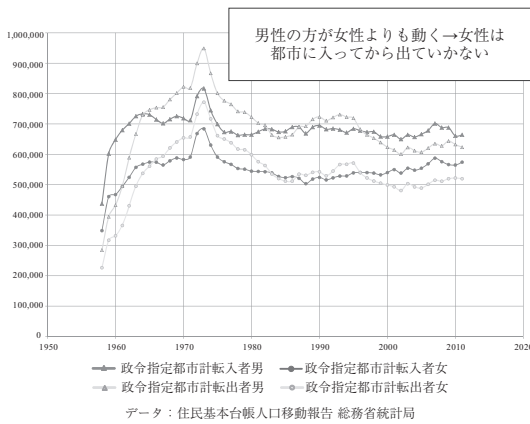


図3

部に入ってくる人が増えましたが、その数は女性の方が男性より多いことが見てとれます。こちらは、入った人と出て行く人を別々に見たグラフです。(図3)

1950年代から2010年代まで、三角が男性、丸が女性となっています。入ってきたのが太いほうで、出て行ったのが細いほうです。常に男性の方がよく動いています。しかし、一番最近をみると入ってきた数と出て行った数の違いが、女性のほうが多い。つまり女性は入ってきてから出て行かない。女性は都市に入ってきて、そのままとどまっていることが図から分かります。女性の高学歴化が進み、大学に入学して都会に来て、そのまま都会で就職する、地方には戻らない、といったことを表しているのでしょうか。ここではまず、大

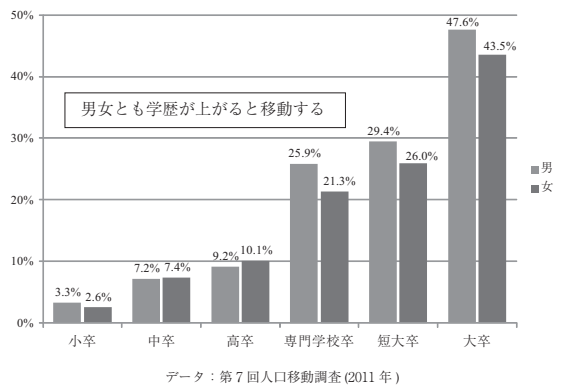


図5 出生県と最後の学校を卒業した時の居住県が異なる人の割合、学歴別 (2011)

学、短大をあわせた進学率を男女で見てください。(図4)

濃線の丸は女性の大学と短大を合わせた進学率で、男性の進学率と同様に1990年代に延び、2000年代前半に停滞、その後再び上昇、というトレンドがありますが、薄線の丸で示されている女性の大学進学率だけをみると、1990年代からほぼ右肩あがりになり伸びています。

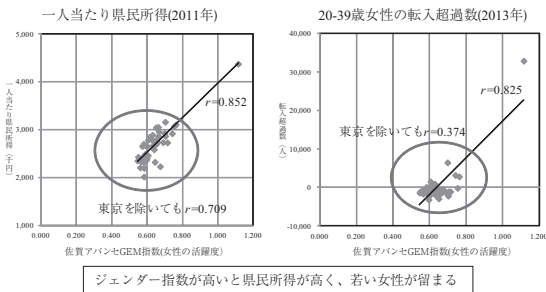
この進学と移動の関係を、当研究所で行っている人口移動調査の結果から見てみましょう。(図5)

このグラフは、生まれたときと、最終学校卒業時の居住県が同じかどうかを学歴別にみた結果です。小卒というのは高齢者が多いので、ここでは高卒を大卒と比較してみます。高卒の人について、生まれた県と高卒時の居住県が違う人の割合

は男性では9.2%，女性では10.1%しかいないのですが，一方，大卒の人では，生まれた県と大卒時の居住県が違う人の割合は，男性は48%，女性は44%と高く，半分弱の人が生まれた県から離れて，つまり故郷を離れて動いています。女性が若干少ないですが，それよりも学歴により人々の動き方が違うということが分かります。

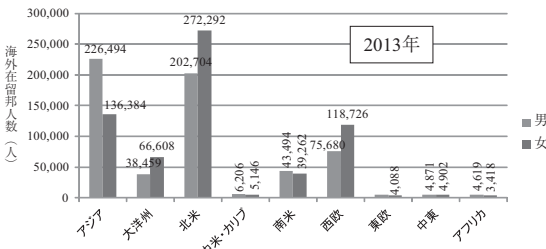
就業と移動の関係については時間の都合で触れませんが，女性が集まる都市とそうでない都市がある。女性が集まる都市は，札幌，福岡，京都などで，都市の産業別人口の割合をみると，製造業で働く人の割合が低いところでは，女性が入ってきて留まる率が高いという相関関係が若干あります。町のつくりも，移動に影響があると言えます。このあたりはもう少し分析可能なところでしょう。

次は，都道府県別の女性の活躍と経済，移動に



●佐賀アバンセGEM指数 - http://www.avance.or.jp/danjo/_1297/_1300.html
 吉岡・原(2014)「2013年度佐賀県男女共同参画センター(アバンセ)専門課題調査研究事業報告書」
 一原議会議員・市区町村議会議員、行政官職、管理職、専門技術職(国勢調査)、所得について、女性比率を指数化
 ●県民所得・県民経済計算、内閣府経済社会総合研究所

図6 都道府県別にみた女性の活躍と経済，移動



・先進国、つまり北米・西欧・大洋州(特にオーストラリア)には女性が多い(永住者・長期滞在者共に)
 ・永住者は南米以外は女性が多い→国際結婚の影響→子どもの教育制度は十分か

データ：海外在留邦人数一覧(平成25年(2013年)10月1日現在)、外務省領事局

図7 国際人口移動の男女比 その1 海外の日本人

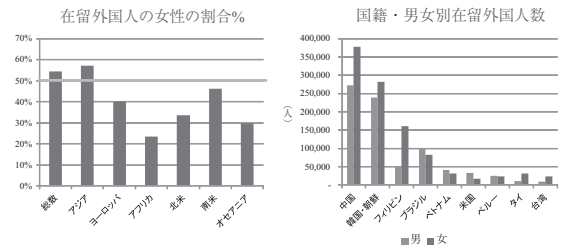
についてお話ししましょう。(図6)

佐賀県の男女共同参画センター「アバンセ」と佐賀大学の吉岡先生が，女性の雇用率，管理職割合，所得などから都道府県別に女性の活躍度を示す指標をつくられました。それを県民所得とプロットすると，東京を除いても強い相関があります。女性が活躍しているところの一人あたりの所得が高い。さらに，女性の活躍度と女性の転入超過数の関係を見ると，先ほどよりも弱いですが相関があります。女性が活躍しているところは，女性が入ってくる，もしくは女性が留まる，という事になります。このあたりは議論を続けていきたいところです。

今度は，国際人口移動に注目してみましょう。

図7は，海外にいる日本人の数を男女別，地域別に示したものです。2013年の統計で，左(淡色)が男性，右(濃色)が女性となっています。北米，西ヨーロッパ，大洋州にいる日本人は女性が圧倒的に多く，それ以外のところは男性が多い。先進国に日本の女性が多く行っている傾向にあります。結婚している永住の方もそうですが，長期滞在者も同様の傾向です。

今度は日本にいる外国人の男女比を見ると，アジアからの外国人の女性の割合は多く，日本にはアジアの外国人が多いので，外国人総数としては女性のほうが多くなっています(図8)。移民は男性だ，という固定観念がありました，今は違います。日本人男性の配偶者として日本に住んでいる外国人の方も多くいらっしゃいます。そうした方々が自分の家の家事や，義理の親の介護をして



・登録外国人の半分以上は女性
 ・アジアからの外国人に女性が多いことによるもの

データ：在留外国人統計、法務省、2013年

図8 国際人口移動の男女比 その2 日本の外国人

おり、その数はかなりになるという研究結果もあります。これも、きちんとデータとして積み上げていくべきテーマです。

まとめますと、女性の就学・就業は確実に変化し、それと共に移動の仕方も変化していると言えます。都市・先進諸国といった、女性にとって住みやすいところに女性は集まっているのではないのでしょうか。女性の活躍指数と移動を比べると、女性が集まると経済が発展するのか、経済が発展しているところに女性が集まるのか、因果関係は

分かりませんが、女性が活躍しているところに経済的活気があり、女性が集まる、というのが、1つの重要な点です。つまり地方活性化策には男女共同参画の推進が、重要な役割を持つと考えられます。

以上です。ありがとうございました。

(はやし・れいこ 国立社会保障・人口問題研究所
国際関係研究部長)

パネル討論

モデレーター：森 田 朗
 パネリスト：鈴木 透
 大沢 真理
 川口 章
 大石 亜希子
 阿部 彩
 林 玲子



森田 これからパネルディスカッションを始めます。冒頭のあいさつの際に話しましたが、エビデンスに基づき物事を考えるのは、非常に重要です。これから、それぞれの報告者から提供されたエビデンス、データに基づき、議論を進め、女性のワークライフコースのあり方について、議論を深めたいと思います。私の印象としては、あまり

にもエビデンスが多いので、90分という限られた時間内で整理するのは、大変難しく感じます。そこで、2つのパートにまず分け、1つめは、これまでのデータを整理します。共通する問題は何か。それぞれのお話の中に、矛盾があったり、結びついたりする部分もあると思います。あらかじめ、皆さまがお互いにどういう問題関心を持っている

かについてお話しいただきます。第2ラウンドでは、問題点が出てきたものに関する、政策についての議論です。時間があまりましたら、時間の限り議論できればと思っています。いずれにしても6人で90分となると、お一人15分ですので、できるだけ簡潔に発表していただきたく思います。それでは、講演順にご発言をお願いします。

鈴木 私からはデータ提示を行いました。全て使われたわけではありませんが、ワーク・ライフ・バランスの川口先生や大石先生のお話、また阿部部長の高齢者を含む世帯構造と貧困、格差問題と関連するところがあります。ある程度やった甲斐があったと感じています。お話を聞いて思ったことは、川口先生の賃金格差の問題、大石先生のセカンド・シフトの無償労働のお話を聞いて、平等の度合い、ジェンダー間の協働などをどう計るのかということです。佐賀大学の指標などもありましたが、最近難しいと思っていることとしては、合成された指標で見ると、UNDPのジェンダーインイクオリティインデックス（Gender Inequality Index）や世界経済フォーラムのグローバルジェンダーギャップ（Global Gender Gap）などは違うことを言っているということがあります。国連報告では、日本も平等と言われていますが、ワールドエコノミーフォーラムの指標によると日本は低く、途上国より劣るというものもあります。そうしたことは指標に含まれる要素の種類やウェイトのかかり方が違うと思われる。中身を詳細に見ていくと、賃金格差が学歴や雇用形態などとジェンダー格差とどう結びつき、因果関係をもって成り立つかを考える必要があると考えた次第です。

大沢 予め資料を見て感じたことがありますので、申し上げます。私は高齢単身女性の貧困率の今後に大きな関心があります。人口は高齢化していて、したがって65歳、75歳以上の人口は全体への比率として高くなります。男女の平均寿命が劇的に差が縮まらない限り、高齢単身女性の比率は高まるということになります。彼らが貧困線以下の経済状態なのか、せめてクリアした状況なのか

は、21世紀前半の日本経済の活力にとっても、社会の雰囲気にとっても、非常に大きいと危惧しています。私だけでなく、樋口恵子さんなども、21世紀前半はおばあさんの世紀であるから、このおばあさんたちが比較的安寧な状況なのかどうかで日本社会のムードは決まると、10年以上も警鐘を鳴らしています。そこで阿部さんがもしご存知であれば、このことの国際比較を教えてくださいと思います。部分的なデータとしては、慶應大学の山田篤裕先生が、日本の高齢単身女性の貧困率はドイツやアメリカと比べても高いということを書いていますが、阿部さんの方でデータがあればと思いました。また、どなたのお話も勉強になりましたが、林玲子さんのまとめで、経済水準とジェンダー指数が相関しているということから大変刺激を受けました。アバンセの指数はUNDP指数の中のGEM指数に近い作り方をしている、世界経済フォーラムとは違いますよね。都道府県別のジェンダー平等を比較する他の指数は、東北大学経済学部の吉田浩さんたちの作ったものがあります。検証があるかどうかをお伺いしたいと思います。アバンセ指数だけでも重要であり、そこから出る提案は、自治体消滅にならないためにジェンダー指数引き上げが重要だとされています。その関連で、鈴木部長が紹介されたジェンダー意識の伝統回帰というのがあります。その揺り戻しが大きいとすれば、社会の衰滅に向かう兆しを感じます。女性の意識だけなのか、男性の意識はどうなのか。男性の伝統回帰や乖離はどうなのか、合わせ鏡のように知りたいと思います。

川口 私は労働市場における男女格差について話しました。背景にあって話さなかったことで重要なことが、男女の役割分担です。家庭、日本社会における性役割が大きな背景になっていると言えます。3人の方に質問したいと思います。まず、大石先生に。日本では女性が家事をたくさんしており性役割がはっきりしていることが世界的にも明らかです。少しでも男女の役割分担、家庭内分業を平等にするために、政策的な提言があれば教えてください。政府が家庭の役割分担に介入する

のは難しいと思いますが、効果的な政策があれば教えてほしいと思います。阿部先生のご報告では離別が女性の大きな貧困原因になっているとのことでした。しかし、出生動向調査によると、2002年以降、専業主婦を理想とする女性がわずかながら増えています。これだけ離婚も増えて専業主婦になるのはハイリスクだと思いますが、にも関わらず理想のライフコースとして専業主婦を理想と思う女性がわずかですが増えています。その背景にはどういう要因があるのか、お考えをうかがいたいと思います。最後、林先生に。海外、特に先進国に移住するのは男性より女性が多いということでした。近年、日本で活躍する機会がないため能力のある女性が海外で活躍していると聞きます。統計的に見て海外移住する理由として、日本で活躍できないから海外に活路を見出す女性が増えているという調査などがあれば知りたいと思います。

大石 林部長にお伺いしたいことがあります。地方消滅という言葉が一人歩きしているようです。各自治体が報告を受けて、若い女性をいかに地元にはりつけるかに熱心なようです。自治体主催で婚活パーティーを開く動きさえあります。具体的に自治体が、どのような方策をとれば、ジェンダー平等を達成でき、かつ女性の流出を防げるのかのお考えをお聞かせください。川口先生には男女間賃金格差の要因を教えてくださいましたが、各要因では説明できない「その他」の部分が一番気になっています。この中には、まだコントロールされていない条件の違いもあるでしょう。まったく同じ条件の男女でも企業側が違う評価をすることもあるでしょう。それらについてどうお考えでしょうか。最後に大沢先生、昨日も報道されているように、配偶者控除の廃止などがあります。それら税制度の改正がされた場合に、タックスウェッジや、再分配のあり方にどのような影響があるかご意見をください。

森田 ありがとうございます。後の方でお答えになる方は、前の方の質問も踏まえてお願いしま

す。

大石 では、川口先生のご質問にお答えします。まず、家庭内分業に政府が手をつこんで変えられるのか、というのは確かに難しい課題かと思えます。家庭内労働は、その裏腹にある労働市場に影響されるので、労働市場での男女間格差を是正するような社会制度の改正が重要かと思えます。付け加えると、他の施策でも工夫の余地はあるでしょう。例えば、児童手当を父親に支給するか、母親にするかといった問題です。実は、イギリスで育児担当する人に児童手当を配ったら、妻や子供の被服費が増えたという研究があります。このように、社会手当の給付方法を工夫することで、家庭内での資源配分が変わる可能性があります。

阿部 大沢先生からの高齢者の国際比較について。あれと同じ形態の比較は私も存じ上げておらず、OECD統計など探ってみました。なかなか男女差で、というのはありません。今後の課題としたいと思います。大沢先生の報告で本当に感銘したことがありまして、一番ショックだったのが、2011年と2012年でのタックスウェッジの違いです。私は貧困率計算しかやっておりませんが、子どもの貧困率は2011年は前年比較で改善したのに、2012年では再度悪化してしまいました。そこは謎でしたが、見逃しがちな税制の影響が大きいのではと、今日のご報告を訊いて思い当りました。大沢先生にお聞きしたいのは、社会保障の逆機能はその通りですが、高齢女性の貧困問題については、恐らく逆機能の議論はそれほどまでには当てはまらないと思います。非課税の方々ですし負担はそれほど大きくありません。しかし、なぜ、ここまで高齢女性、中年以降もそうですが、の所得保障の問題がここまで政策課題や社会問題として認識されないのか、構造の問題について大沢先生にお伺いしたいです。川口先生がまとめて、全ての政策がWLB政策と均等政策と2つ必要だと言われたのは非常に大きいと思います。どうもWLB政策の方に議論が偏りすぎる傾向があります。確かに子育て中の女性は大変ですし、育児により就

労を中断するといった問題もあります。いま女性の未婚率が増え、30～40代で子どもがいなくて家族負担のない人も増えています。しかし男女格差はどんどん悪化しています。また大石先生のおっしゃった「その他」のところが気になります。家事負担が無い女性でも男女間格差が労働市場より不利な状況に置かれているということについて、ご意見をいただきたいです。

林 エビデンスをまとめてください、という座長のご指定でした。これだけのお話を聞き、変わるものと変わらないもの、悪化しているものなど、いろいろあります。女性の働き方、学歴、動き方など、変化はありますが、家事時間はそうは変わりありません。睡眠時間も示唆的なお話でした。人類として大丈夫なのでしょう。また社会保障の再分配が悪化しているのが、衝撃的でした。この中で、意識が変わっているのかどうか分からないということに集約されるのでは、と考えます。95年に北京女性会議があり、女性のエンパワーメントが重要だと。カイロ国際人口開発会議でもそれが強調されました。その後2000年にバックラッシュが起こり、世界全体を見ても、出生率がまた上がっている国、戻っている国が増えています。そういった時代背景には、女性に頑張ってもらったけど、男性も不景気だったらやっつけられない部分が、本当にあるのかどうか。最後は地方の話もありましたが、女性の話をする時、往々にして高学歴、東京に住んでサービス産業についている人たちの話題になります。それ以外の地方、高卒の方で工場で働いているような方が本当に生活しやすい社会なのでしょうか。エビデンスとして今回出てこなかったようなところについて、色々な話があると思います。方策によっては、活路が見出せると感じています。もし何かコメントのある先生がおられればと思います。質問にお答えしますが、ジェンダー指数はUNDPのものとダボスのジェンダーギャップの指標の2種類があります。佐賀の吉岡先生たちが作られているのも、UNDPのGEMと呼応して、それに近いものになりますが、平均寿命は入っておらず、中身は

どちらかという、ダボスで言っている内容に近いかもしれません。佐賀では今、ジェンダーギャップインデックスを作成中ですが、47都道府県では存在しないので、以前のバージョンであるこちらを使った経緯があります。このジェンダー指数をいかに作るかが問題です。特に都道府県どのような指標を使うか、ワールド経済フォーラムで使われている指標以外に、東アジアで特有な指標などがあれば、それをどうくみあわせるのが重要かと思います。大石先生のご質問に、どういったことができるかが、ありました。まず見える化です。都道府県、市町村レベルでどう違うかを見せ、クォーター制度、女性の割合は30%などといったポジティブアクションをしようということです。これには罰則はないと思いますが、それをやった県とやらない県の違いが見えないと、張りもないだろうし何も進まないと思います。関連して、北欧の話になりますが、スウェーデンは19世紀末にはヨーロッパで一番貧困の国でしたが、女性の地位向上のためにいろいろなことをやったからこまできたが、一方デンマークでは、70年代に女性の雇用のクォーターの割当制を入れようとしたら反対があり、スウェーデンよりも遅れた、という話を聞きました。そういう国々でも時代を経てやってきたということなので、日本でもできない話ではないと考える必要があるでしょう。

森田 一巡しましたが、再質問も出ていますので、最初の方は、回答も含めてコメントお願いします。

鈴木 大沢先生から、伝統回帰について男性はどのようなかということですが、考えてみれば、この出生率がずっと続けば、1000年もすれば日本人は絶滅するはず。回帰しようがしまいが変わらない気がします。社人研の調査で、未婚男女に似た質問をした部分がありますが、これによると、未婚の男女とも伝統回帰が起こっています。独身への不寛容、また同棲への不寛容、結婚に犠牲は当然ということところは男女ともに伝統回帰がありました。夫は仕事、妻は家庭への支持は、男性では

伝統から離れる傾向が止まっただけで、伝統回帰は女性だけにみられたものです。全体の印象は、女性の方が未婚男性より伝統回帰が若干見られたという結果でした。

森田 大沢先生、お願いします。

大沢 大石先生から配偶者控除の廃止は再分配をどう変化させるか、という質問でした。実は答えるのが難しいご質問です。阿部さんが2011年と12年で働くひとり親、子ども2人、負担率が4%上がったと。負担率の上昇率でいうと45%などということで、印象的だったということでしたが、他方で高齢女性の場合には、逆機能ではなく、全体として状況の厳しさ、中年以降の女性問題が本当にネグレクトされやすい問題であるご指摘もありました。大石さんのご質問、阿部さんの11年と12年の変化については、どちらも所得控除制度に関することなので、合わせてお答えします。配偶者控除により恩恵を受けるのは誰かということについては両論あります。負担率軽減からいえば、当然低所得の方が負担率の軽減効果が大きいわけですが、しかし税額の節減については、高所得層です。ここがかみ合わないのです。もう1つの大事なデータとして、年収の所得階級で見た場合に、配偶者控除の適用の違いを調べた研究があります。適用率が5割を超えるのが、年収700万円くらいです。それ以下、例えば100万とか200万では適用率は2割くらいです。半分以上が受けている層は、2010年の給与収入の分布から見ると、年収700万を超えるという15%くらいしかいません。高所得者が適用率が高いという意味で、恩恵を受けている制度といえます。その廃止ということで、再分配効果は上昇すると期待されます。また浮いた6000億円の財源を何に使うのかが、もっと大事なことだと思っています。今は法人税減税の穴埋めに使うとか、そういう議論があり、率直に言って怒りを感じます。児童扶養手当の延長拡充に使っていただきたいと思っています。ここに関連し、2011年と12年であれば1人親、2人子どもの負担が上がったのは、年少扶養控除の廃止の特に

地方税分なのです。その前の年に国税分が廃止されて、そこでの負担額の変化は6万円程度の上昇だったのが、地方税分は13万円を超える負担増になっていて、地方税はあまり累進性がありません。所得控除であれ、廃止の打撃は低所得者に多いことの表れと思います。

逆機能関係ですが、日本で貧困削減率がマイナスになっているグループは、世帯で成人全員が働いているとか、就業者ですとそうなります。この原因が社会保険料負担にあると分かっています。高齢で引退している人については逆機能は起こらず、貧困は生活保護制度を通じて削減されているといえます。しかし削減効果は貧弱だと国際比較ではっきりしていると思います。そもそも日本の年金制度は勤労収入がないと安定した生活ができない制度設計になっています。これについても慶應大学の山田篤裕先生が明快な分析をされています。高齢者が夫婦でいて、夫が何らかの勤労収入を得ているなかでは、少しはゆとりがある生活を送れますが、夫が亡くなると勤労収入が消え、年金収入もほぼ半減するため、いっぺんに貧困に陥ります。年金制度設計全体に、高齢になり、単身になり、働けなくなったときの防貧機能が仕組まれていないのが日本の年金制度だと思います。解決策は最低保障年金しかない、と阿部さんがかねてからおっしゃっている通りだと思います。

森田 ありがとうございます。川口先生にお答えしていただきたいのですが、さらにコメントがありましたらお願いします。

川口 大石先生と阿部先生から男女賃金格差の要因として「その他」が大きいという指摘がありました。3分の1くらいが説明できない要因、「その他」です。分析に使った調査は、賃金構造基本統計調査で、賃金に関する詳しいデータです。しかし、賃金を分析するうえで重要な変数でこの調査に入っていないものがいくつかあります。例えば、職種です。この調査では一部の限られた職種の情報しかありません。もし、詳しい職種の情報が得られれば、もっと正確に男女の賃金格差の要

因が分かると思います。企業の中では、男性の方が賃金が高い部署に配属されやすい傾向があります。例えば、営業などです。女性営業職は1人もいないという会社も少なくありません。

また、同じ職種でも、女性は男性の補助的な仕事をするのも日本の企業では多く見られます。職種が分かっても、説明できない賃金格差の部分です。補助的な仕事をしているのか基幹的な仕事なのか、なかなかデータがなく、たとえ職種が分かっても、説明できない要因は残ると思います。配置における男女差は、企業による女性差別の側面が大きいでしょう。しかし、企業側は、女性への配慮だと思っている場合も多くあります。私の卒業生で、ある銀行に勤務している女性がいます。彼女は就職して以来6年間ずっと窓口なのに、男性は2年目から外回りを経験し、昇進していくそうです。そういう男女による配置の違いが伝統的にずっとあるという不満を聞きました。ところが、そのような慣行について、周囲の女性に意見を聞くと、外回りよりも窓口の方が楽でいいという女性がほとんどで、もっとチャレンジングな仕事がしたいと考えているのは彼女だけだということでした。企業が女性に期待せず、その裏返しとして、女性もそこそこに勤めて、昇進を望まない。そんな悪循環が女性昇進を阻んでいると思います。

森田 ありがとうございます。さらにご発言ございますか？

阿部 先ほど川口先生の質問に回答をし忘れました。何で専業主婦志向になっているか。推測ですが、働き方と、長時間労働で働くこと自体がきついというのがあるだろうと思います。魅力的な仕事をさせてもらっていないのです。重労働、長時間労働だと、専業主婦の方が魅力的に見えるのでしょう。専業主婦も、やりがいがある仕事のひとつです。子どもが帰ったときに家にいることもできるということもあります。しかし、先ほどのスライドで申し上げなかったことがあります。今回、2012年調査で初めて、専業主婦の貧困率が働

く女性の貧困率を上回りました。今、専業主婦が貧困化しています。離婚率も上がっていますので、専業主婦という一つの幸せの形も幻想になってきてはいないかと心配です。

森田 ありがとうございます。では、次に進みます。

会場から質問が出ています。どなたへの質問かを事務サイドでマークしています。いま先生方に目を通してまいりますので、この後の発言で触れてもらいたいと思います。複数の方への質問もありますので、適宜回してください。

それでは、次のステージに入りたいと思います。お話を聞いていて興味深いものがありました。どういう要素が女性のライフコースの多様化に対して障害になっているか。あえて大胆に整理すると、1つは意識の問題があるのではないのでしょうか。専業主婦志向もそうですし、あるべきイメージのような伝統回帰もあります。もう1つは、どういう仕事に就けるか、あるいは職業、社会的位置づけ、経済社会的要素もあると思います。3番目は、制度の問題です。年金制度をどのように組むのか、手当をどうするかなどは、政策で決めることです。この3つは独立しておらず相互に密接に関連しています。時間軸を入れると、日本はかつて高度成長期のモデルがありました。いろいろな要因で崩れてきました。しかしどのようにモデルが変わってきたかについて、必ずしも分析がきちんとなされていません。1つは制度面の整備もありますし、考え方をどう変えるかも明確にされていません。強引で勝手な整理かもしれませんが、まだいろいろな意味でかつてのモデルを引きずっているような気がしました。それならば次のステージとして、変えるにはどうしたらよいのでしょうか。制度の問題は、ある意味重要です。逆に言えば変えられると思っています。他方、意識は難しいでしょう。しかし、どう変えていけばよいのでしょうか。雇用慣行などは各企業に変えてもらうしかありませんが、制度によるコントロールもできそうです。どういう問題があって、それをどう変えていくかを、これから

話していただきたいと思います。

大沢先生のおっしゃる制度について私は詳しくありませんが、北欧諸国などは税をどのくらいかけるかより、負担をかなり一律にし給付で細かくコントロールしている仕組みだと思います。その場合、再配分効果を高めるなら、相当大きな負担をしてもらい、所得を把握しつつ給付をコントロールすることになります。その方が弾力性もあり、きめ細かく対応できます。しかしわが国は、そもそも負担を上げることへの抵抗が非常に強いので、粗い制度枠組みになっており、それが実質的に負担を重くしています。それにも関わらず集まる税収が少ないので、給付も不十分です。消費税の問題にも関わるのでデリケートですが、日本の場合どうすればよいのか、どういうかたちで給付するのがよいのかが問題になるかと思います。また、労働慣行で男性と女性との格差問題があります。聞きかじりになりますが、スウェーデンなど北欧諸国では、長期間労働力が不足していました。そのため女性の労働力が期待されました。それが男女間での格差是正の方向に作用しましたし、所得分布も、ジニ係数を下げるように働きました。大量に移民を受け入れるということにも関係していますが、この国はこうだから真似すればよいものではありません。日本ではどういったことが考えられるのか、検討の余地があるでしょう。意識の問題は難しいと思います。司会者があまり余計なことは言わない方がいいのかもしれませんが、それらについての反論も含め、こういうことが更に言えるというご指摘でも結構です。

鈴木部長からお願いします。

鈴木 「伝統的意識」という言葉に対して質問をもらいました。古来からそうだったのか、農耕社会の頃からそうだったのかというご指摘でした。伝統という言葉は狭く定義すれば、万葉の頃からということになるのかもしれませんが。項目別に言えば、生涯独身はよくないとか、子どもを持って夫婦は初めて社会的に認められるとかは、江戸時代くらいから支持されてきた形だと思います。他には、男性稼得モデルが近代社会の産物ですし、

明治大正の頃はエリートの理想だったものが、高度経済成長期、いわゆる家族の黄金時代に社会全般にパターンとして定着したものだと思います。夫は外、妻は家とか、子どもが小さいうちはお母さんは人任せにははいかんとといった意識も、80年代前半くらいまでにはできたのだと思います。90年代からは伝統的といってもそれほどおかしくないかなど。伝統回帰の中に保守化といった方がよいかもしれませんが、言葉の問題なので目くじらを立てないほうがよいと思います。

大沢 会場からご質問をいただいておりますので。次の方に。

川口 ご質問を3ついただきました。1つは、先ほどお答えした賃金格差における「その他」の要因でした。後の2つをお答えします。1つは、男女の賃金が、わずかですが平等化してきたという話です。その背景には男性の処遇の低下があって、そのために平等になってきたのかと思います。最初にお見せした図でも、1997年以降、男性賃金が下がり、女性賃金が横ばいのため、賃金が平等になる傾向が見られます。今後の動きは、経済の成長率によります。今までのように、成長率がゼロに近ければ、男性の賃金上昇は望めませんから、男性の賃金は低下し、女性の賃金を低下させないようにすることで賃金の平等化が進むでしょう。ただ、今後もし経済状況が良くなると、男性賃金を下げず、女性の賃金を上げることが可能です。2つ目ですが、これから女性の活躍が期待できる職業は何かということ。現在では事務的な仕事に女性がたくさん就いています。人事や法務のような仕事で活躍しています。これからは、営業や理工系でもっと女性が活躍できる余地があるでしょう。例えば営業ですと、女性がゼロのところも多くありました。しかし、製薬業ではMRの女性が増えています。工学系では、未だに大学に入る時点で圧倒的に女性が少なく、企業が理系女性を採用しようとしても、見つけにくいことがあります。しかし、「リケジョ」という言葉ができたように、高校生の間でも、女性で理系学部、職種に

興味を持つ人が増えているようです。このようなときこそ、大学や教育機関の努力が必要です。理系の学部が女性が入りやすくするような工夫、女性の興味をひく学部にすることが大事です。工学系の女性を増やすことで、女性活躍の機会を増やすことが可能となるでしょう。

それから、森田所長からスウェーデンなどの北欧諸国では、労働力不足がきっかけで、賃金格差の縮小になったというご指摘がありました。確かに労働力不足がきっかけで女性の職域や労働力率が拡大するというのは、歴史的に見てよくあることです。戦時中、ほとんどの国で女性が活躍したという歴史的事実があります。男性が戦争に行ってしまう、女性がそれまで男性が従事していたところに進出したということです。また、現在、安倍内閣が女性の活躍を成長戦略の柱にしています。それは、人口減少社会になりこのままでは労働力が足りなくなる恐れがあるためです。従って、現在の労働力減少社会は、女性の活躍という面からは一つのチャンスです。成長戦略の一環として女性の活躍を積極的に進めていく必要があります。最後に教育面から述べておきます。安倍内閣では道徳教育を必修化しようという動きがあります。名前は別としても、道徳教育の中にはジェンダー教育も入れてほしいと思います。男女平等を人権問題として扱ってほしい。男女平等、男女の役割への問題提起のような教育をカリキュラムに入れてほしいと思います。

大沢 最後の点は安倍政権がやりそうにないですが、むしろ道徳教育のなかで専業主婦が貴重だといえそうです。

会場から、スライド4枚目で日本のみが賃金低下、主要因はパート化、に対し、韓国でも非正規化が進んでいるのではないかというご意見です。日本は1997年以降、平均賃金が低下していることは研究で確認されていることです。川口さんのグラフにもありました。同時に、その低下分の8割はパート化ないし非正規化で説明できます。韓国は1人当たり雇用者報酬が増えています。その中には、事業主の社会保険料負担も増えています。

社会保険制度の改革をして、保険料率を上げるといったことも反映しています。その上で韓国の非正規化については、男女ともに非正規の比率が50%超で、待遇は正規との間になんか格差があります。社会保障の適用率もかなり貧弱です。年金制度や健康保険の死角地帯という言葉が韓国にあります。一辺倒に進んだわけではなく、IMF危機で非正規が増えるがV字回復するなかで、正社員が増えるという局面もあり、そこは日本と違うという印象です。

家事分担などの意識ですが、大石さんは児童手当の支給方法について、世帯での資源分配を変える重要な局面だとおっしゃいました。パパクォーターみたいなものを強調する人もいます。育児休業をパパだけが取れる、もし取れなければ消えてしまう、こういうものを設けるのも方法かと思います。ただ労働時間が短縮しただけで、男性の家事分担が増えるかどうかは、やや悲観的に捉えています。今日は早めに終わったから赤提灯、となると何のためにもなりません。むしろ夫婦間の機会費用格差を縮めることが家事育児の男性参加を強めるのではないかと思います。エスピン＝アンデルセンが2009年に出した「未完の革命」の中で、夫婦の稼得力格差が低い、つまり家事をする機会費用の格差が小さい場合は、かなり分担をしているということでした。日本でもそういう調査がありました。その辺のお考えについて投げかけてみたいと思います。

ポジティブ・アクション法についても国会に出ています。女性の活躍推進法です。経営側が数値目標を入れるのを抵抗しましたが、厚生労働大臣と官邸で決断して押し切ったという形になっています。最後に見せ場をつくったのかもしれませんが、いずれにしても、この法律はきちんと実施してほしいし、そのことが今の企業の雇用慣行や職場の雰囲気を与える影響は強いと思います。ある研究では、女性正社員の比率が高い会社は、定時退社の割合も高くなるというのがあります。労働時間短縮の面でも役立つかと思います。

森田所長が短時間にたくさん論点を出されました。負担と給付のどちらでコントロールするかと

いうことで、北欧と日本の対比についておっしゃいましたが、第3ラウンドの課題としてよろしいですか、趣が違ってきますので。

森田 失礼しました。またお願いします。

大石 いただいたご質問にも多少関係するかと思えます。社会政策として何をしたら、ということでした。まず、所長の問題提起のように、意識か制度か、というところですか。制度が変われば意識も変わると思えます。介護に対する考えも介護保険のできる前後ではかなり違います。制度への人々の反応は見逃せないと思えます。1986年に均等法ができ、同じ年に第3号被保険者制度ができたわけで、その次には配偶者特別控除ができ、赤信号と青信号を一緒に出すような政策が1980年代半ばから続いています。社会保険でも、常用労働者の労働時間の4分の3以上働いている場合は、厚生年金の対象になりますが、それ以下は適用外であるといった制度が温存されていることが、非正規への必要以上のドライブをかけているとも考えられます。そういった制度の見直しをすると、人々の意識も変わると期待はしています。その場合、配偶者控除の廃止をしたら、というご質問を大沢先生にしましたが、そこで得られた増収分は実際に子どもへ給付するなど、育児をしている女性に控除で感謝するよりも、実際に子どもに給付をすればよいというのが私の考えです。将来的には今後10年15年の間に、1.3人で一人の高齢者を支えないといけなくなる時代がくるわけで、こうなると1対1で高齢者がついてくることになります。果たして雇用の現場が成り立つのか。そうなるまで現行制度を変えないで頑張るのか分かりませんが、ついに、介護問題で、ワーク・ライフ・バランスを変えていく必要性を、男性も認識するようになると考えます。

阿部 高齢者の貧困については、貯蓄を考慮すべきではという質問がありました。平均的に見れば高齢者の貯蓄高は高い水準ですが、私が対象としている貧困層の高齢者では、それほど高いわけ

はありません。年金3万円のおばあちゃんが実は2000万貯蓄があるということはなく、そういう人はおそらくご主人が生きていたときも、それほど高所得層ではなく、ギリギリの生活をしていたので、そんなにたくさん貯蓄はありません。ただ、現金資産という面ではありませんが、高齢者の強みは持ち家率が高いことにあります。高齢者で家賃を払うのは非常に大きなリスクです。最低保障年金の話には私も共感しますし、100%推していますが、一方、今後の高齢化率を考えると高齢者全員に最低保障年金をする財源はどこにあるのかと考えると、少ない年金給付でいかに生活を安定させるかという視点が必要でしょう。実際に、同じ所得の貧困層と比較し、食糧に困っている、電話料金を払えないとかの状況を見たとき、高齢者の方が現役世代よりはまだまだしな状況にあります。やはり、高齢期の所得保障をどうするかを根本的に考え直す必要があると思えます。あと1点、モデル転換について話が所長からありました。意識の変換について、確かに役割分業という意識の変換については、私はあまり知見を持ちませんが、貧困への意識はここ10年で大きく変わっています。10年前、貧困にはほとんどの方は無関心で、次が可哀想という意識でした。今は貧困の話をする、次は私か、というマインドです。どうすれば自分の生活を守れるかと、ある意味、皆さん守りの姿勢に入っているわけです。若い女性なら労働市場にでても貧困になるかもしれないから、リッチなハズバンド見つけようとか、専業主婦のようなかつての成功モデルにすがりついているのではと思います。それが伝統的な意識、保守的な意識にかえてきている1つの理由だと思います。守りに入るのではなく、これを変えていくところまでいっていないのが、現状だと思います。

林 質問はありませんでしたが、何も言わないのも残念なので。森田所長から制度と意識をどう変えるのかということがありました。制度を作ったら、意識が変わるというのは確かにあるでしょう。何回も出てきた女性の進学率のグラフですが、これを見ると、つい最近、男女ともに大学進

学率は下向いています。海外に出て行く留学生数も減っているとの統計があります。不勉強なので詳しくは話しませんが、子どもが減るから予算が少ないのか、そういうところでしっかりと考えていかななくてはと思います。

まさに男性が一斉に都会に行った1960～70年代のモデルと、その50年後は大きな変化があります。もちろん体制の変化も必要ですが、日本の強みは政権が変われば大きく変わることもあるが、「カイゼン」という言葉があるように、悪いところを少しずつ直していく方式もうまくいっています。人口減少はある意味でチャンスかもしれません。やるべきことは多いと思います。

森田 ありがとうございます。人口減少と地域問題を林部長が指摘されたところですが、次年度以降、取り組むテーマとしたいと思います。

第2ラウンドでは、これからどう変えていけばいいか、を議論していただきたいと思います。できるだけ積極的なご発言を期待しています。大石先生が、制度を変えれば意識が変わるといわれるのは、その通りだと思います。私は、本業は政治学者です。どうやって制度を変えるのか、それが難しいのがこの国だと思います。意識を変え、意識に合わせることによって制度を変えるのが望ましいあり方です。卵が先か鶏が先かという話になります。そもそも、いろんな形で研究者が提案をしても、猫の首に鈴をどうやってつけるのか。それがクリアできないと提案だけでフラストレーションがたまってしまいます。どうすれば制度が変えられるのかということについて、せっかく政治学をやっているのに、司会者特権で、余計なことを言わせてもらいます。

高齢女性が貧困になるという問題がありました。今後どうなるのかという指摘でした。実は人口から見ると、日本の高齢化はおそらく投票行動に大きな変化を与えるでしょう。社人研で調べたことですが、1960年くらいだと65歳以上は有権者で10%くらいでした。2010年になると、30%弱くらいです。2050年だと45%を超えます。半分近くが65歳以上になります。政治家は当然、権力をめ

ざし総理大臣をめざします。そのために自分の政党が多数派にならないといけません。議席の最大化のためにはいろいろなことをします。そのために、有権者が期待する政策を打ち、多数の候補者を当選させるのが合理的です。そのために沢山の票を集めようとします。票を集めたところが議席を最大化させるのです。ここまで申し上げれば分かると思いますが、高齢者の期待する政策をマニフェストに掲げるのが、最も有効な集票となります。社人研ではなく別のところのデータですが、20歳代の投票率が50%くらい、60歳を超えると80%近くになります。投票率をかけると圧倒的に高齢者の票が多くなります。さらに言うと、間もなく最高裁判所で判決が出るようですが、1票の価値は平等であるべきという均等化の考え方を貫けば、人口の多い地域の議席数が増えます。これからの都市部の高齢化の進展を重ねると、どうなるでしょうか。都市部で多数を占めている有権者の期待する政策を打ち出すのが、議席獲得につながります。さらにいうと、高齢者の有権者の比率でいえば、女性の方が男性より多いのですから、ここまでいえば、次はおわかりになるでしょう。そうした形での政治行動が起こるとき、何が起こるのでしょうか。都市部の女性高齢者をターゲットとした様々な福祉政策が票に結びつくわけです。反面、地方の若い世代で税金を払うことが期待されている人には厳しいことになってきます。このことがさらに、都市部への人口流入を招くかもしれません。1票の平等の価値の問題もそうですし、選挙区の設定も、有権者の行動もそうです。次の世代の代表をどうするのかも問題です。ある経済学者は、妊娠している女性に2票持たせようとか、あるいは世代毎に投票の価値を平等化してはどうか、といった提案をしています。頭の体操としては面白いですが、それも現在の制度の中で、猫の首に鈴をつけるというのは非常に難しいでしょう。少し余計なこと、刺激的なことを言ってしまったかと思いますが、これから、どうするべきでしょうか。学者はエビデンス重視といって、分析好きです。提言や改革案ということになると躊躇して、はっきりしないときもあります。

ここもエビデンスに基づいた議論ですから乱暴な話はできませんが、道徳教育よりはましかもしれません。第3ラウンドになります。

林 逆方面からのコメントです。ちょうど今、森田所長の話があったので、どのくらい日本で議論が進んでいるかはわかりませんが、ハンガリーの人口学者、デメインという人がいて、子どもに投票権を持たせると主張しています。妊娠している女性は2票といっていますから、お腹にいるときから投票権をあげるのかもしれませんが。きちんと本当に可能かどうか考えてもよいと思ったりします。逆に、先生方もご意見あればお伺いしたいです。

阿部 たしかにデメイン投票や、選挙年齢を下げるなどの話があります。でも、人口ピラミッドの動向を見ると、それにしても高齢者が多くなると思います。ただ、私は人口比率だけが影響しているとは思いません。大きな要素として、それよりも力のある高所得層、経営・経済界などの力が勝るような政策が実際に実施されていくというのが、過去20～30年間で見られているだろうと、思っています。例えば女性の方が人口比率は高いのになぜ、貧困がここまで問題にならないのでしょうか。高齢女性がもっと政治に影響していれば年金についてもっと変わるはずだろうと思いますが、実際にそういうことはありません。政治やメディアなどに色々なやりかたでアクセスがあるような経済界の方がうまく動いています。また、人口のほとんどは労働者ですが、労働者を保護するように規制が動いていません。人口構成というよりも、格差や社会の構造が大きな問題かと危惧しています。

鈴木 人口高齢化により、高齢者の政治的なパワーが高まりシルバーポリティクスの弊害が起きるだろうと、人口学ではプレストンの論文以来よく議論されてきました。これは難しい問題ですが、エビデンスで最近、日本大学の小川直宏先生がやったナショナルトランスファーカウントの研

究によると、高齢者から子、孫世代への移転が増えています。それだけ金銭的余裕のある高齢者が増えているということです。昔は家族からの援助でしたが、最近は高齢者が援助する立場になっています。阿部部長のお話のように、子どもの貧困が増えているということもあります。見識ある政治家、官僚が、シルバーポリティクスのような人気取りの政治は格好悪いのだと声を大にして訴えてほしいです。やはり1、2歳児やお腹の中の子どもの投票権というのは、難しいかと思いますが。面白くない意見ですみません。

川口 男女の平等という点から、政策について話したいと思います。他の先進国で普通に行われているのに、日本ではこれまでほとんど議論にならなかった政策が2つあります。1つは、今国会で議論になっているポジティブ・アクションです。他の国では何らかの形で義務化されているものです。今回、女性活躍推進を目指すポジティブ・アクションの実施を法律によって義務化するの、画期的な政策です。是非とも、実効性のある法律を策定していただきたいと思います。もう一つは、選挙におけるクォータ制です。選挙のときに各政党がつくる候補者名簿の男女数を同じにする、また、順番を男女男女…もしくは女男女男…とするという政策です。ほとんどの国では、程度の差はあっても、クォータ制が義務化されているか、政党が自主的に行っています。雇用の分野におけるポジティブ・アクションにおいて、企業の目標値が設定できれば、次は政治の場面でそれらを議論する雰囲気になるだろうと期待しています。安倍内閣は女性の活躍推進に熱心です。しかし、私が知る限り、安倍さんは自分の政党の女性議員を増やすことについては、あまり発言されていません。実は、安倍内閣になったときに女性の衆議院議員はすごく減ったのです。「まず隗より始めよ」で、経済界のことだけでなく自分の党のことも、政策目標にさせていただきたく思います。

大沢 全く賛成したいと思います。海外に出ると安倍首相は女性の活躍促進ではすごく褒められる

らしいです。だから、ちょっと木に登っているところがあり、降りてこられないくらい登らせようというのが私たちの作戦です。国会議員だけでなく県議会や市町村議会の女性比率の低さはもっとひどいわけですから、ぜひ自民党が率先して、候補者のポジティブ・アクションをしてほしい。実は民主党はその準備を進めています。いい意味でのコンペティションが起こればいいと期待しています。それから、子どもにも投票権を持たせる、あるいは妊娠女性には2票、多胎妊娠だったらどうするのでしょうか、その問題ですが、日本のように政府の債務がGDPの2倍を超えている国は、まだ生まれていない将来世代へ現世世代がどんどんツケを回している状態です。まだ生まれてない世代をどうするという話になりかねず、ちょっと難しいと思います。最後に、政治学者に投げかけ返したい問題です。日本の福祉施策がパティキュラリズムで、財政支出よりは租税支出を好むのは細かく個所付けできるからですね。社会保障よりは公共事業で地域に雇用配分していました。中選挙区制でパーソナルポータリングであったことに、日本の再分配に関わる政策が関連していたことに対して、小選挙区制になると同時に、党の中核の候補者へのコントロールは飛躍的に高まりました。今までのように派閥を通じて選挙資金を調達し、選挙に向かっているときは、党の中核のコントロールはきいていませんでした。今や選挙資金も配分されていて、パーティーポータリングの方向に向かっていて、結果、社会経済政策はパティキュラリズムからユニバーサリズムへの移行が期待されていましたが、現実には何十台のバスで明治座にでかけるような政策にまだまだ使われています。ユニバーサリスティックな選挙をするのには時間や距離がある気がします。政治学者はどう反省してらっしゃるのか、伺いたいと思います。でも森田先生は小選挙区を進めた方ではないですね。

森田 政治学者としての印象を言うと、狙っていたところと現実がうまくマッチしなかったと思います。パーティーコントロールがうまくいくとい

うのは、イギリスをモデルにしていたからと思いますが、選挙だけ小選挙区にしてもパーティーが育ちませんでした。比例代表の方が、ユニバーサリズムに合致するわけですが、日本の場合、参議院はともかく、衆議院は小選挙区で上乘せのような比例代表の並立制という仕組みを入れました。それ自体は工夫された仕組みですが、基本的に前とあまり変わらなくなりました。私自身が思うのは、中選挙区で公共事業でうまくいっていたのが90年代まででした。つまり右肩上がりのときには、既得権を維持したまま政策を変えることができました。90年以降、ダイヤモンドは右肩上がり、サプライが止まったときに、負担の配分がどの政党でもうまくできませんでした。唯一成功した例としていえるのは、消費税率を8%に上げる時のことです。民主党と自民党が隠れた大連立をし、2012年の選挙では社会保障を争点としませんでした。まだ、そういうメカニズムが働くだけ、希望はかすかに持てるのかもしれない。基本的に政治家は、立候補される方は当選しないといけません。そのために票を集めなくてはなりません。そちらは有権者の問題でもあります。脱線しましたし、そろそろ予定した時間になります。

最後に大石先生、いかがですか。

大石 選挙関係にあまり詳しくありませんが、シルバー民主主義という状態は、先進各国共通です。国政に女性の意見を反映させるには、選挙制度を改革するという方向性もありますし、女性のエンパワメントも必要でしょう。現在どのような権利を付与されているのか、そしてどういった制度があるのかを、意外と多くの人が知りません。非常に貧困な状態にあるシングルマザーが利用できる制度を周知されていない、知るチャンスがないということもたくさんあるわけです。労働現場も同じかもしれません。今どのような権利があり、行使できるかということが周知されるように教育がされるとよいと思います。

森田 ありがとうございます。時間になりましたが、よろしいでしょうか。

これまでの議論を伺っていて、感じたことがあります。昔の名前を出ているモデルが、亡霊のように残っています。問題は新モデルがまだ見えてこないことです。いろいろな生活のあり方で、今日の議論では女性中心でしたが、男性の方も迷っているところがあります。具体的にこういう社会をつくろう、こういう人生がある、というものを明るいイメージを描く必要があります。今までのイメージではもうダメ、と暗い気分になります。そこで昔の方が良かったという伝統回帰的な思考になると思います。これは簡単な議論ではありませんが、新しいイメージやモデルをどう作っていいのか、社人研だけではなく、皆さんも含め、そういう共通の問題関心を持っていただければ、今日、こういうパネルディスカッションをした意味もあるかと思えます。

いずれにせよ、社会保障、財政は、大変厳しい状況です。別のところで話したエピソードですが、イソップの「アリとキリギリス」の話です。昔は、社会保障は、日本モデルによれば、夏の間貯めていたアリに対して、寒くなってキリギリスが助けを求めました。日本の解釈だと、温かく迎え入れ、両方ともハッピーになりました。このイ

メージですと、10～20匹のアリの家に、1匹のキリギリスが来る感じです。これからの日本では、10匹のアリがドアを開けると、ドドドドッとキリギリスが来るような社会になるのかもしれませんが。そんな中、どうやってみんな生きていくのかということです。そういう発想の転換が必要かと思ひ、例えをお話ししました。

予定時間を超えましたが、この辺りで終わります。ご清聴ありがとうございました。パネリストの皆さま、ありがとうございました。(拍手)

- (もりた・あきら 国立社会保障・人口問題研究所
所長)
- (すずき・とおる 国立社会保障・人口問題研究所
人口構造研究部長)
- (おおさわ・まり 東京大学教授)
- (かわぐち・あきら 同志社大学教授)
- (おおいし・あきこ 千葉大学教授)
- (あべ・あや 国立社会保障・人口問題研究所
社会保障応用分析研究部長 当時
現・首都大学東京教授)
- (はやし・れいこ 国立社会保障・人口問題研究所
国際関係研究部長)

平均寿命および健康寿命の都道府県格差の解析 －非線形回帰分析による決定要因の探索－

田 辺 和 俊
鈴 木 孝 弘

I はじめに

日本人の平均寿命は戦後の食料、医療、衛生水準等の改善により、1947年の男性50.1歳、女性54.0歳から、1960年の男性65.4歳、女性70.3歳に伸びた。2012年には男性79.9歳、女性86.4歳に達したが、1947年から1960年までの13年間の伸びを獲得するために1960年から2012年までの52年を要している。WHOのデータによれば、2012年の平均寿命は世界194カ国中で男性は第4位、女性は第1位であり、男女平均では世界の最長寿命国であるが、伸びが頭打ちになった昨今の我が国では、寿命の国内格差の解消に関心が集っている。最長寿命県と最短寿命県の差は戦前には5歳以上あったが、最近では男性の3.6歳の差に対し、女性では1.8歳と減少している。

都道府県の平均寿命の順位は近年かなりの変動があり、特に沖縄、長野、青森の3県が目されている。男性は沖縄県が1980年と1985年には全国1位であったが、現在は30位と急落し、代わって長野県が1990年以降、1位を維持している。一方、青森県は1960年から現在まで50年以上、最下位のままである。女性は沖縄県が1975年以降、1位を保っていたが、2010年に長野県に抜かれて3位に落ちた。青森県は2000年以降、男性同様、最下位である。最長寿の長野県と最短寿の青森県は経済力(県民所得)や医療水準(病院や医師の数)ではそれほど差はないのに、寿命でかなりの差が付いている原因に多くの関心が集まっている。

長野県の長寿化の躍進には、保健師・保健補導員・食生活改善推進員による塩分・野菜等の摂取、喫煙・飲酒、肥満、健診受診等に関する活動、在宅医療・保育所・図書館・博物館・公民館の充実、高齢者や女性の就業・社会活動・趣味活動の高さ等の要因が指摘されている。一方、青森県の低迷には喫煙率と飲酒率の高さ、塩分摂取量の多さ、野菜摂取量の少なさ、健診受診率の低さ等、また沖縄県の急降下には高カロリーの食事や自動車利用による肥満率の上昇等の要因が挙げられている。これらの多種多様な要因が3県の寿命の変動と相関があることが指摘されている(青森県2002、嘉手川・米盛2003、竹森2003、水島ら2004、竹森ら2005、三上ら2005、竹森2007、綿引・畑2009、白澤2013)。

また、近年では単なる生存年齢である平均寿命でなく、個人の生活の質を重視する健康寿命が目されている(矢野2000、伏見2003、加藤ら2007、村田2010)。健康寿命とは一般に、ある健康状態で生活することが期待される平均期間またはその指標の総称を指す。健康寿命の定義と指標の算出方法は幾つかあるが、本稿では、21世紀における第2次国民健康づくり運動(健康日本21(第2次))の「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」との定義を採用する。日本人の健康寿命はWHOの報告書(WHO 2004)では男性72.3歳、女性77.7歳であり、世界の最長寿命国であるが、健康寿命は平均寿命より9歳以上短いため、社会保障負担軽減の面から健康寿命を平均寿命に近づけることに関心が集まっている。健康寿命は

愛知県、静岡県等が上位に並んでいるが、その要因についてはあまり議論されていない。

寿命を決める要因については最近注目されているサーチュイン長寿遺伝子等、遺伝子の影響は2割程度であり、残りは生活習慣や生活環境の影響で決まる。さらに、寿命には医療、健康、栄養等の直接的要因だけでなく、経済、社会、自然・生活環境、文化等の多数の社会経済的要因が関係している(坂井1986, 大蔵2004, 近藤2004, 荒記ら2005, 近藤2005, 川上ら2006, 福田・今井2007, Kagamimoriら2009, 近藤2010, 堀内2010, 杉澤2012, 橋本2012)。そのため、個々の要因と寿命との相関解析では、寿命に重要な影響を与える決定要因を明らかにすることはできない。また、健康寿命は平均寿命と国内順位が異なっているため、平均寿命と健康寿命の決定要因にどのような違いがあるかは興味深い。

そこで、平均寿命や健康寿命を目的変数、幾つかの指標を説明変数とし、線形重回帰分析(OLS)により決定要因を探索する実証的研究が行われている(渡辺・加納1983, 人見ら2002, 鈴木2003, 高・梯2006, 京都大学2007, 栗盛2008, 多門ら2011, 近藤ら2012)。しかし、いずれも少数の説明変数に限定して解析しているため、回帰決定係数が低く、統計的に有意な結果が得られていない。また、決定要因の種類が論文によって全く異なり、結果の信頼性に疑問がある。また、健康・医療、経済・社会等の個別分野に限定して解析しているため、個々の決定要因が平均寿命に与えている相対的影響度が明らかになっていない。さらに、都道府県の平均寿命と健康寿命について解析し、両寿命の決定要因の違いを検討した研究は見当たらない。

先行研究において回帰決定係数の低い一因はOLSの適用にもある。なぜなら、相対所得仮説(Wilkinson 1992)が示すように、各種の指標と寿命との関係は一般に線形ではなく、複雑な相関関係を示す指標が多いからである。このような複雑な事象に対する有効な対処策として、非線形回帰分析手法の適用が考えられる。サポートベクターマシン(SVM)(大北2005, 小野田2007, 阿部

2011)は近年注目されている非線形解析手法であり、説明変数の数値に対してカーネルと呼ぶ非線形関数(本稿ではガウス関数)を用いて学習パターンを別の空間(超平面)に写像し、そこで線形回帰を行う。それにより、説明変数の元の数値での非線形回帰が可能になり、目的変数と説明変数の間の任意の関係に対して高精度の回帰結果が得られる。また、高速処理が可能、最適解が一義的に求まる等の利点があるため、データ解析手法として現時点では最も有効な方法とされている。しかし、SVMを平均寿命や健康寿命の決定要因解析に適用した研究は見当たらない。

そこで、①これまで見出されていなかった新たな決定要因の発見、②得られた決定要因の相対的影響度の解明、および③平均寿命と健康寿命の決定要因の違いの解明を目的として、都道府県別、男女別の平均寿命と健康寿命のデータを目的変数とし、健康・医療、経済・社会、生活・文化等、多分野の多種多様な指標を説明変数として用いてSVMにより一括解析し、決定要因を探索する大規模実証分析を試みた。

II 方法

1) 寿命および各種指標のデータ

国内47都道府県の平均寿命は厚生労働省都道府県別生命表¹⁾(2010年)の数値を、健康寿命は厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」の算定値²⁾(2010年)を用いた。それらの男女別の上位および下位各5都道府県の寿命を表1に示す。最長寿命と最短寿命の差は3.60(歳)(男性の平均寿命)~1.84(歳)(女性の平均寿命)と小さく、かつ、データ数が47しかないため、予測精度の高い回帰モデル作成の困難さが予想される。

そこで、説明変数についてはこれまで見出されていなかった新たな決定要因を発見するためにできるだけ多数の指標を取り上げ、変数選択法によりそれらの中から有効な決定要因を探索した。説明変数の候補になりうる指標の総数は数百種に上るため、先行論文等において解析・検討されてい

表1 平均寿命・健康寿命の上位および下位5都道府県の寿命（歳）（2010年）

No.	平均寿命男		平均寿命女		健康寿命男		健康寿命女	
1	長野県	80.88	長野県	87.18	愛知県	71.74	静岡県	75.32
2	滋賀県	80.58	島根県	87.07	静岡県	71.68	群馬県	75.27
3	福井県	80.47	沖縄県	87.02	千葉県	71.62	愛知県	74.93
4	熊本県	80.29	熊本県	86.98	茨城県	71.32	栃木県	74.86
5	神奈川県	80.25	新潟県	86.96	山梨県	71.20	沖縄県	74.86
	全国平均	79.59	全国平均	86.35	全国平均	70.42	全国平均	73.62
43	長崎県	78.88	岩手県	85.86	岩手県	69.43	徳島県	72.73
44	福島県	78.84	茨城県	85.83	大阪府	69.39	福岡県	72.72
45	岩手県	78.53	和歌山県	85.69	長崎県	69.14	大阪府	72.55
46	秋田県	78.22	栃木県	85.66	高知県	69.12	広島県	72.49
47	青森県	77.28	青森県	85.34	青森県	68.95	滋賀県	72.37

ること、各寿命との相関が比較的高いこと³⁾、長野県、沖縄県、青森県等の寿命順位変動に関連あるとされていること等の基準で、表2に示す60種の指標を採用した⁴⁾。

以上の指標の最新値について人口当たりの数値が算出できるものはその数値を用い、すべての指標は最小値と最大値が0と1になるよう正規化して解析に用いた。説明変数が60種もあるため、それらの記述統計量や相互相関係数は紙面の関係から割愛せざるをえないが、SVMによる解析では、説明変数間に強い相関がある場合でも解析可能であり、多重共線性問題を回避することができる⁴⁾。

2) SVMによる解析

平均寿命男、同女、健康寿命男、同女を目的変数とする4つの場合について、それぞれ決定要因を探索した。SVMのソフトウェアはLIBSVM ver. 3.11 (Chang and Lin, 2013) の回帰機能 (SVR) を、カーネル関数はRBF (ガウス関数) を用いた。

多数の説明変数の中から決定要因を探索するためにはSVMモデルと説明変数の最適化が必要である。前者についてはLIBSVMのSVRでは g (RBFカーネルの γ)、 c (cost)、および p (loss functionの ϵ) の3種のパラメータの最適化が必要であり⁵⁾、交差検証法を用いて行った。

説明変数の最適化には感度分析法を採用した。この方法は、目的変数に対する各説明変数の感度⁶⁾を計算し、感度の絶対値の小さい変数を順次削除しながらSVMモデルを最適化し、目的変数の

平均二乗予測誤差 (RMSE) が最小となる組み合わせを探索する方法であり、筆者らはこの方法の有効性を様々な問題で検証している (田辺ら 2013a, 2013b, 2014a, 2014b, 2014c)。

そこで、交差検証法と感度分析法を組み合わせた以下の手順により決定要因の探索を行った。

- ①47都道府県をランダムに10群に分割し、第1群を予測セット、その他の9群をまとめて学習セットとする。
- ②学習セットについてSVRパラメータ g 、 c 、 p をグリッドサーチして最適条件を探し、この最適モデルに予測セットのデータを入力して寿命の予測値を求める。
- ③第2群以下の各群を予測セットとして以上の操作を繰り返し、全都道府県について寿命のRMSEを求める。
- ④各説明変数の感度を求めるために、当該変数は実際の数値に設定し、その他の変数は全データの平均値に設定したデータセットを作成し、そのデータを最適モデルに入力し、寿命の出力値を求める。
- ⑤当該変数の実測値を説明変数、寿命の出力値を目的変数とする単回帰分析を行い、回帰直線の傾きをその変数の感度とする。
- ⑥全説明変数の中で感度の符号が不適当なもの⁷⁾、または感度の絶対値の最も小さい変数を取り除き、以上の操作を繰り返す。
- ⑦説明変数とパラメータ g 、 c 、 p の組み合わせの中で、全データについてのRMSEが最小になる説

表2 用いた説明変数の定義とデータ源

説明変数	定義	出典	説明変数	定義	出典
転入率	人口当たりの転入人口数	1)	生活習慣病	生活習慣病患者の比率	1)
転出率	人口当たりの転出人口数	1)	スポーツ	スポーツをしている人の比率	1)
出生率	合計特殊出生率	1)	ストレス	悩みやストレスを抱えている人の比率	4)
乳児死亡率	出生数当たりの乳児死亡率	1)	宗教	人口当たりの宗教信者数	1)
世帯人数	一般世帯平均人数	1)	医療費	人口当たりの国民医療費(万円)	1)
婚姻率	人口当たりの婚姻件数	1)	健診受診率	健康診断受診率	1)
離婚率	人口当たりの離婚件数	1)	がん受診率	胃・肺・大腸がん受診率の平均値	1)
未婚率	生涯未婚率	1)	健康保険	人口当たりの健康保険被保険者数	1)
独居率	単独世帯率	1)	病院	人口当たりの病院数	1)
高齢化率	65歳以上人口比率	1)	病床	人口当たりの病床数	1)
気温	年平均気温(℃)	1)	医師	人口当たりの医師数	1)
日照	年間日照時間(時間)	1)	保健師	人口当たりの保健師数	1)
降水	年間降水量(mm)	1)	保育所	人口当たりの保育所数	1)
積雪	最深積雪(cm)	1)	生活保護	生活保護世帯の比率	1)
持家率	世帯当たりの持ち家の比率	1)	老人ホーム	人口当たりの老人ホーム数	1)
住宅面積	1住宅当たりの延べ面積(m ²)	1)	高齢者学級	人口当たりの高齢者学級・講座数	1)
災害罹災率	人口当たりの自然災害の罹災者数(2007-2010年の合計)	1)	高齢者ボランティア	ボランティア活動を行っている高齢者の比率	1)
火災死者	人口当たりの火災死者数	1)	県民所得	人口当たりの県民所得(千円)	1)
交通事故死	人口当たりの交通事故死者数	1)	ジニ係数	所得格差の指数	1)
公害	人口当たりの公害苦情件数	1)	仕事	仕事の平均時間	1)
食塩	1日の食塩摂取量(g)	2)	女性労働	女性労働力人口比率	1)
牛乳乳製品	1日の牛乳・乳製品摂取量(g)	2)	高齢有業率	高齢者の有業率	1)
肉類	1日の肉類摂取量(g)	2)	農民率	農林漁業者の人口比率	1)
卵類	1日の卵類摂取量(g)	2)	教育費	世帯の教育費(万円)	1)
緑黄野菜	1日の緑黄色野菜類摂取量(g)	2)	公民館	人口当たりの公民館数	1)
緑茶	二人以上の世帯の緑茶購入量(g)	3)	図書館	人口当たりの図書館数	1)
カロリー	1日の平均摂取カロリー(kcal)	2)	インターネット	インターネットの世帯普及率	1)
肥満	Body Mass Indexの平均値	2)	携帯電話	携帯電話の世帯普及率	1)
喫煙	喫煙習慣の成人の比率	4)	自動車	人口当たりの自家用車保有台数	1)
飲酒	飲酒習慣の成人の比率	4)			
高血圧	高血圧患者の比率	1)			

出典：1) 地域別統計DB, 2) 国民健康栄養調査, 3) 家計調査, 4) 国民生活基礎調査, 各DBのURLは参考文献欄を, 指標の詳しい定義については各DBを参照されたい。

明変数の組み合わせを寿命の決定要因とする。

Ⅲ 結果

以上の方法により, 60種の説明変数の中から決定要因を探索した結果, 13~20種の指標において各寿命のRMSEが最小となった。寿命4種の場合の回帰結果を表3に, 各寿命の実測値vs予測値の散布図を図1に, また, 各寿命の決定要因とその感度を表4に示す。寿命のRMSEは47都道府県の寿命の最大と最小の差と比べて十分小さく, また,

回帰決定係数(R^2)はかなり高い。したがって, 本稿のモデルで平均寿命と健康寿命の都道府県格差が全体的により精度で再現されているといえる⁸⁾

この結果を先行研究と比較すると, 鈴木(2003)は14種の説明変数を用いて解析したが, 回帰決定係数 R^2 は男性0.583, 女性0.479と低い。高・柿(2006)は27種の変数を用いたが, 得られた R^2 は男性0.358, 女性0.472と低い。多門ら(2011)は10変数を用いたが, R^2 は男性0.476, 女性0.324と低い。このように, 先行研究では説明変数の分野が限定

表3 SVMによる回帰結果

	平均寿命男	平均寿命女	健康寿命男	健康寿命女
決定要因の数	17	20	13	15
平均二乗誤差 (RMSE)	0.179	0.139	0.358	0.425
回帰決定係数 (R^2)	0.919	0.897	0.729	0.692
寿命の最大と最小の差	3.60	1.84	2.79	2.95

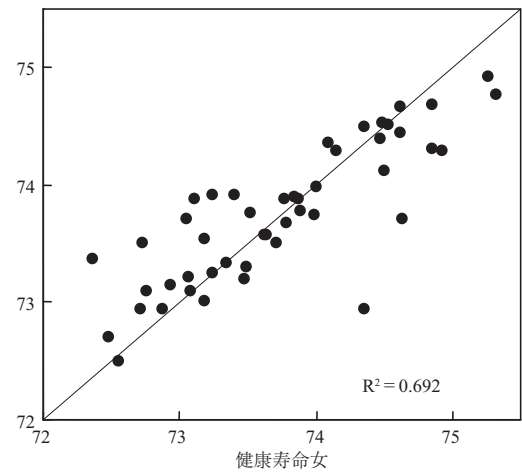
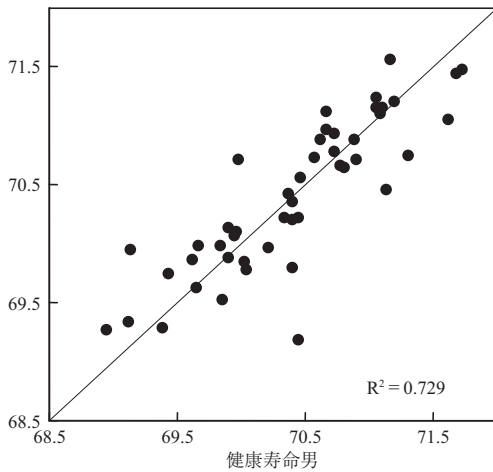
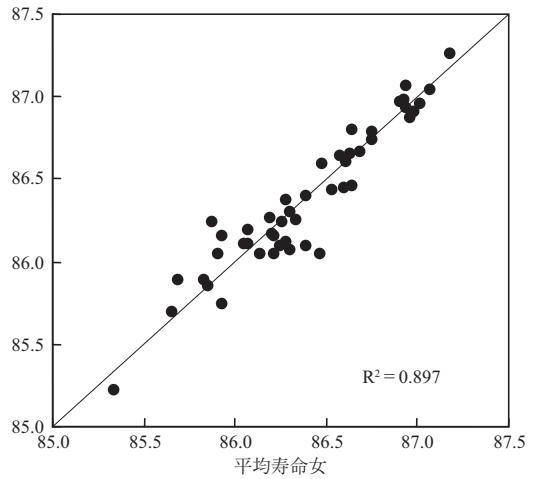
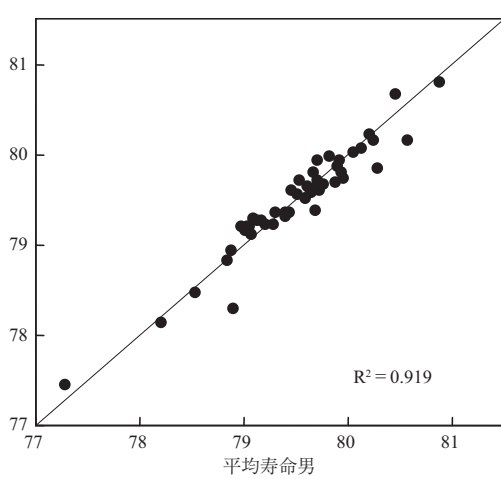


図1 寿命の実測値 (横軸) vs 予測値 (縦軸) の散布図

されているため、回帰決定係数はいずれも低く、寿命の都道府県格差を十分再現できていない。また、これらの論文ではデータ全体でOLSモデルを学習した際の誤差から決定係数を求めているが、本稿では交差検証法で予測性能を厳しく評価しているため、同じデータを用いても決定係数は先行

研究の方法より低くなる。この点を考慮すると、本稿の方が先行研究よりはるかに予測精度の高いモデルが作成できたといえる。

表4に示した決定要因の中には、寿命との相関係数がかなり低いにもかかわらず、SVMで得られた感度が高いものがあることが分かる⁶⁾。このこ

表4 平均寿命・健康寿命の決定要因, その感度, および各寿命との相関係数

No.	平均寿命男	感度	相関係数	No.	平均寿命女	感度	相関係数
1	生活習慣病	-0.386	-0.506	1	健康保険	0.393	-0.411
2	農民率	0.272	-0.179	2	公民館	0.378	0.200
3	健康保険	0.271	-0.436	3	災害罹災率*	-0.288	-0.070
4	図書館	0.245	0.496	4	保育所	0.284	0.405
5	災害罹災率*	-0.202	-0.030	5	高齢者学級	0.283	0.273
6	宗教	0.201	0.334	6	保健師	0.275	0.348
7	生活保護	-0.198	-0.348	7	持家率	0.263	-0.089
8	肉類	0.185	0.331	8	生活習慣病	-0.261	-0.183
9	喫煙	-0.148	-0.532	9	スポーツ	0.259	0.245
10	火災死者	-0.137	-0.592	10	図書館	0.258	0.225
11	降水	0.136	0.023	11	生活保護	-0.240	-0.155
12	公民館	0.132	0.231	12	高齢有業率	0.224	0.128
13	医師	0.129	0.031	13	自動車	-0.220	0.050
14	携帯電話	0.122	0.618	14	県民所得	0.211	0.042
15	インターネット	0.113	0.532	15	牛乳乳製品	-0.206	-0.148
16	公害	0.108	0.386	16	高血圧	-0.206	-0.295
17	保健師	0.106	-0.036	17	カロリー	-0.203	-0.318
				18	食塩	-0.196	-0.331
				19	農民率	0.193	-0.190
				20	降水	0.160	0.217

No.	健康寿命男	感度	相関係数	No.	健康寿命女	感度	相関係数
1	生活習慣病	-0.416	-0.383	1	教育費	0.260	-0.262
2	公害	0.333	0.378	2	ストレス	-0.219	-0.447
3	火災死者	-0.319	-0.444	3	スポーツ	0.205	0.216
4	ストレス	-0.308	-0.160	4	牛乳乳製品	-0.186	-0.281
5	牛乳乳製品	0.278	0.129	5	緑黄野菜	0.185	0.181
6	生活保護	-0.272	-0.618	6	がん受診率	0.169	0.361
7	農民率	0.215	0.098	7	健康保険	0.168	0.238
8	高齢有業率	0.172	0.454	8	自動車	0.164	0.500
9	保健師	0.151	-0.038	9	転出率	-0.161	-0.277
10	降水	0.143	0.234	10	緑茶	0.159	0.203
11	スポーツ	0.137	0.535	11	降水	0.151	0.412
12	乳児死亡率	-0.100	0.133	12	女性労働	0.142	0.507
13	肉類	0.084	0.067	13	仕事	-0.132	0.115
				14	生活保護	-0.127	-0.485
				15	図書館	0.115	-0.245

*災害罹災率は表2のように2007-2010年の自然災害の罹災者数の合計（人口当たり）であり，東日本大震災の被害は含まれない。

とは，先行研究において，寿命との相関係数に基づいて説明変数を選択している論文が多いが，この方法では寿命の決定要因を見逃す可能性があること，また，寿命との相関の高さに基づいて要因の影響度を分析している論文が多いが，このような議論の結果には疑問があることを示唆する。それに対して，本稿では多分野の多数の説明変数を一括して解析し，その中から感度分析法により決

定要因を探索したことで，寿命の決定要因に関して信頼性の高い結果を得ることができたと結論できる。

IV 考察

1) 4種の寿命に対する決定要因の相違

表4に示した決定要因は37種になるが，まず，寿

命4種における決定要因の種類の違いを概観する。37要因の中で、4種の寿命すべてに寄与するものは2要因のみ、寿命3種に寄与するものは7要因、寿命2種に寄与するものは8要因あるが、寿命1種のみ寄与する要因が20要因もある。さらに、寿命2種に寄与する8要因の内では、男性寿命にのみ寄与し、女性寿命に寄与しないものが3要因、逆に女性寿命にのみ寄与し、男性寿命に寄与しないものが1要因、さらに男女の平均寿命のみに寄与し、健康寿命に寄与しないものが2要因、逆に男女の健康寿命にのみ寄与し、平均寿命に寄与しないものが1要因ある。

このことから、本稿で得られた決定要因は4種の寿命に対して共通性が低く、特異的な要因が多いと言える。さらに、各決定要因の寿命への寄与の符号に注目すると、ほとんどの要因は寿命・性別による符号の違いは見られない。しかし、牛乳製品のみは、男性の健康寿命の符号は正であるが、女性の平均寿命と健康寿命の符号は負で短命に寄与するという、きわめて特異的な要因であると言える。この点については次で考察する。

2) 重要決定要因

決定要因37種のすべてについて言及する紙面はないので、その中で寿命4種への寄与が高い重要要因について、その寄与の高さを考察する。

①生活習慣病

生活習慣病患者率は、60種の説明変数の中で最も影響が大きい要因であり、特に男性の平均寿命と健康寿命に対する感度の高さは全要因の中で突出している。この結果は、生活習慣病は現在の日本人の3大死因（がん、心疾患、脳血管疾患）を惹き起し、また、長寿県では生活習慣病の患者が低い（仲都留・大西2008、祖父江2009、綿引・畑2009、竹内・關2013）こととよく対応している。しかし、男性の平均寿命と健康寿命に対しては感度1位であるが、女性の平均寿命に対しては感度8位で、男性より低く、女性の健康寿命に対しては21位で決定要因にならず、男女で大きな違いがあることは興味深い。この点については、生活習慣

病の疾患別・都道府県別・性別の患者数のデータを用いた解析を行うことにより、男女の感度の違いについて解明の可能性がある。

②健康保険・スポーツ・保健師・健康診断・自動車

長野県では保健師・保健指導員による健診受診や肥満防止等に関する活動が長寿化に大きく貢献したといわれているが、本稿の結果では、健康保険加入率は男女の平均寿命および女性の健康寿命に対する感度が生活習慣病に次いで高い。また、スポーツが男女の健康寿命と女性の平均寿命の決定要因となり、さらに、保健師数とがん受診率の感度も高いことから、健康意識・保健活動が日本人の長寿化にとって重要な要因であるといえる。また、沖縄県の短命化には自動車利用による肥満率上昇も挙げられているが、自動車も女性の短命化への影響があることを示している。

③生活保護

37種の決定要因の中で、男女の平均寿命、健康寿命のすべてに対して決定要因となっているのは、生活保護世帯率と年間降水量の2要因のみであるが、生活保護率は感度ははるかに高く、日本人の寿命の重要な決定要因である。長野県は生活保護率が全国で4番目に低く、逆に、青森県は全国4番目に高く、大阪府は全国で最も高い。この感度の符号が負であることは、生活保護世帯の多い地域は病人が多く、短命の人が多（角南1989）ことを示しており、社会福祉政策に示唆を与えている。

④ストレス

ストレスは男女の健康寿命への感度が高く、その符号が負であることから、健康寿命に大きなマイナス要因であるといえる。ストレスに対する男女の抵抗力については、本来、生物的に男性は女性より免疫力が低く、がん等に罹りやすいため、寿命が短いといわれている。しかし、ストレスが男女とも短命化に寄与するという本稿の結果は、女性の社会進出が進み、職場で様々な精神的スト

レスにさらされ、寿命の性差が縮まっている現代社会を象徴している。平均寿命・健康寿命に対するストレスの影響度を分析した先行研究は見当たらない。

⑤牛乳乳製品

2005年に農水省と厚労省が公表した「食事バランスガイド」において、生活習慣病を抑えるために、牛乳を1日1本程度摂取することが推奨されている(津志田2006)。また、戦後の日本人の体位が向上し、寿命が飛躍的に延びた理由の一つに、肉や牛乳など動物性タンパク質の摂取量の増加があると考えられている。そこで、肉類と牛乳乳製品を説明変数に取り上げた。肉類は男性の平均寿命と健康寿命にはそれぞれ正の寄与が認められたが、女性の2種類の寿命についてはほとんど寄与が認められなかった。一方、牛乳乳製品は上記のように男性の健康寿命には正の寄与になったが、女性の健康寿命には逆に負の寄与がある結果になった。男性の場合、牛乳が男性の死亡原因の上位を占める胃がん、脳血管疾患、循環器疾患の抑制に有効であるという医学論文がある(角南1989)。また、男性の高齢者の生存率の向上に牛乳が有効であるという論文もある(Shibata et al. 1992)。その他、牛乳が男性の長寿化に有効であるとする報告は多い。

一方、女性の寿命と牛乳摂取量との関係はまだよく分かっていないが、スウェーデン人の中高年男女について、牛乳の摂取量が多くなるほど死亡率が上がるという論文がごく最近、発表された(Michaëlssonら2014)。この原因として、牛乳に多く含まれるD-ガラクトースが老化を促進させ、寿命を縮める効果が動物実験で認められているとしている。本稿の結果は彼らの論文を支持するようにも思えるが、日本人の牛乳摂取量は欧米人の1/3程度であり、牛乳のタンパク質やD-ガラクトース以外の成分の寄与の検討も含め、牛乳の寿命に及ぼす影響については今後の多くの検証を待たねばならない。

⑥農民率・高齢有業率

長野県が長寿県である理由として農民の比率が多い(農民率：全国2位)ことが挙げられている(祖父江2009, 竹尾ら2012, 白澤2013)。同県は山間地が多いため、傾斜地で作業する農民は足腰が鍛えられ、健康人が多いといわれている。また、長野県のPPK(ぴんぴんこり)運動に象徴されるように、野菜を自給する小規模農家で働く高齢者が非常に多く、高齢者有業率も全国1位である(水野・青山1998, 七田2010)。そのため、男女の平均寿命および男性の健康寿命への感度が高く、決定要因となったのではないかと推測される。

⑦図書館・公民館

図書館・公民館等の充実も長野県の長寿化に寄与があるとされている(白澤2013)。事実、長野県の公民館数は、2位の新潟県の2倍以上の1位であり、公民館での減塩運動や交流活動が長寿に貢献したとされている(信州大学2006, 七田2010)。逆に、寿命最下位の青森県は図書館や公民館を利用する交流活動が少ないことが短寿命の1因とされている(青森県2002, 竹森2003)。したがって、これら文化・交流施設の充実が日本人の長寿に有効であることが本稿の解析で裏付ける結果となった。

⑧公害

公害苦情件数は男性寿命の決定要因となり、その感度の符号が正であることは、苦情件数の多い県ほど男性寿命が長いことを示している。しかし、公害苦情件数が女性の平均寿命と負相関があるという報告(稲葉2009)の方が理解しやすい。確かに、公害苦情件数の総数で上位の大都市圏では平均寿命が短い、本稿で用いた人口当たりの苦情件数では、男性の平均寿命第1位の長野県が第3位、男性の健康寿命第1位の愛知県が第4位であり、本稿の結果を裏付ける。また、公害に対する苦情が多く健康意識の高い都道府県、あるいは長野県のように教育水準が高く、議論好きな都道府県は長命の人が多くという解釈もできる。

3) その他の特記要因

これまで寿命に大きな影響を与えると考えられ、多くの先行研究で検証されてきたが、本稿の結果では感度が低く、決定要因にならなかった幾つかの要因について考察する。

①喫煙・飲酒

長野県では保健補導員による喫煙・飲酒等に関する活動が長寿化に大きく貢献したといわれており、都道府県の平均寿命に対する喫煙率や飲酒率の影響を分析した先行研究は多い(角南1989, 旭ら2001a, 2001b, 2003, 鈴木2003, 高・梯2006, 京都大学2007, 多門2011)。しかし、説明変数が限定的なため、得られた結果が著者により異なり、信頼性に疑問がある。

長野県では飲酒率は低くないが、喫煙率は低いとされている(祖父江2009)。しかし、本稿のデータで長野県は、飲酒率が全国で低い方から29位、喫煙率は男性が20位、女性が17位であり、両要因とも長寿化に多少の影響はあるかもしれないが、決定的な影響度ではない。したがって、予想に反して、飲酒率はどの寿命に対しても決定要因とならず、喫煙率も男性の平均寿命についてのみ決定要因となったという本稿の結果が理解できよう。

②食塩・野菜・緑茶

長野県の長寿化には減塩が最も大きく貢献したといわれているが、塩分摂取量は女性の平均寿命に18位で決定要因となったものの、その他の寿命に対する感度はいずれも低く、決定要因に入っていない。その理由としては、寿命が短い東北地方の県は未だ塩分摂取量が多い(男性の摂取量1位は青森県、女性は福島県、2位は男女とも山形県)が、長野県は減塩に成功したといっても、塩分摂取量は未だ男性が4位、女性6位であり、全国的規模では塩分摂取量は長寿化にそれほど大きな影響を与えていないとみられる。

緑黄色野菜の摂取も長野県の長寿化に貢献したとされて、それを実証する論文もある(角南1989, Shimazuら2014)。長野県は野菜王国といわれるほど生産量が多いが、男性の野菜摂取量は全国で

24位、女性は16位であり、それほど多い方ではなく、むしろ短命の秋田県や岩手県の方が摂取量が多い。したがって、野菜摂取量が女性の健康寿命のみ決定要因に入り、その他の寿命に対しては決定要因にならなかったという本稿の結果は納得できよう。

緑茶の消費量については健康寿命第一位の静岡県の高齢化に寄与しているという説から説明変数に取り上げたが、女性の健康寿命にのみ寄与するという結果になった。確かに、女性の健康寿命1位の静岡県は緑茶の消費量が全国で1位であるが、男性の健康寿命1位の愛知県は消費量18位で、それほど多くない。緑茶の消費量2位は奈良県、3位は京都府、最下位は沖縄県であり、全体的には東日本で多く、西日本で少ない傾向があるが、寿命との関連はつかみにくい。

③降水

日本人の平均寿命は一般に南国に比べて北国の都道府県が低い傾向にあるため、平均気温や積雪量等の地理的要因も説明変数に取り上げた。しかし、平均気温、積雪量は決定要因にならず、降水量のみが感度はそれほど高くないものの、生活保護と同じように4種の寿命に対して決定要因となった。この結果は、日本の死亡構造が脳心血管疾患型であり、国土の降水量等が平均寿命の決定要因になるとする解釈(渡辺・加納1983)、および高齢者が屋外で活動する際、降水量等の気候条件の変動が平均寿命に影響する可能性があるという解釈(北島・太田2004)で説明できる。平均気温や積雪量が決定要因にならなかった原因としては、最長寿の長野県と最長寿の青森県でこれらの数値があまり変わらないことが考えられる。

④県民所得・ジニ係数

経済指標と平均寿命に関しては、格差が大きいほど寿命が短いという相対所得仮説(Wilkinson 1992)があり、多くの先行研究で検証されている(鈴木2003, 水島ら2004, 近藤2005, 2010, 川上ら2006, 京都大学2007, 多門ら2011)が、結果が一致していない。その原因はやはり説明変数の範囲

が限定的であるためであり、県民所得とジニ係数のどちらも決定要因とならなかったという本稿の結果の方が信頼できると思われる。したがって、相対所得仮説を支持する結果は得られなかったが、この仮説は世界中の多数の国について検証されている仮説であり、1国内の地域では成立しない可能性があるからであろう。

V 結論

我が国の47都道府県別および男女別の平均寿命および健康寿命のデータを目的変数とし、60種の指標を説明変数として用い、サポートベクターマシン(SVM)により解析した。人口、環境、栄養、健康、経済、文化の多分野の説明変数の中から感度分析法により決定要因を探索し、以下の結果を得た。

- ①13~20種の指標で都道府県別および男女別の平均寿命および健康寿命を平均二乗誤差(RMSE) 0.139~0.425歳、回帰決定係数(R^2) 0.692~0.919という、先行研究より高い精度で再現するモデルを構築できた。
- ②得られた決定要因の種類と影響度は、平均寿命と健康寿命、男性と女性の違いにより異なるが、総合的には生活習慣病等の健康関連要因が寿命に大きな影響を与えることを明らかにした。
- ③生活習慣病等の既発見の要因の他に、ストレス等の新たな要因が寿命に大きな影響を与えることを見出した。
- ④非線形回帰分析手法SVMを用い、多数の説明変数の中から感度分析法により寿命の決定要因を探索する手法の有効性を実証した。

今後の課題としては、第1はデータの拡充による解析結果の信頼性の検証がある。本稿では都道府県ごとの寿命の平均値を利用したため、データ数は少なく⁹⁾、求めた決定要因は都道府県間の寿命の差を説明するものであって、個人の長寿化に有効な要因を説明するものではない¹⁰⁾。日本人の健康長寿化政策に反映させる結果を得るためには、個人単位のミクロな各種データを利用した統

計解析も不可欠であろう。また、数年間の時系列データを利用する方法も有効であり、このような多様なデータを用いた多角的な解析を行い、平均寿命・健康寿命の決定要因に関してより信頼性の高い結果を導くことにより、健康長寿化政策に生かすことが可能になる。筆者らはこれら多面的なデータの解析を今後計画している。

第2は寿命に関する因果構造の解析の必要性がある。健康の社会的決定要因は多数が相互に関連しあっており、ミクロ(生物個体)からメソ(個人・家族)、さらにマクロ(国家・世界)まで複雑な階層構造を形成するとされている(近藤2005, 川上ら2006, 近藤2010)。この問題に対するアプローチとして、共分散構造分析手法を用いた因果構造モデルの解析がある(豊田ら1992, 星2013, Kodamaら2013)。しかし、現時点では共分散構造解析は線形モデルに限られており、SVMのような非線形回帰手法の導入が待たれる。このような因果構造を考慮した寿命の決定要因の分析は本稿の展開として重要なテーマであり、今後の課題として検討することを計画している。

(平成26年7月投稿受理)

(平成27年3月採用決定)

注

- 1) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/tdfk10/> (2013年12月5日最終確認)。
- 2) <http://toukei.umin.jp/kenkoujyumyou/> (2013年12月5日最終確認)。
- 3) 具体的には相関係数の絶対値が0.1以上のもの。
- 4) SVMでは説明変数の数がデータ数より多い場合や、説明変数間の相関が高い場合でも解析可能である。これはカーネル回帰という手法の採用によるものであるが、詳細は赤穂(2008)を参照されたい。
- 5) SVMの原理の詳しい説明や用語・記号の意味については大北(2005)、小野田(2007)、阿部(2011)を参照してほしい。
- 6) 感度分析法で算出される感度は、他の変数を固定し、当該変数のみ変動させたときの目的変数の変動から算出されるため、当該変数の純粋な影響度である。これに対し、目的変数との相関係数には他の説明変数の影響が含まれている(間接効果)。
- 7) 例えば、病院は感度の符号が負になるため、不

- 適当と判断して決定要因探索の早い段階で削除した。病院の符号が負になる理由は短命の東京都等の大都市県と比べて長野県等の長寿県では病院数が少ないためである。
- 8) 図1に示すように実測値と予測値のばらつきは平均寿命では非常に小さいが、健康寿命ではやや大きい。この原因としては説明変数の不足の可能性がある。
- 9) 本稿では都道府県別のデータを用いたため、交差検証法の学習セットは42ないし43データ、予測セットは4ないし5データとなり、十分な大きさとはいえない。しかし、個人別の個票データと比較すると、各都道府県単位での平均値の方が信頼性は高いと思われる。
- 10) 個人データと都道府県別データとでは結果が異なるという「生態学的誤謬 (Ecological Fallacy)」の問題があり、より正確な結果を得るためには個人データを用いるべきという指摘がある (森1987)。

参考文献

- 青森県企画振興部統計情報課 (2002) 「青森県の男性の平均寿命について～社会生活統計指標 (都道府県の指標2002) からみて～」青森県統計活用レポート。
- 赤穂昭太郎 (2008) 『カーネル多変量解析 非線形データ解析の新しい展開』岩波書店。
- 旭 伸一, 大木いずみ, 谷原真一, 尾島俊之, 中村好一, 岡山 明, 松村康弘, 柳川 洋 (2001a) 「都道府県別観察による喫煙率と疾患別死亡率の関連」『厚生学の指標』48 (10) : 11-15。
- 旭 伸一, 多治見守泰, 大木いずみ, 尾島俊之, 中村好一, 岡山 明, 松村康弘, 柳川 洋 (2001b) 「都道府県別にみた飲酒率と疾患別年齢調整死亡率の相関」『厚生学の指標』48 (15) : 10-17。
- 旭 伸一, 渡邊 至, 多治見守泰, 大木いずみ, 尾島俊之, 中村好一, 小栗重統, 岡山 明, 松村康弘, 柳川 洋 (2003) 「都道府県別喫煙率, 飲酒率と疾患別死亡率の関係」『厚生学の指標』50 (1) : 1-6。
- 阿部重夫 (2011) 『パターン認識のためのサポートベクトルマシン入門』森北出版。
- 荒記俊一, 北村文彦, 金 会慶 (2005) 「日本人の出生, 死亡, 寿命の疫学: 第2次世界大戦後の社会, 経済および人口要因が及ぼした影響に関する研究」『生体の科学』56 (2) : 150-156。
- 稲葉 裕 (2009) 「健康の地域格差及び性差と社会経済要因, 環境要因, 生活要因の関連」『科学研究費補助金研究成果報告書』課題番号19500613。
- 大北 剛 (訳) (2005) 『サポートベクターマシン入門』共立出版。
- 大蔵 暢 (2004) 「日本はなぜ世界一の長寿国か? 社

- 会疫学の視点から」『総合臨牀』53 (8) : 2228-2231。
- 小野田 崇 (2007) 『サポートベクターマシン』オーム社。
- 家計調査, <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001117248> (2013年12月5日最終確認)。
- 嘉手川繁三, 米盛徳一 (2003) 「長寿・死亡に関する社会的・経済的要因の検討」『沖縄国際大学総合学術研究紀要』6 (1) : 49-92。
- 加藤昌弘, 川戸美由紀, 橋本修二, 林 正幸, 中村好一 (2007) 「保健医療福祉統計に基づく高齢者の平均自立期間の推移」『厚生学の指標』54 (7) : 41-46。
- 川上憲人, 小林廉毅, 橋本英樹 (2006) 『社会格差と健康—社会疫学からのアプローチ』東京大学出版会。
- 北島晴美, 太田節子 (2004) 「都道府県別平均寿命の分布の変遷と気候の影響」『信州大学山地環境教育研究センター研究報告』3 : 53-75。
- 京都大学 (2007) 『健康と経済社会的属性との関係に関する調査研究報告書』<http://www.esri.go.jp/jp/prj/hou/hou029/hou29.pdf> (2013年12月5日最終確認)。
- 栗盛須雅子, 福田吉治, 八幡裕一郎 (2008) 「介護保険統計を用いた高齢者健康指標の提案と指標の関連要因」『老年社会科学』30 (3) : 383-392。
- 高 俊珂, 梯 正之 (2006) 「都道府県別の平均寿命と社会・経済指標および栄養指標との関連性」『広島大学保健学ジャーナル』5 (2) : 62-69。
- 国民健康栄養調査, http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=000001118468&requestSender=estat (2013年12月5日最終確認)。
- 国民生活基礎調査, http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=000001045678&requestSender=dsearch (2013年12月5日最終確認)。
- 近藤克則 (2004) 「なぜ社会経済的因子が健康に影響するのか」『公衆衛生』68 (4) : 306-310。
- 近藤克則 (2005) 『健康格差社会—何が心と健康を蝕むのか』医学書院。
- 近藤克則 (2010) 「幸福・健康の社会的決定要因—社会疫学の視点から」『科学』80 (3) : 290-294。
- 近藤克則, 芦田登代, 平井 寛, 三澤仁平, 鈴木佳代 (2012) 「高齢者における所得・教育年数別の死亡・要介護認定率とその性差—AGESプロジェクト縦断研究」『医療と社会』22 (1) : 19-30。
- 坂井博通 (1986) 「日本人の60歳時平均余命と社会経済的要因の関連に関する一考察」『人口問題研究』(180) : 46-51。
- 七田恵子 (2010) 「長野県高齢者の健康に関する指標の検討」『佐久大学看護研究雑誌』2 (1) : 51-58。

- 白澤卓二 (2013) 『長寿県長野の秘密』しなのき書房。
- 信州大学人文学部社会学研究室 (2006) 『長野県の郷土と文化—第3回調査報告』八十二文化財団。
- 杉澤秀博 (2012) 「健康の社会的決定要因としての社会関係：概念と研究の到達点の整理」『季刊・社会保障研究』48 (3) : 252-265。
- 鈴木健二 (2003) 「各種社会指標と都道府県別生命表の関係」『厚生指標』50 (5) : 30-35。
- 角南重夫 (1989) 「最近における我が国の平均寿命と医療および保健指標、食料等との関係」『民族衛生』55 (3) : 144-149。
- 祖父江逸郎 (2009) 『長寿を科学する』岩波書店。
- 竹内光、關雅夫 (2013) 「平成22年都道府県別生命表における平均寿命の地域差分析」『厚生指標』60 (16) : 32-39。
- 竹尾恵子、七田恵子、桶田真吾 (2012) 「佐久市における平均寿命について」『佐久大学看護研究雑誌』4 (1) : 3-14。
- 竹森幸一 (2003) 「生命表による青森県の死亡構造の解析」『青森保健大雑誌』5 (1) : 7-15。
- 竹森幸一、三上聖治、工藤奈織美 (2005) 「市町村別平均寿命の全国順位の変化からみた長野県と沖縄県の平均寿命の解析」『厚生指標』52 (10) : 36-45。
- 竹森幸一 (2007) 「青森県および長野県の市町村別たばこ喫渡本数と主要死因別標準化死亡比との関連」『厚生指標』54 (3) : 21-28。
- 田辺和俊、栗田多喜夫、西田健次、鈴木孝弘 (2013a) 「サポートベクター回帰を用いた158カ国の国債格付けの再現」『情報知識学会誌』23 (1) : 70-91。
- 田辺和俊、鈴木孝弘 (2013b) 「サポートベクターマシンを用いたエコロジカル・フットプリント値の決定要因の分析」『日本エネルギー学会誌』92 (12) : 1205-1211。
- 田辺和俊、鈴木孝弘 (2014a) 「サポートベクターマシンを用いた世界各国の幸福度の決定要因の実証分析」『経済分析』(188) : 44-67。
- 田辺和俊、鈴木孝弘 (2014b) 「サポートベクターマシンを用いた世界各国の平均寿命の決定要因の実証分析」『厚生指標』61 (13) : 23-30。
- 田辺和俊、鈴木孝弘 (2014c) 「非線形回帰分析による世界各国の貧困の決定要因の解析」『海外社会保障研究』(189) : 57-66。
- 多門隆子、黄裕美、吉田幸恵、小川由紀子、今木雅英 (2011) 「地域行政基礎データを用いた健康格差に関する研究」*Journal of Life Science Research*, 9 : 13-21。
- 地域別統計データベース, <http://www.e-stat.go.jp/SG1/chiiki/CommunityProfileTopDispatchAction.do?code=2> (2013年12月5日最終確認)。
- 津志田藤二郎 (2006) 「フードバランス」『日本食品科学工学会誌』53 (8) : 448-449。
- 豊田秀樹、前田忠彦、柳井晴夫 (1992) 『原因を探る統計学 共分散構造分析入門』講談社。
- 仲都留隆、大西雄基 (2008) 「都道府県別生命表による平均寿命の地域差分析」『厚生指標』55 (5) : 44-53。
- 橋本英樹 (2012) 「健康格差の実証研究—方法論的課題と展望—」『医療と社会』22 (1) : 5-17。
- 福田吉治、今井博久 (2007) 「日本における「健康格差」研究の現状」*Journal of National Institute of Public Health*, 56 (2) : 56-62。
- 伏見恵文 (2003) 「方法論からみた地域別生命表と健康寿命」『厚生指標』50 (5) : 47-49。
- 星且二 (2013) 「共分散構造分析を活用する因果構造分析事例」『日本健康教育学会誌』21: S82-83。
- 堀内四郎 (2010) 「日本人の寿命伸長：要因と展望」『人口問題研究』66 (3) : 40-49。
- 三上聖治、竹森幸一、工藤奈織美 (2005) 「市区町村別平均寿命の変化からみた長野県と沖縄県の平均寿命の解析」『厚生指標』52 (10) : 36-45。
- 水島豊、水野宏、浦田幸朋、鈴木克彦 (2004) 「青森県における社会生活指標と平均寿命の現状」*Gerontology*, 16 (4) : 73-77。
- 水野肇、青山英康編 (1998) 『PPKのすすめ：元気に生き抜き、病まずに死ぬ』紀伊國屋書店。
- 村田久 (2010) 「健康寿命と平均寿命—地域住民の健康寿命延伸を目指して—」*ESTRELA*, (194) : 38-44。
- 森幸雄 (1987) 「生態学的データ利用における誤謬の問題—ロビンソンの生態学的誤謬問題を中心として—」*Sociologica*, 12 (1) : 23-38。
- 森川千鶴子 (2001) 「健康寿命に影響を与える慢性疾患と大豆食品摂取状況の日本と韓国3地域における調査研究」『看護学統合研究』3 (2) : 18-27。
- 矢野栄二 (2000) 「平均寿命から健康寿命—その試みと国際比較」『日本医師会雑誌』123 (6) : 823-827。
- 渡辺毅、加納克己 (1983) 「重回帰分析による平均寿命に関する考察」『医学と生物学』106 (1) : 9-12。
- 綿引信義、畑栄一 (2009) 「男子平均寿命の国内格差について」『厚生指標』56 (1) : 9-14。
- Amundadottir, L., Kraft, P., Stolzenberg-Solomon, R., Fuchs, S. H., Petersen, G., Hassan, M. M., Holly, E. A., Hunter, D. J., Hutchinson, A., Jackson, A., Jacobs, V., Jenab, M., Kaaks, R., Klein, A. P., Kooperberg, C., Kurtz, C., Li, D., and Hoover, R. N. (2009) “Genome-wide Association Study Identifies ABO Blood Group Susceptibility Variants for Pancreatic Cancer,” *Nature Genetics*, 41 (9) : 986-90.
- Chang, C. C. and Lin, C. J. “LIBSVM-A Library for Support Vector Machines,” <http://www.csie.ntu.edu.tw/~cjlin/libsvm/>

- edu.tw/~cjin/libsvm/ (2013年12月5日最終確認).
- Kagamimori, S., Gaina, A. and Nasermoaddeli, A. (2009) "Socioeconomic Status and Health in the Japanese Population," *Social Science & Medicine*, 68 : 2152-2160.
- Kodama, S. and Furuhashi, T. (2013) "Associations among Diet Quality, Socioeconomic Status and Healthy Life Expectancy – Structural Equation Modeling with Related Indicators of 47 Prefectures in Japan –," *Medical and Biology*, 157 (6) : 917-925.
- Michaëlsson, K., Wolk, A., Langenskiöld, S., Basu, S., Lemming, E. W., Melhus, H., and Byberg, L. (2014) "Milk Intake and Risk of Mortality and Fractures in Women and Men: Cohort Studies," *British Medical Journal*, 349, doi: <http://dx.doi.org/10.1136/bmj.g6015> (Published 28 October 2014).
- Shibata, H., Nagai, H., Haga, H., Yasumura, S., Suzuki, T., and Suyama, Y. (1992) "Nutrition for the Japanese elderly," *Nutrition and Health*, 8 (2/3) : 165-175.
- Shimazu, T., Wakai, K., Tamakoshi, A., Tsuji, I., Tanaka, K., Matsuo, K., Nagata, C., Mizoue, T., Inoue, M., Tsugane, S., and Sasazuki, S. (2014) "Association of Vegetable and Fruit Intake with Gastric Cancer Risk among Japanese: A Pooled Analysis of Four Cohort Studies," *Annals of Oncology*, doi: 10.1093/annonc/mdu115, (First published online: March 11, 2014).
- WHO (2004) "The World Health Report 2004," http://www.who.int/whr/2004/en/report04_en.pdf?ua=1 (2015年2月17日最終確認).
- Wilkinson, R. G. (1992) "Income Distribution and Life Expectancy," *British Medical Journal*, 304 (6829) : 165-168.

(たなべ・かずとし 東洋大学客員研究員)
(すずき・たかひろ 東洋大学教授)

ボランティアを含めた介護サービス市場の設計について フォーマルサービスとボランティアの最適配分

鎌 田 繁 則

1. はじめに

政府は2014年6月、「地域医療介護総合確保推進法」を制定した。この法律には2015年度から要支援者向けの予防給付を一部廃止して、それを市町村が介護保険事業とは別個に実施している地域支援事業に移行させる改革が含まれている。政府はこの地域支援事業を2017年度までに構築するように自治体に求めている。この改革は2025年度までに完成を目指すとしてされる地域包括ケアシステムの構築を意図してなされたものであることは間違いないであろう。

既に多くの先行研究で指摘されているように、わが国が指向する地域包括ケアシステムは、低所得者向けの住宅対策や介護予防、日常生活支援などを政策目標に加えているものであり、単なる医療と介護の連携にとどまらず、医療・介護と地域福祉との連携を模索したものである〔太田（2011）pp.25-6、筒井（2012）pp.368-9、前澤（2011）p.69、森本（2011）p.55〕。

更にそれは極めて地域主権的な取り組みでもある。報告書によれば、「それぞれの地域に固有の資源を活用して、地域の特性にあった仕組みを構築するもの」であり、そのための手段として、『自助』『互助』『共助』『公助』を組み合わせて、『住まい』『生活支援・福祉サービス』『医療』『介護』『予防』の面で相互に支えあうことによって実現する」としている〔地域包括ケア研究会（2013）p.7〕。また「地域包括ケアシステムを支える諸主体としては、本人（高齢者）、介護者（家族等）、

地域住民、市町村、都道府県、国、介護事業者、民間企業、NPO、地域の諸団体などが考えられる」としている〔同p.7〕。

こうした理念自体に異を唱えることは難しいであろう。しかし、既存の介護保険制度との役割分担を考えると、地域支援事業をどのように構築するのかについて各自治体が混乱する可能性はある。確かに介護問題をすべて保険制度に丸投げしてしまえば、制度が肥大化するばかりで、効率性の阻害や保険財政の破綻だけでなく、介護職員の確保もままならない状態に陥る可能性が高いことは明らかであるが、然りとて単に保険制度を縮小すれば、増え続ける要介護者を誰が面倒見ののかという課題が残る。それ故に地域包括ケアシステムの構築が求められるのであろう。

これを経済学的に捉えると、介護保険サービス（フォーマルサービス）の最適量を求めることと同じであると解釈することができるかもしれない。最適量を超えるサービスの提供は地域支援事業（ボランティア）に求めることになるが、ボランティア自体も経済学的には必ず社会的費用が発生するので、フォーマルサービスとボランティアとが部分的に代替可能であったとしても、単にフォーマルサービスの不足分を無料無償のボランティアで補うことが効率性の改善につながるとは思えない。そこで、本稿では極めて単純化されたモデルではあるが、介護サービスの社会的な最適配分量を導出し、フォーマルサービスとボランティアとがある程度代替が可能であるとして、その最適な配分方法を経済学的に考察することにする。

ところで、経済モデルを構築するのに際して筆者が知る限り、介護サービスの社会的最適量を論じた研究は内外を問わず殆ど見当たらない。そこで、参考となる先行研究として政策分野が違うもののThurrow (1971) や Atkinson & Stiglitz (1987) らの成果に着目することにする。周知のように、これらの研究には純粋公共財や公的に供給される私的財の最適供給量を研究したものが含まれている。特に前者は、人々の所得分配の不公平感がある種の公共財と見なし、自発的な所得の拠出によって所得分配の公平性を高めることができることを示したものである。これに対して本稿では、要介護者がいる世帯の介護苦を社会共通のリスクと見なし、自発的にフォーマルサービスやボランティアの希望量を表明することによってこれを改善できることを示すものである。

もちろん本稿では介護サービス自体を等量消費、同時消費という意味での純粋公共財と捉える訳ではなく、むしろ長峯 (1998) が論じたように、個々の介護サービスは介護苦の社会的改善という純粋公共財のための投入物であるという立場に立つ。ちょうど道路や公園などの公共財が私的財であるアスファルトやコンクリート、鉄などから構成されているように、介護サービスは介護苦の改善という社会的な安心安全という純粋公共財のための投入物である。

従って、本稿で考察する介護サービスの最適配分条件は純粋公共財のそれ（いわゆるサミュエルソン条件）であり、その費用負担配分はリンダール価格づけを行うとき最適配分が達成されると考える。フォーマルサービスだけではなくボランティアにもこれを適用できる可能性があることを示したのが本稿の主要な貢献である。

以下、本稿の構成は次の通りである。次節では本稿で想定する2つの世帯、「要介護者がいる世帯」と「いない世帯」の2家計モデルを想定し、介護サービスの社会的最適配分条件を導出する。これを踏まえて、3節ではそれぞれの家計についての主体的均衡が最適配分条件を満たすことができるような介護サービスのフォーマルサービスとボランティアの社会的な費用負担の配分があること

を示す。そして、4節ではフォーマルサービスとボランティアのリンダール均衡の実現可能性とその政策的含意を検討する。最後に、5節では結論を要約すると同時に本稿で分析した理論モデルの限界と課題とを整理する。

2. 介護経済モデル

(1) 要介護世帯と介護無世帯の行動

モデル構築する上での前提として、2家計3財経済を想定する。議論の単純化のために、この経済にあるすべての世帯は若年労働者と高齢者が同居する大家族となっており、2つのタイプの世帯、「要介護者を抱える世帯」（以下、要介護世帯と呼ぶ）と「要介護者のいない世帯」（介護無世帯）とに区分できると仮定する。更に両世帯とも若年労働者が労働し生計を立てるが、高齢者は健常者であれば労働可能であると仮定する。

2つの世帯の違いは次の通りである。まず、要介護世帯は所与の介護ニーズに応じて一定時間 \bar{n} の介護を必要とする。この介護は第一義的に同居家族による家族介護によって充足されるが、このとき同世帯の若年労働者は仕事との両立を迫られるので介護苦 $K(\bar{n}) > 0$ を感じる。しかし、この苦痛は社会的に提供される外部サービスを時間単位で利用することによって緩和することができると仮定する。

外部サービスは政府によって公的に提供されるフォーマルサービス (s 財) と介護無世帯によって提供されるボランティア (e 財) との2種類がある。介護必要時間 \bar{n} は必ず家族介護かこれら2種類の外部サービスのいずれかで完全に充足されると仮定し、介護放棄は考えないことにする。また、 s 財の利用には現在の介護保険制度に倣って利用量の制約 n_s が制度的に課されていると仮定するが、 e 財はボランティアの趣旨に照らしてこうした制約は課されていないと仮定する。

更にこの経済では世帯内で需給が完結する家族介護は財とは考えないが、 s 財と e 財以外に他の消費財をまとめた混合財 (x 財) があり、同世帯はその消費から効用 $u(x)$ を得る。

以上の想定を正式に表記すると、この世帯の効用関数は次のように定式化することができる。

$$U = u(x) - [K(\bar{n}) - h(s, e)] \quad (1)$$

ただし $u', h^s, h^e > 0$ かつ $u'', h^{ss}, h^{ee} < 0$, $h^{se} = h^{es}$, そして $h^{ss}h^{ee} - (h^{se})^2 > 0$ があることが仮定される。なお h^{se} の符号は、正、負、ゼロいずれの場合もあり得る。後に行う比較静学のために、関数 h の限界効用の弾力性をここで定義しておこう。 s 財の変化に対する s の限界効用 h^s の弾力性は、 $\eta^{ss} = -(\partial \ln h^s / \partial s) / (\partial \ln s / \partial s) = -sh^{ss} / h^s > 0$ である。以下同様に、 $\eta^{ee} = -eh^{ee} / h^e > 0$, $\eta^{se} = -eh^{se} / h^s$, および $\eta^{es} = -sh^{se} / h^e$ である。ただし η^{se} と η^{es} は必ずゼロの場合を含めて同方向の符号を持つことに留意せよ。

これらを使って2階条件 $h^{ss}h^{ee} > (h^{se})^2$ を弾力性表記すると $\eta^{ss}\eta^{ee} > \eta^{se}\eta^{es}$ となるが、このための必要十分条件は $\eta^{ss} > |\eta^{es}|$ かつ $\eta^{ee} > |\eta^{se}|$ である¹⁾。

次に、介護無世帯の行動を記述する。介護無世帯は要介護世帯の介護苦を間近にみて単に同情心を覚えるだけでなく、この介護苦は高齢者と同居する自世帯でも将来生じる可能性が高い現実的なリスクと感ずるのである。そのとき社会的に提供される外部サービスの存在は自分自身の安心にもつながるので、要介護世帯の介護苦の大きさ $K(\bar{n})$ と外部サービスを利用することによって得ることができる効用の大きさ $h(s, e)$ は介護無世帯にもある程度共有されると考えることができる。

そこで、介護無世帯の効用関数は、 x 財の消費からの効用 $v(x)$ に加え、要介護世帯の介護苦に対する共有度の割合 α (介護リスクの社会的共有度と呼び、定数である) から構成されると仮定することができよう。すなわち

$$V = v(x) - \alpha[K(\bar{n}) - h(s, e)] \quad (2)$$

と表すことができ、 $v' > 0$ かつ $v'' < 0$ であると仮定する。

(2) ボランティアの概念と生産関係

生産関係を記述するにあたって本稿で想定するボランティアの概念についても説明しておこう。地域支援事業で想定されるボランティアについては、現在までのところ特に定められたものがある訳ではないが、識者の中には広範な役割を期待している向きもある。例えば筒井はボランティアによって提供される生活支援サービスをインフォーマルケアとセミフォーマルケアとの2つに大別した上で、前者については「これまで隣人、知人、友人が提供者となって無給で提供されていたインフォーマルケアの領域に位置するもの」と述べ、その例として「見守り、緊急通報、安否確認システム、食事、移動手段、社会参加の機会提供、その他、電球交換、ゴミ捨て、草むしり」などを例示しており〔筒井(2012) p.370〕、後者については武蔵野市の『認知症高齢者見守り支援事業』などの取り組みを例示している〔同pp.372-3〕。

また、既存の介護予防事業を地域支援事業の受け皿と考えることもできる。周知のように、介護予防事業では主に要支援未満の高齢者を対象にした介護予防体操クラブや老人サロンなどを展開してきたが、これらは多くの場合ボランティアによって運営されている。地域支援事業としてそうした体操クラブやサロンに委ねる方法である。

そこで、本稿でもボランティアの概念を広範に捉えることとし、その供給主体については、災害時などのボランティアとは違って繰り返し定期的に提供する必要があるので、単に個人による直接的な無償労働力の供与というよりむしろ自治会、老人クラブなどの社会活動組織、更には地元企業や地元商店街などの経済活動組織を通して提供されると想定する。

今、生産関数は各世帯からの労働供給を唯一の投入物として、 x 財、 s 財、および e 財の3財を結合生産する生産フロンティアによって表わされると仮定しよう。要介護世帯が供給する労働量は、若年労働者が供給する初期賦存量 L_U だけであり、介護無世帯が供給する労働量は若年労働者と高齢者の合わせた初期賦存量 L_V である。要介護世帯の高齢者に労働供給を認めないのは、いずれ

の外部サービスを利用したとしても労働可能な状態（健常者）にまで回復するわけではないと仮定しているからである。このとき、社会全体の総労働賦存量は一定で、 $\bar{L}=L_U+L_V$ である。

要介護世帯が消費する混合財の量を x_U 、介護無世帯が消費するそれを x_V と表記すると、社会全体の混合財の総生産量は $X=x_U+x_V$ であり、 s 財と e 財は要介護世帯が消費する分だけが生産されるので、経済全体における両財の生産関係は

$$F(X, s, e) = \bar{L} \quad (3)$$

と記述することができる。

(3) 社会的最適条件の導出

社会厚生関数 W は単純に2つの世帯の効用から集計され、 $W=W(U, V)$ と記述できると仮定しよう。ただし、関数 W は $\partial W/\partial U=W^U>0$ 、 $\partial W/\partial V=W^V>0$ であり、かつ W^{UU} 、 $W^{VV}\leq 0$ とする。社会厚生最大化問題は、(1) 式、(2) 式及び (3) 式からラグランジュ関数 Λ を設定することによって解くことができる。このとき、上で想定したように s 財の利用には量的制限 ($n_s \geq s$) ががあるので、最適化条件はクーン・タッカー条件によって示される。

今、 λ_1 と λ_2 をラグランジュ未定乗数とすると、最大化のための必要十分条件は

$$\frac{\partial \Lambda}{\partial x_U} = W^U u' + \lambda_1 F^X \leq 0, \quad x_U \geq 0, \quad x_U \left(\frac{\partial \Lambda}{\partial x_U} \right) = 0 \quad (4)$$

$$\frac{\partial \Lambda}{\partial x_V} = W^V v' + \lambda_1 F^X \leq 0, \quad x_V \geq 0, \quad x_V \left(\frac{\partial \Lambda}{\partial x_V} \right) = 0 \quad (5)$$

$$\frac{\partial \Lambda}{\partial s} = W^U h^s + W^V a h^s + \lambda_1 F^s - \lambda_2 \leq 0, \\ s \geq 0, \quad s \left(\frac{\partial \Lambda}{\partial s} \right) = 0 \quad (6)$$

$$\frac{\partial \Lambda}{\partial e} = W^U h^e + W^V a h^e + \lambda_1 F^e \leq 0, \\ e \geq 0, \quad e \left(\frac{\partial \Lambda}{\partial e} \right) = 0 \quad (7)$$

$$\frac{\partial \Lambda}{\partial \lambda_1} = F(X, s, e) - \bar{L} \geq 0, \quad \lambda_1 \geq 0, \quad \lambda_1 \left(\frac{\partial \Lambda}{\partial \lambda_1} \right) = 0 \quad (8)$$

$$\frac{\partial \Lambda}{\partial \lambda_2} = n_s - s \geq 0, \quad \lambda_2 \geq 0, \quad \lambda_2 \left(\frac{\partial \Lambda}{\partial \lambda_2} \right) = 0 \quad (9)$$

となる。ここで各関数に付いた上付き文字やアポストロフィはその関数の導関数であることを示している。

まず、内点解 ($x_U, x_V, s, e, \lambda_1 > 0$ かつ $\lambda_2 = 0$) の場合を想定しよう。(4) 式と (5) 式を (6) 式に代入すれば、 x 財と s 財との限界代替率の和が限界変形率に等しいとするサミュエルソン条件と同等の条件（以下では単にサミュエルソン条件と呼ぶ）が求められる。すなわち

$$\frac{h^s}{u'} + \frac{a h^s}{v'} = \frac{F^s}{F^X} \quad (10)$$

である。また、(4) 式と (5) 式を (7) 式に代入すれば、 x 財と e 財についてもサミュエルソン条件が求められる。すなわち

$$\frac{h^e}{u'} + \frac{a h^e}{v'} = \frac{F^e}{F^X} \quad (11)$$

である。

言うまでもなく (10) 式と (11) 式の含意は、 s 財や e 財が要介護世帯の消費する私的財であったとしても、その効用がそれを直接利用しない介護無世帯に便益（外部経済）を及ぼし、そのことを介護無世帯が正当に評価するのであれば、純粋公共財と同じように配分することが社会的に望ましいことを示している。

次に、端点解 ($x_U, x_V, e, \lambda_1, \lambda_2 > 0$ かつ $s = n_s$) を想定すると、この場合には s が定数となるので、1階条件は (11) 式に $s = n_s$ を代入したものとなる。この場合もやはり e 財の最適配分量はサミュエルソン条件によって決定される。

3. リンダール費用負担分配による介護サービス市場の設計

(1) フォーマルサービスとボランティアの費用負担分配の方法

顕示選好の問題を別にすれば、市場経済においてサミュエルソン条件を満たす純粋公共財の分配はリンダール均衡で達成可能であることが知られている。リンダール均衡では公共財供給のための費用負担を各人が公共財から受けた便益の大きさに応じて拠出するので、 s 財と e 財を提供するための社会的費用を両世帯にどのように分配するかを決めなければならない。以下では市場経済を模した擬似市場において x 財と s 財、 e 財が私的財として介護ニーズに応じて売買できる状況を想定し、政府が要介護世帯と介護無世帯に費用負担の分配を求める方法でリンダール価格づけをする。

今、両世帯の費用負担分配を定式化するために、両財の社会的費用の大きさを求めなければならない。 s 財は擬似市場において1時間当たり市場価格 ρ が限界費用で価格づけられていると仮定する。 e 財についてもやはり擬似市場において潜在価格 σ が限界費用で価格づけできると仮定しよう。 x 財の価格をニューメレールとして、(3)式で示された生産関数を使ってこの経済の生産部門の利潤最大化条件を求めることにする。利潤関数は、

$$\begin{aligned}\pi &= X + \rho s + \sigma e - w(\bar{L} - e) \\ &= X + \rho s + (\sigma + w)e - wF(X, s, e)\end{aligned}$$

と表記できるから利潤最大化のための1階条件は、 $w = 1/F^x$ 、 $\rho = F^s/F^x$ 、そして $\sigma + w = F^e/F^x$ と求められる。ここで生産コストを表す賃金支払い $w\bar{L}$ からボランティア分 $w e$ が差し引かれる理由は、ボランティアが無償で労働する場合を想定しているからである。

以上の結果から s 財の社会的費用の大きさは単に ρs であるのに対して、 e 財の同費用の大きさは

$(\sigma + w)e$ であることが分かる。無料無償のボランティアであったとしてもその供給のためには社会的費用が発生するのである。

そこで、まず s 財の両世帯への費用負担分配を決めるために、政府が介護無世帯に拠出 k を求め、それを財源として要介護世帯に s 財の購入に対して購入補助を与える制度を考える。要介護世帯への購入補助率が θ で表されるとすれば、政府の予算制約式は単純に $k = \theta \rho s$ となるので、両世帯の費用負担の分配は各々、要介護世帯が $(1 - \theta)\rho s$ 、介護無世帯が $\theta \rho s$ と表すことができる。

次に、 e 財についても政府はリンダール負担分配を行う。まず、 e 財の潜在価格 σ は(市場経済であれば)本来これを利用する要介護世帯が負担すべきものであるが、 s 財の場合と同様に要介護世帯には給付率 τ_1 の補助をし、その分の費用負担を介護無世帯に求めることにする。他方で、介護無世帯が e 財に割いた無償労働時間分の所得喪失 $w e$ は同世帯が負担することがボランティア本来の趣旨であるが、これに対しても反対に要介護世帯が給付率 τ_2 で補償し、介護無世帯が受け取る制度を想定する。2つの制度を組み合わせたものを本稿では有料有償制ボランティアと呼ぶことにする²⁾。それぞれの世帯が負担する e 財の社会的費用の配分額は各々、要介護世帯が $\{(1 - \tau_1)\sigma + \tau_2 w\}e$ で介護無世帯が $\{\tau_1 \sigma + (1 - \tau_2)w\}e$ と表すことができる。

(2) 要介護世帯の主體的均衡

x 財の市場ならびに s 財と e 財の擬似市場に直面した要介護世帯のこれらの財に対する購入希望量を調べるために主體的均衡を考えることにする。まず、この世帯の予算制約を確認しよう。一律の賃金率を w とし、 x 財の価格をニューメレールとすると、先に考察した s 財と e 財の費用負担分配制度を含めた要介護世帯の予算制約式は

$$wL_U \equiv \bar{y}_U = x + (1 - \theta)\rho s + \{(1 - \tau_1)\sigma + \tau_2 w\}e \quad (12)$$

と表記することができる。

(12)式を要介護世帯の効用関数(1)式に代入

し、 s 財の利用制約 $n_s \geq s$ の下でラグランジュ関数 Π と未定乗数 μ を定義し、その最大化問題を解くと次の1階条件が得られる。

$$\frac{\partial \Pi}{\partial s} = -(1-\theta)\rho u' + h^s - \mu \leq 0, \quad s \geq 0, \quad s \left(\frac{\partial \Pi}{\partial s} \right) = 0$$

$$\frac{\partial \Pi}{\partial e} = -\{(1-\tau_1)\sigma + \tau_2 w\}u' + h^e \leq 0, \\ e \geq 0, \quad e \left(\frac{\partial \Pi}{\partial e} \right) = 0$$

$$\frac{\partial \Pi}{\partial \mu} = n_s - s \geq 0, \quad \mu \geq 0, \quad \mu \left(\frac{\partial \Pi}{\partial \mu} \right) = 0$$

これらの条件は、内点解 ($s, e > 0$ かつ $\mu = 0$) の場合には単に

$$-(1-\theta)\rho u' + h^s = 0 \quad (13)$$

$$-\{(1-\tau_1)\sigma + \tau_2 w\}u' + h^e = 0 \quad (14)$$

と表すことができ、また、端点解 ($e, \mu > 0$ かつ $s = n_s$) の場合には s が定数となるので、1階条件は (14) 式に $s = n_s$ を代入したもの、すなわち

$$-\{(1-\tau_1)\sigma + \tau_2 w\}u' [\bar{y}_v - (1-\theta)\rho n_s \\ - \{(1-\tau_1)\sigma + \tau_2 w\}e] + h^e(n_s, e) = 0 \quad (15)$$

となる。

要介護世帯の s 財と e 財の購入希望量は内点解の場合には (13)-(14) 式を、端点解の場合には (15) 式を解くことによって求めることができる。しかし、これらの関数は陰関数であるので需要関数を明示することはできない。そこで代わりに、パラメータ θ , τ_1 , および τ_2 の変化に対する s 財と e 財の購入希望量の変化を定性的に調べることにする。

数式表記の煩雑化を避けるために、 $(1-\theta)\rho = p_s$ ならびに $\{(1-\tau_1)\sigma + \tau_2 w\} = p_e$ と表わすことにする。最初に内点解の場合を調べることにしよう。まず、(13)-(14) 式を s, e, θ, τ_1 , および τ_2 について全微分し、片々整理すると

$$\begin{bmatrix} p_s^2 u'' + h^{ss} & p_s p_e u'' + h^{se} \\ p_s p_e u'' + h^{se} & p_e^2 u'' + h^{ee} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} ds \\ de \end{bmatrix} = \\ \begin{bmatrix} -\rho u' + p_s \rho s u'' \\ p_e \rho s u'' \end{bmatrix} d\theta + \begin{bmatrix} p_s \sigma e u'' \\ -\sigma u' + p_e \sigma e u'' \end{bmatrix} d\tau_1 \\ + \begin{bmatrix} -p_s w e u'' \\ w u' - p_e w e u'' \end{bmatrix} d\tau_2 \quad (16)$$

となる。ヤコビ行列式 $|J|$ は、2階条件から

$$|J| = p_s^2 u'' h^{ee} - 2p_s p_e u'' h^{se} + p_e^2 u'' h^{ss} \\ + h^{ss} h^{ee} - (h^{se})^2 > 0$$

である。

次に、要介護世帯への s 財に対する購入補助率 θ の引き上げの効果を調べるために (16) 式にクラメルの公式を適用すると、

$$\frac{ds}{d\theta} = \frac{1}{|J|} \begin{vmatrix} -\rho u' + p_s \rho s u'' & p_s p_e u'' + h^{se} \\ p_e \rho s u'' & p_e^2 u'' + h^{ee} \end{vmatrix} \quad (17)$$

と表すことができるが、(17) 式の分子は $-(p_e^2 u'' + h^{ee})\rho u' + (p_s h^{ee} - p_e h^{se})\rho s u''$ となる。この式の第1項は関数 u および関数 h の当初の仮定により正の符号と判定できるが、第2項については、 h^{ee} の符号が常に負であるのに対して h^{se} の符号は負になる場合があるので、このままでは判定できない。そこで、1階条件 (13)-(14) 式を $p_s/p_e = h^s/h^e$ と変形し、上式に適用して更に弾力性表記すると $(p_s h^{ee} - p_e h^{se})\rho s u'' = (\eta^{se} - \eta^{ee})p_e \rho s u'' h^s/e$ となり符号を判定することが可能になる。 η^{ee} と η^{se} の大小関係は、最初に想定した関数 h の最大化のための2階条件から $\eta^{ee} > |\eta^{se}|$ を求めているので、第2項が正と判定可能であり、(17) 式全体でもその符号は $ds/d\theta > 0$ と判定することができる。

$\eta^{ee} > |\eta^{se}|$ のとき $ds/d\theta > 0$ となる理由は、 s 財の購入補助率 θ が上がった場合に要介護世帯は予算制約式を通して実質的に所得が増加するが、それによって s 財や e 財の購入希望量が微小変化したとき、限界効用 h^s の弾力性が限界効用 h^e の弾力性より小さければ、 h^e の逓減の度合いが h^s の

度合いより大きいのでそれ以上 e 財の購入に振り向けられず、 s 財に向かうと考えられるからである。

以下同様に諸パラメータの変化に対する e 財の購入希望量の変化を調べると次のようになる。

$$\frac{de}{d\tau_1} = \frac{-(p_s^2 u'' + h^{ss})\sigma u' + (\eta^{es} - \eta^{ss})\sigma e u'' p_e h^s / s}{|J|} > 0$$

($\eta^{ss} > |\eta^{es}|$ のとき) (18)

$$\frac{de}{d\tau_2} = \frac{(p_s^2 u'' + h^{ss})w u' - (\eta^{es} - \eta^{ss})w e u'' p_e h^s / s}{|J|} < 0$$

($\eta^{ss} > |\eta^{es}|$ のとき) (19)

(18)-(19) 式の符号は、再び関数 h の2階条件の要請で判定される。 e 財の利用希望量は同財への購入補助率 τ_1 が上がった場合には増加し、介護無世帯への賃金補償率 τ_2 が増えた場合には減少することを示している。この理由は、 e 財の購入補助率 τ_1 が上がった場合に要介護世帯は予算制約式を通して実質的に所得が増加するが、 h^s の通減の度合いが h^e の度合いより大きいので e 財の購入に振り向けられるからである。そして、賃金補償率 τ_2 が増えた場合にはその逆のメカニズムが働くことになる。

それでは今度は端点解の場合を調べよう。(15)式において e , θ , τ_1 , τ_2 , および n_s について順次全微分し、片々整理すれば容易に次の結果を得ることができる。 $D_V = p_e^2 u'' + h^{ee} < 0$ と表記することにすれば、 $de/d\theta = [p_e \rho n_s u''] / D_V > 0$, $de/d\tau_1 = [p_e \sigma e u'' - \sigma u'] / D_V > 0$, $de/d\tau_2 = [w u' - p_e w e u''] / D_V < 0$, $de/dn_s = -[p_e p_s u'' + h^{se}] / D_V$ となる。このうち最後の de/dn_s の効果は、関数 h が $h^{se} \leq 0$ の場合には、 $de/dn_s < 0$ と判定することができる。

これらの比較静学結果の含意は次節で改めて取り上げるのでここではこれ以上検討しない。

(3) 介護無世帯の主体的均衡

次に、介護無世帯の主体的均衡を調べる。この世帯の予算制約を考えると、その最大稼得は wL_V であるが、上で想定したようにボランティア e を提供するとき無償労働となるのでその分だけ賃金

が差し引かれる。他方、要介護世帯は e 財の利用にあたって単位時間当たり $\tau_2 w$ の所得補償を介護無世帯に行く。また、 s 財の価格 ρ と e 財の潜在価格 σ の一部を介護無世帯も負担するので、これらをすべて考慮に入れるとき、介護無世帯の予算制約式は

$$wL_V \equiv \bar{y}_V = x + \theta \rho s + \{\tau_1 \sigma + (1 - \tau_2) w\} e \quad (20)$$

と表記することができる。上式の最終項 $\{\tau_1 \sigma + (1 - \tau_2) w\} e$ は本節の最初の項で求めた介護無世帯のリンダール費用負担額である。

今、(20) 式を (2) 式に代入し、フォーマルサービスの利用制約 $n_s \geq s$ の下でラグランジュ関数 Ψ と未定乗数 ξ を定義し、その最大化問題を解くと次の1階条件が得られる。

$$\frac{\partial \Psi}{\partial s} = -\theta \rho v' + a h^s - \xi \leq 0, \quad s \geq 0, \quad s \left(\frac{\partial \Psi}{\partial s} \right) = 0$$

$$\frac{\partial \Psi}{\partial e} = -\{\tau_1 \sigma + (1 - \tau_2) w\} v' + a h^e \leq 0,$$

$$e \geq 0, \quad e \left(\frac{\partial \Psi}{\partial e} \right) = 0$$

$$\frac{\partial \Psi}{\partial \xi} = n_s - s \geq 0, \quad \xi \geq 0, \quad \xi \left(\frac{\partial \Psi}{\partial \xi} \right) = 0$$

これらの条件は、内点解 ($s, e > 0$ かつ $\xi = 0$) の場合には単に

$$-\theta \rho v' + a h^s = 0 \quad (21)$$

$$-\{\tau_1 \sigma + (1 - \tau_2) w\} v' + a h^e = 0 \quad (22)$$

となる。また、端点解 ($e, \xi > 0$ かつ $s = n_s$) の場合には s が定数となるので、1階条件は (22) 式に $s = n_s$ を代入したもので、すなわち

$$-\{\tau_1 \sigma + (1 - \tau_2) w\} v' [\bar{y}_V - \theta \rho n_s - \{\tau_1 \sigma + (1 - \tau_2) w\} e] + a h^e(n_s, e) = 0 \quad (23)$$

となる。

前項と同様に、介護無世帯についても諸パラ

メータが変化した場合に同世帯が希望する2つの介護サービス量がどのように変化するか比較静学を行うが、再び数式表記の煩雑化を避けるために、 $\theta\rho=q_s$ ならびに $\{\tau_1\sigma+(1-\tau_2)w\}=q_e$ と表わすことにする。最初に内点解の場合を調べることにしよう。まず、(21)-(22)式を $s, e, \theta, \tau_1, \tau_2$, および α について全微分し、片々整理すると

$$\begin{aligned} & \begin{bmatrix} q_s^2 v'' + ah^{ss} & q_s q_e v'' + ah^{se} \\ q_s q_e v'' + ah^{se} & q_e^2 v'' + ah^{ee} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} ds \\ de \end{bmatrix} = \\ & \begin{bmatrix} \rho v' - q_s \rho s v'' \\ -q_e \rho s v'' \end{bmatrix} d\theta + \begin{bmatrix} -q_s \sigma e v'' \\ \sigma v' - q_e \sigma e v'' \end{bmatrix} d\tau_1 \\ & + \begin{bmatrix} q_s w e v'' \\ -w v' + q_e w e v'' \end{bmatrix} d\tau_2 + \begin{bmatrix} -h^s \\ -h^e \end{bmatrix} d\alpha \quad (24) \end{aligned}$$

となる。ヤコビ行列式 $|\Delta|$ は、効用最大化のための2階条件から

$$|\Delta| = q_s^2 v'' ah^{ee} - 2q_s q_e v'' ah^{se} + q_e^2 v'' ah^{ss} + \alpha^2 \{h^{ss} h^{ee} - (h^{se})^2\} > 0$$

となる。

以下、要介護世帯の場合と同様に、(21)-(22)式で示される1階条件を適時適用し、弾力性表記すると次のように比較静学結果を示すことができる。

$$\frac{ds}{d\theta} = \frac{(q_s^2 v'' + ah^{ee})\rho v' - (\eta^{se} - \eta^{ee})\rho s v'' q_e ah^s / e}{|\Delta|} < 0 \quad (\eta^{ee} > |\eta^{se}| \text{ のとき}) \quad (25)$$

$$\frac{de}{d\tau_1} = \frac{(q_s^2 v'' + ah^{ss})\sigma v' - (\eta^{es} - \eta^{ss})\sigma e v'' q_s ah^e / s}{|\Delta|} < 0 \quad (\eta^{ss} > |\eta^{es}| \text{ のとき}) \quad (26)$$

$$\frac{de}{d\tau_2} = \frac{-(q_s^2 v'' + ah^{ss})w v' + (\eta^{es} - \eta^{ss})w e v'' q_s ah^e / s}{|\Delta|} > 0 \quad (\eta^{ss} > |\eta^{es}| \text{ のとき}) \quad (27)$$

$$\frac{ds}{d\alpha} = \frac{(\eta^{ee} - \eta^{se})ah^s h^e / e}{|\Delta|} > 0$$

$$(\eta^{ee} > |\eta^{se}| \text{ のとき}) \quad (28)$$

$$\frac{de}{d\alpha} = \frac{(\eta^{ss} - \eta^{es})ah^s h^e / s}{|\Delta|} > 0$$

$$(\eta^{ss} > |\eta^{es}| \text{ のとき}) \quad (29)$$

(25)式の符号は $\eta^{ee} > |\eta^{se}|$ のとき負と判定される。この理由は、購入補助率 θ が下落した場合を考えると、このことは介護無世帯にとって負担軽減となり実質的に所得を増加させる。このとき同世帯は s 財や e 財の希望量を増やすことを考えるが、限界効用 h^e の通減率は h^s より大きいので e 財よりも s 財の方に振り向けると考えられるからである。

(26)-(27)式の各符号は、 $\eta^{ss} > |\eta^{es}|$ という条件で判定可能である。 e 財への購入補助率 τ_1 が下がると介護無世帯の負担は減少し、実質的に所得は増加する。その際に限界効用 h^s の通減の度合いが h^e の度合いより大きいので e 財の購入に振り向けられるからである。賃金補償率 τ_2 の場合も同様で、 τ_2 が上がった場合に実質的な所得の増加は s 財よりもむしろ e 財の購入に振り向けられるからである。

(28)-(29)式の各符号も $\eta^{ee} > |\eta^{se}|$ かつ $\eta^{ss} > |\eta^{es}|$ であるので判定可能である。しかし、これらについての含意は次節で改めて取り上げるので、ここではこれ以上触れない。

次に端点解の場合を調べよう。(23)式を順次全微分すれば容易に次の結果を得ることができる。 $D_V = q_s^2 v'' + ah^{ee} < 0$ と表記すると、 $de/d\theta = [-q_e \rho s v''] / D_V < 0$, $de/d\tau_1 = [\sigma v' - q_e \sigma e v''] / D_V < 0$, $de/d\tau_2 = [q_e w e v'' - w v'] / D_V > 0$, $de/d\alpha = [-h^e] / D_V > 0$, $de/dn_s = -[q_e q_s v'' + ah^{se}] / D_V$ となる。このうち最後の de/dn_s の効果は、関数 h が $h^{se} \leq 0$ の場合には、 $de/dn_s < 0$ と判定することができる。

これらの比較静学結果の含意も次節で改めて取り上げるのでここではこれ以上検討しない。

4. リンダール均衡と政策的含意

(1) リンダール均衡

前節の主體的均衡で求めた両世帯の比較静学結果からリンダール均衡が得られる可能性があることは容易に確かめられる。リンダール均衡が達成されるためには、要介護世帯が希望する最適量と

表1 比較静学結果

	要介護世帯	介護無世帯
(内点解の場合)		
① $ds/d\theta$	[+]	[-]
② $de/d\tau_1$	[+]	[-]
③ $de/d\tau_2$	[-]	[+]
④ ds/da	なし	[+]
⑤ de/da	なし	[+]
(端点解の場合)		
⑥ $de/d\theta$	[+]	[-]
⑦ $de/d\tau_1$	[+]	[-]
⑧ $de/d\tau_2$	[-]	[+]
⑨ de/da	なし	[+]
⑩ de/dn_s	$h^{se} > 0$ [+/-] $h^{se} \leq 0$ [-]	$h^{se} > 0$ [+/-] $h^{se} \leq 0$ [-]

(注) ⑩を除いてすべて判定条件として $\eta^{se} > |\eta^{se}|$, $\eta^{se} > |\eta^{se}|$ を使用している。

介護無世帯が希望する最適量が一致するように政府が費用負担の配分を調整しなければならない。その際、 s 財については補助率 θ が操作変数となり、 e 財については τ_1 と τ_2 の2つの率が操作変数となる。これらの操作変数を政府が変更したとき、それぞれの世帯がどのように反応するのかを調べたのが前節の比較静学であった。表1にこれらの結果をまとめて掲載した。

表1はこれらの調整が可能であることを示唆している。まず、同表の内点解の場合からみてみよう。同表の①の行をみると、 $\eta^{se} > |\eta^{se}|$ の条件の下で、 s 財については要介護世帯が購入補助率 θ に関して増加関数であるのに対して、介護無世帯では減少関数となっている。これは両者の購入希望量が一致する θ が存在する可能性があることを示している。

e 財に関しても、同表の②③をみると、やはり $\eta^{se} > |\eta^{se}|$ の条件の下で両世帯の比較静学結果は対照的で、潜在価格 σ を設定し、それに対して s 財の場合と同様に介護無世帯から要介護世帯へ購入補助率 τ_1 を導入する方法(②の場合)と、要介護世帯からボランティアを提供する介護無世帯へ一定割合 τ_2 で賃金補償する方法(③の場合)の両方が有効であることを示している。いわゆる有料有償制ボランティアがこれに相当するが、政策変数が2つあることから複数の均衡点が存在する可能性がある(それをリンダール均衡と呼ぶか否か

は別として)。

次に、端点解の場合をみてみよう。両世帯が合意するフォーマルサービスの利用量が制度上の上限にある場合($s=n_s$)には、 s 財の量を所与として e 財の需給量が調整される。この場合にも内点解の場合と同様に購入補助率 τ_1 と賃金補償 τ_2 を使った調整メカニズムが有効に機能することが同表⑦と⑧から読み取ることができるが、これに加えて補助率 θ の引き下げ(⑥の場合)が介護無世帯のボランティア供給を増やすことも指摘されるべきであろう。この効果は θ の引き下げが要介護世帯の予算制約を厳しくし、介護無世帯の予算制約を緩和することから生じると考えられるが、 s 財の利用量が制度上の上限にある場合には有効な調整方法であると思われる。

(2) 政策的含意

さて以上の分析から、介護ニーズが適切にフォーマルサービスとボランティアを組み合わせることで充足することができるのであれば、それらの介護サービスの配分はリンダール均衡によって実現できるかもしれないことが分かった。

他方で、政策的な関心の1つはいくつかの与件が変化したときにボランティアの需要や供給が増加し、フォーマルサービスの利用を抑制することができるのか否かにあるかもしれない。これを知るために政策的な与件を変更することで s 財と e 財のリンダール均衡点を移動できる可能性があるのかを調べることにする。

再び表1に戻って、介護リスクの社会的共有度 α の変化と s 財の利用制限 n_s の強化について考察することにしたい。まず、介護リスクの社会的共有度 α は人々がどの程度介護苦を自分の問題として考えているのかを表すパラメータであった。地域包括ケアシステムは地域住民の意識を高めることによって『互助』を増やそうとしているのであるから、国や自治体はさまざまな啓蒙活動を行うことによって α を高めることを考えるであろう。

そこで、内点解の場合には表1の④と⑤をみると、 $\eta^{se} > |\eta^{se}|$ と $\eta^{ss} > |\eta^{se}|$ の条件の下で、 α の高ま

りは介護無世帯の s 財のリンダール需要関数や e 財の供給曲線を原点からみて外側にシフトさせることが分かる。要介護世帯の反応は不変であるから、これは均衡点そのまま外側に移動することを意味する。また、端点解の場合（同表⑨）にも介護無世帯は期待通り正の反応をすることが分かる。 s 財は制約に縛られて不変であるが、 e 財の均衡点は外側に移動する。以上のことから、介護意識の高まりは、 e 財の利用量を増やし、 s 財についても制約に縛られていない状態であればその利用量は増えると言える。

次に、 s 財の利用制限 n_s の強化についてみてみよう。介護予防給付の一部を地域支援事業へ移管するという今回の改革はある意味で s 財の一部利用制限に相当するかもしれない。表1の⑩に示したように、 s 財の利用制限 n_s の強化は $h^{se} \leq 0$ の場合には負、すなわち s 財の利用が減れば e 財の増加が生じるが、 $h^{se} > 0$ の場合には正負いずれもあり得る。因みに関数 h の交叉導関数の符号は、この場合には s 財の利用制限緩和が e 財からの限界効用に及ぼす効果を示しており、端的に言えば e 財からの限界効用曲線がシフトする方向を示している。 $h^{se} > 0$ の場合には上方にシフトし、 $h^{se} < 0$ の場合には下方にシフトし、そして $h^{se} = 0$ の場合にはどちらにもシフトしないことを含意している。

そこで $h^{se} = 0$ の場合を例に s 財の利用規制の強化が e 財の需要（要介護世帯）や供給（介護無世帯）を増加させる理由を考えてみると、 s 財の利用制限量の減少が e 財の限界効用 h^e に変化を及ぼさないのに対して、 x 財の限界効用には予算制約を通して影響を与える経路が思い浮かぶ。すなわち s 財の減少は同財への支出の減少につながるから x 財の需要を増やし、同時に x 財の限界効用の低下を招く。このとき1階条件 (15) 式や (23) 式に示される通り効用最大化のためには x 財からの限界効用と e 財からの限界効用とが一定の比率となるように保持されなければならないので、要介護世帯は e 財の需要を、介護無世帯はその供給を増加させて、 e 財からの限界効用を低下させる。

しかし、 $h^{se} > 0$ の場合には、 s 財の利用規制の強化は e 財の限界効用曲線を下方にシフトさせる。そこで予算制約を通した x 財の限界効用の低下があったとしても更に e 財の需要や供給を増加させて e 財からの限界効用低下を引き起こす必要があるとは限らないために判定不能となる。ただしこの場合でも符号判定のための若干の議論は可能である。

要介護世帯も介護無世帯も同じ手順で分析できるので、要介護世帯を例に議論する。まず、 x 財からの限界効用の弾力性 $\eta^x = -xu''/u' > 0$ を定義する。この弾力性は s 財の利用規制 n_s が所与として、 e 財の最適量が求められれば x 財の需要量も決まるので計測可能な指標である。このとき前節で示した比較静学結果、 $de/dn_s = -[p_e p_s u'' + h^{se}]/D_U$ （ただし $D_U = p_e^2 u'' + h^{ee} < 0$ ）について、1階条件 (15) 式を勘案して弾力性表記すれば、 $de/dn_s = p_s h^e [\eta^x / x + \eta^{es} / p_s n_s] / D_U$ となる。 η^{es} の符号は h^{se} の符号と逆であるので、分子括弧内の符号が正であるための十分条件は、1) $h^{se} \leq 0$ の場合、または2) $h^{se} > 0$ ($\eta^{es} < 0$) の場合でも

$$\frac{p_s n_s}{x} > \frac{-\eta^{es}}{\eta^x} \quad (30)$$

であることである。

さて (30) 式の大小関係が満たされるか否かを先験的に知ることはできない。ただ左辺は、本稿では x 財をニユメルールとしているので s 財への支出と x 財への支出の比を示していると考えることができる。そこで、(30) 式の含意は、この比が一定以上の大きさであることを求めており、もし利用規制 n_s の強化が厳しすぎると、 $de/dn_s > 0$ となる可能性は排除できず、この場合には s 財の減少は e 財の減少につながる可能性がある。

こうした現象が生じる原因は、上の e 財の限界効用曲線のシフトで説明可能である。 $h^{se} > 0$ の場合に、もともと少ない s 財の利用状況から更に同財の利用が減らされれば、 e 財の限界効用曲線は非常に大きく下方にシフトする (h^e は非常に小さくなる)。その大きさが x 財の需要増加による同

財の限界効用 (u') の低下の大きさを上回れば、むしろ e 財の需要を減らさなければならなくなると思えるからである。

以上の分析から (30) 式が支持されるような状況においては、要介護世帯も介護無世帯も利用制限 n_s の強化は e 財のリンダール需要関数 (要介護世帯) や供給関数 (介護無世帯) を原点からみて外側にシフトさせるので均衡需給量は増加すると考えられるが、支持されない状況においては、均衡需給量が減少する可能性を排除できない。

5. むすび

本稿では介護苦という社会的リスクに対して、社会として介護サービスを提供する場合に最適な供給量の大きさと費用負担の方法について考察した。介護サービスによってもたらされる介護苦の改善に外部経済があるとき、介護サービスは一種の公共財と見なすことができる。そのとき介護サービスの最適供給量は、公共財におけるサムエルソン条件と同等の条件によって決定することが可能であり、その費用負担の方法もリンダール価格づけによって配分可能であることが分かった。

また、介護サービスがボランティアによって充足される場合でも、ボランティアの潜在価格や市場賃金率を設定した擬似市場において、リンダール価格づけによってその最適量を決定することも分かった。

従って、介護保険事業と地域支援事業は同じ介護保険制度の中で実施することに理論的には弊害があるようには思われない。むしろ問題があるとすれば、それは実践上の困難さであろう。介護サービスのどの部分をフォーマルサービスが担い、どの部分をボランティアに委ねるのかは実際的な課題であり、本稿のような抽象的な経済モデルからは何も結論を引き出すことができない。

また、ボランティアの供給主体は個人ではなく、社会の様々な生産組織の中で業務の一環として生み出されるべき結合生産物として捉えた方がよいのかもしれない。この意味で、既存の介護保

険指定業者を含めた民間企業がフォーマルサービスとは別に有料有償で介護予防のための体操クラブを運営したり、入浴や配食サービスを実施したりする可能性も排除すべきではないであろう。

最後に、本稿で用いたモデルについても課題を述べておこう。まず、本稿で用いられたモデルはリンダール均衡を扱う多くの研究がそうであるように単純化のために生産サイドへの効果を無視している。実際、介護問題を考える場合には、家族介護提供者やボランティア提供者、そして社会全体の労働供給の変化が生産に与える効果を考えに入れることは重要な要素であろう。

また、リンダール均衡に関わるすべての問題も留保されたままである。顕示選好の問題や n 人経済の中で均衡を見つけることは困難であろう。それにも関わらず、1つの思考実験として本稿の分析結果は地域包括ケアシステム構築に際して有益な政策的示唆を含んでいると信じている。

謝辞

本稿は第25回生活経済学会中部部会研究報告会 (2013年11月9日南山大学) で報告した論文を修正加筆したものである。討論者の焼田党教授 (名古屋市立大学大学院) から極めて有益な助言を戴いた。また、本誌の2名の匿名査読者からも適切な指摘と数多くの建設的な助言を頂いた。ここにこれらの方々に感謝の意を表したい。なお本稿は日本学術振興会平成25年度科学研究費補助金 (課題番号25380342) より助成を受けている研究成果の一部である。

(平成26年3月投稿受理)

(平成27年7月採用決定)

注

1) $h^{se}=0$ の時には自明であるので、 $h^{se} \neq 0$ の場合を考えることにする。2階条件 $h^{ss}h^{ee} - (h^{se})^2 > 0$ は、 $-h^{ss}/|h^{se}| > |h^{se}|/-h^{ee}$ と書き換えることができる。条件 $\eta^{ss} > |\eta^{es}|$ かつ $\eta^{ee} > |\eta^{se}|$ の絶対値の外し方に注意して式操作を繰り返せば、同値の条件が得られる。

2) いわゆる有償有料制住民参加型ボランティアがこれに当たるが、介護保険制度導入以前の措置制

度の時代には相当程度普及していたものである(例えば鎌田(2004)を参照)。措置時代の有料有償制住民参加型ボランティアは互助会方式などのクラブ財として売買されていたが、地域包括ケアシステムでも地域支援事業として有料有償でサービスが提供されることが想定される。

参考文献

- 太田貞司「地域社会を支える「地域包括ケアシステム」」(太田貞司・森本佳樹編著『地域ケアシステム・シリーズ①地域包括ケアシステム－その考え方と課題－』光生館の第1章) pp.1-38 2011年2月。
- 鎌田繁則『介護基盤の不足と営利企業の参入』久美出版 pp.37-45 2004年。
- 平井寛・近藤克則「住民ボランティア運営型地域サロンによる介護予防事業のプロジェクト評価」『季刊社会保障研究』第46巻3号pp.249-263 2010年12月。
- 地域包括ケア研究会『地域包括ケアシステムの構築の構築における今後の検討のための論点～持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムのあり方に関する調査研究事業報告書』三菱UFJリサーチ&コンサルティング 2013年3月。
- 筒井孝子「日本の地域包括ケアシステムにおけるサービス提供体制の考え方－自助・互助・共助の役割分担と生活支援サービスのありかた－」『季刊社会保障研究』第47巻4号pp.368-381 2012年3月。
- 長峯純一「公共財としてみた地域福祉・介護サービス」『季刊社会保障研究』第38巻4号pp.364-373 1998年3月。
- 前澤政次「地域医療と「地域包括ケア」－「地域包括ケア」の課題」(太田貞司・森本佳樹編著『地域ケアシステム・シリーズ①地域包括ケアシステム－その考え方と課題－』光生館の第3章第1節) pp.39-58 2011年2月。
- 森本佳樹「地域福祉と「地域包括ケア」」(太田貞司・森本佳樹編著『地域ケアシステム・シリーズ①地域包括ケアシステム－その考え方と課題－』光生館の第2章) pp.39-58 2011年2月。
- Atkinson, Anthony B. & Joseph E. Stiglitz, 'Public Goods and Publicly Provided Private Goods', Lecture 16 in "Lecture on Public Economics", McGRAW-HILL, pp.482-518, 1987.
- Norton, Edward C., 'Long-Term Care', in A.J.Culyer & J.P. Newhouse, eds., "Handbook of Health Economics", Vol.1 (Elsevier Science B.V.) pp.956-94, 2000.
- Thurow, Lester C., 'The Income Distribution as a Pure Public Good', "The Quarterly Journal of Economics", Vol.85 No.2, pp.327-336, May 1971.

(かまた・しげのり 名城大学教授)

子ども数と教育費負担との関係

増田 幹人

I はじめに

現在、わが国の合計出生率は若干上昇傾向にあるものの依然として低水準にあるが、その原因の一つに教育費の負担の高さを挙げることができる¹⁾。わが国の教育に関する公的支出の水準はOECD諸国の中で低く、家計の教育支出に対する負担感は強いと考えられる。こうした状況において、家計における教育費の負担を強めている要因について分析することは、教育費負担を緩和する政策実施の観点から重要である。本研究では、総務省統計局「全国消費実態調査」(2004年分)における2人以上世帯のミクロデータ(匿名データ)を用いることにより、教育費負担を決定する要因の影響について検証を行う。なお、ここでは教育費負担の要因として子ども数を重視する。なぜなら、子どもの数を増やすことが教育費の負担を強めているのだとしたら、これは教育費の負担が子どもを持つことの制約要因になっていることを示すことにもなり、低出生と子育て負担についての分析の一助になり得ると考えられるからである。

第一に、教育費負担の決定要因について分析を行なった先行研究を挙げることにより、本研究の特色を示す。第二に、「全国消費実態調査」のミクロデータ(匿名データ)の特性を示すとともに、本研究の枠組を提示する。第三に、教育費負担を被説明変数とするモデルを教育支出の種類別、所得階級別²⁾に推定し、追加的に子どもを持つことによる負担の検証を行う。教育支出の種類別、所得階級別に推定を行うのは、これらの階級別に負

担が異なると考えられるからである。なお、教育支出の種類としては、奢侈財の性格が弱いと考えられる授業料等と、奢侈財の性格が強いと考えられる補習教育の二つを用いる。

II 先行研究の整理

ここでは、教育費負担の決定要因について分析した先行研究を整理し、本研究の位置づけを明らかにする。この研究は主に四つの種類に分けることができる。

第一は、記述統計を用いて子ども数と教育費負担との関係を明らかにするものである。例えば、都村(2006a, b)を挙げることができる。都村(2006a)では、「全国消費実態調査」(1999年分)のデータを用いて家計の教育費負担についての記述統計による分析を行なっている。この結果、①低所得層では相対的な所得レベル以上に教育費を支出しているため負担が大きい、②高所得層よりも低所得層の方が子ども数の増加に伴う教育支出の増加率が高い、③子ども数が多いほど可処分所得に占める教育支出の割合が大きい(所得階級別、子どもの年齢別に提示)こと等を明らかにしている。

また、都村(2006b)では、日本版総合的社会調査(JGSS)-2002のデータを用いた家計の教育費負担の決定要因についての分析も行っている。その結果、①子どものライフステージが進むほど教育費負担は重くなる、②高所得層ほど教育費を支出しているが低所得層ほど世帯収入に占める教育費の割合が大きい、③高校生・大学生の子どもが

いるケースでは専業主婦世帯の教育費が多い、④親が高校卒の場合は親が大学卒の場合に比べ教育費を多く支出する層とそれほど支出しない層の分化が見られる、⑤親が高校卒の場合は、高学歴志向であるほど世帯収入に占める教育費の割合が大きい、という傾向を明らかにしている。

第二は、教育支出を被説明変数とするモデルを推定し、パラメータから教育費負担の決定要因の影響を明らかにしようというものである。出島(2011)は、本研究と同様に「全国消費実態調査」(2004年分)のミクロデータ(匿名データ)を用い、回帰分析により教育費や教育関連費等³⁾(およびそれらが消費支出に占める割合)の決定要因について分析を行っている⁴⁾。その結果、①母親の就業が子どもの教育支出を高める効果は限定的であること、②家計の資産、持ち家、負債はそれぞれ正、負の影響を与えており、家計資産が教育支出に与える影響は大きいこと、③(性別・年齢階級別)子ども数はほとんどのケースで教育支出を増やすように作用しており、子どもの年齢が高年齢である場合に負担が大きいこと等を示している。

第三は、日本における教育費の支出構造をエンゲル係数の推定方法から明らかにし、そこから子どもの教育費負担を明らかにしようというものである。これは、家計支出に占める食費の割合(エンゲル係数)を家計属性に回帰する手法を、家計支出に占める教育費の割合を家計属性に回帰する手法に置き換えたものである。

永瀬・長町(2002)は、1984年と1994年における総務省統計局「全国消費実態調査」のミクロのリサンプリングデータを用いることにより、教育費負担の決定要因の分析を行なっている。ここでは、消費支出に占める教育関係費の割合を被説明変数とするモデルを推定することにより、①1984年から94年にかけて教育費負担が実質で大きく高まったこと、②教育費負担は高校生のいる世帯で最も高いこと、③地域差が拡大し地方の負担が高まったこと等を明らかにしている。

また、平尾・永井・坂本(2007)は、1989年、1994年、1999年における総務省統計局「全国消費

実態調査」のミクロのリサンプリングデータを用い、教育関連費と補習教育費が総支出に占める割合を被説明変数とするモデルを推定することにより、教育費負担の決定要因の分析を行なっている。その結果、①1989年から1999年までの間において教育関連費割合、補習教育費割合はともに増えている点、②豊かな家計ほど子どもの教育にお金をかける傾向が強化された点、③教育関連費割合は高校生のいる世帯、中学生のいる世帯の順に高い点、④補習教育費割合は中学生のいる世帯で最も高い点、⑤女子よりも男子に多く投資する傾向は特に1990年代後半において改善されている点を明らかにしている。

第四は、等価尺度の方法を用いて子どもの教育費負担を明らかにするものである。ここにおける等価尺度とは、基準世帯に子どもが加わったときに、元の厚生水準に戻るためにはどれだけ追加費用が必要かを推計したものである。例えば、駿河(1995)、Oyama(2006)の推計結果をまとめると、子育てコストにかかる家計支出は15~45%程度となっている。

第一の研究では、所得階級別、子どもの年齢別に子ども数と教育費負担との関係を明らかにしているが、教育支出の種類別に負担を明らかにしていないし、記述統計の枠を出ていない。また、第二の研究においては、子ども数を説明変数に加えているものの、教育支出の種類別、所得階級別に子どもの増加が教育費負担に及ぼす影響を明らかにしていない。また、第三の研究における方法では、モデルの構造上、年齢階級別の子ども数を説明変数に組み入れるのではなく、世帯人員に占める当該年齢階級の子ども数の割合を説明変数としているため、子どもの数そのものの効果を明らかにできていない。また、第四の等価尺度の分析も、子どもの数そのものの効果から教育費負担を捉えるものではない。

本研究の目的および特色は、追加的に子どもが増加した際に生じる教育費負担を推計することに焦点を当て、これを教育支出の種類別、所得階級別に明らかにすることである。第一の方法では他の要因の影響をコントロールできないし、第三、

第四の方法では子ども数そのものの効果を明らかにすることは難しい。この意味において、第二の方法に基づき、これらの点を明らかにすることとした。

Ⅲ データと分析枠組

1 使用データ

本研究では、総務省統計局「全国消費実態調査」のマイクロデータ（匿名データ）を利用する。本データは、総務省統計局が5年ごとに全国の家計を標本調査したものを、独立行政法人統計センターが研究用に匿名化したものである。この調査では、世帯人員の様々な世帯属性、年間所得、貯蓄・負債等のストック、調査月9月から11月における収入等のフローの月額平均値を把握することができる。この調査の利点は、サンプル数が55,000世帯程度と多く、日本における家計消費・貯蓄に関する標本調査としては最大規模である点である。

ただし、当データは匿名化処理が施された匿名データであるため、以下の点について留意が必要である。第一に、年間収入、貯蓄現在高、負債現在高などがきわめて高額な世帯については、その値から調査世帯が特定される懸念があるため、上限値を丸めこむ処理が行われている点である。具体的には、年間収入は2,500万円、貯蓄現在高は9,500万円、負債現在高は4,500万円である。第二

に、地域属性は3大都市圏（関東、中京、京阪神の特定地域）に居住しているか否かの区分しなく、これ以上の詳細な地域属性は把握することができない点である（出島2011）。第三に、世帯人員が8人以上の世帯、および同一年齢の15歳未満の世帯人員が3人以上存在する世帯については、当該世帯を削除している点である。したがって、世帯人員は7人しかカウントされないため、例えば親2人と子どもで構成される世帯の場合、子どもが6人以上いる世帯は削除されることになる。

また、「全国消費実態調査」特有の問題点として、以下の点に留意が必要である。「全国消費実態調査」では9月から11月の3ヶ月のみを調査対象としているため、支払が年度末や年度初めの1回であるような入学金・授業料は把握できないという点である。このため、月払が一般的な塾や予備校等の費用負担が、教育費支出の中で過大に評価されている懸念もある（出島2011）。

以上のように、「全国消費実態調査」の匿名データには制約があるものの、大規模データであることや、教育支出の決定要因を詳細な世帯属性別に表すことのできる利点は大きい。

2 分析枠組

本研究で使用する変数の記述統計量は表1の通りである。先に示したように、教育支出は授業料等と補習教育の二つを取り上げている。また、これらの教育支出を決定する要因としては、0~4

表1 記述統計量（2004年）

	観測値数	平均	標準偏差	最小値	中央値	最大値
授業料等	43,861	12,526	41,524	0	0	1,577,287
補習教育	43,861	2,581	10,120	0	0	408,717
(同居している未婚の) 子ども数_0~4歳	43,861	0.15	0.44	0	0	4
(同居している未婚の) 子ども数_5~9歳	43,861	0.19	0.49	0	0	4
(同居している未婚の) 子ども数_10~14歳	43,861	0.19	0.49	0	0	4
(同居している未婚の) 子ども数_15~19歳	43,861	0.18	0.47	0	0	3
負債現在額	43,861	487	911	0	0	4,500
3大都市圏か否か (都市圏=1, 非都市圏=0)	43,861	0.40	0.49	0	0	1
貯蓄現在高	43,861	1,389	1,709	0	800	9,500
学業の理由で別居している家族の有無 (有=1, 無=0)	43,349	0.05	0.22	0	0	1
持ち家の有無 (有=1, 無=0)	43,861	0.78	0.42	0	1	1

注：負債現在額、貯蓄現在額の単位は万円。
教育支出は月額で単位は円。

歳、5～9歳、10～14歳、15～19歳それぞれの年齢階級の（同居している未婚の）子ども数、負債現在額（負債額）、居住地が3大都市圏か否か（都市圏=1、非都市圏=0）、貯蓄現在高（貯蓄額）、学業を目的に別居している子どもの有無（有=1、無=0）、持ち家の有無（持ち家有り=1、持ち家無し=0）を用いた。ここでは、授業料等と補習教育の最大値が大きいことから、分析を行う際には平均値+（標準偏差×3）を上限とする外れ値の処理を行った。

また、授業料等とは、幼稚園から大学までの授業料のことであり、補習教育とは、幼稚園・小学校・中学校・高校の補習教育、および予備校に対する支出のことである。これらを取り上げたのは、授業料等と補習教育は教育支出項目の中にあって異なる性格を示しているため、比較する意味において有用だと考えたからである。

田中（2010）は、総務省統計局「家計調査」の集計された時系列データを用いることにより、授業料等や補習教育といった支出項目別に財としての性格を検証している。その結果、授業料等は景気動向にあまり影響を受けないのに対して、補習教育は景気動向により影響を受けるとしている。すなわち、景気が悪くなくても、授業料等の支出は変わらないが、補習教育は景気が悪くなると節約の対象となる（すなわち、この財の支出は必須でない）のである。したがって、この点から、授業料等は奢侈財の性格が弱い、補習教育は奢侈財の性格が強いと考えることができる。

ここではまた、本データを用いて所得弾力性を推計することにより、授業料等と補習教育の財としての性質を検証してみる。表2は、授業料等、補習教育の自然対数を可処分所得の自然対数に回帰した結果（OLSで推定）を示したものである（ここでも以下の分析と同様に外れ値の処理を行っている）。この結果、すべてのパラメータは1を下回っており、いずれも奢侈財ではない、すなわち義務的支出の性格が強いことが示されている。ただし、授業料等よりも補習教育の方がパラメータは大きく、相対的には補習教育の方が授業料等よりも義務的支出の性格が弱いとは言える。した

表2 教育支出の所得弾力性

	授業料等 (自然対数)	補習教育 (自然対数)
可処分所得（自然対数）	0.3923 (0.00)	0.4478 (0.00)
定数項	4.3434 (0.00)	3.0950 (0.00)
サンプル数	11,955	4,253

注：授業料等、補習教育については、上限が平均値+（標準偏差×3）に収まるように外れ値の処理を行った。括弧内はP値。

がって、本稿において奢侈財の性格（義務的支出の性格）の強弱を論じる場合、あくまで相対的な意味であることには注意を要する。

モデルにおいて貯蓄額を説明変数に組み入れたのは、世帯が豊かであるかどうか教育支出に及ぼす影響をコントロールするためである。また、子ども数については、それぞれの年齢の効果を見るため0～4歳、5～9歳、10～14歳、15～19歳の四つの年齢階級を説明変数としている。19歳までとしたのは、主に大学生頃の年齢の子どもまでを対象とするためである⁵⁾。また、学業が理由で別居している家族がいるか否かを説明変数に組み入れたのは、この家族がいるか否かが、同居している子どもの教育支出に影響が及ぶのかどうかを検証するためである。また、持ち家の有無を説明変数に組み入れたのは、負債の多くが住宅ローンであるため、負債の多い世帯ほど持ち家の資産価値が高く、その結果教育支出に対する需要を高める可能性があり、負債からこの効果を除くためである。

モデルの推定では、授業料等と補習教育それぞれの支出を被説明変数、様々な決定要因を説明変数とするモデルを、2004年について所得階級別にTOBITモデルにより推定する⁶⁾。なお、所得階級別とは、世帯の可処分所得（社会保障給付額を含む実収入額から直接税と社会保険料を差し引いたもの）を3階級別⁷⁾に見たものである。

本研究においては、留意すべき点があくつかある。第一は、授業料等を被説明変数とする方程式の誤差項と補習教育を被説明変数とする方程式の誤差項が相関している可能性があるということである。本研究で用いているような、被説明変数に

ゼロを有するデータを用いて方程式間における誤差項の相関を考慮に入れる推定方法として、Seemingly Unrelated Tobit Regression (SUR Tobit) を考えることができる。この推定方法は、近年では応用ミクロ計量経済学の分野において主に理論的に検証されており、①最大シミュレーション尤度、②ヘックマンの2段階推定、③EMアルゴリズム (The Expectation Maximization)、④ベイズの事後確率といった四つの方法が提案されている (Qian 2009)。ただし、実証分析において利用するにはまだ技術的に難しい面がある。

第二は、子ども数が教育支出を決定すると同時に、教育支出も子ども数を決定するという逆因果が存在している点である。これは、教育費の支出が高まると、子育て負担の増大を通じて出生率を低下させるというメカニズムである。したがって、この点を考えれば、内生性の問題を考慮に入れる必要がある⁸⁾。内生性に対処する一つの方法として、操作変数法を用いることが考えられるが、クロスセクションデータであるため、操作変数を特定化することは難しい⁹⁾。また、操作変数を特定化することが難いため、OLSと操作変数法を用いた場合に推定パラメータが有意に異なるかどうかを通じて、内生性をハウスマン検定により検定することも難しい。

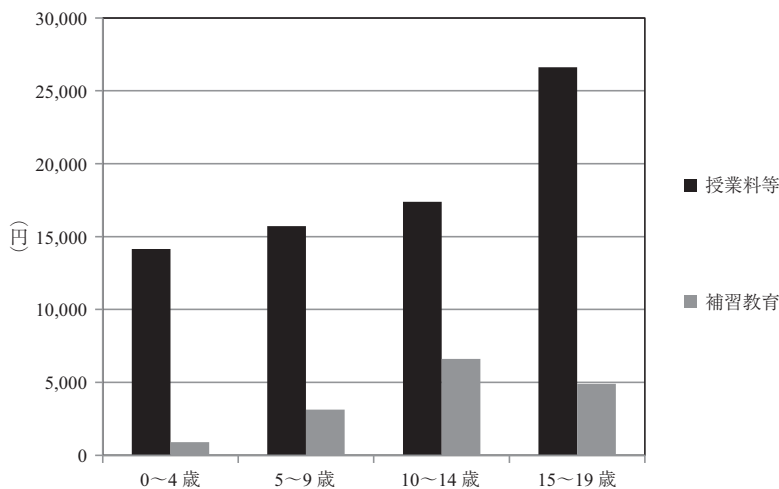
第三に、教育支出が、他の財の支出から影響を受けている点も考慮に入れる必要がある。この点に関しては、同時方程式体系においてAlmost Ideal Demand System (AIDS) を推定することが考えられる。この手法は、特定の財に対する支出のシェアを、他の各財の価格と支出の関数として特定化するものである。ただし、この手法による推定が、実証分析において利用する上で技術的に複雑であることに加えて、内生変数の可能性がある子ども数を内生性バイアスが発生しない形で同じ同時方程式体系に組み入れ、さらに誤差項間の相関を考慮に入れるためSUR Tobitモデルで推定することは、技術的に難しい面がある。

したがって、以上の内生性の問題、誤差項間の相関の問題、教育支出が他の財の支出から影響を受ける点については留意する必要がある。これらは今後の課題としたい。

Ⅳ 教育負担に及ぼす子ども数の影響

1 子どもの年齢階級別にみた教育支出

モデルの推定を行う前に、子どもの年齢階級別に教育支出の水準を確認してみる。図1は、2004年において、子どもの年齢階級別に授業料等と補習教育の教育支出 (世帯における教育支出の月



注：上限が平均値 + (標準偏差 × 3) に収まるように外れ値の処理を行ったもの。

図1 子どもの年齢階級別にみた月額教育支出 (2004年)

額)の世帯平均値(外れ値調整後)を見たものである。

まず、補習教育に比べると授業料等の支出の方が大きいことが分かる。また、授業料等では、15～19歳の子どもを持つ世帯において教育支出が相対的に大きくなっている。一方、補習教育を見ると、10～14歳、15～19歳において教育支出が大きくなっている。このように、授業料等では15～19歳、補習教育では10～14歳と15～19歳で支出額が相対的に大きいことから、これらの年齢階級において教育費負担が大きくなることが予想される。

2 授業料等についての検証

授業料等について、所得階級別に推定した2004年の結果を示す(表3)。ここでは、どの年齢階級の子ども数も正で有意となっており、子ども数の増加は教育支出の負担を強めていることが分かる。また、15～19歳のパラメータが大きく、子どもが当年齢階級である場合に負担が強いことが示唆される。この結果は、15～19歳では授業料等の教育支出が多いため(図1)、結果として子どもを追加的に持つことによる負担が有意でかつ大きくなるものと推察できる。

また、負担の大きい15～19歳について所得階級別に子ども数のパラメータを見ると、所得階級2分位、3分位世帯と比べて所得階級1分位世帯の負担が大きいことが分かる。この結果は、経済的制約の強い低所得層において教育費負担が強いことを示していると考えられる。なお、他の年齢階級の子ども数についてはおおむね同じ結果となっているが、0-4歳では所得階級3分位の値が1分位の値を若干上回る結果となっている。

他の変数を見ると、居住地が首都圏か否かについては、所得階級3分位世帯のみ有意であり、符号は正となっている。このことは、所得水準が高い世帯では、首都圏においてより多く教育支出を行おうとする傾向があることを示していると考えられる。また貯蓄額は所得1分位世帯においては符号は正であるが有意でなく、所得水準の低い世帯においては、豊かさや授業料等の支出はあまり関

係がないようである。それ以外の所得階級においてはいずれも符号は負であるが、これは、所得の多い豊かな世帯においては、貯蓄額が多いほど(豊かになるほど)授業料に対して支出をしていないという結果を示していると考えられる。このことは、豊かになるほど、他の奢侈財に対する支出が強まっていると推察することが可能かもしれない。ただし、所得3分位世帯では符号は負であるが有意でないため、この効果は十分に作用していないようである。学業が理由で別居している家族の有無は有意に正となっている。このことは、当世帯員がいる世帯ほど、多く支出する傾向があることを示していると考えられる。

負債額のパラメータは、持ち家の有無でコントロールしても有意に正となっている(持ち家の有無は有意でない)。負債額が大きいほど、当期の純資産の減少、延いては生涯の予算制約の縮小を通じて消費を抑制すると考えられるので、理論的には負債と授業料等、補習教育との関係は負であると考えられるが、推定結果では逆に正となっている。ただし、先行研究の結果を見ても、負債額と消費の関係は必ずしも安定していない。例えば、前述の出島(2011)では、被説明変数が教育費の場合は有意に負だが、教育関連費の場合は負であるが有意でない。また、小川・万(2007)は、「全国消費実態調査」の1989、94、99年のミクロのリサンプリングデータを用いることにより、総消費支出を可処分所得で除した計数を被説明変数とするモデルを推定し、負債が消費に及ぼす影響を検証している。ここでは、負債残高を総資産で除した比率と、住宅・土地購入関連負債を住宅・土地資産で除した比率の二つを負債の変数として別々に説明変数に組み入れている。また、資産変数についても、流動資産、総資産、純資産の三つの変数を別々に説明変数に組み入れている。その結果、持ち家の有無でコントロールしても、資産変数や負債比率の種類、対象年によっては、負債比率のパラメータは有意もしくは有意でない状態で正であるか、負であるが有意でないという結果となっていた。また、住宅・土地購入関連負債を住宅・土地資産で除した比率のケースでは、消費

表3 授業料等の決定要因についての検証

2004年、被説明変数：授業料等

	可処分所得 階級1分位	可処分所得 階級2分位	可処分所得 階級3分位
(同居している未婚の) 子ども数0~4歳	21,431 (0.00)	17,970 (0.00)	21,780 (0.00)
(同居している未婚の) 子ども数5~9歳	24,095 (0.00)	21,248 (0.00)	19,961 (0.00)
(同居している未婚の) 子ども数10~14歳	21,185 (0.00)	17,329 (0.00)	16,730 (0.00)
(同居している未婚の) 子ども数15~19歳	37,234 (0.00)	31,348 (0.00)	34,168 (0.00)
負債現在額 (負債額)	3.37 (0.00)	2.12 (0.00)	1.69 (0.00)
居住地が3大都市圏か否か (都市圏=1, 非都市圏=0)	-1,443 (0.10)	433 (0.43)	1,909 (0.00)
貯蓄現在高 (貯蓄額)	0.18 (0.46)	-1.37 (0.00)	-0.28 (0.17)
学業の理由で別居している家族の有無 (有=1, 無=0)	15,317 (0.00)	16,308 (0.00)	7,339 (0.00)
持ち家の有無 (有=1, 無=0)	-1,430 (0.18)	-994 (0.13)	-491 (0.54)
定数項	-45,493 (0.00)	-32,135 (0.00)	-30,942 (0.00)
サンプル数	14,220	14,363	13,736

注：TOBITモデルで推定。

上限が平均値 + (標準偏差×3) に収まるように外れ値の処理を行ったもの。

括弧内はp値。

支出を形態別 (耐久財, 半耐久財, 非耐久財, サービス), 目的別 (10大費目別) (このケースでは資産変数は総資産のみ) に推定した結果も示されているが, 資産変数, 対象年によっては, 有意もしくは有意でない状態かで正であるか, 負であるが有意でないという結果となっていた。また, 10大費目のうちの教育について見てみると, 対象年によっては, 負であるが有意でないか, 有意ではないが正であるという結果となっていた。

このように, 資産変数, 負債比率, 消費の種類, 対象年如何によって, 負債が消費に及ぼす影響は異なるようである。このことを踏まえた上で, 負債と授業料等, 補習教育の支出との関係については更なる検証が必要だと考えられる。この点は今後の課題としたい。

3 補習教育についての検証

次に, 補習教育について, 所得階級別に推定した2004年の結果を示す (表4)。ここでも, どの年齢階級の子ども数も正で有意となっており, 子

ども数の増加は教育支出の負担を強めていることが分かる。ただし, 授業料等のパラメータと比較すると値は小さく, この理由は補習教育が奢侈財の性格が強いためと考えられる。すなわち, 補習教育はその性質上必要以上に支出する性格が強いため, 子どもを追加的に持つことによる負担は小さいと考えられるのである。

また, 10~14歳と15~19歳のパラメータが大きく, 子どもが当年齢階級である場合に負担が強いことが示唆される。この結果は, これらの年齢階級において補習教育の教育支出が多いため (図1), 結果として子どもを追加的に持つことによる負担が有意でかつ大きくなるものと推察できる。

また, 負担の大きい10~14歳と15~19歳について所得階級別に子ども数のパラメータを見ると, 授業料等と同じく所得階級2分位, 3分位世帯と比べて所得階級1分位世帯の負担が大きいことが分かる。他の年齢階級についても結果は同じとなっている。この結果も, 経済的制約の強い低所得層において教育費負担が強いことを示していると考え

表4 補習教育の決定要因についての検証

2004年、被説明変数：補習教育

	可処分所得 階級1分位	可処分所得 階級2分位	可処分所得 階級3分位
(同居している未婚の) 子ども数0~4歳	6,406 (0.00)	4,105 (0.00)	2,937 (0.00)
(同居している未婚の) 子ども数5~9歳	11,005 (0.00)	9,109 (0.00)	8,458 (0.00)
(同居している未婚の) 子ども数10~14歳	16,761 (0.00)	14,695 (0.00)	15,471 (0.00)
(同居している未婚の) 子ども数15~19歳	15,280 (0.00)	11,546 (0.00)	12,544 (0.00)
負債現在額 (負債額)	1.82 (0.00)	1.05 (0.00)	0.80 (0.00)
居住地が3大都市圏か否か (都市圏=1, 非都市圏=0)	2,466 (0.00)	1,368 (0.01)	1,686 (0.00)
貯蓄現在高 (貯蓄額)	0.41 (0.08)	0.11 (0.60)	0.05 (0.76)
学業の理由で別居している家族の有無 (有=1, 無=0)	9,161 (0.00)	6,545 (0.00)	5,233 (0.00)
持ち家の有無 (有=1, 無=0)	1,071 (0.31)	184 (0.77)	148 (0.81)
定数項	-45,890 (0.00)	-32,604 (0.00)	-30,335 (0.00)
サンプル数	14,263	14,359	13,725

注：TOBITモデルで推定。

上限が平均値+ (標準偏差×3) に収まるように外れ値の処理を行ったもの。

括弧内はp値。

えられる。ただし、先に示したように奢侈財の性格が強いと考えられるため、授業料等と比較するといずれの所得階級についてもパラメータは小さい。

他の変数を見ると、負債額のパラメータは授業料等と同様に有意に正となっている（持ち家の有無も同様に有意でない）。居住地が首都圏か否かについては、補習教育ではすべての所得階級で有意に正となっている。また、貯蓄額については、所得階級1分位世帯においてのみ有意に正となっている。低所得層では、豊かでなければ補習教育の支出を増やすことが難しい一方、高所得層では、豊かさと補習教育支出の間にあまり関係はなさそうだと解釈できる。学業が理由で別居している家族がいるかどうかについては、授業料等と同様に有意に正となっている。

V おわりに

本研究は、教育費負担に影響を及ぼす要因のう

ち子ども数に焦点を当て、そのパラメータを所得階級別、教育支出の種類別に示した。この結果、以下の点が明らかになった。

第一に、子どもを追加的に持つことによる負担は、授業料等の方が補習教育よりも大きく、このことから授業料等は奢侈財の性格が弱い一方、補習教育は奢侈財の性格が強い可能性が示唆された。第二に、子どもの年齢階級別に、子どもを追加的に持つことによる負担を見ると、授業料等については子どもが15~19歳の場合に、補習教育については子どもが10~14歳、15~19歳の場合に強く現れていた。第三に、子どもを追加的に持つことによる負担が強く現れた子どもの年齢階級について、所得階級別に負担を比較してみると、授業料等、補習教育いずれについても、所得階級1分位世帯で負担が強く表れていた。

また以上の点から、以下の点が示唆される。第一に、補習教育よりも授業料等の負担の方が強いことから、義務的支出の性格の強い教育支出に対しては教育支援策を拡充していく必要がある。第

二に、所得階級の低い世帯において負担が強かったことから、所得再分配の観点も含め、低所得世帯に対する教育支援策を拡充していく必要がある。第三に、負担が強く表れた10～14歳には小学校高学年と中学生の子どもが含まれ、15～19歳には高校生と大学生の前半の子どもが含まれていることから、授業料等の負担は義務教育より上の段階において強く、補習教育の負担は義務教育より上の段階に加えて、義務教育のうち子どもが高年齢の場合にも強く表れると考えることができる。したがって、教育支出の種類に応じて、重点的に行う教育支援の対象を変える必要がある。

冒頭で示したように、わが国の出生率が低水準である原因の一つには教育費負担の高さを挙げることができる。教育費負担に直面している世帯に対する政策支援を拡充することにより、もしも出産に対する制約を除去することができるのであれば、結果としてミクロ、マクロの両方の視点から望ましい結果となるであろう。

(平成26年1月投稿受理)

(平成27年3月採用決定)

注

- 1) 国立社会保障・人口問題研究所(2010)によると、理想子ども数に比べて予定子ども数が少ない理由として最も多いのは、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっている。
- 2) 本研究において階級別といった場合、最も値の小さなサンプルから最も値の大きなサンプルまでの間を、階級数で区切った階級のことである。
- 3) 教育関連費とは、教育費(入学金、授業料、学校寄付金、教科書・学習参考教材、補習教育)のほか、学校給食、男子学生服、女子学生服、通学電車・汽車定期代、事務学習用机・いす、耐久性文房具、消耗性文房具、遊学仕送り金など、教育に直接的・間接的に必要な経費を再集計したものである。後述の永瀬・長町(2002)における教育関係費、平尾・永井・坂本(2007)における教育関連費と同じである。
- 4) ここにおける支出に占める割合を被説明変数とする分析については、後述の第三の分析と同様である。
- 5) 「全国消費実態調査」の匿名データでは、15歳以上については5歳階級別でしかデータを得ることができないため、本研究では15歳以上と同じ次元

で比較するため、すべての年齢について5歳階級別で子どもの年齢を捉えることとした。また、20～24歳の年齢階級の子どもには大学生も含まれているが、他方、大学を卒業した子どもも含まれているため、当年齢階級の子どもは対象としなかった。なお、ここでは、対象外の年齢階級の子どもがいても子ども数はゼロとカウントされる。そのため、20～24歳の子どもがいても子ども数はゼロとカウントされ、他の年齢階級の子ども数のパラメータを歪ませる可能性もあったが、試験的に20～24歳の子ども数を説明変数に加えても、加えない当ケースと比べて他の年齢階級の子ども数のパラメータに大きな変化はなかった。

- 6) 被説明変数にゼロを含むケースもあるので、TOBITモデルで推定を行った。
- 7) ここにおける所得階級は、階級が上になるほど所得額が大きい。
- 8) 教育支出が多いほど子ども数が少なくなるという逆因果は、子ども数が教育支出を増やす効果を弱める可能性もある。例えば、観測されない誤差項は子ども数と教育支出に影響を及ぼしている可能性があるが、この影響の方向が正であった場合、上述の教育支出の増加が子ども数を減らす効果を通じて、子ども数が教育支出を増やす効果を過小評価する可能性がある。
- 9) 他にも、傾向スコア(Propensity Score)を用いた方法も考えられる。この方法は、共変量の情報を用いた処理変数の調整を通じて内生性の問題に対処することのできる有用な方法である。ただし、共変量の選択が難しく、また傾向スコアを用いた分析自体一つの研究になり得るため、傾向スコアを用いた分析は本研究の範囲を超えると考えられる。この点については今後の課題としたい。

参考文献

- Oyama, Masako, 2006, "Measuring cost of children using equivalence scale on Japanese panel data," *Applied Economic Letters*, 13(7): pp.409-415.
- Qian, Hang, 2009, "Estimating SUR Tobit Model while errors are gaussian scale mixtures: with an application to high frequency financial data," *MPRA Paper*, No.31509.
- 小川一夫・万軍民, 2007, 「過剰債務と消費行動: ミクロデータに基づく実証分析」林文夫編『金融の機能不全』(経済制度の実証分析と設計 第2巻)勁草書房, pp.151-186.
- 国立社会保障・人口問題研究所(2010)『第14回出生動向基本調査—結婚と出産に関する全国調査夫婦調査の結果概要—』。
- 駿河輝和, 1995, 「Equivalence Scaleによる子供の費用の計測」『日本統計学会誌』Vol.25(3): pp.223-

- 231。
- 田中敬文, 2010, 「家計教育費負担の動向と負担軽減の公共政策」『日本教育行政学会年報』36: 60-71。
- 都村聞人, 2006a, 「子育て世帯の教育費負担: 子ども数・子どもの教育段階・家計所得別の分析」『京都大学大学院教育学研究科紀要』52: 65-78。
- , 2006b, 「教育費負担に影響を及ぼす諸要因—JGSS-2002データによる分析」『JGSSで見た日本人の意識と行動: 日本版General Social Surveys 研究論文集5 (JGSS Research Series No.2)』135-148。
- 出島敬久, 2011, 「教育費・保育支出と家計の経済状況, 母親の就業の関係」『上智経済論集』56(1・2): 65-80。
- 永瀬伸子・長町理恵子, 2002, 「教育コストの変化と家計構造」『社会科学研究』53(5): 179-193。
- 平尾桂子・永井暁子・坂本和靖, 2006, 「家計における教育関連費支出に関する分析」『家計研究へのアプローチ: 家計調査の理論と方法』ミネルヴァ書房, pp.231-245。
- (ますだ・みきと 駒沢大学講師)

社会保険法判例

常 森 裕 介

障害者福祉サービスの利用において、施設側からの利用契約解除が認められなかった例

大阪地方裁判所堺支部平成26年5月8日判決（平24（ワ）1468号，損害賠償等請求事件）判時2231号68頁

I 事案の概要

知的障害及び四肢機能障害（二級）を有するX（原告）は、指定障害者支援施設（以下、本件施設）を運営する社会福祉法人Y（被告）との間で、障害者短期入所サービス利用契約を締結していたが（以下、本件契約）、Yから契約を解除された（以下、本件契約解除）。Xは、本件契約解除が無効であるとして、Yに対し、利用者たる地位にあることの確認と、債務不履行又は不法行為に基づき、損害賠償を求めるとともに、施設内で暴行を受けたことにつき、Yに安全配慮義務違反があったとして、債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償を求めた。

本件契約解除に至る経緯は次のとおりである。Xは平成12年ころから本件施設の利用を開始し、平成14年10月ころから毎日利用するようになり、平成17年ころ、Yと本件契約を締結し、それ以後1年ごとに契約を更新してきた。平成24年4月27日、Xは、他の利用者であるBから、胸部を蹴られ、壁で後頭部を強打し、傷害を負った（以下、本件事故）。本件事故の後、同年4月29日、Xの今後の利用について、本件施設で会議が行われ、Yは、人員配置や他の利用者への影響を考慮し、Xの受け入れを土曜、日曜に限定する方針を決めた。同年5

月1日、Yは市役所にこの方針を伝え、同月5日、Xの両親に電話で上記方針を伝えた後、Xの両親とY側の間で話し合いがなされた。Xの両親が利用制限に対し不満を述べたのに対し、Y側が書類をまとめて立ち上がったことに対し、Xの父親が大声で抗議した。また同月7日、8日ないし11日、Xの母親が、利用制限は人権侵害であり、クレーマーと呼ばれ名誉を毀損されたとして、Yの職員を訴えると発言した。Yは同月14日ころ、「Yの施設職員が、X父から、〔1〕上記話し合いの場で恫喝され、〔2〕同日以降、誹謗中傷されたことにより、X父及びXとの間の信頼関係が完全に破壊されたとして」、本件契約内容の契約終了事由である「利用者がYやサービス従業者又は他の利用者に対して本件契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合」に該当するとして、本件契約を解除する旨の意思表示をした。Xは同月23日、サービスを提供するよう求めたが、同年6月1日以降、本件施設を利用できていない。

II 判旨

請求一部認容

1 本件契約解除の有効性

Xの両親が信頼関係を破壊する「重大な背信行為」をおこなったため、契約を解除したとのYの

主張に対し、Yの一方的な判断で利用を制限されたこと、利用制限を既成事実としたうえで交渉に臨み譲歩の余地をみせず交渉を打ち切ろうとしたこと等を考慮すると、「従前の経緯や当日のYの対応に照らすならば、X父が（略）不穏な言動に及んだとしても、真にやむを得ないとみるべき側面があり、これを重大な背信行為であると評価するにはなお十分でないというべきである」。母親の行動も一方的な交渉打ち切りに対する心情の吐露であり、交渉を有利に運ぼうとする意図は見出せず、「X母の上記発言も、重大な背信行為であると評価するにはなお十分でない」。「本件契約の解除事由がないから、解除の効力を認めることはできない。したがって、Xは、本件契約上の利用者たる地位を有する」。

2 本件契約の期間満了による終了

平成24年2月1日に更新された本件契約の契約期間は1年と認められ「Yは、本件訴訟において、本件契約は期間満了により終了したと主張しているから、平成25年2月以降、本件契約の更新を拒絶したとみることもできる。しかし、本件契約は、指定障害者支援施設とその施設を利用する障害者との間の契約である。Y側から一方的にその施設において福祉サービスの利用を受けることができなくさせるような更新拒絶を安易に認めるのは相当ではない。Yが本件契約の更新を拒絶するためには、更新を拒絶する正当な理由が必要であると解すべきである（略）。本件では、Xの両親に重大な背信行為があったというYの主張が採用できないのは、前記説示のとおりであり、全証拠によっても、Yには、本件契約の更新を拒絶し得るような正当な理由は見当たらない」。本件契約は平成25年2月以降も黙示的に更新されており、終了していない。

3 本件事故における安全配慮義務違反

本件事故の加害者であるBは事故当時、暴力的行為に及ぶ兆候を示しておらず「本件事故は、まさに突発的で予期することができない事故であったというべきである。このような状況の下では、

Yの施設職員としては、Bがトイレに行くものと考えたとしても無理からぬところがある。すなわち、本件事故を予見することは困難であり、Bの動静を注視していたとしても、本件事故を避けることができなかったといえることができる。したがって、Yに安全配慮義務違反を認めることはできない」。(Bに付き添うべきであったとの主張に対し、施設の人員配置の状況、暴力的行為に及ぶ可能性のある複数の利用者の存在、Xを支援室の前に座らせるといったXの安全を確保するための配慮を挙げたうえで) Yに過剰な負担を課すことは「Yのような規模や人員の障害者施設における障害者支援の実態に沿わず相当ではない」。また突発的な事故やあらゆる場面を想定することをYに要求できるかという点につき「Yは、非営利の社会福祉法人であって、そのような対応を課さなければならないとなると施設の運営上、経営上、不可能を強いることになる」。「以上によれば、Yには、本件事故につき、Xが主張するような安全配慮義務違反を認めることはできない」。

4 損害

契約解除により「それまで築き上げた利用者や支援員との人間関係を断ち切られた」ことやその他の事情から、利用拒否にたいする慰謝料20万円と、交通費等及び弁護士費用を損害として認定した。

Ⅲ 検討

判旨に一部疑問

本判決の意義は、障害者福祉サービスにおける事業者からの契約解除が、一定の制約を受けることを明らかにした点にある。障害者福祉サービスで契約解除の効力が争われた裁判例は少なく¹⁾、本件はその点で事例としての意義を有する。また期間満了による本件契約の終了を否定する際、福祉サービス契約の特性に言及し、指定基準を参照したうえで、正当な理由がないとの結論を導いた判示部分も、本判決の特徴といえる。以下では、契約解除の効力を認めなかった点、Yの安全配慮

義務違反を否定した点に賛成する一方で、期間満了による終了については認める余地があったという立場から検討をすすめる。

1 福祉サービス契約の特性

障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）のもとで障害者福祉サービスを受ける場合、利用者は市町村から支給決定を受けた後、指定を受けた事業者や施設と利用契約を締結する²⁾。障害者福祉サービスを含め福祉サービスに関わる契約は、利用者と事業者の契約であるものの、契約の自由の原則は、福祉サービスの特性を考慮し修正される³⁾。福祉サービスの特性として、生命・身体に関わることや、「特段の事情がない限り契約の継続性が求められ、場合によっては一生にわたるサービスの提供が期待される」ことが挙げられる⁴⁾。例えば、本件で問題となった施設側からの契約解除については、責任放棄にあたるようなケースも想定され、慎重な配慮が必要となる⁵⁾。具体的には、信頼関係が破壊されなければ契約解除が認められないだけでなく、より厳格な理由が求められるとする見解もある⁶⁾。

これら障害者福祉サービス契約を含む社会福祉サービス契約の捉え方は、本件にも当てはまる。すなわち契約原理が修正され障害者福祉サービスであることへの配慮が必要とされるならば、本件においても、契約期間途中の解除については強く制限され、解除が認められる場合であっても様々な配慮が求められることになる。ただし福祉サービス契約が施設側に特別な配慮を求める点で他の契約と異なるとしても、福祉サービス契約であることがどの程度個別の契約の解釈に影響するかは、期間の定めの有無を含め、契約の形式や具体的な内容にそって、個別の事例ごとに検討する必要がある。

2 本件契約解除の有効性

Yは「Xの両親が、Yとの間の信頼関係を破壊する『重大な背信行為』をした」とし、本件契約の契約終了事由である「本件契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合」に該当するた

め本件契約を解除できると主張した。これに対し本判決は、X父およびX母の行為は、その経緯や態様から、いずれも重大な背信行為と評価するには十分でないと結論づけた。

本件の事実関係をふまえると、契約解除を認めないという本判決の結論は妥当だと考える。期間途中の解除は、形式的に解除事由に該当するとしても、サービスの継続性という観点から、後述する期間満了による終了に比して、厳格に判断されるべきであろう。ただし本判決の検討には十分とはいえない部分もある。本判決は本件解除が有効か否かという判断を、Yの主張に応え、本件契約の文言に沿う形で「信頼関係を破壊する『重大な背信行為』」があったかという点を中心に行っている。しかし本件契約の文言を読むと「重大な背信行為」を問われるのは「利用者」すなわちXであり、X父は「保護者または代理人」として対象になりうるか検討の余地はあるものの、いずれにも該当しないX母は「重大な背信行為」の有無を問われる対象とはいえないと考えることもできる。

障害者福祉サービスの利用、特に契約の締結や苦情の申立てにおいて、利用者本人の能力に限界があることを考慮すると、家族が実質的に果たす役割は大きい。そのため本判決のように、具体的な事例判断にあたって、利用者の家族の行為を利用者側の行為として捉えることにも一定の妥当性はある。

他方、このような捉え方に疑問を呈するむきもある⁷⁾。本件においてもX側はX父は「利用者」に含まれない旨の主張をしている。本判決は「重大な背信行為」はなかったとの結論を導いたため、本件では「利用者」の定義について判断する必要はなかったと思われる。しかしXが成人であり、成年後見が開始されX父が後見人となったのが本件契約解除以降であることを考えると、X父及びX母の行為を利用者たるXと一体のものとする捉え方には限界があり、特にX母の行為をX父の行為と同じく検討対象とした本判決には、契約の解釈という点で疑問が残る。

3 本件契約の期間満了による終了

Y側が期間満了による本件契約の終了を主張したのに対し、本判決は「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令172号、以下、指定基準)を参照し、本件契約が指定障害者支援施設と障害者との間の契約であることを確認したうえで、利用者が利用できなくなるような「更新拒絶を安易に認めるのは相当ではない」とし、更新拒絶には「正当な理由が必要」との枠組みを示した。そのうえで、契約解除の可否について判断した際に述べた、X父およびX母の行為は重大な背信行為ではなかったとする自らの結論を確認し、更新拒絶についても、これを認める正当な理由はないとした。

指定基準は「指定障害者支援施設等は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない」(9条)と規定する。本判決は期間満了による終了の可否を判断する基準として、上記指定基準を参照し「正当な理由」が必要であると述べるが、安易な更新拒絶を認めるべきではないとの判示部分は、指定基準だけでなく福祉サービス契約あるいは障害者福祉サービス契約が有する特性を根拠としていると読むこともできる。本判決の判示を、指定障害者支援施設と障害者の間の福祉サービス契約であるがゆえに、他の契約と異なり、安易な更新拒絶を認めることはできない、と読むのであれば、短い判示部分ではあるが、本判決の特徴的な部分として、更に検討する必要がある。

(1) 「安易」な更新拒絶に対する制約

当該判示部分について、指定障害者支援施設と障害者との契約であるがゆえに、施設側からの安易な拒絶を認めるべきではない、との趣旨を読み取るとすれば、福祉サービス契約一般に拡張できるかはともかく、障害者が一方の当事者となる障害者福祉サービスにおいては、施設側からの更新拒絶に制約を課す特別な理由が存在することになる。

まず契約の更新拒絶にどのような効果を与える

のか確認する必要がある。Yは、本件契約解除をX側に伝えた後、平成24年2月以降Xと新たな契約を締結していない。本判決は、この事実をもってYが更新を拒絶したとみなしている。本件契約が期間の定めのある契約だということをふまえると、Yの一連の行為を事実行為にすぎないと捉えることもでき、その場合には更新拒絶の効力を争う本判決とはそもそも前提を異にすることになる⁸⁾。

しかし本判決はYの行為を法的効果を伴うものと捉え、その効力を判断している。本判決のように、Xが継続的なサービスの提供を求めているにもかかわらずYが新たな契約を締結しないことを、法的効果を伴う更新拒絶とみるのであれば、Yによる更新拒絶の効力が問題となる。さらに本件契約における更新が、契約内容を確認し、長期にわたってサービス提供を継続することを前提とした形式的な手続だと考えれば、更新拒絶に対する制約が肯定されることになる。

本件では、Yの上記一連の行為が事実行為か法律行為かという問題は論点にはなりうるものの、前述のとおり福祉サービス契約が長期間にわたる継続を前提とするものであることをふまえると、本件においては、Yの行為を、法的効果を伴う更新拒絶と考え、Xに更新に対する一定の期待があったことを前提に、Yの更新拒絶の限界について検討すべきであろう。

ではYの行為が法的効果を伴う更新拒絶だと考えたとき、障害者福祉サービスであることを理由に、どこまで更新拒絶が制約されるのか。本件契約は、形式上短期契約であるものの、実際には長期間サービスが提供されていた。このような福祉サービスの特性に配慮するとしても、本件契約が有期契約であることは考慮要素になりうる。

加えてサービスが継続的に提供されている場合でも、契約内容やサービス提供をめぐる環境が変化することも考慮しなければならぬ。後述するように、Yが本件契約解除および期間満了による終了を主張する背景には、本件契約の内容についての大きな変更、具体的には通所日数の削減をめぐって、X側とYが折り合わなかったという事実

が認められる。このように契約内容を変更する場合、長期間サービスを提供していたとしても、当事者のいずれか一方が更新に同意しない場合もある。すなわち長期的かつ継続的な契約であっても、同じ契約内容が常に維持されるわけではなく⁹⁾、変更が予定されており、変更内容に同意できない場合には、更新がなされないこともありうる。

本件契約は、長期的かつ継続的な契約であると同時に、形式的には一年間の期間を定めた契約であり、XYともにそのことを認識していた。だとすれば本件契約も期間の定めのある契約の一つであることを考慮し、福祉サービスの継続性を考慮した場合であっても、期間満了による終了については期間途中の解除よりも広い範囲で契約終了を認めることが妥当だと考える。

(2) 「正当な理由」と指定基準の効力

本判決は指定基準を参照し「Yが本件契約の更新を拒絶するためには、更新を拒絶する正当な理由が必要であると解すべき」とし、本件においてそのような理由は見当たらないとした。この判示につき、指定基準は本件契約にとってどのような効力をもつのか、また本件契約の更新に対し効力を有するとして、本件において「正当な理由」は存在するのかといった点を検討する必要がある。

前記指定基準を含む運営基準は、指定を受けるための要件であり、また指定後基準に沿った運営が義務付けられ、行政が施設に対し監督権限を行使する根拠となる¹⁰⁾。行政が定める運営基準は、消費者保護等の機能を有し、福祉サービスの契約内容を形成するうえで大きな役割を果たす一方、その法的性格は不明確で、民事紛争に援用しうるかについては議論の余地がある¹¹⁾。すなわち運営基準は「行政の監督権限の根拠を提供する」とどまり、基準自体に依拠して民事紛争における請求を行うことは困難であり、「契約条項の合理的解釈にあたって参照される」ものと位置づけられる¹²⁾。本判決は指定基準のみを根拠とするのではなく、参照するとどめ、前述した障害者福祉サービス契約の特性と併せ、Yからの更新拒絶を

制約する根拠としている。ただし本件契約が障害者福祉サービス契約であるからといって直ちに更新拒絶が許されないとは考えられず、指定基準もあくまで間接的な効力を有するにとどまり¹³⁾、「正当な理由」の内容も解釈に委ねられる部分を残す¹⁴⁾。本件において「正当な理由」の有無を判断する中心的要素はX父およびX母の言動とYの対応である。本判決は本件契約解除に関する判示において、X父およびX母の言動が重大な背信行為ではなかったため、「正当な理由」はないとしているが、これは契約期間途中の解除と更新拒絶を、充分区別していない点で疑問がある。また「正当な理由」の判断にあたっては、X父およびX母の言動だけでなく、背景にある本件事故への対応、すなわち利用制限を含めたYの提案を総合的に評価する必要がある。

(3) 本件事故への対応と期間満了による終了

Yによる契約解除及び期間満了による契約終了の主張は、それに先立つX父およびX母との交渉決裂を主たる原因とする。本判決は、特に本件契約解除に関する判断で、Y側の態度、X父およびX母による非難の態様を「重大な背信行為」にあたるかといった観点から検討している。しかし、本判決は一連のやり取りがサービス内容の変更をめぐるものであることをそれほど考慮していないように思われる。すなわちX側とYは本件事故を受けて、Xの利用日を制限するという契約内容の変更について協議していることを考えると、利用制限というY側の主張の妥当性も契約解除の有効性を判断するうえで重要な要素になり得る。

本判決が認定した事実によれば、Yは本件事故を受け、Xの障害の性質から同様の事故が起きる可能性があること、施設の人員体制に限界があることから、Xの安全を確保するという目的で利用日の制限を提案した。この提案自体は一つの方法として合理性のあるものだと考える。本判決はXが本件事故において被害者であることを、利用日の制限がYの一方的な判断であることを指摘し、X父の態度をやむを得ないものと結論付ける要素としているが、他方、本判決は安全配慮義務違反に

関する判示において、Yの経営規模や人員体制から事故防止策にも限界があったことを指摘している¹⁵⁾。そうであれば本件事故の後、Yが何らの安全確保の提案も行わないこと、あるいは安全確保措置を行い、かつ従前どおりの利用を継続することは、困難だったのではないかと推測される。

加えて本判決が批判的に評価するY側の対応についても、否定的に捉えるべきものなのか再検討する余地がある。利用制限を、X側より先に市役所に報告したことが、利用制限を既成事実化しようとした行為と捉えられているが、市役所に対し本件事故の発生とそれに対する対応策を伝えること自体は当然であるし、行政機関に確認をとった後、X側との交渉に臨むつもりだったとも考えられ、市役所への報告をもって、Yが自身の提案を既成事実化していたと評価できるかは疑問がある。そのように考えると、Y側の対応を否定的に評価し、X父およびX母の対応をやむを得ないものとする根拠は、話し合いに費やされた時間の短さとその場での言動等に限られ、Y側の対応にも一定の合理性があったにも関わらずX父やX母が過剰な言動に至ったと評価しうる可能性も残されている。

以上、期間の定めのある契約であること、「正当な理由」の判断にあたっての各事実に対する評価から、本件において期間満了による契約終了を認める余地はあったと考える。

4 本件事故における安全配慮義務違反

本判決は、本件事故におけるYの安全配慮義務違反について、本件事故が突発的で予期できない事故であり予見できなかったこと、Yもそれなりの配慮を行っていたこと、突発的事故への備えを課すことはYにとって運営上不可能であることを挙げ、これを否定した。

本判決が、本件事故における安全配慮義務違反を否定したことは妥当だと考える。まず本件事故が、利用者間の暴力行為であり、加害者となった利用者の特性から、突発性を特徴とすることが認められる。これが安全配慮義務違反の重要な判断要素である予見可能性を否定する要因となった。

また本判決は、Yの人員体制や運営、経営の規模とそれに伴う限界に、一定の配慮を示している。Xが、職員が加害者に付き添うべきだったと主張したことに対し、20人以上の障害者に4人の職員で対応していた当時の体制を前提に、Y側の対応(Xを支援室の前に座らせる)をそれなりの配慮だと認めた。加えて「Yのような規模や人員の障害者施設における障害者支援の実態」から突発的暴力の予防は過剰な負担であるとし、Yが「非営利の社会福祉法人」であることから、あらゆる事故の予防を求めることは、運営上、経営上不可能を強いるものとした。これに対し、同じく知的障害者間の暴力に係る安全配慮義務違反が問われた事例(青森地判平21.12.25判時2074号113頁)では、利用者間の暴力を具体的に予測することは困難であることを認めつつ、知的障害者を支援する社会福祉法人は知識や経験を有しているから「特に加害者のような行動障害を伴う知的障害者が加害行為に及ぶ可能性があることを当然に予測しうる」として、複数の加害行為のうち、被害者が実際に暴力を受けた行為について、安全配慮義務違反を認めた。この事例が、障害者福祉サービスを担う社会福祉法人であることを、専門性を認める根拠としているのに対し、本判決が、Yが非営利の社会福祉法人であることに言及しているのは、施設の安全体制が事実上財政面から制約を受けることを強調するためだと考えられる。本件における安全配慮義務違反の有無は、利用者間の暴力を内容とする突発的な事故であったことが大きな判断要素となっているが、このような事故において、施設側の規模や類型をどの程度考慮すべきかは、事案によって異なるものと思われる¹⁶⁾。加えて、前掲・青森地判平21.12.25は、加害者を退寮させるべきであったとの主張に対し、受け入れる施設がないこと、加害者も支援を必要としていることを挙げ、否定的な見解を示した。Xが、安全配慮の内容として加害者への付き添いを主張した本件とは異なるものの、暴力をふるう可能性のある利用者への対応は、加害者と被害者がいずれも施設利用者として支援を必要とする者である限り、一定の限界を有しているといえる。

5 おわりに

本稿では、本件契約が期間の定めのある契約であることをふまえ、契約期間途中の解除と期間満了による終了を区別したうえで、期間満了による終了を認めなかった本判決に疑問を呈する立場から検討をおこなった。ただし政策あるいは実務のレベルで、障害者に長期的かつ継続的なサービスが提供されるような契約モデルの促進が必要であることは言うまでもない¹⁷⁾。契約に基づいてサービスが提供される場合であっても、福祉サービスの特性を考慮した、利用者と事業者の継続的な関係の構築が望まれる。

注

- 1) 本件と同様障害者福祉サービス契約の解除が問題となった事例（名古屋地判平20.3.26判時2027号57頁）では、市の事業廃止を理由とする契約解除が「天災、災害その他やむを得ない理由」にあたるとして、「福祉主義の観点から」利用者の利益を考慮の必要があるとしつつ、契約解除は有効とした。ただしこの事例は、一律の政策変更が契約解除の要因となったものであり、本件と事案を異にする。他方この判決について、サービス提供者側からの契約解除に対する制約を考えるうえで参考となるとの指摘もある。中野妙子「介護保険法および障害者自立支援法と契約」季刊社会保障研究45巻1号（2009）23頁。
- 2) 加藤智章＝菊池馨実＝倉田聡＝前田雅子『社会保障法』（有斐閣、第6版、2015）277、333頁。
- 3) 前掲注1）・中野（2009）17頁。福祉サービス契約を民法上の契約類型に沿ってどのように整理するかにつき、準委任契約に基づくものと考え、サービス提供者は利用者に対し、介護契約または障害福祉契約による委任の本旨に従い、善管注意義務をもって、サービスを提供する義務を負うこととなる」との見方もある（同18頁）。
- 4) 菊池馨実「社会保障法の私法化？」法学教室252号（2001）122頁。この他、施設入所の場合生活基盤が提供されていること、利用者の判断能力が不十分であること、相当な公費負担がなされていることが挙げられる（同122頁）。また契約そのものが障害者福祉サービス契約であることだけでなく、契約当事者の一方が障害者である契約については、交渉力の格差などを理由に、契約の自由の原則が制約されると考えられている。上山泰＝菅富美枝「障害と民法」菊池馨実＝中川純＝川島聡編著『障害法』（成文堂、2015）99頁。
- 5) 片桐由喜「社会福祉サービス利用契約をめぐる諸問題」クォーターリー生活福祉研究17巻3号（2008）11、13頁。
- 6) 平田厚「福祉契約に関する実務的諸問題」新井誠＝秋元美世＝本沢巳代子編著『福祉契約と利用者の権利擁護』（日本加除出版、2006）58頁。
- 7) 中野は「介護契約・障害福祉契約の実務においては、しばしば、その法的位置付けが不明確なままに、家族が重要な役割を果たしている」ことを指摘し、契約上家族に対し何らかの義務を負うと考えるのは困難であり、家族の意向の反映等と、利用契約に基づく義務とは区別して考えるべきと説明する。前掲注1）・中野（2009）19-20頁。また介護契約を例に、家族等の「代理人」の法的位置付けが曖昧であると指摘するものとして、三輪まどか「介護契約と利用当事者—利用契約書から見る契約当事者—」前掲注6）・新井ほか（2006）104頁。
- 8) 介護保険制度についてはあるが、事業者側からの解約は契約期間の有無にかかわらず制限されるとの見解もある。品田充儀「介護保険契約の特徴と法的問題—モデル契約書を参考として」ジュリスト1174号（2000）71頁。
- 9) 継続的契約関係の課題である事情変更に伴う契約内容の改訂が福祉契約においても問題となりうると指摘される。笠井修「福祉契約と契約責任」前掲注6）・新井ほか（2006）31頁。ただし笠井は利用者側のニーズの変化に応じた内容変更を検討対象としている（同29-30頁）。
- 10) 前掲注2）・加藤ほか（2015）274-275頁。
- 11) 原田大樹「福祉契約の行政法学的分析」法政研究69巻4号（2003）788-790頁。中野も指定基準の契約当事者に対する法的拘束力が明らかではないと指摘する。前掲注1）・中野（2009）17頁。
- 12) 岩村正彦「社会福祉サービス利用契約の締結過程をめぐる法的論点」岩村正彦編『福祉サービス契約の法的研究』（信山社、2007年）28頁。岩村はこのような位置づけをふまえたうえで「明文で、私法上の効果を定めるのが適切である」と述べる（同41頁）。倉田は、介護保険法を例に「特に明示の合意がない場合には、厚生省の設定した基準が『黙示の合意』でそのまま契約内容となるように解釈しなければならない」とし、療養担当規則と診療契約の関係、労働基準法13条と対比している。倉田聡「医療・福祉分野におけるサービス供給主体論」社会保障法14号（1999）65-66頁。
- 13) 小西は、指定基準等は契約に「事実上の影響力しか及ぼさない」こと、仮に直接影響を及ぼすとしても規定内容から実効性に疑問があるとしたうえで、応諾義務の実効力は、例外規定の範囲、すなわち「どのような正当事由をどの程度認めるか

- による」と述べる。小西知世「契約による福祉と事業者の応諾義務－医師の応招義務を類比して」前掲注6)・新井ほか(2006)5頁。
- 14) 指定基準に係る解釈通知(平成19年1月26日障発第0126001号)は、正当な理由として、①利用定員を超える場合、②入院治療の必要がある場合、③障害の種類を定めている場合「その他利用者に対し自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難な場合」を挙げる。当該通知及び『障害者総合支援法 事業者ハンドブック 指定基準編 2014年版－人員・設備・運営基準とその解釈』(中央法規出版、2014)231-232頁を参照。
- 15) 杉本は障害者福祉サービスにおける施設側からの契約解除の背景に「専門性の限界」と「財源、人員、体制の限界」を内容とする「支援の限界」があることを指摘する。杉本直子「施設サービスにおけるギブアップと強制退所」第5回日本社会福祉学会フォーラム報告(2010)2頁。日本社会福祉学会HP http://www.jssw.jp/event/forum_past.html (2015年7月8日アクセス)
- 16) 例えば長沼は、介護事故の検討を行う中で、人員配置のコストによって注意義務は軽減されないとする事例もあれば、コスト等を勘案すべきとした事例もあるため、法的評価にどの程度反映させるかは、見解が分かると指摘する。長沼建一郎『介護事故の法政策と保険政策』(法律文化社、2011)59-60頁。
- 17) 笠井は、長期にわたるサービス提供には契約改訂が伴うことを前提に、契約解消に対する規制とともに、次のサービス提供者が決まるまでの従前のサービス確保など「より適切な形での継続」が求められるとし、「紛争を抱えたまま施設にとどまる必然性はやや小さく」なっているが、その中で継続性をはかる必要があるとする。前掲注9)・笠井(2006)31頁。

【参考文献】

注に引用したもの

(つねもり・ゆうすけ 武蔵大学非常勤講師)

書評

駒村康平著

『日本の年金』

(岩波新書, 2014年)

一 圓 光 彌

Ⅰ 著者の年金研究

著者は、社会保障や労働問題全般を視野に入れて研究を重ね、幅広い分野で業績を発表してきているが、中でも中心となるのは年金研究であろう。年金に関する主な業績を図書として出版されたものに限って紹介すると、2004年年金改革案が議論されていた2003年発表の『年金はどうなる』(岩波書店)は、問題を的確に捉えた年金をテーマとするはじめての単著で、2005年発表の編著『年金改革－安心・信頼のできる年金制度改革』(社会経済生産性本部)では、具体的な年金改革案として一元化した所得比例年金と最低保障年金の改革案を提示している。2009年の『大貧困社会』(角川SSC)では、格差や貧困の問題が深刻化する中で上と同様の大胆な年金改革の必要性が示され、2013年の『生活保障の戦略』(宮本太郎編, 岩波書店)では低所得高齢者向けの最低生活保障制度を確立する必要性が論じられている。

本書は、こうした研究の延長線上に位置づけられるが、同時に労働や貧困の実態の厳しさがこれまで以上に強く認識され改革の必要性が強調されている。また、達成すべき目標としての制度のあり方を示すだけでなく、目標とする改革と矛盾しない形で今どのような改革が可能かを示している点も、本書の評価すべき特徴であろう。

本書は次の5つの章からなる。年金を取り巻く環境を扱う序章、年金の現状を論じたⅠ章、年金が直面する問題を論じたⅡ章、どう改革するかを論じたⅢ章、および今後の社会保障制度全体の展望が示した終章である。章ごとに論点を追いコメントを加えることで、書評の責めを果たささせていただきたい。

Ⅱ 社会経済的環境の変化と年金制度

社会経済的環境の変化に応じて年金制度を見直すことは、受給権の変更にもつながり、人々の将来への不安を増幅させるおそれもあるが、著者は、年金改革を続ける必要性を強調し、時代の要請に応じて変更できる点が、積立方式の民間年金と異なる賦課方式の公的年金のメリットであると認めているようである。一方著者は、年金改革は、過去の制度や年金保険料の納付記録、現在の社会問題、未来の人口構成や経済の状況という、3つの時点の要素が密接にかかわり、時間的に整合性のある仕組みにしなければならないことも強調している。時代の要請にこたえつつも、それを長期的な視野の中で処理しなければならないのが、年金改革の特徴であり難しさであるといえる。

著者は、医療、介護、生活保護、子育て支援など、ほかの社会保障制度や税制、高齢者雇用、ワークライフバランスといった政策との連携が重要であることも強調している。例えば増加する非正規労働者に対する対策として、社会保障、住宅政策、教育政策を充実する必要性を述べている。所得に応じて年金に加入できる比例年金制度を非正規労働者に適用する上では、他の社会保障制度や住宅政策や教育政策による支援も欠かせないということであろう。このように年金制度が他の社会制度と密接に関係している以上、年金制度だけ時代の変化に対して不変に保つことは難しい。

著者は、生活保護を受給する高齢者が大きく増加することを懸念し、年金の枠内で最低所得保障制度を設けるべきだと主張する。一人一人個別に対応する生活保護制度では、実際上対応できなくなるからである。その点からすると、高齢者を対象とする簡素化された独立した公的扶助で対応することも可能で、実際著者

はⅢ章でその対応も認めている。しかし人生の最終局面で公的扶助に依存することが一般化すると保険料拠出の意味が損なわれるので、所得比例の年金制度が維持されている日本では、これに最低所得保障を組み込む方法が望ましいことはいうまでもないであろう。

雇用環境の変化も年金制度に大きく影響する。著者は、非正規労働者が増加し、1990年代以前の正社員を前提とした皆保険・皆年金の仕組みが機能しなくなったと捉えている。国民年金は現金収入の少ない農業者を主な対象として創設されたので、そもそも皆年金は非正規の就業者を前提に実施されたといえるが、国民年金を基礎年金に位置づける1985年の年金改革は、増加する正社員を前提とした改革といえ、今その前提が大きく崩れるようになってきていることは著者の指摘通りである。雇用環境の変化や日本の急激な高齢化に対処するには、パラメトリックな調整では十分でなく、さらなる税と社会保障の改革が必要であると主張している。

Ⅲ 年金制度の現状

I章では日本の年金制度の現状が説明される。国民年金の免除制度や基礎年金の財政についてその問題が詳しく論じられている。この問題意識が、免除制度に大きく依存しないで誰もが所得に応じて保険料を拠出できる仕組みに変えるべきであるとの主張と、一律に支払われている現行の国庫負担を低年金者の給付の底上げに用いるべきであるとの主張を導く前提となっている。また年金の給付水準を議論する中で、配偶者が40年間専業主婦であり続けた夫婦を今もモデルにしていることの問題も指摘される。非正規労働者や共働きや独身者が増えるこれからの年金を考える場合、このモデルを指標とすることはミスリーディングであろう。

障害年金についても、障害の概念を「機能障害」から「労働不能」に見直すことの是非が、諸外国の例も交えて論じられている。著者は、明言していないが、障害者もその能力に応じて働けるような所得保障の仕組みを設けることの必要性を示唆しているようである。

2012年の税と社会保障の一体改革に関連する諸改革としては、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大と、低所得者への年金対策について、その意義が論じ

られている。短時間労働者に厚生年金の適用を拡大することができれば、第1号被保険者の多くを所得比例の年金制度に加入させることができ、年金未納の防止にもつながり、将来低年金者が増えるのを防ぐ上で効果が期待される。その意味でこの改革は、現行制度を大幅に変更しなくても実施できて将来の制度改革につながることでできる改革である。外食・流通産業や第3号被保険者からの反対で新たに適用される短時間労働者は25万人程度になってしまったが、こうした改革は、漸進的・計画的に実施するのがいいのかもしれない。

低所得者に対する年金加算の対策は、これまで年金制度では実施されたことのない新しい仕組みで、高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当額の支給停止措置とならんで、年金に対する限られた国庫財源の効果的な活用を図る上で重要な対策であるが、後者は実現しなかった。社会保障としての年金の改革を、どのような利害が阻んでいるのかがうかがい知れる。

新たな課題として、被用者年金の一元化、年金記録問題、マイナンバー制度、厚生年金基金制度の廃止についても触れられている。被用者年金の一元化については、乱立していた被用者制度が厚生年金部分についてようやく統一されるようになったが、積立金や被保険者の管理等はそれぞれの共済組合に委ねられており一本化されたわけではない。今後進められるべき非正規労働者等への厚生年金の適用拡大を考えると、これを全被用者で支える一元化された被用者年金の体制づくりが求められる。

年金記録問題への対応としては、年金の仕組みをわかりやすいものに改めること、年金の手続きの電子化を進め誰もがインターネット等で自分の年金記録を確認できるようにすることの必要性が強調されている。2014年5月に成立したマイナンバー制度が実現すれば、年金だけでなく医療や福祉等社会保障の情報、国税、地方税などの情報も管理できるようになり、給付漏れを防止し、低所得者に現金を給付することも可能になる。大量の個人情報の電子化には、情報漏洩の懸念が付きまとうが、大きくなった社会保障費を誰もが公平に支え、かつ給付の効率化を図るには、避けて通れない基盤整備である。

厚生年金基金は、一部を残してようやく廃止されることになった。このことと関連して、著者は「企業年金を公的年金の代替と明確に位置づけ、非正規労働者

や中小企業従業員にも企業年金が普及するよう、税制や補助金を使った本格的な公私年金連携の強化をすべきであろう」と指摘している。評者としては、ここでいう本格的な公私年金連携を、共済年金や企業年金の税制優遇措置の恩恵が届いていない人々に限定したものと理解したい。

Ⅳ 年金制度が直面する問題と対策

Ⅱ章で、著者は日本の年金制度が直面している主な問題点として、①少子高齢化の中で、いかに年金財政の持続安定性を確保するか、②雇用形態が多様化する中で、非正規労働者を中心に増加している未納者の問題にどう対応するか、③生活保護受給が増加する中で、低所得高齢者への生活保障をいかに確保するか、の3点をあげそれぞれ対策を示している。

①の財政対策については、2004年のマクロ経済スライドで給付水準を切り下げ、財政の安定性は確保されているが、今後も続く少子高齢化に対応するため、さらなる給付抑制が必要になると指摘している。評者は、2004年改革について、保険料を固定し、給付の構造に手を付けないうまま給付水準の引き下げを行った点に問題があると理解しているが、著者も、2004年改革による給付引き下げにより生活保護受給者が増加する問題を取り上げ、国民年金の未納化を防ぐ対策の必要性を強調している。低所得者を未加入・未納に追いやる要因が国民年金の定額保険料の逆進性にあるとし、未納化を解消するもっとも有効な方法は、非正規・短時間労働者に厚生年金の適用を拡大することであると結論づけている。その上で、残る自営業者の扱いについては、諸外国と同様所得比例の保険料を賦課することが可能であるとし、制度一元化をにらんで被用者年金の保険料の賦課方法を自営業に合わせて所得税控除後の所得にすることも検討している。また、増加するフリーランスや偽装自営業者についても、諸外国でとられている対策を紹介しながら、所得比例年金の適用が可能であることを示している。

Ⅴ 年金改革の展望

Ⅲ章では、いくつかのテーマに分けて、どのような年金改革が展望できるかを論じている。

年金制度の設計としては、年金の保険料を所得比例

にして誰もが加入しやすくすることと高齢貧困者に対して最低生活の保障策が必要であるとし、所得比例保険料の徴収制度としては、税と社会保険料の徴収の一元化が目標とされながらも、当面、税や保険の制度ごとに違いのある徴収対象や計算方法についてなるべく整理・統一して行くべきだと主張している。また高齢者の最低所得保障制度については、年金制度の枠内で最低所得保障を行う方法と高齢者向けの公的扶助で最低所得保障を行う方法とを紹介している。

著者は、日本の抜本的な年金改革案として、スウェーデンの年金に類似した民主党の年金改革案を高く評価しているが、それを実現していく移行の道筋が示されなかった点が問題であったとし、所得比例年金の一元化に向けて、自営業同様、被用者についても所得控除後の所得を保険料賦課の対象とすること、最低保障年金の実施は、過去の納付期間に応じて保障額を変える形で40年の移行期間を設けること、新制度への移行について、現行制度の連続性と過去の拠出実績を考慮し40年をかけること、などの具体策を提案している。

2014年の年金財政検証についても詳しく検討されている。50%のモデル年金所得代替率の目標を維持することが容易でないこと、マクロ経済スライドの影響で基礎年金部分の下落が大きく、それが低賃金層の所得代替率を大きく引き下げる結果となっていることが示される。このことは、2004年改革の時点で予想されていたことではあるが、検証でより具体的に示されたことの意義は大きいであろう。

2014年の財政検証でも国民年金の加入期間を45年に延長するオプションの効果が検証され本書でも紹介されているが、著者はさらに、年金の支給開始年齢を例えば2030年代前半に67歳まで引き上げる必要性についても言及している。その際には自営業者の就労実態の把握や高齢者の雇用継続の可能性と若年者雇用への影響について考慮するとともに、他の社会保険への影響や整合性、公私年金の関係の見直しも必要であると指摘する。高齢化が顕著な日本にとって、支給開始年齢の引き上げは最優先の課題であろう。

年金積立金の運用に関しては、GPIFによる公的年金の資産運用の基本ポートフォリオが見直され、資産運用が政治的に利用されかねない危険性を指摘している。最後に、年金の抜本改革までの過程は2段階に分ける必要があるとし、まず第1段階として、出来るだけ

多くの労働者を厚生年金でカバーするよう厚生年金の適用を拡大し、低所得者や無職の人には保険料免除等を積極的に適用して国民年金を応能負担に近づけるとともに、高所得高齢者に対する基礎年金の国庫負担分を支給停止してその財源で年金生活者支援給付金を増額することに取り組むべきと主張している。長期的な戦略と矛盾しない現実的な対策を着実に積み重ねていくことが必要であろう。

Ⅵ 社会保障制度の展望

終章では、エスピン＝アンデルセンの福祉レジーム論を引用しつつ、福祉国家を、①国家が中心となる社会民主主義的福祉国家、②市場が中心となる自由主義的福祉国家、③家族や地域が中心となる保守主義的福祉国家に区別し、日本の福祉国家の展開について、ドイツ同様保守主義でスタートし、皆保険・皆年金も分立型の社会保険体系で実現して今日に至るが、1990年代以降に非正規労働者が増える中で企業別社会保険は機能しなくなり、保守的な社会保険モデルが後退するとともに、今後被用者年金が一元化されるようになれば普遍モデルに接近するであろうとまとめている。

戦後社会保障の展開をこのように捉えた上で、3つ

の福祉レジーム論は社会保障の3つのアプローチにと読み替えられ、普遍的な社会保険と最低生活保障の仕組みを軸に、その不足を市場メカニズムで補い、地域の生活支援は地域コミュニティで支え、3つのアプローチを組み合わせる生活保障を果たすべきだとする社会保障制度の展望が導かれる。分野ごとにそれに適したアプローチを組み合わせる改革のあり方を示すのであれば、福祉レジーム論を持ちだす必要はなかったのではないかと考えられる。

最後に「あとがき」で、「社会保障改革に関する有識者会議」の報告書で提案された「社会保障諮問会議」について触れている。かつての社会保障制度審議会は、社会保障制度改革のあり方について答申・勧告し、実際の社会保障改革を進める上で大きな役割を果たしてきた。「社会保障諮問会議」も、同様の役割を果たすべく提案されたが、社会保障制度改革国民会議は、与野党議員や有識者からなる常設の会議体とはならなかった。長期的に安定した仕組みが求められる社会保障制度改革を議論し意見調整する場として、こうした合議体の設置が不可欠であることを改めて指摘している。

(いちえん・みつや 関西大学名誉教授)

書評

周燕飛著

『母子世帯のワーク・ライフと経済的自立』

(労働政策研究・研修機構, 2014年)

田宮遊子

本書は、日本における母子世帯への就業支援について、独自に実施した調査結果を用いて政策評価を行った研究成果が集められた研究書である。

本書の内容の紹介に入る前に、まず、母子世帯を対象とした政策の流れを振り返っておこう。1980年代半ばと、1990年代後半の2時点で児童扶養手当の大きな削減が実施された。2000年代に入ると、福祉から就労への転換を目指すという政策転換が行われる。これは、2001年に発足した小泉政権下で実施された財政面の構造改革の一環であった。構造改革では社会保障関係の歳出を5年間で総額1.1兆円（毎年2千2百億円）削減することが政策目標とされた。母子世帯に対しては、児童扶養手当の給付カット、生活保護の母子加算の廃止（のちの民主党政権下で復活）が実施された。所得保障の削減の代わりに導入されたのが、母子世帯向けの就業支援策である。本書は、まさに、この、2000年代以降に重視されてきた就業支援策の有効性を問う、重要な研究結果を含んだものになっている。

さて、本書冒頭の序章は、全体のイントロダクションというよりも、本論での分析結果をふまえた政策提案がまとめられた結論部にあたる内容となっている。データ分析による就業支援策の政策評価が第2章以降で行われるが、その総合評価について、端的に次のように述べられている。

「2003年以降に拡充された就業支援策が、統計的に母子世帯の収入アップにつながったという問いかけに対して、答えは『そうとも限らない (not necessarily)』である」(10頁)。

就業支援策の効果は限定的であるという結論からは、4つの政策手段が提案される。すなわち、シングルマザーの婚活支援、親権者の決定にあたって経済力を重要な指標とするルール変更、養育費の強制徴収の仕組みの創設である。加えて、所得保障については、生

活保護がシングルマザーにとって望ましい貧困対策ではないとし、勤労所得税額控除の導入が提案されている。

本書各章の分析は、労働政策研究・研修機構(JILPT)が実施した「母子家庭の母への就業支援に関する調査」(2007年)、「子育て世帯全国調査」(第1回2011年、第2回2012年)の3調査の個票データを軸に、あわせて、JILPT、旧JILが実施した「日本人の働き方調査」(2005年)、「就業・社会参加に関する調査」(2006年)、「母子世帯の母への就業支援に関する調査」(2001年)の3調査や、千葉県弁護士会の「養育費に関するアンケート調査」等が補足的に利用されている。

本書第1章で母子世帯の増加と経済的困難について、その現状が概観され、続く第2章では、経済的自立を果たしている母子世帯の規定要因を、母子世帯の諸属性を説明変数としたプロビットモデルを用いて分析している。ここでの経済的自立とは、300万円を超える年収を有していることや、児童扶養手当が支給停止になる水準の収入を有していることを基準としている。まず、シングルマザーの稼働能力が高ければ自立を高めるのではないかとの仮説については、教育歴が長いほど、勤続年数が長いほど、パソコンを使用しているほど、専門資格を保有しているほど経済的自立層が多い傾向があることから、この仮説が支持されたとしている。育児負担の重さが自立を難しくするという仮説については、子どもの人数が少ないほど、末子年齢が高いほど自立層が多い傾向が観察されることから、この仮説も支持されたとしている。また、私的／公的支援を利用することで経済的自立が高まるのではないか、という問いについては、育児休業制度や親族の育児・家事支援を利用している場合に自立する傾向があると

して、この仮説も一定程度支持されると説明される。ただし、推定結果をみると、シングルマザー向け就

業支援の利用や公営賃貸住宅での居住、親族の持家での居住といった公的／私的支援を受けている場合に、経済的自立に対してマイナスに有意な結果もみられる。公的／私的支援が母子世帯の経済的自立にもたらず効果に関しては、この分析から十分に解明されたとはいえないだろう。

第3章では、シングルマザー向けの就業支援策である、雇用助成金、ジョブサーチ支援、職業能力開発の3種について、どのように効果測定や政策評価ができるのか、その指針が示されている。

まず、シングルマザーを雇用した場合の助成金については、予算規模が大きいものの、果たしてこれによってシングルマザーの雇用は拡大しているのかという疑問を提起している。例えば、雇用助成の期限を超えても雇用が持続されているのか、雇用助成はシングルマザーに対するマイナスのシグナルを雇用主に抱かせることになっていないか、という点についての検証が必要であると指摘されている。

ジョブサーチ支援の効果測定のためには、支援を受けた者と受けなかった者との賃金と就業率の比較や、支援／非支援グループ間を比較する実験的手法が必要であることが指摘されている。

雇用助成の場合、就職困難者同士のパイの奪い合いとなりかねないが、職業能力開発についてはそうした問題が起きにくく、むしろ労働生産性を高めることで労働市場が拡大する効果が期待できるとしている。そこで、シングルマザー向けの職業能力開発策の一つである高等技能訓練促進費について、この支援によるおおよその収益率を推計している。高等技能訓練促進費は、資格取得のために養成機関で2年以上修学する場合に、毎月の生活費としての所得保障が2年を限度として提供されるという、ひとり親世帯に限定した支援策である。この支援を利用して資格を取得した場合の効果は、筆者の推計によれば、看護師、准看護師については収益率が高く、その投資は約5年で回収が期待できるとしている。ただし、資格取得後の勤務が非常勤での雇用であると、収益率は大幅に低下し、理学療法士や作業療法士の資格取得の場合には収益率がマイナスになるケースも見出されている。

高等技能訓練促進費を含め、2000年代以降に新規導入された母子世帯に特化した就業支援事業の中から、高等技能訓練促進費、自立支援教育訓練給付金、母子自立支援プログラムの3事業について政策効果を分析

しているのが第5章である。誰が事業を利用しているのか、就労支援を受けることで正社員就業は可能になったのか、賃金上昇につながったのかという点を評価項目としている。

職業訓練に対する現金給付である高等技能訓練促進費、自立支援教育訓練給付金は、シングルマザーの年齢が若い、教育歴が長い、末子年齢が高い場合に利用確率が高かった。この2事業の利用による正社員への就業移動に関しては、高等技能訓練促進費利用者にプラスの効果がみられるが、自立支援教育訓練給付金についてはその効果はみられていない。賃金上昇効果については、前者は有意な影響はみられず、後者についてはむしろ賃金を低下させる傾向が観察されている。

一方、母子自立支援プログラムは、母親の年齢が高い、母子世帯になってからの年数が短い場合に利用確率が高くなっていった。このプログラムについては、正社員就業についても賃金の上昇についてもマイナスの影響が観察されている。この結果から、母子自立支援プログラム事業がマイナスの効果をもたらしていると言えるだろうか。著者は、それよりも、比較的的資本に乏しいシングルマザーがこの支援を利用している可能性があり、その影響であると解釈している。

これらの結果から、第5章では、高等技能訓練促進費の拡充が提案されている。たしかに、高等技能訓練促進費は、職業訓練と所得保障を融合した制度として、求職者支援制度に先んじた画期的な事業であり、その効果が一定程度確認されたことは重要である。ただし、高等技能訓練を含めた就業支援の成果については、事業を受けることで賃金が低下する傾向が観察されるなど、依然として不明な点が多い。分析結果の解釈も難しく、事業を利用しているサンプルが少ないことによる制約が大きいかもしれない。

資格を取得することで短時間労働でも賃金の高い仕事に就くことができれば、育児と仕事の両立が容易になろう。しかし、第3章での収益率の推計結果とあわせて考えると、資格取得後はフルタイムの正社員雇用に就かなければ、費用対効果の観点から有効な政策とは言えなくなる。高等技能訓練促進費を利用したこうした本格的な職業訓練が有効なのは、フルタイムで働く準備のあるシングルマザーのみに限定されるということが示唆される結果となっている。

第6章では、パソコンスキルを持つことがシングルマザーの就業にとって有用か否かを検討している。ま

ず、パソコンスキルについての先行研究の動向が紹介されている。主な先行研究では、OLS推定では賃金上昇効果がみられるが、内生性の問題から見せかけの相関があり、観察されない個人の能力の影響を除去すると、賃金上昇効果が観察されないとする結果となっている。そこで、著者の分析においても、シングルマザーについて、OLS推定だけでなく、観察不可能な個人の能力の影響を統計的に除去するための操作変数法を用いたIV推定が行われている。推定結果は、先行研究と同様、OLS推定ではパソコン使用による賃金上昇効果がみられるものの、IV推定からはその効果はみられないというものが示されている。

また、賃金の上昇以外の側面でのパソコンスキルの有効性についても検討されている。まず、パソコンスキルを持つことで情報収集能力が高まり、公的支援の利用につながる可能性については、パソコンスキルが母子世帯向けの公的な就業支援の利用確率に有意な影響を与えてはいなかった。ただし、パソコンスキルを持つ場合、母子世帯になる前後に転職や新規就職活動をする確率を高める傾向が観察されている。

つづく第7章では、正社員就業の希望確率と就業確率が推計される。非正社員のシングルマザーは、その8割近くが正社員就業を希望している。実際、シングルマザーのウェルビーイング指標をみると、非正社員のシングルマザーと比べて、正社員就業の場合に収入が高く、生活全般のゆとり感も高くなるという。ところが、「今後3年もしくは5年くらいの間」に正社員になることを希望しているか否か、という、より限定的具体的将来を問う質問にすると、正社員希望者の割合は4分の1にまで低下することに著者は着目している。

第7章での分析によれば、まず、シングルマザーは、女性の中でも正社員希望が高いことがロジット分析から示されている。また、子どものいる女性全体と、子どものいない者も含めた女性全体を対象とした分析からも、母子世帯であることは、正社員就業希望確率を有意に高めていた。

では逆に、正社員就業を希望しないシングルマザーは、どのような理由から正社員を希望しないのだろうか。その理由として、「年齢・学歴等制約仮説」、「育児制約仮説」、「非勤労収入仮説」を立て、正社員就業希望確率を推計している。その結果、シングルマザーの学歴や末子年齢は統計的に有意な影響はみられないものの、母親の年齢が高くなると正社員希望確率は有意

に低下し、親と同居していることはその確率を有意に高くすることが観察されている。これにより、「年齢・学歴等制約仮説」と「育児制約仮説」は一定の説明力をもつとしている。

また、「非勤労収入仮説」については、非勤労収入が増えるごとに正社員希望確率は低下しており、仮説を支持する結果であった。非勤労収入については、さらに、生活保護受給を区別し、生活保護受給を説明変数に加えた推計を行っている。その結果、生活保護受給は正社員就業希望確率を有意に低下させることが観察されている。

生活保護受給を説明変数に加える前のモデルでは、非勤労収入の係数はマイナスで統計的に有意であるが、生活保護受給を加えたモデルでは、非勤労収入が有意ではなくなる。この点について、第7章で明示的な説明はされていない。ここから読み取れるのは、生活保護以外の非勤労収入である児童扶養手当、養育費や親族からの経済的援助等に関しては、正社員就業希望との関係が不明である、ということになろう。児童扶養手当が就業を阻害しているか否か、いわゆる「福祉の罨」が発生しているか否かについての先行研究では、日本においてはそのような関係がみられないことが指摘されており（阿部・大石2005；駒村2004）、第7章での分析がそうした先行研究とも矛盾しない結果になっていることが示唆される。

正社員にはなりたいが当分の間は正社員以外の働き方を希望する、という行動をシングルマザーがとることについては、第1子出産後にいったん就業を中断する女性が多く存在する日本の労働市場の状況にかんがみると、直感的にうなずけることではある。ただし、正社員就業をしているシングルマザーと非正社員のシングルマザーとの間の所得格差は大きく、正社員就業は経済的貧困から抜け出す一つのカギとなっていることは間違いない。このことから、誰が正社員就業希望を実現できるのかという点についての第7章後半部での分析は興味深い。

それによれば、本人年齢が比較的若い、初職が正社員、末子年齢6歳以上、専門資格（介護福祉士、看護師、准看護師、調理師、簿記）保有等が正社員就業の確率を高めるという結果となっている。また、この正社員就業希望の実現要因を女性全体で推定すると、シングルマザーが正社員になりやすいという傾向は確認されていない。

さて、第7章では、母子世帯が生活保護を受給することは、シングルマザーの正社員就業希望確率を低下させているという結果が示されたが、このことは、生活保護受給による福祉の罫の存在を示しているのだろうか。この点について筆者は、「もともと正社員として働けない特殊の事情がある者が、生活保護を受けているという逆の因果の可能性」(144頁)があり、同時性の問題を考慮した分析の必要性があるとして、福祉の罫の存在についての判断は留保している。日本の生活保護制度の運用実態を踏まれば、これは妥当な解釈だと思われる。

最終章となる第9章では、就業支援策から話題を転じ、離別した父親の養育費不払いをめぐる現状分析が行われる。この章の分析には、JILPTの調査と、千葉県弁護士会の調査結果とを用いている。ここでは、養育費支払いが困難な離別父親を年収200万円未満に設定し、その割合が16%と少数であることを指摘している。それにもかかわらず養育費不払いである非監護親が多いことや、とりわけ、年収500万円以上という、平均並みかそれを上回る収入がある場合にも、その4分の3が養育費を支払っていないことを問題視している。

ただし、養育費支払いが困難な非養育親が少数なのかという点について、大石(2012)では、やや異なる見解が示されている。大石(2012)では、月額4万円の養育費を支払うことのできる年収を養育費算定表から逆算した年収額(子どもの年齢が15歳未満で250万円未満、15歳以上20歳未満で350万円未満)を養育費支払いが困難な者と設定し、それを下回る離別父親の割合を推計している。それによれば、離別父親の3~4割程度が、養育費支払い困難層にあたと推計されている。また、離別後独身のままの男性と、離別後再婚した男性とでは、その属性が大きく異なることが指摘されている。後者では一般有配偶男性と同様な属性を持つものに対して、前者では低学歴、離転職が頻繁で健康状態も悪く、人的資本の蓄積不足を原因とした低所得の特徴がみられるという知見が示されている(大石2012)。

非監護親の養育費の不払いは、日本の母子世帯の経済的状況を悪化させている一つの要因として無視できないものであり、養育費の強制徴収の仕組みを導入することは、本書においても、また、政府の政策としても検討されている事項ではある。ただし、本書第9章や大石(2012)が着目しているように、なぜ離別父親が養育費を支払えない/支払わないかが一定程度解明

されない限りは、養育費強制徴収の仕組みは費用対効果の観点から有効性を持ちえない結果になりかねない。このことから、非監護親についてはさらなる分析が必要な論点であると言えよう。

以上、本書で示された新たな知見を概観してきた。今一つ付け加えることは、本書の分析に用いられているJILPTの調査自体が貴重なものであるということだ。日本では母子世帯の実数が少ないだけでなく、調査への回答率も低い可能性があり、母子世帯の状況についてより詳細な統計的分析をするために十分なサンプルを確保することは難しい。厚生労働省が5年ごとに実施している「全国母子世帯等調査」に関しても、2011年調査の母子世帯サンプル数は1,648世帯にとどまっている。本書においても、標本数が小さいことによる分析の限界はみられるものの、千世帯以上の母子世帯サンプルを確保した分析は一定の説得力がある。

このように、本書は、母子世帯の貧困問題を考えるにあたり重要な発見がちりばめられている。日本社会におけるシングルマザーの抱える困難は、少しずつ多くの人に関心を持たれるようになってきているなかで、本書は、この分野の研究者を超えた読者の関心を引くものだと考えられる。ただし、計量分析に馴染みのない潜在的読者層にとっては、やや難解と思われる箇所も多い。とりわけ、既発表の論文を再録して単行本化するのであれば、計量分析の手法や結果の解釈について、もう少しわかりやすい記述を加えることが可能ではないだろうか。ただしそうした点においても、本書で示された学術的貢献は大きく、今後の政策を考えるうえで広く読まれることが期待される。

参考文献

- 阿部彩・大石亜希子(2005)「母子世帯の経済状況と社会保障」, 国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会。
- 大石亜希子(2012)「離別男性の生活実態と養育費」, 西村周三監修, 国立社会保障・人口問題研究所編『日本社会の生活不安—自助・共助・公助の新たなカタチ』慶應義塾大学出版会。
- 駒村康平(2004)「低所得世帯のリスクと最低所得保障」, 橋木俊昭編『リスク社会を生きる』岩波書店。

(たみや・ゆうこ 神戸学院大学准教授)

『季刊社会保障研究』執筆要項

1. 原稿の分量

原稿の分量は原則としてそれぞれ下記を上限とします。図表については各1つにつき200字に換算するものとします。

- (1) 論文：16,000字 (4) 判例研究：12,000字
 (2) 研究ノート：16,000字 (5) 書評：6,000字
 (3) 動向：12,000字

2. 原稿の構成

(1) 見出し等

本文は、必要に応じて節、小見出しなどに分けてください。その場合、ⅠⅡⅢ・・・→123・・・→(1)(2)(3)・・・→①②③・・・の順に区分し、見出しを付けてください。

(2) 注釈

注釈を付す箇所(上付きで1)2)・・・の注釈番号を挿入し、注釈文などは本文末尾に一括して記載してください。注釈番号は論文末までの通し番号としてください。

(3) 参考文献

・論文の末尾に参考文献を列挙してください。表記の方法は下記を参考にしてください。

天川 晃 (1986)「変革の構想—道州制の文脈」大森 彌・佐藤誠三郎『日本の地方政府』東京大学出版会。

毛利健三 (1990)『イギリス福祉国家の研究』東京大学出版会。

本澤巳代子 (1991)「ドイツの家族機能と家族政策」『季刊社会保障研究』Vol.27 No.2。

Ashford, Douglas E. (1986) *The Emergence of the Welfare State*, Basil Blackwell.

Heidenheimer, A. (1981) "Education and Social Entitlements in Europe and America", in P.Flora and H.Heidenheimer eds., *The Development of Welfare State*, Transaction Books.

Majone, G. (1991) "Cross-National Sources of Regulatory Policy Making in Europe and the United States", *Journal of Public Policy*, Vol.11 Part 1.

・インターネットのサイトを引用する場合は、そのページのタイトル、URL、および最終確認日を明記してください。

(例) United Nations Development Programme (2010) Human Development Report 2010,
<http://hdr.undp.org/en/reports/global/hdr2010/> (2010年10月5日最終確認)

3. 引用方法

本文または注釈において、ほかの文献の記述を引用する、または、参照する場合は、その出典を以下のように引用文の末尾に亀甲括弧で明記してください。この場合、当該引用文献を論文末尾に参考文献として必ず挙げてください。

(例) …〔西尾 (1990), p.45〕 …〔Derthick (1991), p91〕

…〔平岡 (1990), pp.57-59〕 …〔McCurdy (1991), pp310-311〕

ただし、本文中における、ほかの文献の引用または参照について、その出典を注釈で示す場合は、亀甲括弧は必要ありません。

(例) 1) 西尾 (1990), p.45

また、注釈などで、参考文献として列挙しない文献を挙げる場合は、上記の参考文献の表記に準じてその著者名、著書・論文名、頁などを記載してください。

(例) 1) 西尾勝 (1990)『行政学の基礎概念』東京大学出版会, p.45。

4. 表記

(1) 年号

原則として西暦を用いてください。元号が必要な場合は西暦の後に括弧書きで挿入してください。ただし、元号を用いることが慣例となっている場合はその限りではありません。

(2) 敬称

敬称は略してください。

(例) 宮澤健一教授は → 宮澤は 貝塚氏は → 貝塚は

5. 図表

図表にはそれぞれ通し番号および表題を付け(例参照)、出所がある場合は必ず明記してください。図表を別ファイルで作成した場合は、論文中に各図表の挿入箇所を指定してください。

(例) <表1>受給者数の変化 <図1>社会保障支出の変化

6. 原稿の提出方法など

(1) 原稿の提出方法

投稿論文を除き、本誌掲載用の原稿は原則としてデータファイルを電子メールに添付する方法で提出してください。ファイル容量などの理由により、電子メールに添付する方法での提出が困難な場合は、CD-Rなどの媒体に記録の上、郵送で提出してください。また、当方で受信したファイルの読み込みができない、あるいは、特殊文字の認識ができないなどの場合には、紙媒体による原稿の提出をお願いすることがありますので、その際にはご協力ください。

原稿のデータファイルが存在しない場合は、紙媒体の原稿を郵送にて提出してください。

(2) 図表について

図表を別ファイルで作成している場合は、当該図表ファイルも提出してください。提出方法は、原稿の提出方法と同様です。データファイルが無い場合は、図表を記載した紙媒体の資料を郵送してください。

(3) 投稿論文の提出方法

投稿論文については、『季刊社会保障研究投稿規程』に従い、紙媒体に印字したものを郵送により提出してください。審査を経て採用が決定した場合には、前2項に従って当該論文のデータファイルを提出していただくことになります。

季刊社会保障研究

第51巻 第3号	(2016年2月刊行)	特集：わが国における福祉国家論の研究の現在
バックナンバー		
第51巻 第2号	(2015年9月刊行)	特集：多様化する女性のライフコースと社会保障 (厚生政策セミナー2014)
第51巻 第1号	(2015年6月刊行)	特集：若者の就業安定モデルの変化と社会保障制度の役割
第50巻 第4号	(2015年3月刊行)	特集：生活保護制度の法的課題 —判例・裁判例の分析と2013年改正の意義
第50巻 第3号	(2014年12月刊行)	特集：住宅政策と地域包括ケア
第50巻 第2号	(2014年7月刊行)	特集：社会保障研究の過去・現在・未来
第49巻 第4号	(2014年3月刊行)	特集：人々の支えあいの実態と社会保障制度の役割 —「生活の支え合いに関する調査」に基づいた分析—
第49巻 第3号	(2013年12月刊行)	特集：震災後の社会保障
第49巻 第2号	(2013年9月刊行)	特集：年金制度の公私のあり方—企業年金のガバナンス問題—
第49巻 第1号	(2013年6月刊行)	特集：地域の多様性と社会保障の持続可能性 (第17回厚生政策セミナー)
第48巻 第4号	(2013年3月刊行)	特集：少子高齢化の進展と社会保障財政—モデル分析の応用—
第48巻 第3号	(2012年12月刊行)	特集：社会的サポート・ネットワークと社会保障
第48巻 第2号	(2012年9月刊行)	特集：ケアの質評価の動向と課題
第48巻 第1号	(2012年6月刊行)	特集：日英における貧困・社会的包摂政策：成功、失敗と希望
第47巻 第4号	(2012年3月刊行)	特集：地域包括ケア提供体制の現状と諸課題
第47巻 第3号	(2011年12月刊行)	特集：社会保障の50年—皆保険・皆年金の意義と課題
第47巻 第2号	(2011年9月刊行)	特集：雇用と産業を生み出す社会保障
第47巻 第1号	(2011年6月刊行)	特集：第15回厚生政策セミナー 暮らしを支える社会保障の構築 —様々な格差に対応した新しい社会政策の方向—
第46巻 第4号	(2011年3月刊行)	特集：人々の暮らしと共助・自助・公助の実態 —「社会保障実態調査」を使った分析—
第46巻 第3号	(2010年12月刊行)	特集：医療・介護政策に関する実証的検証
第46巻 第2号	(2010年9月刊行)	特集：最低生活保障のあり方：データから見えてくるもの

季刊社会保障研究 投稿規程

1. 本誌は社会保障に関する基礎的かつ総合的な研究成果の発表を目的とします。
2. 本誌は定期刊行物であり、1年に4回（3月、6月、9月、12月）発行します。
3. 原稿の形式は社会保障に関する論文、研究ノート、判例研究・評釈、書評などとし、投稿者の学問分野は問いません。
なお、ここでの論文は「独創的かつ科学的な研究論文」とし、それを満たさないものは研究ノートといたします。投稿はどなたでもできます。ただし、本誌に投稿する論文等は、いずれも未投稿・未発表のものに限ります。
4. 投稿者は、審査用原稿1部とコピー1部、要旨2部、計4部を送付して下さい。
5. 採否については、編集委員会のレフェリー制により、指名されたレフェリーの意見に基づいて決定します。採用するものについては、レフェリーのコメントに基づき、投稿者に一部修正を求めることがあります。
なお、原稿は採否に関わらず返却致しません。
6. 原稿執筆の様式は所定の執筆要領に従って下さい。
7. 掲載された論文等は、他の雑誌もしくは書籍または電子媒体等に収録する場合には、国立社会保障・人口問題研究所の許諾を受けることを必要とします。なお、掲載号の刊行後に、国立社会保障・人口問題研究所ホームページで論文等の全文を公開します。
8. 原稿の送り先、連絡先 — 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3
日比谷国際ビル6階
国立社会保障・人口問題研究所 総務課業務係
電話 03-3595-2984 Fax: 03-3591-4816
e-mail: kikan@ipss.go.jp

 海外社会保障研究 No.192 目 次

特 集：予防接種の国際比較

- 特集の趣旨……………加 藤 智 章
- 米国の予防接種制度から学ぶこと—日本の予防接種制度の現状と課題
……………齋 藤 昭 彦
- 途上国における予防接種政策の現状と課題……………中 村 安 秀
- ドイツにおける予防接種政策……………松 本 勝 明
- 中国における予防接種の歴史的展開—種痘政策を中心に……………福 士 由 紀

投稿（動向）

- 韓国における認知症対策および家族介護者支援の取り組みの現状と課題
……………鄭 丞 媛・井 上 祐 介・趙 恩 暲・齋 藤 民

書 評

- 井上恒男著『英国所得保障政策の潮流—就労を軸とした改革の動向—』
（ミネルヴァ書房、2014年）……………丸 谷 浩 介
- 沈潔著『中国の社会福祉改革は何を目指そうとしているのか—社会主義・
資本主義の調和—』（ミネルヴァ書房、2014年）……………澤 田 ゆかり
-

編集後記

今回は、第19回厚生政策セミナー「多様化する女性のライフコースと社会保障」を特集テーマに取り上げました。男女間にさまざまな格差があるという現状を捉え、どのように改善していくかということは、わが国における大変重要な課題です。本号では人口学・経済学・社会政策など、さまざまな視点からこの問題を捉えることにより、どのような取り組みが必要なのかということを明らかにしましたが、この特集を契機に、さらに女性と社会保障のかかわりについての議論が深まることを願っています。

(I.S.)

編集委員長

森田 朗 (国立社会保障・人口問題研究所長)

編集委員

金子 隆一 (国立社会保障・人口問題研究所・副所長)

宮田 智 (同研究所・政策研究調整官)

小野 太一 (同研究所・企画部長)

勝又 幸子 (同研究所・情報調査分析部長)

川越 雅弘 (同研究所・社会保障基礎理論研究部長)

泉田 信行 (同研究所・社会保障応用分析研究部長)

金子 能宏 (同研究所・政策研究連携担当参与)

編集幹事

西村 幸満 (同研究所・社会保障応用分析研究部第2室長)

黒田有志弥 (同研究所・社会保障応用分析研究部第3室長)

佐藤 格 (同研究所・社会保障基礎理論研究部第1室長)

菊池 潤 (同研究所・社会保障基礎理論研究部第3室長)

山本 克也 (同研究所・社会保障基礎理論研究部第4室長)

大津 唯 (同研究所・社会保障応用分析研究部研究員)

渡辺久里子 (同研究所・企画部研究員)

季刊

社会保障研究 Vol.51, No.2, Autumn 2015 (通巻208号)

平成27年9月25日 発行

編 集

国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号

日比谷国際ビル6階

電話 03-3595-2984

<http://www.ipss.go.jp>

印 刷

日本印刷株式会社

〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-41-24

Tel: 03-5911-8660

THE QUARTERLY OF SOCIAL SECURITY RESEARCH (KIKAN SHAKAI HOSHO KENKYU)

Vol.51

Autumn 2015

No.2

Foreword

Women and Social Security: Thirty Years After AKIKO S. OISHI **138**

The 19th IPSS Annual Seminar

Special Issue: Women's Diversifying Life-Course Patterns and Social Security

Keynote Speech 1 Changes in the Family Life of Women in Postmodern Japan
..... TORU SUZUKI **141**

Keynote Speech 2 Reverse — functioning should be remedied to strengthen the tax
and social security system MARI OSAWA **149**

Comments by Panelists

Gender Inequality in the Labor Market AKIRA KAWAGUCHI **160**

Beyond the Second Shift: Aspects of Unpaid Work AKIKO S. OISHI **167**

Poverty of Women and Their Life Course AYA ABE **174**

Women and Mobility in Japan - internal migration and international migration
..... REIKO HAYASHI **181**

Panel Discussion TORU SUZUKI, MARI OSAWA, AKIRA KAWAGUCHI,
AKIKO S. OISHI, AYA ABE, REIKO HAYASHI, AKIRA MORITA **185**

Research Notes

Analysis of Inequality of Life Expectancy and Healthy Life Expectancy among Prefectures
— Search of determinants by nonlinear regression analysis —
..... KAZUTOSHI TANABE and TAKAHIRO SUZUKI **198**

Design of the Long-term Care Market Complemented by Volunteers
— Toward optimal allocation between formal services and voluntary activities —
..... SHIGENORI KAMATA **211**

The Number of Children and the Cost of Their Education MIKITO MASUDA **223**

Report and Statistics

Social Security Law case YUSUKE TSUNEMORI **233**

Book Review

Kohei Komamura (ed.)
Pensions in Japan MITSUYA ICHIEI **241**

Yanfei Zhou (ed.)
Single Mothers in Japan: Attempts to Balance Work-Care and Exit Poverty
..... YUKO TAMIYA **245**

Edited by
National Institute of Population and Social Security Research
(KOKURITSU SHAKAI HOSHO·JINKO MONDAI KENKYUSHO)